

2021/04/01 - 2022/03/31 に掲載されておりました内容に誤りがございましたので、以下のように修正いたしました。

訂正対応表

Table with 2 main columns: '新' (New) and '旧' (Old). Each column contains a table with columns for '項目No', '属性区分', '項目名', and 'SHAP値(絶対値平均)'. The 'SHAP値' column is split into '重要度', '重要性', '性的適合', '重要事項', '重要度評価', '情報取得', and '説明内容'. The '説明内容' column is split into '情報取得' and '説明内容'. The '備考' column contains '第4章 4.3.1項'.

2	<p>全項目とSHAP値上位項目を用いた場合の予測性能比較 各予測対象に対するAUCPRの比較: XGBoostによる多クラス分類</p> <p>図 4.1 XGBoost モデルを用いた重篤事態の予測性能比較: 8つの項目選抜条件から</p>	<p>全項目とSHAP値上位項目を用いた場合の予測性能比較 各予測対象に対するAUCPRの比較: XGBoostによる多クラス分類</p> <p>図 4.1 XGBoost モデルを用いた重篤事態の予測性能比較: 8つの項目選抜条件から</p>	第 4 章 4.3.1 項																																																																																																																																																														
3	<p>表 4.2 項目選抜条件ごとの使用項目のカテゴリ別出現度数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解析条件</th> <th colspan="8">家族(きょうだ)情報/世帯情報</th> </tr> <tr> <th>養育者の様子</th> <th>児童の様子</th> <th>養育環境/生活状況</th> <th>社会関係</th> <th>妊娠/出産</th> <th>初期情報</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全項目使用</td> <td>36</td> <td>29</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>60項目使用</td> <td>28</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>50項目使用</td> <td>22</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>40項目使用</td> <td>18</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>30項目使用</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>20項目使用</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>基本情報のみ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	解析条件	家族(きょうだ)情報/世帯情報								養育者の様子	児童の様子	養育環境/生活状況	社会関係	妊娠/出産	初期情報	その他	全項目使用	36	29	12	5	3	7	3	2	60項目使用	28	10	7	4	3	0	1	1	50項目使用	22	10	6	3	3	0	1	1	40項目使用	18	10	5	3	2	0	0	1	30項目使用	13	8	4	2	1	0	0	1	20項目使用	10	5	2	2	1	0	0	0	基本情報のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	<p>表 4.2 項目選抜条件ごとの使用項目のカテゴリ別出現度数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解析条件</th> <th colspan="8">家族(きょうだ)情報/世帯情報</th> </tr> <tr> <th>養育者の様子</th> <th>児童の様子</th> <th>養育環境/生活状況</th> <th>社会関係</th> <th>妊娠/出産</th> <th>初期情報</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全項目使用</td> <td>36</td> <td>29</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>60項目使用</td> <td>24</td> <td>17</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>50項目使用</td> <td>22</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>40項目使用</td> <td>18</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>30項目使用</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>20項目使用</td> <td>12</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>基本情報のみ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	解析条件	家族(きょうだ)情報/世帯情報								養育者の様子	児童の様子	養育環境/生活状況	社会関係	妊娠/出産	初期情報	その他	全項目使用	36	29	12	5	3	7	3	2	60項目使用	24	17	8	3	3	2	2	1	50項目使用	22	12	7	3	3	1	1	1	40項目使用	18	9	5	3	2	1	1	1	30項目使用	14	8	2	2	2	0	1	1	20項目使用	12	4	2	1	1	0	0	0	基本情報のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	第 4 章 4.3.1 項
解析条件	家族(きょうだ)情報/世帯情報																																																																																																																																																																
	養育者の様子	児童の様子	養育環境/生活状況	社会関係	妊娠/出産	初期情報	その他																																																																																																																																																										
全項目使用	36	29	12	5	3	7	3	2																																																																																																																																																									
60項目使用	28	10	7	4	3	0	1	1																																																																																																																																																									
50項目使用	22	10	6	3	3	0	1	1																																																																																																																																																									
40項目使用	18	10	5	3	2	0	0	1																																																																																																																																																									
30項目使用	13	8	4	2	1	0	0	1																																																																																																																																																									
20項目使用	10	5	2	2	1	0	0	0																																																																																																																																																									
基本情報のみ	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																									
解析条件	家族(きょうだ)情報/世帯情報																																																																																																																																																																
	養育者の様子	児童の様子	養育環境/生活状況	社会関係	妊娠/出産	初期情報	その他																																																																																																																																																										
全項目使用	36	29	12	5	3	7	3	2																																																																																																																																																									
60項目使用	24	17	8	3	3	2	2	1																																																																																																																																																									
50項目使用	22	12	7	3	3	1	1	1																																																																																																																																																									
40項目使用	18	9	5	3	2	1	1	1																																																																																																																																																									
30項目使用	14	8	2	2	2	0	1	1																																																																																																																																																									
20項目使用	12	4	2	1	1	0	0	0																																																																																																																																																									
基本情報のみ	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																									
4	<p>表 4.3 項目選抜条件ごとの使用項目のカテゴリ別構成比</p>	<p>表 4.3 項目選抜条件ごとの使用項目のカテゴリ別構成比</p>	第 4 章 4.3.1 項																																																																																																																																																														

	解析条件								
	養育者の様子	児童の様子	家族(きょうだい)情報/世帯情報	養育環境/生活状況	社会関係	妊娠/出産	初期情報	その他	
	全項目使用(97項目)	37.1%	29.9%	12.4%	5.2%	3.1%	7.2%	3.1%	2.1%
	60項目使用	46.7%	16.7%	11.7%	6.7%	5.0%	0.0%	1.7%	1.7%
	50項目使用	44.0%	20.0%	12.0%	6.0%	6.0%	0.0%	2.0%	2.0%
	40項目使用	45.0%	25.0%	12.5%	7.5%	5.0%	0.0%	0.0%	2.5%
	30項目使用	43.3%	26.7%	13.3%	6.7%	3.3%	0.0%	0.0%	3.3%
	20項目使用	50.0%	25.0%	10.0%	10.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	基本情報のみ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

	解析条件								
	養育者の様子	児童の様子	家族(きょうだい)情報/世帯情報	養育環境/生活状況	社会関係	妊娠/出産	初期情報	その他	
	全項目使用(97項目)	37.1%	29.9%	12.4%	5.2%	3.1%	7.2%	3.1%	2.1%
	60項目使用	40.0%	28.3%	13.3%	5.0%	5.0%	3.3%	3.3%	1.7%
	50項目使用	44.0%	24.0%	14.0%	6.0%	6.0%	2.0%	2.0%	2.0%
	40項目使用	45.0%	22.5%	12.5%	7.5%	5.0%	2.5%	2.5%	2.5%
	30項目使用	46.7%	26.7%	6.7%	6.7%	6.7%	0.0%	3.3%	3.3%
	20項目使用	60.0%	20.0%	10.0%	5.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	基本情報のみ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

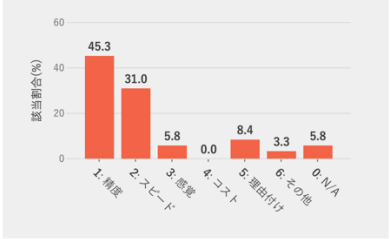
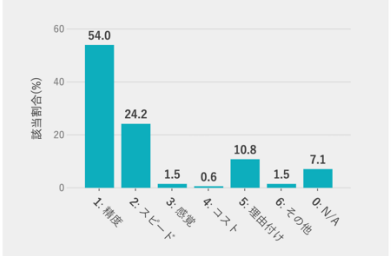
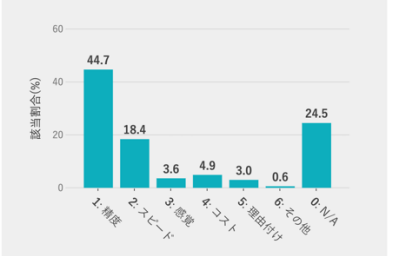
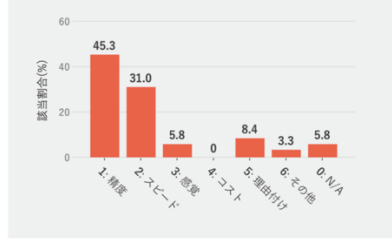
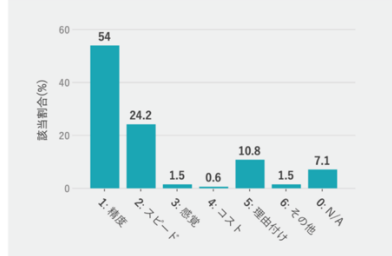
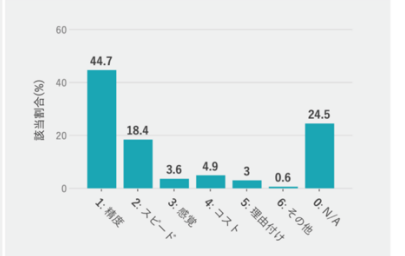
5	<p>4.3.2 調査利用項目のまとめ</p> <p>解析的項目選抜と有識者評価による結果を総括し、全国 Web 調査で使用する 全 131 項目 とそのうちの 主要アセスメント項目 (全 20 項目) を決定した。主要アセスメント項目は解析的項目選抜において重篤虐待の予測に貢献度が高かった上位 20 項目を選んだ。</p>	<p>4.3.2 調査利用項目のまとめ(主要 20 項目と補足候補項目)</p> <p>解析的項目選抜と有識者評価による結果を総括し、全国 Web 調査で使用する 主要アセスメント項目 と補足検証項目を表 4.4 および表 4.5 に整理した。</p>	<p>第 4 章</p> <p>4.3.2 項</p> <p>第 1 段落</p>
6	(新版において削除)	表 4.4 調査に利用する主要 20 項目(上位 1~20 項目)	<p>第 4 章</p> <p>4.3.2 項</p>

		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">順位 No</th> <th rowspan="2">厚労省区分</th> <th rowspan="2">項目名</th> <th colspan="3">補助指標</th> <th rowspan="2">項目内容</th> </tr> <tr> <th>達成率 評価 (平均値)</th> <th>初期段階 達成率 評価 (平均値)</th> <th>訪問段階 達成率 評価 (平均値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>A56</td> <td>養育者の様子</td> <td>抱りや突発的事態への対応困難</td> <td>75.62</td> <td>44.12</td> <td>67.598</td> <td>養育者が自身の抱りをコントロールできない・押しずし/養育者が養育者は、イライラするとう量量に甘んじてしまう/養育者が突発的な出来事に対応が不十分な/バックを越えこす場合を含む</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>A72</td> <td>家庭(きょうだい)情報/管理情報</td> <td>夫婦関係/対立/話し合い困難/立場/格差がでない</td> <td>62.3</td> <td>36.331</td> <td>64.819</td> <td>養育者間で、話し合いによる問題解決に困難がある/過去1年間の間に、養育者(内縁関係の大人も含め)に顕著な対立や争論があった/片側が加害者の立場が維持加害者より悪い、または、片側が被害者/悪くない/養育者が決断不能/家庭内大人ストレスを抱えている</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>A38</td> <td>養育者の様子</td> <td>態度から事態改善が見込まれない</td> <td>66.95</td> <td>45.491</td> <td>65.298</td> <td>養育者が、児童に対する態度を改善する意欲が低い/関係構築による支援・指導があっても、養育者に対する変化が見込まれない/養育者の課題に対して、養育者の改善意欲がない</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>A79</td> <td>社会関係</td> <td>支援/介入/人の信頼/資源不足</td> <td>63.1</td> <td>51.657</td> <td>71.322</td> <td>親族内に援助や介入の窓口になりそうなキーパーソンがいない/関係構築がいがという時に緊急支援できる状況がない/児童の状況や世帯の変化を予測できない/近隣の支援/地域社会の資源がない/関係構築の支援/介入が失敗または効果が見られなかった/経過が過去1年/世帯内に支援の窓口となるキーパーソンがいない/保護事例に必要な支援資源がない、または利用できない/養育者および児童に必要な社会的、情緒的支援が不足している</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>A18</td> <td>児童の様子</td> <td>児童の情緒的問題/対人距離/愛着課題がある</td> <td>60.93</td> <td>51.088</td> <td>67.569</td> <td>児童に、養育者への不自然な身体的、情緒的密着がある/児童が笑わない・表情が乏しい・視線が合っていないなどの様子が見られる/児童が養育者に懐かない/児童に、周囲の大人に対する距離が近い/態度がある/児童に情緒的/愛着課題が見られる(無表情、よく泣く、抱擁が求めない、目を見、不安、強い、攻撃的、遠くを、関係コントロールができない、誰かでもへんなど)/児童が強い・情緒をコントロールできない、抱擁を求めない/児童が養育者以外の人に過度なコミュニケーションを求める</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>A58</td> <td>養育者の様子</td> <td>養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的</td> <td>70.91</td> <td>43.643</td> <td>68.891</td> <td>児童に必要な養育より大人の都合(遊びなど)が優先される/養育者に、自己中心的な思い込み/愛着課題が見られる/養育者の生活上の関心が、児童ではなく自分中心にある</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>A66</td> <td>養育者の様子</td> <td>過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほめあかし</td> <td>74.12</td> <td>44.232</td> <td>66.618</td> <td>養育者が、児童に対して言葉で暴力行為をほめる/「早くせよ」などの脅し/児童に対して、しつけ・体罰という理由での身体的暴力がある/養育者のしつけに過剰性、厳格性が感じられる/養育者が、児童に対して、正面や立ち回ることなどの身体的な苦痛を行う長時間の姿勢の維持を強要している</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>A51</td> <td>養育者の様子</td> <td>精神科医/児童/不安定/判断力の減退/養育困難</td> <td>70.45</td> <td>46.979</td> <td>69.316</td> <td>養育者に入院、加療が必要な精神状態(衝動性が高く極めて不安定な状態など)があり、育児・養育ができる状態ではない/養育者に判断力の著しい減退がある/養育者が、精神的な問題から適切な育児ができない状態が継続している/児童の事案に対する養育者の責任感が低い/養育者が「育児/イロイロ」子育ての過度な負担がある/養育者に精神的過労、倦怠感がある/過去1年間の間に、養育者に精神的な問題による養育の困難が生じている/養育者が自身の自己管理能力が低い、不安定な状態/養育者にエネルギーが無く、自発的な行動や判断が取れない</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>A51</td> <td>養育者の様子</td> <td>養育者の家庭外ストレス</td> <td>70.45</td> <td>46.979</td> <td>69.316</td> <td>養育者が仕事での過度なストレスを抱えている</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>A62</td> <td>養育者の様子</td> <td>育児スキルの不足/不履行</td> <td>69.97</td> <td>56.183</td> <td>73.782</td> <td>養育者が児童に必要な養育を行っていない/親として養育者を行っていない・責任に対する備わった知識により必要となる養育を行っていない場合を含む/養育者が、児童の食事・衣服・学習用品など、必要な生活環境を整えていない/保護者や市町村等の支援がなければ、養育者は継続的に適切な養育ができない/またる養育者が、保護や介入などの基本的な育児ケアができない/養育者に、育児に関する知識や実践が不足している/児童の食事・衣服・学習用品などがない</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>A39</td> <td>養育者の様子</td> <td>通告による傷つき/プレッシャー</td> <td>51.39</td> <td>36.645</td> <td>68.344</td> <td>通告通告を受けて養育者が傷ついている、プレッシャーを感じる様子がある</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>A24</td> <td>児童の様子</td> <td>大人への信頼/自己肯定</td> <td>72.09</td> <td>48.532</td> <td>69.669</td> <td>児童が養育者や周りの大人の顔色を伺い、言動に過敏に反応する/児童が養育者を嫌って逃げようとする/児童が養育者に対して怯える・怖がる・萎縮する/児童が「暴力を振るわれるのは自分が悪いからだ」という認識を持っている</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>A50</td> <td>養育者の様子</td> <td>児童への抱えられない叱責/非難/罰則/無視</td> <td>70.47</td> <td>47.726</td> <td>67</td> <td>養育者が児童を抱えられなく叱る・罵る/養育者が児童を怒鳴るように叱責することが日常化している/養育者に、児童に対する言葉の強い攻撃、辱め、非難、罰則などは恒常的である</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>A82</td> <td>養育環境/生活状況</td> <td>不適切な養育環境</td> <td>69.22</td> <td>46.297</td> <td>76.378</td> <td>養育者や生活環境の様子から、今後、監督不十分により養育が生ずる可能性が高いと考えられる/非衛生的など、児童の身体的健康を害する不適切な居住環境がある/生活環境が「ゴミ屋敷」状態、または、養育者に特定の込み込み(オーディエンス)がある/乳幼児が怪我をする可能性がある状態に置かれている(割れたガラスの設置、口に入れると危険なもの/設置)に、設置された多数の動物が飼育されている</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>A35</td> <td>養育者の様子</td> <td>説明の回避/説明内容の疑念</td> <td>71.08</td> <td>40.083</td> <td>64.642</td> <td>養育者が児童の前/保護者(医師)について説明できない/説明しようとしていない/虐待行為が疑われる事柄に対して、養育者が説明する内容や証言に疑念が残り/養育者の言動に疑いを感じる</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>A73</td> <td>家庭(きょうだい)情報/管理情報</td> <td>経済不安/経済不安定</td> <td>55.71</td> <td>42.662</td> <td>63.518</td> <td>養育者(生計)の失業や転職が繰り返されている//いづれかの養育者に、(経済)が望まれても)働く意欲がない/世帯に医療費の高払いがある/過去1ヶ月の間に、児童の生活する世帯の収入または収入額に大きな変化があった/世帯(同居人含む)に多額の借金がある/世帯に労働による所得者がいない/不安定な状況により生活が安定しない</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>A40</td> <td>養育者の様子</td> <td>支援の形勢/信頼/無関心/支援者への態度に/責任感が低い</td> <td>68.87</td> <td>49.792</td> <td>71.492</td> <td>第三者の関与なく、養育者が児童と児童との関係を維持する/児童と養育者による関係や養育者の関係があるとしても、支援機関等の利用/適切な支援的、情緒的/支援者に対する養育者の態度や、支援への意欲が低下する、あるいは一貫しない/関係構築による援助に対して、拒否や否定しないが利用に不安がある/養育者や、関係構築による援助の申し出やサービス利用に関心を示さない/いづれかの支援機関・関係機関も、養育者と連絡を取るべきではない/養育者が連絡を取らない</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>A25</td> <td>児童の様子</td> <td>過去の心理的/身体的虐待歴</td> <td>73.42</td> <td>48.583</td> <td>68.366</td> <td>児童が、過去に繰り返した身体的な暴力を受けた//児童が過去に、繰り返した心理的暴力を受けていた</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>A25</td> <td>児童の様子</td> <td>養育者を過剰に支持する</td> <td>73.42</td> <td>48.583</td> <td>68.366</td> <td>児童が養育者を過剰に支持・サポートする様子がある</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>A61</td> <td>養育者の様子</td> <td>養育知識/意欲/理解力不足</td> <td>59.41</td> <td>50.149</td> <td>74.814</td> <td>関係機関の支援者が支援情報等を説明しても、養育者から話の要領を掴み取ることができない/育児・養育に必要な知識を持っていない・知ろうとしない/同じ質問を何度も繰り返すなど、養育者の理解力の不足がある、または知識に低い印象がある</td> </tr> </tbody> </table>	順位 No	厚労省区分	項目名	補助指標			項目内容	達成率 評価 (平均値)	初期段階 達成率 評価 (平均値)	訪問段階 達成率 評価 (平均値)	1	A56	養育者の様子	抱りや突発的事態への対応困難	75.62	44.12	67.598	養育者が自身の抱りをコントロールできない・押しずし/養育者が養育者は、イライラするとう量量に甘んじてしまう/養育者が突発的な出来事に対応が不十分な/バックを越えこす場合を含む	2	A72	家庭(きょうだい)情報/管理情報	夫婦関係/対立/話し合い困難/立場/格差がでない	62.3	36.331	64.819	養育者間で、話し合いによる問題解決に困難がある/過去1年間の間に、養育者(内縁関係の大人も含め)に顕著な対立や争論があった/片側が加害者の立場が維持加害者より悪い、または、片側が被害者/悪くない/養育者が決断不能/家庭内大人ストレスを抱えている	3	A38	養育者の様子	態度から事態改善が見込まれない	66.95	45.491	65.298	養育者が、児童に対する態度を改善する意欲が低い/関係構築による支援・指導があっても、養育者に対する変化が見込まれない/養育者の課題に対して、養育者の改善意欲がない	4	A79	社会関係	支援/介入/人の信頼/資源不足	63.1	51.657	71.322	親族内に援助や介入の窓口になりそうなキーパーソンがいない/関係構築がいがという時に緊急支援できる状況がない/児童の状況や世帯の変化を予測できない/近隣の支援/地域社会の資源がない/関係構築の支援/介入が失敗または効果が見られなかった/経過が過去1年/世帯内に支援の窓口となるキーパーソンがいない/保護事例に必要な支援資源がない、または利用できない/養育者および児童に必要な社会的、情緒的支援が不足している	5	A18	児童の様子	児童の情緒的問題/対人距離/愛着課題がある	60.93	51.088	67.569	児童に、養育者への不自然な身体的、情緒的密着がある/児童が笑わない・表情が乏しい・視線が合っていないなどの様子が見られる/児童が養育者に懐かない/児童に、周囲の大人に対する距離が近い/態度がある/児童に情緒的/愛着課題が見られる(無表情、よく泣く、抱擁が求めない、目を見、不安、強い、攻撃的、遠くを、関係コントロールができない、誰かでもへんなど)/児童が強い・情緒をコントロールできない、抱擁を求めない/児童が養育者以外の人に過度なコミュニケーションを求める	6	A58	養育者の様子	養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的	70.91	43.643	68.891	児童に必要な養育より大人の都合(遊びなど)が優先される/養育者に、自己中心的な思い込み/愛着課題が見られる/養育者の生活上の関心が、児童ではなく自分中心にある	7	A66	養育者の様子	過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほめあかし	74.12	44.232	66.618	養育者が、児童に対して言葉で暴力行為をほめる/「早くせよ」などの脅し/児童に対して、しつけ・体罰という理由での身体的暴力がある/養育者のしつけに過剰性、厳格性が感じられる/養育者が、児童に対して、正面や立ち回ることなどの身体的な苦痛を行う長時間の姿勢の維持を強要している	8	A51	養育者の様子	精神科医/児童/不安定/判断力の減退/養育困難	70.45	46.979	69.316	養育者に入院、加療が必要な精神状態(衝動性が高く極めて不安定な状態など)があり、育児・養育ができる状態ではない/養育者に判断力の著しい減退がある/養育者が、精神的な問題から適切な育児ができない状態が継続している/児童の事案に対する養育者の責任感が低い/養育者が「育児/イロイロ」子育ての過度な負担がある/養育者に精神的過労、倦怠感がある/過去1年間の間に、養育者に精神的な問題による養育の困難が生じている/養育者が自身の自己管理能力が低い、不安定な状態/養育者にエネルギーが無く、自発的な行動や判断が取れない	9	A51	養育者の様子	養育者の家庭外ストレス	70.45	46.979	69.316	養育者が仕事での過度なストレスを抱えている	10	A62	養育者の様子	育児スキルの不足/不履行	69.97	56.183	73.782	養育者が児童に必要な養育を行っていない/親として養育者を行っていない・責任に対する備わった知識により必要となる養育を行っていない場合を含む/養育者が、児童の食事・衣服・学習用品など、必要な生活環境を整えていない/保護者や市町村等の支援がなければ、養育者は継続的に適切な養育ができない/またる養育者が、保護や介入などの基本的な育児ケアができない/養育者に、育児に関する知識や実践が不足している/児童の食事・衣服・学習用品などがない	11	A39	養育者の様子	通告による傷つき/プレッシャー	51.39	36.645	68.344	通告通告を受けて養育者が傷ついている、プレッシャーを感じる様子がある	12	A24	児童の様子	大人への信頼/自己肯定	72.09	48.532	69.669	児童が養育者や周りの大人の顔色を伺い、言動に過敏に反応する/児童が養育者を嫌って逃げようとする/児童が養育者に対して怯える・怖がる・萎縮する/児童が「暴力を振るわれるのは自分が悪いからだ」という認識を持っている	13	A50	養育者の様子	児童への抱えられない叱責/非難/罰則/無視	70.47	47.726	67	養育者が児童を抱えられなく叱る・罵る/養育者が児童を怒鳴るように叱責することが日常化している/養育者に、児童に対する言葉の強い攻撃、辱め、非難、罰則などは恒常的である	14	A82	養育環境/生活状況	不適切な養育環境	69.22	46.297	76.378	養育者や生活環境の様子から、今後、監督不十分により養育が生ずる可能性が高いと考えられる/非衛生的など、児童の身体的健康を害する不適切な居住環境がある/生活環境が「ゴミ屋敷」状態、または、養育者に特定の込み込み(オーディエンス)がある/乳幼児が怪我をする可能性がある状態に置かれている(割れたガラスの設置、口に入れると危険なもの/設置)に、設置された多数の動物が飼育されている	15	A35	養育者の様子	説明の回避/説明内容の疑念	71.08	40.083	64.642	養育者が児童の前/保護者(医師)について説明できない/説明しようとしていない/虐待行為が疑われる事柄に対して、養育者が説明する内容や証言に疑念が残り/養育者の言動に疑いを感じる	16	A73	家庭(きょうだい)情報/管理情報	経済不安/経済不安定	55.71	42.662	63.518	養育者(生計)の失業や転職が繰り返されている//いづれかの養育者に、(経済)が望まれても)働く意欲がない/世帯に医療費の高払いがある/過去1ヶ月の間に、児童の生活する世帯の収入または収入額に大きな変化があった/世帯(同居人含む)に多額の借金がある/世帯に労働による所得者がいない/不安定な状況により生活が安定しない	17	A40	養育者の様子	支援の形勢/信頼/無関心/支援者への態度に/責任感が低い	68.87	49.792	71.492	第三者の関与なく、養育者が児童と児童との関係を維持する/児童と養育者による関係や養育者の関係があるとしても、支援機関等の利用/適切な支援的、情緒的/支援者に対する養育者の態度や、支援への意欲が低下する、あるいは一貫しない/関係構築による援助に対して、拒否や否定しないが利用に不安がある/養育者や、関係構築による援助の申し出やサービス利用に関心を示さない/いづれかの支援機関・関係機関も、養育者と連絡を取るべきではない/養育者が連絡を取らない	18	A25	児童の様子	過去の心理的/身体的虐待歴	73.42	48.583	68.366	児童が、過去に繰り返した身体的な暴力を受けた//児童が過去に、繰り返した心理的暴力を受けていた	19	A25	児童の様子	養育者を過剰に支持する	73.42	48.583	68.366	児童が養育者を過剰に支持・サポートする様子がある	20	A61	養育者の様子	養育知識/意欲/理解力不足	59.41	50.149	74.814	関係機関の支援者が支援情報等を説明しても、養育者から話の要領を掴み取ることができない/育児・養育に必要な知識を持っていない・知ろうとしない/同じ質問を何度も繰り返すなど、養育者の理解力の不足がある、または知識に低い印象がある	
順位 No	厚労省区分	項目名				補助指標				項目内容																																																																																																																																																																			
			達成率 評価 (平均値)	初期段階 達成率 評価 (平均値)	訪問段階 達成率 評価 (平均値)																																																																																																																																																																								
1	A56	養育者の様子	抱りや突発的事態への対応困難	75.62	44.12	67.598	養育者が自身の抱りをコントロールできない・押しずし/養育者が養育者は、イライラするとう量量に甘んじてしまう/養育者が突発的な出来事に対応が不十分な/バックを越えこす場合を含む																																																																																																																																																																						
2	A72	家庭(きょうだい)情報/管理情報	夫婦関係/対立/話し合い困難/立場/格差がでない	62.3	36.331	64.819	養育者間で、話し合いによる問題解決に困難がある/過去1年間の間に、養育者(内縁関係の大人も含め)に顕著な対立や争論があった/片側が加害者の立場が維持加害者より悪い、または、片側が被害者/悪くない/養育者が決断不能/家庭内大人ストレスを抱えている																																																																																																																																																																						
3	A38	養育者の様子	態度から事態改善が見込まれない	66.95	45.491	65.298	養育者が、児童に対する態度を改善する意欲が低い/関係構築による支援・指導があっても、養育者に対する変化が見込まれない/養育者の課題に対して、養育者の改善意欲がない																																																																																																																																																																						
4	A79	社会関係	支援/介入/人の信頼/資源不足	63.1	51.657	71.322	親族内に援助や介入の窓口になりそうなキーパーソンがいない/関係構築がいがという時に緊急支援できる状況がない/児童の状況や世帯の変化を予測できない/近隣の支援/地域社会の資源がない/関係構築の支援/介入が失敗または効果が見られなかった/経過が過去1年/世帯内に支援の窓口となるキーパーソンがいない/保護事例に必要な支援資源がない、または利用できない/養育者および児童に必要な社会的、情緒的支援が不足している																																																																																																																																																																						
5	A18	児童の様子	児童の情緒的問題/対人距離/愛着課題がある	60.93	51.088	67.569	児童に、養育者への不自然な身体的、情緒的密着がある/児童が笑わない・表情が乏しい・視線が合っていないなどの様子が見られる/児童が養育者に懐かない/児童に、周囲の大人に対する距離が近い/態度がある/児童に情緒的/愛着課題が見られる(無表情、よく泣く、抱擁が求めない、目を見、不安、強い、攻撃的、遠くを、関係コントロールができない、誰かでもへんなど)/児童が強い・情緒をコントロールできない、抱擁を求めない/児童が養育者以外の人に過度なコミュニケーションを求める																																																																																																																																																																						
6	A58	養育者の様子	養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的	70.91	43.643	68.891	児童に必要な養育より大人の都合(遊びなど)が優先される/養育者に、自己中心的な思い込み/愛着課題が見られる/養育者の生活上の関心が、児童ではなく自分中心にある																																																																																																																																																																						
7	A66	養育者の様子	過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほめあかし	74.12	44.232	66.618	養育者が、児童に対して言葉で暴力行為をほめる/「早くせよ」などの脅し/児童に対して、しつけ・体罰という理由での身体的暴力がある/養育者のしつけに過剰性、厳格性が感じられる/養育者が、児童に対して、正面や立ち回ることなどの身体的な苦痛を行う長時間の姿勢の維持を強要している																																																																																																																																																																						
8	A51	養育者の様子	精神科医/児童/不安定/判断力の減退/養育困難	70.45	46.979	69.316	養育者に入院、加療が必要な精神状態(衝動性が高く極めて不安定な状態など)があり、育児・養育ができる状態ではない/養育者に判断力の著しい減退がある/養育者が、精神的な問題から適切な育児ができない状態が継続している/児童の事案に対する養育者の責任感が低い/養育者が「育児/イロイロ」子育ての過度な負担がある/養育者に精神的過労、倦怠感がある/過去1年間の間に、養育者に精神的な問題による養育の困難が生じている/養育者が自身の自己管理能力が低い、不安定な状態/養育者にエネルギーが無く、自発的な行動や判断が取れない																																																																																																																																																																						
9	A51	養育者の様子	養育者の家庭外ストレス	70.45	46.979	69.316	養育者が仕事での過度なストレスを抱えている																																																																																																																																																																						
10	A62	養育者の様子	育児スキルの不足/不履行	69.97	56.183	73.782	養育者が児童に必要な養育を行っていない/親として養育者を行っていない・責任に対する備わった知識により必要となる養育を行っていない場合を含む/養育者が、児童の食事・衣服・学習用品など、必要な生活環境を整えていない/保護者や市町村等の支援がなければ、養育者は継続的に適切な養育ができない/またる養育者が、保護や介入などの基本的な育児ケアができない/養育者に、育児に関する知識や実践が不足している/児童の食事・衣服・学習用品などがない																																																																																																																																																																						
11	A39	養育者の様子	通告による傷つき/プレッシャー	51.39	36.645	68.344	通告通告を受けて養育者が傷ついている、プレッシャーを感じる様子がある																																																																																																																																																																						
12	A24	児童の様子	大人への信頼/自己肯定	72.09	48.532	69.669	児童が養育者や周りの大人の顔色を伺い、言動に過敏に反応する/児童が養育者を嫌って逃げようとする/児童が養育者に対して怯える・怖がる・萎縮する/児童が「暴力を振るわれるのは自分が悪いからだ」という認識を持っている																																																																																																																																																																						
13	A50	養育者の様子	児童への抱えられない叱責/非難/罰則/無視	70.47	47.726	67	養育者が児童を抱えられなく叱る・罵る/養育者が児童を怒鳴るように叱責することが日常化している/養育者に、児童に対する言葉の強い攻撃、辱め、非難、罰則などは恒常的である																																																																																																																																																																						
14	A82	養育環境/生活状況	不適切な養育環境	69.22	46.297	76.378	養育者や生活環境の様子から、今後、監督不十分により養育が生ずる可能性が高いと考えられる/非衛生的など、児童の身体的健康を害する不適切な居住環境がある/生活環境が「ゴミ屋敷」状態、または、養育者に特定の込み込み(オーディエンス)がある/乳幼児が怪我をする可能性がある状態に置かれている(割れたガラスの設置、口に入れると危険なもの/設置)に、設置された多数の動物が飼育されている																																																																																																																																																																						
15	A35	養育者の様子	説明の回避/説明内容の疑念	71.08	40.083	64.642	養育者が児童の前/保護者(医師)について説明できない/説明しようとしていない/虐待行為が疑われる事柄に対して、養育者が説明する内容や証言に疑念が残り/養育者の言動に疑いを感じる																																																																																																																																																																						
16	A73	家庭(きょうだい)情報/管理情報	経済不安/経済不安定	55.71	42.662	63.518	養育者(生計)の失業や転職が繰り返されている//いづれかの養育者に、(経済)が望まれても)働く意欲がない/世帯に医療費の高払いがある/過去1ヶ月の間に、児童の生活する世帯の収入または収入額に大きな変化があった/世帯(同居人含む)に多額の借金がある/世帯に労働による所得者がいない/不安定な状況により生活が安定しない																																																																																																																																																																						
17	A40	養育者の様子	支援の形勢/信頼/無関心/支援者への態度に/責任感が低い	68.87	49.792	71.492	第三者の関与なく、養育者が児童と児童との関係を維持する/児童と養育者による関係や養育者の関係があるとしても、支援機関等の利用/適切な支援的、情緒的/支援者に対する養育者の態度や、支援への意欲が低下する、あるいは一貫しない/関係構築による援助に対して、拒否や否定しないが利用に不安がある/養育者や、関係構築による援助の申し出やサービス利用に関心を示さない/いづれかの支援機関・関係機関も、養育者と連絡を取るべきではない/養育者が連絡を取らない																																																																																																																																																																						
18	A25	児童の様子	過去の心理的/身体的虐待歴	73.42	48.583	68.366	児童が、過去に繰り返した身体的な暴力を受けた//児童が過去に、繰り返した心理的暴力を受けていた																																																																																																																																																																						
19	A25	児童の様子	養育者を過剰に支持する	73.42	48.583	68.366	児童が養育者を過剰に支持・サポートする様子がある																																																																																																																																																																						
20	A61	養育者の様子	養育知識/意欲/理解力不足	59.41	50.149	74.814	関係機関の支援者が支援情報等を説明しても、養育者から話の要領を掴み取ることができない/育児・養育に必要な知識を持っていない・知ろうとしない/同じ質問を何度も繰り返すなど、養育者の理解力の不足がある、または知識に低い印象がある																																																																																																																																																																						
7	(新版において削除)	表 4.5 調査に利用する補助アセスメント項目(上位 21~50 項目)	第 4 章 4.3.2 項																																																																																																																																																																										

	項目 No	厚労省区分	項目名	補助指標				項目内容
				量算率	初期達成率	訪問達成率	情報取得率	
				量算率 (平均値)	初期達成率 (平均値)	訪問達成率 (平均値)	情報取得率 (平均値)	
	21 A48	初期情報	生活状況の初期把握	72.18	40.475	54.615		初期調査・訪問調査を経て、虐待が生じている家庭内の状況が把握できない
	22 A20	児童の様子	養育者に対する挑発/エスカレートする行為	62.31	51.103	71.828		児童に、「大声で喚く、反抗・挑発する、ものを汚す・壊す」など、養育者をいらぬ態度でふるまう行為が繰り返される場合がある//児童が養育者に対して挑発的行動をとっていることが目につく
	23 A28	児童の様子	嘔み/わずかな嘔/説明されない嘔	74.5	53.857	71.184		理由不明または説明のつかない嘔吐がある//児童に、嘔吐のわずかな回数または頻度が明らかに増大の暴力がある//児童に、嘔吐による嘔み回数が増加している
	24 A85	養育環境/生活状況	児童/養育者の生活習慣の乱れ	61.07	46.265	68.779		児童に昼夜逆転・食事時間の著しい不定歩であるなど、基本的な生活習慣が保たれていない//養育者に、生活リズムなどの生活リズムの乱れがある
	25 A49	養育者の様子	児童への生活支援/行動制限/学習の制限強い	57.36	43.942	67.386		養育者による、学習制限や家庭学習、車の無理強いがある//養育者の養育態度で定期的に・干渉的である//児童が、養育者から年齢相応の行動規範が受け取れない//児童の意欲に支障をきたしている//児童が、学校や公園へ登校しなくなる//虐待防止のため、児童が養育者に対して過度な制限を受けている//養育者が児童の意欲の全てを奪い去る
	26 A2	児童の様子	学業上での課題を抱える	50.22	75.371	83.894		児童が落ちついて学習に向かうことが出来ない//児童に学校での学習の遅れがある//児童に多動・衝動性が見られる//児童が学校にて休学、停学、退学などの問題を抱えている
	27 A19	児童の様子	教員/保育士との接点	48.79	68.657	80.706		児童が、保育士や学校教職員と接点を持つようになる
	28 A80	社会関係	近隣トラブル/養育者社会関係	61.02	45.817	63.452		養育者が他者と安定した人間関係を築けない//近隣に、近隣や他者の観望のトラブルがある
	29 A60	養育者の様子	世帯内関係の混乱/他者の養育/児童/体罰/虐待/体罰	64.19	37.176	64.953		養育者に、特別に感じられる虐待/他者による虐待や体罰/虐待/体罰/虐待/体罰などの事例がある//児童に、世帯内の暴力の被害に遭った事例がある//児童が他者からの虐待に苦しんでいる//児童が、児童への暴力を認認する傾向がある
	30 A98	その他	複数養育者の虐待/混在	74.34	50.156	71.5		複数養育者の虐待が発見/混在
	31 A33	養育者の様子	児童の育てにくさ	61.1	47.786	72.829		養育者が児童の育てにくさを感じている
	32 A79	児童(きょうだい)情報/虐待情報	家族構成/同居人数変化	58.93	51.735	70.493		家庭内に出入りする人間に変化があった(内縁関係者等の出入り・同居関係者等の変化)//この数ヶ月で、家族構成(同居人数)に変化があった
	33 A48	養育者の様子	児童への家事強制/年齢不相応な自立の要求	58.04	40.676	66.537		養育者が、年齢不相応に、自立の自立を児童自身にさせている//養育者が、児童に対して、年齢・発達に相応しくない要求をする//児童が、家事などの養育者の役割の多くを担っている
	34 A68	児童(きょうだい)情報/虐待情報	きょうだい人数/未成年年齢	40.8	94.805	95.304		世帯に3人以上の児童がいる//世帯に年齢の異なる兄弟がいる児童の割合である
	35 A83	養育環境/生活状況	養育者の振り/関係構築がない	62.82	44.618	68.344		養育者が夜間勤務により、夕方以降に児童を管理する大人が少ない状況がある//育児の負担が、母親一人の養育者に限られている//パートナーや他の家族の協力がない//養育者のうち少なくとも1人以上が、育児・養育を行う事が出来ない
	36 A69	児童(きょうだい)情報/虐待情報	ひとり親家庭/夫婦関係悪化	44.13	90.387	93.027		夫婦別内縁関係を含む10歳以上の家族がある//夫婦を含む2人以上の家族
	37 A30	養育者の様子	人前での暴言暴力/いじめもある様子	71.77	50.245	65.642		児童がいても養育者がいなくても、人前で児童を罵ったり、手をあげたりする//目の前で児童に虐待行為を加えている//児童が、人前でも暴力を受けている//児童が、人前で暴力を受けている//児童が、人前で暴力を受けている//児童が、人前で暴力を受けている
	38 A3	児童の様子	学校/園の不自然な欠席	65.23	79.326	85.989		学校/園で頻りに欠席している//児童が、学校/園で頻りに欠席している//児童が、学校/園で頻りに欠席している//児童が、学校/園で頻りに欠席している
	39 A83	妊娠/出産	不妊/妊娠/出産の持ち直し率、出産	64.61	63.02	69.452		養育者が、過去に妊娠・中絶を繰り返している//出産時に産科医を利用している//自費医療の必要で、高いみ込み出産や医療費が高い//産科医の下で出産した児童が、高齢で、産後ケアを受ける//産科医の下で出産した児童が、産後ケアを受ける//産科医の下で出産した児童が、産後ケアを受ける
	40 A59	養育者の様子	養育者/プレッシャー/育児不安/児童の養育者受容困難	62.35	40.404	70.088		養育者が説明を受けずに暴言や児童の特性を理解する姿勢がない//養育者が、児童を完璧に育てなければならないプレッシャーを抱えている//養育者に、育児・養育への強い不安がある
	41 A16	児童の様子	健忘/記憶/学習意欲/報告	71.72	34.8	54.032		児童が、物事を覚えていない//児童が、物事を覚えていない//児童が、物事を覚えていない//児童が、物事を覚えていない
	42 A17	児童の様子	寛容への物性/過剰な反応	66.97	42.564	59.744		児童に寛容への物性または過剰な反応がある
	43 A64	養育者の様子	DVの疑い/過去のDV相談歴	69.06	59.343	76.308		養育者による、配偶者や他の家族などに対する暴言または暴力が繰り返される//児童の世帯において、過去1年間の間にDV・暴力による被害や相談が2回以上発生している
	44 A76	児童(きょうだい)情報/虐待情報	長距離親子分離	61.63	55.895	72.841		家庭内で、一人の児童にのみ施設入所や養育者との分離がある//経済困難や養育者の過労などによる児童の長期的な施設入所や児童を預かる施設入所/児童を預かる施設入所/児童を預かる施設入所/児童を預かる施設入所
	45 A34	養育者の様子	虐待の認知/報道/認知/通知	77.01	36.076	65.444		虐待者以外の養育者に虐待の認識がない、または虐待者以外の大人がいる、虐待者に認識または相談している
	46 A04	養育者の様子	うつ状態/気分障害または不安障害/精神疾患がある	69.12	47.014	70.257		養育者にうつ状態や気分障害、躁鬱病がある//養育者の精神が、うつ状態や気分障害、躁鬱病がある
	47 A77	児童(きょうだい)情報/虐待情報	きょうだいの休学/登校	71.88	82.041	88.795		きょうだいに虐待以外の理由による休学・一時的な休学・登校停止がある//きょうだいに虐待以外の理由による休学・一時的な休学・登校停止がある
	48 A7	児童の様子	児童の発達障害(疑い含む)	52.9	64.871	80.276		児童の発達障害(疑い含む)
	49 A81	社会関係	地域社会からの孤立	66.87	47.769	65.154		地域社会から孤立した家庭(児童等)からの孤立との関係が顕著なものを指す
	50 A52	養育者の様子	物質/行為依存/発達障害の診断/疑い	61.59	40.448	64.065		養育者に発達障害(疑い含む)がある//養育者にアルコール依存の診断または疑いがある//養育者や児童内親戚者にアルコール依存・発達障害がある

したがって、Web 調査では、当該解析結果を踏まえつつも、現場支援者の視点から重要と思われる項目についても組み入れを検討する必要性が示された。これ以降の手続きにおいても、結果として抽出された項目の組み合わせや、評価対象となる観点・範囲(養育者の様子のみに焦点が偏っていないか?)のバランスなども鑑みる必要があるだろう。

したがって、Web 調査では、当該解析結果を踏まえつつも、現場支援者の視点から重要と思われる項目についても組み入れを検討する必要性が示された。これらの解析に係る限界点を踏まえ、表 4.4 および表 4.5 には、有識者議論を経た主要項目と補助項目が整理されている。しかし、これ以降の手続きにおいても、結果として抽出された項目の組み合わせや、評価対象となる観点・範囲(養育者の様子のみに焦点が偏っていないか?)のバランスなども鑑みる必要があるだろう。

9	<p>■ 児童相談所： ツール利用中119件 / 全120件</p>  <p>■ 市区町村： ツール利用中322件 / 全485件</p>  <p>■ 市区町村： ツール非利用の163件 / 全485件</p>  <p>設問A2_11: リスクアセスメントを行う（リスクアセスメントシートを使用する）上で、最も重要視するもの一つ選択して下さい。（単一選択）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1: 精度（児童虐待を予測・防止できるか） 2: スピード（迅速に判断できるか） 3: 感覚（経験や直感にどれだけ合うか） 4: コスト（業務量と導入による経済的部分） 5: 理由付け（「判断の際にリスクアセスメントシートを利用した」という実績） 6: その他 	<p>■ 児童相談所： ツール利用中119件 / 全120件</p>  <p>■ 市区町村： ツール利用中322件 / 全485件</p>  <p>■ 市区町村： ツール非利用の163件 / 全485件</p>  <p>設問A2_11: リスクアセスメントを行う（リスクアセスメントシートを使用する）上で、最も重要視するもの一つ選択して下さい。（単一選択）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1: 精度（児童虐待を予測・防止できるか） 2: スピード（迅速に判断できるか） 3: 感覚（経験や直感にどれだけ合うか） 4: コスト（業務量と導入による経済的部分） 5: 理由付け（「判断の際にリスクアセスメントシートを利用した」という実績） 6: その他 	第5章 5.4.1項
10	<p>アセスメントデータを集計・分析・活用していると回答した組織の数は、アセスメントツールを利用している児童相談所 119 件のうちの 12 件 (10.0%)であり、またアセスメントツールを利用している市区町村 322 件のうちの 47件(14.6%)であった。</p>	<p>アセスメントデータを集計・分析・活用していると回答した組織の数は、アセスメントツールを利用している児童相談所 119 件のうちの 12 件(10.0%)であり、またアセスメントツールを利用している市区町村 322 件のうちの 47件(9.6%)であった。</p>	第5章 5.3.8項 第1段落 第1文
11	<p>アセスメントツールを利用している市区町村 322 件から得られた長所に関する主な意見には、「判断に有用である」(63 件)、「認識を共有しやすい」(59 件)、「手間が掛からない」(58 件)、「調査指針が明確」(39 件)、「経験が浅くても使いやすい」(37 件)、「ケースを理解しやすい」(25</p>	<p>アセスメントツールを利用している市区町村 322 件から得られた長所に関する主な意見には、「判断に有用である」(63 件)、「認識を共有しやすい」(59 件)、「手間が掛からない」(58 件)、「調査指針が明確」(39 件)、「経験が浅くても使いやすい」(37 件)、「ケースを理解しやすい」(25</p>	第5章 5.3.9項

	件)、「客観的にアセスメントできる」(24件)、「一枚のシートに収まっている」(13件)、など児童相談所が挙げたのと同様の要素が挙げた。	い」(25件)、「客観的にアセスメントできる」(24件)、「一枚のシートに収まっている」(13件)、など児童相談所が挙げたのと同様の要素が挙げた。	第2 段落 第1 文
12	比較的多くの児童相談所がアセスメントツールの運用方法にルールを設定しており(66.4%)、ルールに概ね沿った運用を行っている(72.2%)と回答した。	比較的多くの児童相談所がアセスメントツールの運用方法にルールを設定しており(66.6%)、ルールに概ね沿った運用を行っている(72.2%)と回答した。	第5 章 5.6.1 項 第1 段落 第3 文
13	一方、市区町村は、児童相談所と比べると、アセスメントツールの利用率(66.3%)が低く、また運用方法にルールを設定している組織の割合(39.2%)や、概ねルールに沿って運用している組織の割合(47.5%)も比較的小さかった。	一方、市区町村は、児童相談所と比べると、アセスメントツールの利用率(66.6%)が低く、また運用方法にルールを設定している組織の割合(39.2%)や、概ねルールに沿って運用している組織の割合(47.5%)も比較的小さかった。	第5 章 5.6.1 項 第2 段落 第1 文
14	この傾向スコアの上で、経験年数5年未満の群と5年以上の群それぞれから値の類似するペアを抽出(マッチング)することで、共変量の影響を除いた、経験年数区分の違いがアセスメント項目の評価に与える純粋な影響を調査する。この際、マッチングにより2群間の共変量のバラ	この傾向スコアの上で、経験年数5年未満の群と5年以上の群それぞれから値の類似するペアを抽出(マッチング)することで、共変量の影響を除いた、経験年数区分の違いがアセスメント項目の評価に与える純粋な影響を調査する。この際、マッチングにより2群間の共変量のバラ	6.2.3.2 4段落 目-

ンスがどれほど調整されたのかを示す指標として、以下の式で示される各共変量の標準化平均差 (SMD) が存在する(式 6.5)。

$$SMD = \frac{\bar{X}_1 - \bar{X}_2}{\sqrt{(s_1^2 + s_2^2)/2}} \quad (式 6.5)$$

この標準化平均差は各共変量について計算され、 \bar{X}_1 , \bar{X}_2 はそれぞれ群 1 と群 2 におけるその共変量の平均値、 s_1^2 , s_2^2 はそれぞれ群 1 と群 2 におけるその共変量の分散を表す。その共変量において 2 群間でバランスが取れているかを確認する上では、その共変量の標準化平均差の絶対値が 0.1 以下であることが推奨される (zhang et al., 2019)。なお、共変量が二値変数であった場合、標準化平均差は以下のように計算される(式 6.6)。ここで、 p_1 , p_2 はそれぞれ群 1 と群 2 におけるその二値変数の値が 1 をとったデータの割合を表す。

$$SMD = \frac{p_1 - p_2}{\sqrt{(p_1(1 - p_1) + p_2(1 - p_2))/2}} \quad (式 6.6)$$

本研究の分析では、まず傾向スコア算出の際にはロジスティック回帰を行い、そうして得られた傾向スコアの上で、最近傍法により経験年数 5 年未満と 5 年以上の群それぞれから値に近いペアを、ペア間の傾向スコアの差が小さい順に抽出していく。そしてどちらかの群の全てのデータがマッチングに用いられるか、マッチングした際のペア間の傾向スコアの差が 0.2 以上になるまでこの作業を繰り返す。こうして得られたデ

ンスがどれほど調整されたのかを示す指標として、以下の式で示される各共変量の標準化平均差 (SMD) が存在する(式 6.5)。

$$SMD = \frac{\bar{X}_1 - \bar{X}_2}{\sqrt{(s_1^2 + s_2^2)/2}} \quad (式 6.5)$$

この標準化平均差は各共変量について計算され、 \bar{X}_1 , \bar{X}_2 はそれぞれ群 1 と群 2 におけるその共変量の平均値、 s_1^2 , s_2^2 はそれぞれ群 1 と群 2 におけるその共変量の分散を表す。その共変量において 2 群間でバランスが取れているかを確認する上では、その共変量の標準化平均差が 0.1 以下であることが推奨される (zhang et al., 2019)。

	<p>ータセットに対し、各群における各共変量の標準化平均差を算出することで共変量のバランスが調整されていることを確認する。その後、20個の必須アセスメント項目に対し、区分の違いにより回答傾向が異なっているかどうかを項目別・仮想事例別に有意水準5%でのカイ2乗検定を用いて検定する。</p>																																																									
15	<p>1 から 9 までのクラス数を設定して潜在クラスモデルの推定を行ったところ、仮想事例 1、3、7、9においてはクラス数 2の時に、その他の仮想事例においてはクラス数 1の時に、BIC が最小の値を取った。結果を表 6.3.3.1に示す。</p>	<p>1 から 10 までのクラス数を設定して潜在クラスモデルの推定を行ったところ、仮想事例 8においてはクラス数 1の時に、仮想事例 2、3、4、5、6、7、10、12においてはクラス数 2の時に、仮想事例 1、9、11においてはクラス数 3の時に、BIC が最小の値を取った。結果を図 6.3.3.1(1)-(2)に示す。</p>	<p>第 6 章 6.3.3.1 第 1 段落 第 1-2 文</p>																																																							
16	<p>(新版において削除)</p>	<p>図6.3.3.1 (1) 各仮想事例に対して推定された潜在クラスモデルのクラス数別のBIC</p> <table border="1"> <caption>Figure 6.3.3.1 (1) BIC values for different numbers of potential classes</caption> <thead> <tr> <th>仮想事例</th> <th>クラス数 1</th> <th>クラス数 2</th> <th>クラス数 3</th> <th>クラス数 4</th> <th>クラス数 5</th> <th>クラス数 6</th> <th>クラス数 7</th> <th>クラス数 8</th> <th>クラス数 9</th> <th>クラス数 10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮想事例1</td> <td>10046</td> <td>10046</td> <td>10046</td> <td>10046</td> <td>10046</td> <td>10046</td> <td>10046</td> <td>10046</td> <td>10046</td> <td>10046</td> </tr> <tr> <td>仮想事例2</td> <td>4964</td> <td>4964</td> <td>4964</td> <td>4964</td> <td>4964</td> <td>4964</td> <td>4964</td> <td>4964</td> <td>4964</td> <td>4964</td> </tr> <tr> <td>仮想事例3</td> <td>10182</td> <td>10182</td> <td>10182</td> <td>10182</td> <td>10182</td> <td>10182</td> <td>10182</td> <td>10182</td> <td>10182</td> <td>10182</td> </tr> <tr> <td>仮想事例4</td> <td>4203</td> <td>4203</td> <td>4203</td> <td>4203</td> <td>4203</td> <td>4203</td> <td>4203</td> <td>4203</td> <td>4203</td> <td>4203</td> </tr> </tbody> </table>	仮想事例	クラス数 1	クラス数 2	クラス数 3	クラス数 4	クラス数 5	クラス数 6	クラス数 7	クラス数 8	クラス数 9	クラス数 10	仮想事例1	10046	10046	10046	10046	10046	10046	10046	10046	10046	10046	仮想事例2	4964	4964	4964	4964	4964	4964	4964	4964	4964	4964	仮想事例3	10182	10182	10182	10182	10182	10182	10182	10182	10182	10182	仮想事例4	4203	4203	4203	4203	4203	4203	4203	4203	4203	4203	<p>第 6 章 6.3.3.1</p>
仮想事例	クラス数 1	クラス数 2	クラス数 3	クラス数 4	クラス数 5	クラス数 6	クラス数 7	クラス数 8	クラス数 9	クラス数 10																																																
仮想事例1	10046	10046	10046	10046	10046	10046	10046	10046	10046	10046																																																
仮想事例2	4964	4964	4964	4964	4964	4964	4964	4964	4964	4964																																																
仮想事例3	10182	10182	10182	10182	10182	10182	10182	10182	10182	10182																																																
仮想事例4	4203	4203	4203	4203	4203	4203	4203	4203	4203	4203																																																

17	(新版において削除)	<p>図6.3.3.1 (2) 各仮想事例に対して推定された潜在クラスモデルのクラス数別のBIC</p>	第6章 6.3.3.1																																																																																																																																											
18	<p>表6.3.3.1 各仮想事例に対して推定された潜在クラスモデルのクラス数別のBIC</p> <table border="1" data-bbox="219 935 1034 1222"> <thead> <tr> <th rowspan="2">クラス数</th> <th colspan="9">クラス数別BIC</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮想事例1</td> <td>5462.250</td> <td>5444.830</td> <td>5485.785</td> <td>5557.791</td> <td>5680.322</td> <td>5818.162</td> <td>5967.488</td> <td>6123.082</td> <td>6280.606</td> </tr> <tr> <td>仮想事例2</td> <td>2668.949</td> <td>2672.586</td> <td>2766.856</td> <td>2881.115</td> <td>3003.071</td> <td>3130.313</td> <td>3270.910</td> <td>3411.082</td> <td>3565.934</td> </tr> <tr> <td>仮想事例3</td> <td>5372.728</td> <td>5244.867</td> <td>5305.839</td> <td>5420.337</td> <td>5547.313</td> <td>5691.170</td> <td>5840.272</td> <td>5998.133</td> <td>6151.298</td> </tr> <tr> <td>仮想事例4</td> <td>2278.398</td> <td>2297.900</td> <td>2403.463</td> <td>2516.846</td> <td>2643.407</td> <td>2773.301</td> <td>2913.432</td> <td>3051.351</td> <td>3203.757</td> </tr> <tr> <td>仮想事例5</td> <td>4606.464</td> <td>4656.975</td> <td>4736.998</td> <td>4859.377</td> <td>5005.080</td> <td>5158.601</td> <td>5315.074</td> <td>5470.977</td> <td>5636.186</td> </tr> <tr> <td>仮想事例6</td> <td>2641.433</td> <td>2669.454</td> <td>2769.871</td> <td>2887.442</td> <td>3016.719</td> <td>3150.785</td> <td>3286.854</td> <td>3417.298</td> <td>3561.286</td> </tr> <tr> <td>仮想事例7</td> <td>5043.342</td> <td>4985.033</td> <td>5053.629</td> <td>5170.794</td> <td>5313.402</td> <td>5460.887</td> <td>5619.212</td> <td>5760.363</td> <td>5924.772</td> </tr> <tr> <td>仮想事例8</td> <td>2437.115</td> <td>2497.118</td> <td>2594.250</td> <td>2699.762</td> <td>2822.219</td> <td>2955.254</td> <td>3093.617</td> <td>3228.116</td> <td>3375.816</td> </tr> <tr> <td>仮想事例9</td> <td>5131.859</td> <td>5047.944</td> <td>5087.092</td> <td>5211.873</td> <td>5343.079</td> <td>5483.638</td> <td>5630.350</td> <td>5796.289</td> <td>5949.640</td> </tr> <tr> <td>仮想事例10</td> <td>2690.129</td> <td>2725.034</td> <td>2818.030</td> <td>2929.182</td> <td>3050.349</td> <td>3184.891</td> <td>3331.511</td> <td>3462.564</td> <td>3612.660</td> </tr> <tr> <td>仮想事例11</td> <td>4788.640</td> <td>4789.111</td> <td>4868.628</td> <td>4999.168</td> <td>5136.891</td> <td>5286.952</td> <td>5441.559</td> <td>5603.981</td> <td>5766.925</td> </tr> <tr> <td>仮想事例12</td> <td>2343.048</td> <td>2369.307</td> <td>2439.816</td> <td>2547.934</td> <td>2653.830</td> <td>2789.738</td> <td>2905.220</td> <td>3054.974</td> <td>3191.904</td> </tr> </tbody> </table> <p>(各仮想事例におけるクラス数別BICのうち最小の値を太字で記した)</p>	クラス数	クラス数別BIC									1	2	3	4	5	6	7	8	9	仮想事例1	5462.250	5444.830	5485.785	5557.791	5680.322	5818.162	5967.488	6123.082	6280.606	仮想事例2	2668.949	2672.586	2766.856	2881.115	3003.071	3130.313	3270.910	3411.082	3565.934	仮想事例3	5372.728	5244.867	5305.839	5420.337	5547.313	5691.170	5840.272	5998.133	6151.298	仮想事例4	2278.398	2297.900	2403.463	2516.846	2643.407	2773.301	2913.432	3051.351	3203.757	仮想事例5	4606.464	4656.975	4736.998	4859.377	5005.080	5158.601	5315.074	5470.977	5636.186	仮想事例6	2641.433	2669.454	2769.871	2887.442	3016.719	3150.785	3286.854	3417.298	3561.286	仮想事例7	5043.342	4985.033	5053.629	5170.794	5313.402	5460.887	5619.212	5760.363	5924.772	仮想事例8	2437.115	2497.118	2594.250	2699.762	2822.219	2955.254	3093.617	3228.116	3375.816	仮想事例9	5131.859	5047.944	5087.092	5211.873	5343.079	5483.638	5630.350	5796.289	5949.640	仮想事例10	2690.129	2725.034	2818.030	2929.182	3050.349	3184.891	3331.511	3462.564	3612.660	仮想事例11	4788.640	4789.111	4868.628	4999.168	5136.891	5286.952	5441.559	5603.981	5766.925	仮想事例12	2343.048	2369.307	2439.816	2547.934	2653.830	2789.738	2905.220	3054.974	3191.904	(新版において追加)	第6章 6.3.3.1
クラス数	クラス数別BIC																																																																																																																																													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																					
仮想事例1	5462.250	5444.830	5485.785	5557.791	5680.322	5818.162	5967.488	6123.082	6280.606																																																																																																																																					
仮想事例2	2668.949	2672.586	2766.856	2881.115	3003.071	3130.313	3270.910	3411.082	3565.934																																																																																																																																					
仮想事例3	5372.728	5244.867	5305.839	5420.337	5547.313	5691.170	5840.272	5998.133	6151.298																																																																																																																																					
仮想事例4	2278.398	2297.900	2403.463	2516.846	2643.407	2773.301	2913.432	3051.351	3203.757																																																																																																																																					
仮想事例5	4606.464	4656.975	4736.998	4859.377	5005.080	5158.601	5315.074	5470.977	5636.186																																																																																																																																					
仮想事例6	2641.433	2669.454	2769.871	2887.442	3016.719	3150.785	3286.854	3417.298	3561.286																																																																																																																																					
仮想事例7	5043.342	4985.033	5053.629	5170.794	5313.402	5460.887	5619.212	5760.363	5924.772																																																																																																																																					
仮想事例8	2437.115	2497.118	2594.250	2699.762	2822.219	2955.254	3093.617	3228.116	3375.816																																																																																																																																					
仮想事例9	5131.859	5047.944	5087.092	5211.873	5343.079	5483.638	5630.350	5796.289	5949.640																																																																																																																																					
仮想事例10	2690.129	2725.034	2818.030	2929.182	3050.349	3184.891	3331.511	3462.564	3612.660																																																																																																																																					
仮想事例11	4788.640	4789.111	4868.628	4999.168	5136.891	5286.952	5441.559	5603.981	5766.925																																																																																																																																					
仮想事例12	2343.048	2369.307	2439.816	2547.934	2653.830	2789.738	2905.220	3054.974	3191.904																																																																																																																																					
19	その結果として得られた各パラメータの推定値を表6.3.3.2に示す。	その結果として得られた各パラメータの推定値を表6.3.3.1に示す。	第6章																																																																																																																																											

			6.3.3.2 第1 段落 第2 文
20	表 6.3.3.2 に示す通り、クラス数が2である 仮想事例 1、3、7、9 においては、クラス2がクラス1と比べて、20個のアセスメント項目の全てにおいて「不明」と回答する確率が高くなっている。	表 6.3.3.1 に示す通り、クラス数が2である 仮想事例 2、3、4、5、6、7、10、12 においては、クラス2がクラス1と比べて、20個のアセスメント項目の ほぼ 全てにおいて「不明」と回答する確率が高くなっている。	第6 章 6.3.3.2 第2 段落 第2 文
21	(新版において削除)	クラス数が3となった 仮想事例 1、9、11 においても、クラス数が2の場合と同様に、その潜在クラスモデルのすべてが、ほぼ全てのアセスメント項目に関して他のクラスよりも「不明」と回答する確率が高いクラスを有していた。さらに、同様の意味で、「該当」と回答する確率が高いクラス、「非該当」と回答する確率が高いクラスを有している。本項では以下、これらのクラスを順に、「不明指向クラス」「該当指向クラス」「非該当指向クラス」と言う。表 6.3.3.1 の中では、 仮想事例 1、9、11 のクラス1、クラス2、クラス3が、それぞれ該当指向クラス、非該当指向クラス、不明クラスである。	旧版 第6 章 6.3.3.2 第3 段落
22	表 6.3.3.2 推定された潜在クラスモデル	表 6.3.3.1 推定された潜在クラスモデル	第6 章 6.3.3.2

	仮想事例9									仮想事例10								
	クラス1($p_1 = 0.36$)			クラス2($p_2 = 0.26$)			クラス3($p_3 = 0.38$)			クラス1($p_1 = 0.42$)			クラス2($p_2 = 0.58$)					
	該当	非該当	不明	該当	非該当	不明	該当	非該当	不明	該当	非該当	不明	該当	非該当	不明			
項目1	0.77	0.11	0.12	0.74	0.15	0.08	0.70	0.04	0.24	0.76	0.20	0.05	0.70	0.02	0.28			
項目2	0.38	0.11	0.51	0.34	0.45	0.20	0.18	0.04	0.76	0.90	0.08	0.00	0.70	0.00	0.30			
項目3	0.96	0.00	0.04	0.68	0.17	0.15	0.57	0.03	0.39	0.92	0.03	0.05	0.93	0.00	0.07			
項目4	0.90	0.01	0.08	0.44	0.36	0.17	0.60	0.01	0.37	0.64	0.13	0.23	0.47	0.15	0.38			
項目5	0.89	0.00	0.11	0.74	0.06	0.17	0.44	0.01	0.54	0.89	0.00	0.08	0.71	0.00	0.29			
項目6	0.98	0.00	0.02	0.52	0.21	0.23	0.53	0.03	0.43	1.00	0.00	0.00	0.94	0.02	0.04			
項目7	0.64	0.01	0.35	0.62	0.12	0.26	0.34	0.00	0.66	0.77	0.03	0.20	0.83	0.02	0.15			
項目8	0.10	0.79	0.11	0.00	0.98	0.02	0.03	0.61	0.36	0.21	0.55	0.24	0.23	0.34	0.43			
項目9	0.39	0.10	0.51	0.19	0.23	0.58	0.06	0.00	0.91	0.90	0.05	0.05	0.85	0.02	0.13			
項目10	0.48	0.06	0.46	0.20	0.39	0.38	0.20	0.04	0.75	0.64	0.23	0.13	0.62	0.11	0.26			
項目11	0.52	0.19	0.29	0.22	0.38	0.38	0.25	0.06	0.68	0.13	0.77	0.10	0.11	0.61	0.28			
項目12	0.99	0.00	0.00	0.85	0.08	0.06	0.68	0.06	0.27	0.81	0.03	0.16	0.64	0.04	0.32			
項目13	1.00	0.00	0.00	0.96	0.00	0.04	0.93	0.00	0.07	0.41	0.18	0.41	0.16	0.07	0.77			
項目14	0.10	0.03	0.87	0.02	0.59	0.39	0.04	0.04	0.92	0.10	0.22	0.65	0.02	0.02	0.96			
項目15	0.56	0.05	0.39	0.32	0.34	0.34	0.21	0.07	0.71	0.65	0.20	0.15	0.41	0.04	0.55			
項目16	0.33	0.03	0.64	0.41	0.13	0.44	0.10	0.00	0.90	0.18	0.18	0.64	0.09	0.00	0.91			
項目17	0.01	0.87	0.10	0.00	0.92	0.04	0.01	0.75	0.21	0.13	0.74	0.13	0.07	0.12	0.81			
項目18	0.03	0.43	0.54	0.00	0.98	0.02	0.00	0.17	0.83	0.15	0.63	0.22	0.13	0.04	0.83			
項目19	0.87	0.08	0.05	0.61	0.20	0.19	0.45	0.03	0.51	0.51	0.15	0.34	0.48	0.00	0.52			
項目20	0.79	0.03	0.18	0.42	0.42	0.16	0.43	0.07	0.49	0.12	0.25	0.62	0.02	0.05	0.93			

	仮想事例11									仮想事例12								
	クラス1($p_1 = 0.37$)			クラス2($p_2 = 0.42$)			クラス3($p_3 = 0.21$)			クラス1($p_1 = 0.53$)			クラス2($p_2 = 0.47$)					
	該当	非該当	不明	該当	非該当	不明	該当	非該当	不明	該当	非該当	不明	該当	非該当	不明			
項目1	0.99	0.00	0.01	0.86	0.07	0.07	0.71	0.07	0.22	0.80	0.08	0.13	0.63	0.03	0.34			
項目2	0.63	0.09	0.27	0.26	0.37	0.37	0.39	0.15	0.46	0.87	0.00	0.13	0.85	0.06	0.09			
項目3	0.75	0.00	0.24	0.57	0.28	0.14	0.44	0.00	0.56	0.90	0.05	0.05	0.66	0.03	0.32			
項目4	0.08	0.03	0.89	0.03	0.31	0.67	0.00	0.00	1.00	0.20	0.59	0.21	0.11	0.09	0.80			
項目5	0.71	0.02	0.27	0.45	0.04	0.49	0.25	0.00	0.75	0.80	0.05	0.15	0.80	0.00	0.20			
項目6	1.00	0.00	0.00	0.92	0.01	0.07	0.81	0.00	0.19	0.39	0.43	0.18	0.17	0.03	0.80			
項目7	0.51	0.02	0.47	0.26	0.26	0.48	0.08	0.08	0.83	0.90	0.00	0.10	0.71	0.00	0.29			
項目8	0.02	0.59	0.39	0.01	0.94	0.04	0.00	0.59	0.41	0.39	0.26	0.36	0.31	0.20	0.49			
項目9	0.98	0.00	0.02	0.81	0.08	0.11	0.30	0.00	0.70	0.97	0.00	0.03	0.91	0.00	0.06			
項目10	0.70	0.00	0.30	0.60	0.16	0.24	0.44	0.03	0.53	0.15	0.45	0.39	0.06	0.18	0.76			
項目11	0.03	0.39	0.57	0.01	0.94	0.04	0.03	0.49	0.48	0.20	0.77	0.03	0.03	0.51	0.46			
項目12	0.98	0.02	0.00	0.90	0.01	0.09	0.50	0.08	0.42	0.76	0.10	0.13	0.55	0.03	0.42			
項目13	0.95	0.00	0.05	0.99	0.01	0.00	0.78	0.00	0.22	0.49	0.28	0.23	0.34	0.00	0.66			
項目14	0.35	0.08	0.57	0.32	0.39	0.29	0.12	0.31	0.57	0.13	0.36	0.52	0.00	0.00	1.00			
項目15	1.00	0.00	0.00	0.95	0.05	0.00	0.78	0.05	0.16	0.58	0.15	0.24	0.38	0.09	0.54			
項目16	0.54	0.04	0.42	0.26	0.28	0.45	0.19	0.13	0.67	0.41	0.36	0.23	0.23	0.17	0.60			
項目17	0.02	0.86	0.11	0.00	0.92	0.05	0.00	0.84	0.11	0.00	0.80	0.20	0.00	0.77	0.23			
項目18	0.27	0.02	0.71	0.12	0.44	0.43	0.05	0.17	0.78	0.00	0.67	0.33	0.00	0.23	0.77			
項目19	0.49	0.02	0.50	0.42	0.07	0.52	0.33	0.00	0.67	0.41	0.39	0.20	0.11	0.20	0.69			
項目20	0.05	0.13	0.82	0.08	0.65	0.28	0.03	0.25	0.73	0.38	0.10	0.52	0.20	0.00	0.80			

23

推定された潜在クラスモデルのクラス数が2となった仮想事例1、3、7、9において、組織区分ごとの回答が各潜在クラスへ帰属する割合を表6.3.3.3に示す。

各仮想事例において、組織区分ごとの回答が各潜在クラスへ帰属する割合を表6.3.3.2に示す。

第6章
6.3.3.3
第1段落

--	--	--	--

表6.3.3.3 組織区分ごとの潜在クラス帰属数と帰属割合

	仮想事例1		仮想事例3		仮想事例7		仮想事例9	
	クラス1	2不明指向	クラス1	2不明指向	クラス1	2不明指向	クラス1	2不明指向
市区町村	69件(51%)	65件(49%)	50件(40%)	76件(60%)	80件(60%)	54件(40%)	66件(51%)	63件(49%)
児童相談所	25件(64%)	14件(36%)	19件(42%)	26件(58%)	17件(61%)	11件(39%)	18件(49%)	19件(51%)
合計	94件(54%)	79件(46%)	69件(40%)	102件(60%)	97件(60%)	65件(40%)	84件(51%)	82件(49%)

24

表6.3.3.2 組織区分ごとの潜在クラス帰属数と帰属割合

	仮想事例1			仮想事例2		仮想事例3	
	1該当指向	2非該当指向	3不明指向	クラス1	2不明指向	クラス1	2不明指向
市区町村	37件(26.4%)	38件(27.1%)	65件(46.4%)	22件(32.8%)	45件(67.2%)	54件(39.1%)	84件(60.9%)
児童相談所	8件(18.6%)	16件(37.2%)	19件(44.2%)	9件(34.6%)	17件(65.4%)	23件(48.9%)	24件(51.1%)
合計	45件(25.0%)	54件(30.0%)	84件(46.0%)	31件(33.3%)	62件(66.7%)	77件(42.0%)	108件(58.0%)

	仮想事例4		仮想事例5		仮想事例6	
	クラス1	2不明指向	クラス1	2不明指向	クラス1	2不明指向
市区町村	34件(54.8%)	28件(45.2%)	76件(53.1%)	67件(46.9%)	34件(47.2%)	38件(52.8%)
児童相談所	14件(60.9%)	9件(39.1%)	19件(59.4%)	13件(40.6%)	3件(37.5%)	5件(62.5%)
合計	48件(56.5%)	37件(43.5%)	95件(54.3%)	80件(45.7%)	37件(46.0%)	43件(54.0%)

	仮想事例7		仮想事例8		仮想事例9	
	クラス1	2不明指向	クラス1	1該当指向	2非該当指向	3不明指向
市区町村	87件(60.8%)	56件(39.2%)	63件(100%)	52件(35.4%)	41件(27.9%)	54件(36.7%)
児童相談所	19件(63.3%)	11件(36.7%)	20件(100%)	15件(37.5%)	7件(17.5%)	18件(45.0%)
合計	106件(61.3%)	67件(38.7%)	83件(100%)	67件(36.0%)	48件(26.0%)	72件(39.0%)

	仮想事例10		仮想事例11			仮想事例12	
	クラス1	2不明指向	1該当指向	2非該当指向	3不明指向	クラス1	2不明指向
市区町村	30件(40.5%)	44件(59.5%)	48件(34.0%)	60件(42.6%)	33件(23.4%)	29件(50.0%)	29件(50.0%)
児童相談所	9件(45.0%)	11件(55.0%)	18件(51.4%)	14件(40.0%)	3件(8.6%)	10件(62.5%)	6件(37.5%)
合計	39件(41.5%)	55件(58.5%)	66件(38.0%)	74件(42.0%)	36件(20.0%)	39件(52.7%)	35件(47.3%)

市区町村のほうが児童相談所よりも不明指向クラスへの帰属割合が大きくなるケースとしては、仮想事例 1 があった。その他の仮想事例 3、7、9 では、組織区分によって帰属割合に大きな差は生じなかった。

クラス数が 2 となった仮想事例において、組織区分によって不明指向クラスへの帰属割合に差が生じるケースとしては、市区町村のほうが児童相談所よりも帰属割合が大きい場合と、逆に児童相談所のほうが市区町村よりも帰属割合が大きい場合の両方が見られた。市区町村のほうがより大きい帰属割合を持つケースとしては、仮想事例 3、4、5、10、12 があった。一方、児童相談所の方がより大きい帰属割合を持つケースとしては、仮想事例 6 があった。

クラス数が 3 となった仮想事例において、組織区分によって不明指向クラスへの帰属割合に差が生じるケースとしては、仮想事例 9、11 があった。仮想事例 9 では児童相談所のほうが市区町村よりも帰属割合が大きかったが、仮想事例 11 では逆に市区町村のほうが児童相談

25

		所よりも帰属割合が大きかった。また、児童相談所と市区町村のどちらが該当指向クラスへの帰属割合をより大きく持つかに関しても、仮想事例 1 と 11 では異なっていた。非該当指向クラスに関しても、仮想事例 1 と 9 で同様の違いが見られた。	
26	推定された潜在クラスモデルのクラス数が 2 となった仮想事例 1、3、7、9 において、組織区分・経験年数区分ごとの回答が各潜在クラスへ帰属する割合を表 6.3.3.4 に示す。なお、本分析における経験年数とは、児童虐待現場に携わっていた期間の累計である。また、「児童虐待現場に携わっていない」と答えた回答は N/A に分類した。	各仮想事例における組織区分・経験年数区分ごとの回答が各潜在クラスへ帰属する割合を表 6.3.3.3 に示す。	第 6 章 6.3.3.4 第 1 段落 第 2 文以降

表6.3.3.4 組織区分・経験年数区分ごとの潜在クラス帰属数と帰属割合

		仮想事例1		仮想事例3		仮想事例7		仮想事例9	
		クラス1	2不明指向	クラス1	2不明指向	クラス1	2不明指向	クラス1	2不明指向
市区町村	5年以上	12件(55%)	10件(45%)	10件(31%)	22件(69%)	19件(53%)	17件(47%)	13件(50%)	13件(50%)
	5年未満	51件(51%)	49件(49%)	35件(41%)	50件(59%)	50件(59%)	35件(41%)	45件(50%)	45件(50%)
	N/A	6件(50%)	6件(50%)	5件(56%)	4件(44%)	11件(85%)	2件(15%)	8件(62%)	5件(38%)
児童相談所	5年以上	15件(65%)	8件(35%)	9件(41%)	13件(59%)	9件(60%)	6件(40%)	9件(41%)	13件(59%)
	5年未満	8件(62%)	5件(38%)	9件(43%)	12件(57%)	8件(62%)	5件(38%)	8件(57%)	6件(43%)
	N/A	2件(67%)	1件(33%)	1件(50%)	1件(50%)	0件(0%)	0件(0%)	1件(100%)	0件(0%)

18

表6.3.3.3 組織区分・経験年数区分ごとの潜在クラス帰属数と帰属割合

		仮想事例1			仮想事例2		仮想事例3	
		1該当指向	2非該当指向	3不明指向	クラス1	2不明指向	クラス1	2不明指向
市区町村	5年以上	5件(20.8%)	9件(37.5%)	10件(41.7%)	5件(33.3%)	10件(66.7%)	11件(31.4%)	24件(68.6%)
	5年未満	26件(30.6%)	26件(30.6%)	33件(38.8%)	16件(37.2%)	27件(62.8%)	33件(41.3%)	47件(58.8%)
	N/A	6件(19.4%)	3件(9.7%)	22件(71.0%)	1件(11.1%)	8件(88.9%)	10件(43.5%)	13件(56.5%)
児童相談所	5年以上	6件(23.1%)	9件(34.6%)	11件(42.3%)	5件(35.7%)	9件(64.3%)	12件(50.0%)	12件(50.0%)
	5年未満	2件(15.4%)	6件(46.2%)	5件(38.5%)	2件(22.2%)	7件(77.8%)	10件(55.6%)	8件(44.4%)
	N/A	0件(00.0%)	1件(25.0%)	3件(75.0%)	1件(33.3%)	2件(66.7%)	1件(20.0%)	4件(80.0%)

		仮想事例4		仮想事例5		仮想事例6	
		クラス1	2不明指向	クラス1	2不明指向	クラス1	2不明指向
市区町村	5年以上	8件(57.1%)	6件(42.9%)	20件(55.6%)	16件(44.4%)	11件(50.0%)	11件(50.0%)
	5年未満	16件(48.5%)	17件(51.5%)	37件(50.7%)	36件(49.3%)	19件(48.7%)	20件(51.3%)
	N/A	10件(66.7%)	5件(33.3%)	19件(55.9%)	15件(44.1%)	4件(36.4%)	7件(63.6%)
児童相談所	5年以上	9件(69.2%)	4件(30.8%)	13件(65.0%)	7件(35.0%)	1件(33.3%)	2件(66.7%)
	5年未満	3件(42.9%)	4件(57.1%)	5件(50.0%)	5件(50.0%)	2件(40.0%)	3件(60.0%)
	N/A	2件(66.7%)	1件(33.3%)	1件(50.0%)	1件(50.0%)	0件(00.0%)	0件(00.0%)

		仮想事例7		仮想事例8		仮想事例9		
		クラス1	2不明指向	クラス1	1該当指向	2非該当指向	3不明指向	
市区町村	5年以上	21件(55.3%)	17件(44.7%)	13件(100%)	10件(37.0%)	6件(22.2%)	11件(40.7%)	
	5年未満	45件(60.0%)	30件(40.0%)	37件(100%)	34件(37.4%)	25件(27.5%)	32件(35.2%)	
	N/A	21件(70.0%)	9件(30.0%)	13件(100%)	8件(27.6%)	10件(34.5%)	11件(37.9%)	
児童相談所	5年以上	11件(64.7%)	6件(35.3%)	13件(100%)	9件(36.0%)	4件(16.0%)	12件(48.0%)	
	5年未満	8件(66.7%)	4件(33.3%)	5件(100%)	5件(41.7%)	3件(25.0%)	4件(33.3%)	
	N/A	1件(50.0%)	1件(50.0%)	2件(100%)	1件(33.3%)	0件(00.0%)	2件(66.7%)	

		仮想事例10		仮想事例11			仮想事例12	
		クラス1	2不明指向	1該当指向	2非該当指向	3不明指向	クラス1	2不明指向
市区町村	5年以上	3件(21.4%)	11件(78.6%)	7件(26.9%)	11件(42.3%)	8件(30.8%)	7件(53.8%)	6件(46.2%)
	5年未満	25件(54.3%)	21件(45.7%)	26件(33.8%)	33件(42.9%)	18件(23.4%)	18件(58.1%)	13件(41.9%)
	N/A	2件(14.3%)	12件(85.7%)	15件(39.5%)	16件(42.1%)	7件(18.4%)	4件(28.6%)	10件(71.4%)
児童相談所	5年以上	6件(42.9%)	8件(57.1%)	14件(56.0%)	9件(36.0%)	2件(8.0%)	6件(66.7%)	3件(33.3%)
	5年未満	1件(25.0%)	3件(75.0%)	2件(28.6%)	2件(28.6%)	4件(57.1%)	1件(14.3%)	3件(60.0%)
	N/A	2件(50.0%)	2件(50.0%)	2件(66.7%)	1件(33.3%)	0件(00.0%)	1件(50.0%)	1件(50.0%)

19

経験年数区分の違いによって不明指向クラスへの帰属割合に差が生じたのは、仮想事例3と9であった。仮想事例3では、市区町村において、経験年数5年以上のほうが5年未満よりも不明指向クラスへの帰属割合が大きかった。一方、仮想事例9では、児童相談所において、経験年数5年以上のほうが5年未満よりも不明指向クラスへの帰属割合が大きかった。その他の仮想事例および組織区分においては、帰属割合にそれほど大きな差は見られなかった。

クラス数が2となった仮想事例において、経験年数区分の違いによって不明指向クラスへの帰属割合に大きな差が生じたのは、仮想事例3、4、5、10であった。仮想事例3では、児童相談所と市区町村の両方で、経験年数5年以上のほうが5年未満よりも不明指向クラスへの帰属割合が大きかった。一方、仮想事例4、5では、児童相談所と市区町村の両方で、経験年数5年未満のほうが5年以上よりも不明指向クラスへの帰属割合が大きかった。仮想事例10では、市区町村において、経験年数5年以上のほうが5年未満よりも不明指向クラスへの帰属割

		<p>合がかなり大きかった。一方、児童相談所においては、逆に経験年数5年未満のほうが5年以上よりも不明指向クラスへの帰属割合が大きかった。</p> <p>クラス数が3となった仮想事例において、経験年数区分の違いによって不明指向クラスへの帰属割合に大きな差が生じたのは、仮想事例9、11であった。仮想事例9では、児童相談所と市区町村の両方で、経験年数5年以上のほうが5年未満よりも不明指向クラスへの帰属割合が大きかった。仮想事例11においても、市区町村に関しては同様の結果であった。また、差がわずかであることを除けば、仮想事例1においても同様の結果が見られた。</p> <p>クラス数が3となった仮想事例のいずれにおいても、経験年数区分の違いによって該当指向クラスまたは非該当指向クラスへの帰属割合に差が生じていた。仮想事例1、11では、市区町村に関しては、経験年数5年未満の方が5年以上よりも、該当指向クラスへの帰属割合が大きかった。一方、児童相談所に関しては、逆に経験年数5年以上のほうが5年未満よりも該当指向クラスへの帰属割合が大きかった。</p> <p>以上に述べた通り、経験年数区分の違いによって各潜在クラスへの帰属割合に差が生じる仮想事例には様々な類型があった。経験年数が上がると不明指向クラスへの帰属割合が大きくなることもあれば小さくなることもあり、またその大小の向きが児童相談所と市区町村の間で相反する場合もあった。</p>	
20	<p>6.3.3.2 で見たように、各仮想事例に対して推定された潜在クラスモデルには、クラス数が1となる場合と、2となる場合があった。クラス数が2となった潜在クラスモデルは、不明指向クラスとそれ以外のク</p>	<p>6.3.3.2 で見たように、各仮想事例に対して推定された潜在クラスモデルには、クラス数が1となる場合、2となる場合、3となる場合があった。クラス数が2となった潜在クラスモデルは、不明指向クラスとそ</p>	<p>第6章 6.4節</p>

	<p>ラスの二つから構成されていた。なお、BICに基づくクラス数の決定においてクラス数が1とされた仮想事例においても、仮想事例8を除けば、クラス数を2と設定した場合に得られる潜在クラスモデルは不明指向クラスを有していた。不明指向クラスは、6.2.3.1で述べた通り、20個の必須アセスメント項目全体にわたって不明と回答しやすい傾向を示すものとして捉えられる。そのような傾向が事例によっては現れ得るということを、本分析の結果は示唆している。</p> <p>さらに、本分析では組織区分と経験年数区分の違いが各潜在クラスへの帰属割合にどのように関係するかについても考察した。その結果、不明指向クラスへの帰属のしやすさ、すなわちアセスメント項目全体にわたって不明と回答しやすい傾向の度合いは、組織区分や経験年数区分の違いによって変わり得ることを示唆するケースがいくらか見られた。しかし、その関係性を強く示唆すると言えるほどの結果は得られなかった。</p> <p>アセスメント項目全体にわたって不明と回答しやすい傾向を有する回答者群の特徴を捉えるためには、より詳細な調査や分析が必要であろう。例えば、不明と回答するか否かについてアセスメント項目間の相関を分析することや、事例やアセスメント項目の意味内容に踏み込んだ上で不明と回答しやすい者の特徴を分析することなどによって、さらなる知見を得られる可能性もあるように思われる。</p>	<p>れ以外のクラスの二つから構成されていた。また、クラス数が3となった潜在クラスモデルは、不明指向クラス、該当指向クラス、非該当指向クラスの三つから構成されていた。これらの潜在クラスモデルは、6.2.3.1で述べた通り、20個の必須アセスメント項目全体にわたって現れる回答傾向を示すものとして捉えられる。すなわち、相対的な意味で、アセスメント項目の全体にわたって不明と回答しやすい傾向、該当と回答しやすい傾向、非該当と回答しやすい傾向が、事例によっては生じ得るということを本分析の結果は示唆している。</p> <p>また、本分析では、組織区分と経験年数区分の違いが各潜在クラスへの帰属割合にどのように関係するかについても考察した。そこで得られた知見は、不明指向、該当指向、非該当指向といった回答傾向の生じやすさは、組織区分や経験年数区分の違い、また事例の内容の違いによって変わり得るということであった。その結果を踏まえると、本分析で見られた回答傾向は、職員が事例の内容に触れた際に生じるある種のバイアスとして捉えることもできるのかもしれない。本研究で構成するセーフティアセスメントツールの評定者間一致性の向上を目的として、利用手引きの設計や研修の実施などを行う際には、組織区分や経験年数の違いから生じるバイアス等の回答傾向の差も考慮して、その差を埋めるための工夫を盛り込むことが重要である。</p>	<p>第1 段落 以降</p>
21			6.5 節

6.5 結果（傾向スコアマッチング）

6.3 節および 6.4 節の潜在クラス分析から、経験年数区分の違いにより同じ仮想事例でもアセスメント項目の回答結果に差が出る可能性が示唆された。一方で、潜在クラス分析は区分の違いが項目全体の回答傾向に与える影響を抽出したものであって、項目別の回答傾向については説明を与えていない。しかし実際には、経験年数区分の違いによって項目別の回答傾向の違い、つまり、回答傾向に影響を受けやすい項目と受けにくい項目が存在する可能性がある。そのため、本節では項目別の評定者間一致性、言い換えると、経験年数区分の違いが個々の項目の回答傾向に与える影響について調査する。具体的には、傾向スコアマッチングを用いて共変量による影響を調整した上で、経験年数 5 年未満と 5 年以上による回答傾向の違いを仮想事例別・項目別に比較する。

6.5.1 使用データ

まず、Web 調査票パート 1 およびパート 2 より得たデータにおいて、本節の分析で用いる共変量を表 6.5.1 の通りに決定した。本節では、これらの共変量およびパート 2 の仮想事例に対するアセスメント項目の評価に欠損のないデータを抽出し、分析に用いる。この抽出の結果、経験年数 5 年未満のデータおよび経験年数 5 年以上のデータのデータ数は表 6.5.2 の通りとなった。なお、調査票の質問内容より、児童虐待現場に携わった経験の無い回答者については経験年数の欄は未回答となっている。そのため、経験年数が未回答のデータについては経験年数が

6.5 結果（傾向スコアマッチング）

6.3 節および 6.4 節の潜在クラス分析から、経験年数区分の違いにより同じ仮想事例でもアセスメント項目の回答結果に差が出る可能性が示唆された。一方で、潜在クラス分析では区分の違いが項目全体の回答傾向に与える影響を抽出したものであって、項目別の回答傾向については説明を与えていない。しかし実際には、経験年数区分の違いによって回答傾向に影響を受けやすい項目と受けにくい項目が存在する可能性がある。そのため、本節では項目別の評定者間一致性、つまり、経験年数区分の違いが個々の項目の回答傾向に与える影響について調査する。具体的には、傾向スコアマッチングを用いて共変量による影響を調整した上で、経験年数 5 年未満と 5 年以上による回答傾向の違いを仮想事例別・項目別に比較する。

6.5.1 使用データ

まず、Web 調査表のパート 1 およびパート 2 より得たデータにおいて、本節の分析で用いる共変量を表 6.5.1 の通りに決定した。本節では、これらの共変量およびパート 2 の仮想事例に対するアセスメント項目の評価に欠損のないデータを抽出し、分析に用いる。この抽出の結果、経験年数 5 年未満のデータが 949 件、経験年数 5 年以上のデータが 430 件抽出された。このデータより、表 6.5.1 に示した共変量を用いて傾向スコアを算出した後、サンプルを経験年数 5 年未満と 5 年以上の群に分け、傾向スコアマッチングを実施する。その後、経験年数区分の違い

0であるとみなしてデータの処理を行った。次に、このデータを仮想事例別に分け、表 6.5.1 に示した共変量を用いて傾向スコアを算出する。その後、データを経験年数 5 年未満と 5 年以上の群に分け、傾向スコアマッチングを実施する。こうして得られたデータに対し、経験年数区分の違いにより 20 個の必須アセスメント項目の回答傾向が異なっていたかどうかをカイ 2 乗検定により検定する。

表 6.5.1 本節にて用いる共変量の一覧

変数	値	定義
管轄人口	数値	2020年4月時点での管轄人口
現在対応中の対応件数	数値	現在対応中の児童虐待相談対応件数
18歳未満在住比率	数値	管轄地域の一般世帯数に対する18歳未満の在住している一般世帯数の比率
核世帯家族比率	数値	管轄地域の一般世帯数に対する1核世帯家族の在住している一般世帯数の比率
20歳未満人口割合	数値	管轄地域における20歳未満の人口割合
65歳以上人口割合	数値	管轄地域における65歳以上の人口割合
組織ダミー	0: 市区町村, 1: 児童相談所	回答者の所属組織
シート利用ダミー	0: リスクアセスメントシートを使用していない, 1: リスクアセスメントシートを使用している	リスクアセスメントシートの有無

表 6.5.2 本節にて用いるデータのデータ数

により 20 個の必須アセスメント項目の回答傾向が異なっていたかどうかをカイ 2 乗検定により検定する。

表 6.5.1 本節にて用いる共変量の一覧

変数	値	定義
管轄人口	数値	2020年4月時点での管轄人口
現在対応中の対応件数	数値	現在対応中の児童虐待相談対応件数
18歳未満在住比率	数値	管轄地域の一般世帯数に対する18歳未満の在住している一般世帯数の比率
核世帯家族比率	数値	管轄地域の一般世帯数に対する1核世帯家族の在住している一般世帯数の比率
20歳未満人口割合	数値	管轄地域における20歳未満の人口割合
65歳以上人口割合	数値	管轄地域における65歳以上の人口割合
組織ダミー	0: 市区町村, 1: 児童相談所	回答者の所属組織
シート利用ダミー	0: リスクアセスメントシートを使用していない, 1: リスクアセスメントシートを使用している	リスクアセスメントシートの有無

6.5.2 使用データの基礎集計

まず、用いる変数の基本統計量を示す。表 6.5.2 は使用する変数のうち、数値データに関する基本統計量である。表 6.5.3 はカテゴリカルデータのデータ数であり、組織ダミー、シート利用ダミーそれぞれについて 0 と回答したデータ数と 1 と回答したデータ数を記載している。なお、どちらもデータ数は 1379 件である。

表 6.5.2 基本統計量 (数値データ)

	管轄人口	現在対応中の 対応件数	経験年数	一般世帯数 18歳未満在住_比率	一般世帯数 核世帯家族_比率	人口20歳未満 割合	人口65歳以上 割合
平均値	229391.5	212.68	4.08	0.22	0.57	0.17	0.29
標準偏差	908453.32	347.02	4.25	0.04	0.06	0.02	0.06
最小値	321	0	0	0.08	0.33	0.08	0.15
中央値	61457	77	3	0.23	0.57	0.17	0.28
最大値	18630000	2988	22	0.38	0.75	0.25	0.58

	データ数		
	経験年数5年未満	経験年数5年以上	全体
模擬事例1	113	42	155
模擬事例2	56	24	80
模擬事例3	108	54	162
模擬事例4	52	27	79
模擬事例5	106	52	158
模擬事例6	50	25	75
模擬事例7	102	50	152
模擬事例8	47	24	71
模擬事例9	107	45	152
模擬事例10	56	24	80
模擬事例11	106	45	151
模擬事例12	46	18	64
全体	949	430	1379

6.5.2 使用データの基礎集計

まず、用いる変数の基本統計量を示す。表 6.5.3 および表 6.5.4 は使用する変数のうち、数値データに関する基本統計量を示している。表 6.5.5 はカテゴリカルデータのデータ数を示しており、組織ダミー、シート利用ダミーそれぞれについて 0 と回答したデータ数と 1 と回答したデータ数を記載している。

表 6.5.3 基本統計量（数値データ）仮想事例 1～6

表 6.5.3 データ数（カテゴリカルデータ）

	組織ダミー	シート利用ダミー
0	1080	1047
1	299	332

6.5.3 回答者属性による回答傾向の比較結果（傾向スコアマッチング）

傾向スコアを用いたマッチングの結果、経験年数 5 年未満の群と 5 年以上の群にそれぞれ 430 ずつ、合計 860 のデータセットが得られた。このデータセットについての分析結果を以下に示していく。まず、表 6.5.4 はマッチング前後での各共変量の標準化平均差を示している。

表 6.5.4 各共変量の標準化平均差

変数	マッチング前	マッチング後
	標準化平均差	標準化平均差
管轄人口	0.1748	0.0596
現在対応中の対応件数	0.26	0.0016
18歳未満在住比率	0.0584	0.0942
核世帯家族比率	0.1172	0.0901
20歳未満人口割合	0.2272	0.1419
65歳以上人口割合	0.2375	0.0778
組織ダミー	0.7063	0.4917
シート利用ダミー	0.4018	0.2513

事例	変数	平均値	標準偏差	最小値	中央値	最大値
仮想事例1	管轄人口	298016.57	1510740.29	568	55693	18630000
	現在対応中の対応件数	198.46	371.15	0	79	2988
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.04	0.1	0.23	0.38
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.06	0.39	0.57	0.74
	人口20歳未満_割合	0.17	0.02	0.09	0.17	0.25
	人口65歳以上_割合	0.29	0.06	0.18	0.29	0.48
仮想事例2	管轄人口	189656.45	263453.59	568	56096	982781
	現在対応中の対応件数	194.24	301.89	0	88	1727
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.04	0.11	0.23	0.38
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.06	0.43	0.57	0.74
	人口20歳未満_割合	0.17	0.02	0.11	0.17	0.25
	人口65歳以上_割合	0.3	0.05	0.18	0.31	0.45
仮想事例3	管轄人口	204678.51	275852.18	568	75853	1358387
	現在対応中の対応件数	224.27	305.8	0	93.5	1727
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.04	0.11	0.23	0.38
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.06	0.41	0.56	0.74
	人口20歳未満_割合	0.17	0.02	0.11	0.17	0.25
	人口65歳以上_割合	0.3	0.06	0.17	0.29	0.49
仮想事例4	管轄人口	213357.42	282055.92	712	103794	1358387
	現在対応中の対応件数	274.24	345.3	0	128	1372
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.04	0.12	0.22	0.33
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.56	0.06	0.4	0.56	0.72
	人口20歳未満_割合	0.17	0.02	0.1	0.17	0.23
	人口65歳以上_割合	0.29	0.06	0.17	0.28	0.49
仮想事例5	管轄人口	189098.22	273771.46	712	76441.5	1358387
	現在対応中の対応件数	233.92	332.65	0	94.5	1620
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.04	0.1	0.22	0.33
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.06	0.38	0.56	0.72
	人口20歳未満_割合	0.17	0.02	0.09	0.17	0.24
	人口65歳以上_割合	0.29	0.07	0.15	0.28	0.54
仮想事例6	管轄人口	147788.23	236925.45	1410	67704	1318363
	現在対応中の対応件数	202.43	356.52	0	56	1620
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.03	0.13	0.23	0.3
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.06	0.38	0.57	0.7
	人口20歳未満_割合	0.17	0.02	0.12	0.17	0.24
	人口65歳以上_割合	0.29	0.06	0.15	0.28	0.45

表 6.5.4 基本統計量 (数値データ) 仮想事例 7~12

前述の通り、2群間の共変量のバランスが取れていることを確認する際、各変数における標準化平均差は0.1以下であることが推奨されている。ここで、表6.5.4より、20歳未満人口割合、組織ダミー、シート利用ダミーについて標準化平均差は0.1を上回る結果となった。また、マッチング前後での標準化平均差を比較すると、概ねマッチング後の方が標準化平均差は小さくなっており、マッチング後の方が共変量のバランスが取れていることが分かる。しかし18歳未満在住比率についてはマッチング前に比べマッチング後の標準化平均差が大きい結果となった。

続いて、マッチング後の経験年数5年未満の群と5年以上の群について、仮想事例別に20個の必須アセスメント項目に関する回答の傾向に違いがあるかどうかの調査結果を示す。マッチングを行った後のデータセットを用いて、仮想事例別、項目別に経験年数5年未満と5年以上での回答比率を集計した。表6.5.5は仮想事例1から仮想事例3、表6.5.6は仮想事例4から仮想事例6、表6.5.7は仮想事例7から仮想事例9、表6.5.8は仮想事例9から仮想事例12における結果を示している。なお、各仮想事例のデータ数は表6.5.9に示した。

表 6.5.5 経験年数5年未満と5年以上でのアセスメント項目1~20の回答比率 (仮想事例1-仮想事例3)

事例	変数	平均値	標準偏差	最小値	中央値	最大値
仮想事例7	管轄人口	188456.2	336059.24	1410	60285	1958408
	現在対応中の対応件数	190.67	335.69	0	62.5	1624
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.04	0.13	0.23	0.33
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.06	0.33	0.57	0.7
	人口20歳未満_割合	0.17	0.02	0.12	0.17	0.24
	人口65歳以上_割合	0.29	0.06	0.15	0.28	0.45
仮想事例8	管轄人口	255967.72	421376.07	1951	70798	1958408
	現在対応中の対応件数	190.72	324.02	0	65	1624
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.04	0.13	0.23	0.31
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.56	0.07	0.33	0.57	0.69
	人口20歳未満_割合	0.17	0.02	0.12	0.17	0.23
	人口65歳以上_割合	0.29	0.06	0.17	0.28	0.44
仮想事例9	管轄人口	209016.51	350051.4	321	54308	1958408
	現在対応中の対応件数	195.28	316.76	0	65	1624
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.05	0.08	0.22	0.33
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.07	0.33	0.58	0.75
	人口20歳未満_割合	0.17	0.03	0.08	0.17	0.23
	人口65歳以上_割合	0.3	0.07	0.17	0.29	0.58
仮想事例10	管轄人口	166626.42	264103.84	321	43638.5	1404449
	現在対応中の対応件数	213.22	331.2	0	65.5	1417
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.05	0.08	0.23	0.33
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.07	0.33	0.58	0.69
	人口20歳未満_割合	0.17	0.03	0.08	0.17	0.23
	人口65歳以上_割合	0.3	0.07	0.17	0.29	0.58
仮想事例11	管轄人口	288694.37	1522814.98	321	48533	18630000
	現在対応中の対応件数	217.95	393.32	0	76	2988
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.05	0.08	0.23	0.34
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.56	0.07	0.33	0.58	0.69
	人口20歳未満_割合	0.17	0.03	0.08	0.17	0.24
	人口65歳以上_割合	0.29	0.07	0.17	0.29	0.58
仮想事例12	管轄人口	444976.27	2318472.47	1018	62920.5	18630000
	現在対応中の対応件数	229.38	477.64	0	77.5	2988
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.05	0.1	0.22	0.31
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.56	0.07	0.39	0.57	0.67
	人口20歳未満_割合	0.17	0.03	0.09	0.17	0.24
	人口65歳以上_割合	0.29	0.06	0.18	0.27	0.48

表 6.5.5 データ数 (カテゴリカルデータ)

事例1				事例2				事例3			
項目	変数	平均値	標準偏差	項目	変数	平均値	標準偏差	項目	変数	平均値	標準偏差
1	管轄人口	188456.2	336059.24	1	管轄人口	188456.2	336059.24	1	管轄人口	188456.2	336059.24
2	現在対応中の対応件数	190.67	335.69	2	現在対応中の対応件数	190.67	335.69	2	現在対応中の対応件数	190.67	335.69
3	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.04	3	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.04	3	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.04
4	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.06	4	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.06	4	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.06
5	人口20歳未満_割合	0.17	0.02	5	人口20歳未満_割合	0.17	0.02	5	人口20歳未満_割合	0.17	0.02
6	人口65歳以上_割合	0.29	0.06	6	人口65歳以上_割合	0.29	0.06	6	人口65歳以上_割合	0.29	0.06
7	管轄人口	255967.72	421376.07	7	管轄人口	255967.72	421376.07	7	管轄人口	255967.72	421376.07
8	現在対応中の対応件数	190.72	324.02	8	現在対応中の対応件数	190.72	324.02	8	現在対応中の対応件数	190.72	324.02
9	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.04	9	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.04	9	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.04
10	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.56	0.07	10	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.56	0.07	10	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.56	0.07
11	人口20歳未満_割合	0.17	0.02	11	人口20歳未満_割合	0.17	0.02	11	人口20歳未満_割合	0.17	0.02
12	人口65歳以上_割合	0.29	0.06	12	人口65歳以上_割合	0.29	0.06	12	人口65歳以上_割合	0.29	0.06
13	管轄人口	209016.51	350051.4	13	管轄人口	209016.51	350051.4	13	管轄人口	209016.51	350051.4
14	現在対応中の対応件数	195.28	316.76	14	現在対応中の対応件数	195.28	316.76	14	現在対応中の対応件数	195.28	316.76
15	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.05	15	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.05	15	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.05
16	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.07	16	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.07	16	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.07
17	人口20歳未満_割合	0.17	0.03	17	人口20歳未満_割合	0.17	0.03	17	人口20歳未満_割合	0.17	0.03
18	人口65歳以上_割合	0.3	0.07	18	人口65歳以上_割合	0.3	0.07	18	人口65歳以上_割合	0.3	0.07
19	管轄人口	166626.42	264103.84	19	管轄人口	166626.42	264103.84	19	管轄人口	166626.42	264103.84
20	現在対応中の対応件数	213.22	331.2	20	現在対応中の対応件数	213.22	331.2	20	現在対応中の対応件数	213.22	331.2
21	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.05	21	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.05	21	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.05
22	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.07	22	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.07	22	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.07
23	人口20歳未満_割合	0.17	0.03	23	人口20歳未満_割合	0.17	0.03	23	人口20歳未満_割合	0.17	0.03
24	人口65歳以上_割合	0.3	0.07	24	人口65歳以上_割合	0.3	0.07	24	人口65歳以上_割合	0.3	0.07
25	管轄人口	288694.37	1522814.98	25	管轄人口	288694.37	1522814.98	25	管轄人口	288694.37	1522814.98
26	現在対応中の対応件数	217.95	393.32	26	現在対応中の対応件数	217.95	393.32	26	現在対応中の対応件数	217.95	393.32
27	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.05	27	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.05	27	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.05
28	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.56	0.07	28	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.56	0.07	28	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.56	0.07
29	人口20歳未満_割合	0.17	0.03	29	人口20歳未満_割合	0.17	0.03	29	人口20歳未満_割合	0.17	0.03
30	人口65歳以上_割合	0.29	0.07	30	人口65歳以上_割合	0.29	0.07	30	人口65歳以上_割合	0.29	0.07
31	管轄人口	444976.27	2318472.47	31	管轄人口	444976.27	2318472.47	31	管轄人口	444976.27	2318472.47
32	現在対応中の対応件数	229.38	477.64	32	現在対応中の対応件数	229.38	477.64	32	現在対応中の対応件数	229.38	477.64
33	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.05	33	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.05	33	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.05
34	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.56	0.07	34	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.56	0.07	34	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.56	0.07
35	人口20歳未満_割合	0.17	0.03	35	人口20歳未満_割合	0.17	0.03	35	人口20歳未満_割合	0.17	0.03
36	人口65歳以上_割合	0.29	0.06	36	人口65歳以上_割合	0.29	0.06	36	人口65歳以上_割合	0.29	0.06

表 6.5.6 経験年数 5 年未満と 5 年以上での
アセスメント項目 1~20 の回答比率 (仮想事例 4-仮想事例 6)

事例	変数	0	1
仮想事例1	組織ダミー	119	36
	シート利用ダミー	32	123
仮想事例2	組織ダミー	57	23
	シート利用ダミー	13	67
仮想事例3	組織ダミー	117	45
	シート利用ダミー	38	124
仮想事例4	組織ダミー	57	22
	シート利用ダミー	24	55
仮想事例5	組織ダミー	128	30
	シート利用ダミー	42	116
仮想事例6	組織ダミー	68	7
	シート利用ダミー	17	58
仮想事例7	組織ダミー	125	27
	シート利用ダミー	36	116
仮想事例8	組織ダミー	52	19
	シート利用ダミー	15	56
仮想事例9	組織ダミー	120	32
	シート利用ダミー	38	114
仮想事例10	組織ダミー	67	13
	シート利用ダミー	23	57
仮想事例11	組織ダミー	121	30
	シート利用ダミー	38	113
仮想事例12	組織ダミー	49	15
	シート利用ダミー	16	48

事例4				事例5				事例6					
項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

表 6.5.7 経験年数 5 年未満と 5 年以上での

アセスメント項目 1~20 の回答比率 (仮想事例 7-仮想事例 9)

6.5.3 回答者属性による回答傾向の比較結果 (傾向スコアマッチング)

傾向スコアを用いたマッチングの結果得られたデータセットについての分析結果を以下に示していく。まず、表 6.5.6 はマッチング前後での各共変量における標準化平均差の絶対値を示している。

表 6.5.6 各共変量の標準化平均差の絶対値

事例	変数	マッチング前	マッチング後	事例	変数	マッチング前	マッチング後
		標準化平均差	標準化平均差			標準化平均差	標準化平均差
仮想事例1	管轄人口	0.27	0.05	仮想事例7	管轄人口	0.13	0.01
	現在対応中の対応件数	0.19	0.04		現在対応中の対応件数	0.02	0.05
	18歳未満在住比率	0.12	0.16		18歳未満在住比率	0.11	0.11
	核世帯家族比率	0.03	0.22		核世帯家族比率	0.12	0.05
	20歳未満人口割合	0.15	0.15		20歳未満人口割合	0.17	0.19
仮想事例2	65歳以上人口割合	0.17	0.30	仮想事例8	65歳以上人口割合	0.02	0.08
	組織ダメー	0.94	0.83		組織ダメー	0.46	0.39
	シート利用ダメー	0.41	0.15		シート利用ダメー	0.53	0.56
	管轄人口	0.43	0.03		管轄人口	0.15	0.07
	現在対応中の対応件数	0.38	0.10		現在対応中の対応件数	0.10	0.06
仮想事例3	18歳未満在住比率	0.31	0.20	仮想事例9	18歳未満在住比率	0.05	0.06
	核世帯家族比率	0.01	0.05		核世帯家族比率	0.49	0.46
	20歳未満人口割合	0.14	0.22		20歳未満人口割合	0.35	0.42
	65歳以上人口割合	0.23	0.12		65歳以上人口割合	0.03	0.01
	組織ダメー	0.53	0.26		組織ダメー	0.81	0.53
仮想事例4	シート利用ダメー	0.15	0.12	仮想事例10	シート利用ダメー	0.17	0.11
	管轄人口	0.42	0.01		管轄人口	0.26	0.02
	現在対応中の対応件数	0.39	0.03		現在対応中の対応件数	0.23	0.09
	18歳未満在住比率	0.22	0.02		18歳未満在住比率	0.01	0.12
	核世帯家族比率	0.10	0.02		核世帯家族比率	0.05	0.11
仮想事例5	20歳未満人口割合	0.29	0.01	仮想事例11	20歳未満人口割合	0.18	0.06
	65歳以上人口割合	0.51	0.17		65歳以上人口割合	0.12	0.17
	組織ダメー	0.43	0.08		組織ダメー	0.80	0.49
	シート利用ダメー	0.40	0.10		シート利用ダメー	0.33	0.12
	管轄人口	0.52	0.26		管轄人口	0.59	0.21
仮想事例6	現在対応中の対応件数	0.48	0.32	仮想事例12	現在対応中の対応件数	0.51	0.02
	18歳未満在住比率	0.16	0.23		18歳未満在住比率	0.15	0.50
	核世帯家族比率	0.43	0.59		核世帯家族比率	0.01	0.07
	20歳未満人口割合	0.40	0.34		20歳未満人口割合	0.00	0.04
	65歳以上人口割合	0.46	0.42		65歳以上人口割合	0.01	0.14
仮想事例7	組織ダメー	0.84	0.64	仮想事例13	組織ダメー	1.12	0.93
	シート利用ダメー	0.41	0.50		シート利用ダメー	0.41	0.39
	管轄人口	0.55	0.30		管轄人口	0.30	0.29
	現在対応中の対応件数	0.29	0.28		現在対応中の対応件数	0.41	0.15
	18歳未満在住比率	0.07	0.12		18歳未満在住比率	0.14	0.39
仮想事例8	核世帯家族比率	0.04	0.09	仮想事例14	核世帯家族比率	0.22	0.12
	20歳未満人口割合	0.22	0.06		20歳未満人口割合	0.34	0.47
	65歳以上人口割合	0.34	0.20		65歳以上人口割合	0.44	0.32
	組織ダメー	0.72	0.49		組織ダメー	1.03	0.78
	シート利用ダメー	0.48	0.34		シート利用ダメー	0.42	0.29
仮想事例9	管轄人口	0.05	0.20	仮想事例15	管轄人口	0.14	0.05
	現在対応中の対応件数	0.09	0.14		現在対応中の対応件数	0.13	0.16
	18歳未満在住比率	0.22	0.22		18歳未満在住比率	0.26	0.17
	核世帯家族比率	0.12	0.22		核世帯家族比率	0.58	0.38
	20歳未満人口割合	0.08	0.02		20歳未満人口割合	0.40	0.20
仮想事例10	65歳以上人口割合	0.04	0.19	仮想事例16	65歳以上人口割合	0.43	0.07
	組織ダメー	0.13	0.13		組織ダメー	0.87	0.76
	シート利用ダメー	0.41	0.41		シート利用ダメー	0.73	0.36

事例7				事例8				事例9			
現在	対照	標準化平均差	標準化平均差	現在	対照	標準化平均差	標準化平均差	現在	対照	標準化平均差	標準化平均差
0.01	0.01	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00	0.00
0.02	0.02	0.00	0.00	0.02	0.02	0.00	0.00	0.02	0.02	0.00	0.00
0.03	0.03	0.00	0.00	0.03	0.03	0.00	0.00	0.03	0.03	0.00	0.00
0.04	0.04	0.00	0.00	0.04	0.04	0.00	0.00	0.04	0.04	0.00	0.00
0.05	0.05	0.00	0.00	0.05	0.05	0.00	0.00	0.05	0.05	0.00	0.00
0.06	0.06	0.00	0.00	0.06	0.06	0.00	0.00	0.06	0.06	0.00	0.00
0.07	0.07	0.00	0.00	0.07	0.07	0.00	0.00	0.07	0.07	0.00	0.00
0.08	0.08	0.00	0.00	0.08	0.08	0.00	0.00	0.08	0.08	0.00	0.00
0.09	0.09	0.00	0.00	0.09	0.09	0.00	0.00	0.09	0.09	0.00	0.00
0.10	0.10	0.00	0.00	0.10	0.10	0.00	0.00	0.10	0.10	0.00	0.00
0.11	0.11	0.00	0.00	0.11	0.11	0.00	0.00	0.11	0.11	0.00	0.00
0.12	0.12	0.00	0.00	0.12	0.12	0.00	0.00	0.12	0.12	0.00	0.00
0.13	0.13	0.00	0.00	0.13	0.13	0.00	0.00	0.13	0.13	0.00	0.00
0.14	0.14	0.00	0.00	0.14	0.14	0.00	0.00	0.14	0.14	0.00	0.00
0.15	0.15	0.00	0.00	0.15	0.15	0.00	0.00	0.15	0.15	0.00	0.00
0.16	0.16	0.00	0.00	0.16	0.16	0.00	0.00	0.16	0.16	0.00	0.00
0.17	0.17	0.00	0.00	0.17	0.17	0.00	0.00	0.17	0.17	0.00	0.00
0.18	0.18	0.00	0.00	0.18	0.18	0.00	0.00	0.18	0.18	0.00	0.00
0.19	0.19	0.00	0.00	0.19	0.19	0.00	0.00	0.19	0.19	0.00	0.00
0.20	0.20	0.00	0.00	0.20	0.20	0.00	0.00	0.20	0.20	0.00	0.00

表 6.5.8 経験年数 5 年未満と 5 年以上での
 アセスメント項目 1~20 の回答比率 (仮想事例 10-仮想事例 12)

前述の通り、2 群間の共変量のバランスが取れていることを確認する際、各変数における標準化平均差の絶対値は 0.1 以下であることが推奨されている。ここで、表 6.5.6 より、いくつかの共変量に

においては0.1を超える結果となった。また、マッチング前後での標準化平均差の絶対値を比較すると、概ねマッチング後の方が標準化平均差の絶対値は小さくなっており、マッチング後の方が共変量のバランスが取れていることが分かる。しかしいくつかの事例において、マッチング前の時点で既に標準化平均差の絶対値が小さい共変量についてはマッチング前に比べマッチング後の標準化平均差の絶対値が大きくなるような傾向が見られた。

続いて、マッチング後の経験年数5年未満の群と5年以上の群について、仮想事例別に20個の必須アセスメント項目に関する回答の傾向に違いがあるかどうかの調査結果を示す。マッチングを行った後のデータセットを用いて、仮想事例別、項目別に経験年数5年未満と5年以上での回答比率を集計した。表6.5.7は仮想事例1から仮想事例3、表6.5.8は仮想事例4から仮想事例6、表6.5.9は仮想事例7から仮想事例9、表6.5.10は仮想事例10から仮想事例12における結果を示している。なお、各仮想事例のデータ数は表6.5.11に示した。

表 6.5.7 経験年数5年未満と5年以上でのアセスメント項目1～20の回答比率（仮想事例1-仮想事例3）

事例10					事例11					事例12				
項目	回答	標準化平均差	標準化平均差	標準化平均差	項目	回答	標準化平均差	標準化平均差	標準化平均差	項目	回答	標準化平均差	標準化平均差	標準化平均差
1	100	0.00	0.00	0.00	1	100	0.00	0.00	0.00	1	100	0.00	0.00	0.00
2	100	0.00	0.00	0.00	2	100	0.00	0.00	0.00	2	100	0.00	0.00	0.00
3	100	0.00	0.00	0.00	3	100	0.00	0.00	0.00	3	100	0.00	0.00	0.00
4	100	0.00	0.00	0.00	4	100	0.00	0.00	0.00	4	100	0.00	0.00	0.00
5	100	0.00	0.00	0.00	5	100	0.00	0.00	0.00	5	100	0.00	0.00	0.00
6	100	0.00	0.00	0.00	6	100	0.00	0.00	0.00	6	100	0.00	0.00	0.00
7	100	0.00	0.00	0.00	7	100	0.00	0.00	0.00	7	100	0.00	0.00	0.00
8	100	0.00	0.00	0.00	8	100	0.00	0.00	0.00	8	100	0.00	0.00	0.00
9	100	0.00	0.00	0.00	9	100	0.00	0.00	0.00	9	100	0.00	0.00	0.00
10	100	0.00	0.00	0.00	10	100	0.00	0.00	0.00	10	100	0.00	0.00	0.00
11	100	0.00	0.00	0.00	11	100	0.00	0.00	0.00	11	100	0.00	0.00	0.00
12	100	0.00	0.00	0.00	12	100	0.00	0.00	0.00	12	100	0.00	0.00	0.00
13	100	0.00	0.00	0.00	13	100	0.00	0.00	0.00	13	100	0.00	0.00	0.00
14	100	0.00	0.00	0.00	14	100	0.00	0.00	0.00	14	100	0.00	0.00	0.00
15	100	0.00	0.00	0.00	15	100	0.00	0.00	0.00	15	100	0.00	0.00	0.00
16	100	0.00	0.00	0.00	16	100	0.00	0.00	0.00	16	100	0.00	0.00	0.00
17	100	0.00	0.00	0.00	17	100	0.00	0.00	0.00	17	100	0.00	0.00	0.00
18	100	0.00	0.00	0.00	18	100	0.00	0.00	0.00	18	100	0.00	0.00	0.00
19	100	0.00	0.00	0.00	19	100	0.00	0.00	0.00	19	100	0.00	0.00	0.00
20	100	0.00	0.00	0.00	20	100	0.00	0.00	0.00	20	100	0.00	0.00	0.00

表 6.5.9 仮想事例別での回答者(組織)数

仮想事例番号	回答者属性別 回答者(組織)数		合計回答者(組織)数
	経験年数5年未満	経験年数5年以上	
	1	58	
2	23	24	47
3	57	54	111
4	25	27	52
5	44	52	96

仮想事例1				仮想事例2				仮想事例3				
項目	経験年数5年未満(回答者人数)	値	p値	項目	経験年数5年未満(回答者人数)	値	p値	項目	経験年数5年未満(回答者人数)	値	p値	
1	経験年数<5年	0.71	0.22	0.27	経験年数<5年	0.49	0.17	0.18	経験年数<5年	0.28	0.47	0.30
	経験年数≥5年	0.51	0.11	0.11	経験年数≥5年	0.31	0.14	0.12	経験年数≥5年	0.12	0.17	0.07
2	経験年数<5年	0.19	0.07	0.14	経験年数<5年	0.09	0.09	0.12	経験年数<5年	0.29	0.19	0.03
	経験年数≥5年	0.23	0.05	0.11	経験年数≥5年	0.07	0.07	0.09	経験年数≥5年	0.07	0.07	0.07
3	経験年数<5年	0.41	0.22	0.37	経験年数<5年	0.43	0.14	0.13	経験年数<5年	0.33	0.11	0.10
	経験年数≥5年	0.09	0.20	0.07	経験年数≥5年	0.09	0.09	0.09	経験年数≥5年	0.09	0.07	0.02
4	経験年数<5年	0.41	0.06	0.07	経験年数<5年	0.25	0.12	0.09	経験年数<5年	0.06	0.10	0.06
	経験年数≥5年	0.19	0.07	0.05	経験年数≥5年	0.49	0.12	0.07	経験年数≥5年	0.39	0.11	0.04
5	経験年数<5年	0.41	0.17	0.41	経験年数<5年	0.08	0.04	0.08	経験年数<5年	0.20	0.09	0.10
	経験年数≥5年	0.22	0.20	0.09	経験年数≥5年	0.50	0.11	0.07	経験年数≥5年	0.02	0.09	0.12
6	経験年数<5年	0.29	0.11	0.54	経験年数<5年	0.73	0.18	0.17	経験年数<5年	0.02	0.09	0.12
	経験年数≥5年	0.19	0.11	0.04	経験年数≥5年	0.26	0.18	0.17	経験年数≥5年	0.03	0.03	0.17
7	経験年数<5年	0.63	0.03	0.17	経験年数<5年	0.60	0.04	0.09	経験年数<5年	0.02	0.09	0.10
	経験年数≥5年	0.19	0.03	0.17	経験年数≥5年	0.39	0.09	0.09	経験年数≥5年	0.03	0.09	0.07
8	経験年数<5年	0.09	0.13	0.12	経験年数<5年	0.00	0.71	0.29	経験年数<5年	0.09	0.03	0.10
	経験年数≥5年	0.03	0.11	0.07	経験年数≥5年	0.00	0.02	0.08	経験年数≥5年	0.00	0.00	0.00
9	経験年数<5年	0.00	0.02	0.12	経験年数<5年	0.00	0.04	0.09	経験年数<5年	0.09	0.17	0.16
	経験年数≥5年	0.00	0.07	0.05	経験年数≥5年	0.70	0.04	0.17	経験年数≥5年	0.11	0.00	0.00
10	経験年数<5年	1.00	0.00	0.00	経験年数<5年	0.00	0.17	0.75	経験年数<5年	0.02	0.11	0.00
	経験年数≥5年	0.00	0.00	0.00	経験年数≥5年	0.12	0.17	0.75	経験年数≥5年	0.00	0.00	0.00
11	経験年数<5年	0.11	0.20	0.21	経験年数<5年	0.00	0.12	0.02	経験年数<5年	0.09	0.16	0.04
	経験年数≥5年	0.01	0.00	0.00	経験年数≥5年	0.00	0.00	0.00	経験年数≥5年	0.00	0.00	0.00
12	経験年数<5年	0.19	0.17	0.24	経験年数<5年	0.00	0.00	0.17	経験年数<5年	0.00	0.11	0.12
	経験年数≥5年	0.04	0.07	0.14	経験年数≥5年	0.00	0.00	0.17	経験年数≥5年	0.01	0.17	0.17
13	経験年数<5年	0.19	0.00	0.00	経験年数<5年	0.00	0.12	0.00	経験年数<5年	0.00	0.10	0.17
	経験年数≥5年	0.17	0.22	0.41	経験年数≥5年	0.17	0.16	0.75	経験年数≥5年	0.03	0.07	0.00
14	経験年数<5年	0.19	0.00	0.00	経験年数<5年	0.00	0.18	0.00	経験年数<5年	0.00	0.00	0.00
	経験年数≥5年	0.71	0.11	0.20	経験年数≥5年	0.00	0.18	0.54	経験年数≥5年	0.00	0.11	0.00
15	経験年数<5年	0.19	0.02	0.46	経験年数<5年	0.07	0.17	0.17	経験年数<5年	0.00	0.10	0.17
	経験年数≥5年	0.11	0.11	0.20	経験年数≥5年	0.03	0.00	0.17	経験年数≥5年	0.04	0.01	0.10
16	経験年数<5年	0.00	0.00	0.00	経験年数<5年	0.00	0.12	0.17	経験年数<5年	0.00	0.00	0.00
	経験年数≥5年	0.00	0.00	0.15	経験年数≥5年	0.71	0.12	0.17	経験年数≥5年	0.04	0.02	0.04
17	経験年数<5年	0.00	0.00	0.17	経験年数<5年	0.00	0.17	0.31	経験年数<5年	0.00	0.00	0.10
	経験年数≥5年	0.00	0.00	0.17	経験年数≥5年	0.00	0.17	0.31	経験年数≥5年	0.00	0.00	0.00
18	経験年数<5年	0.00	0.00	0.00	経験年数<5年	0.00	0.18	0.02	経験年数<5年	0.00	0.00	0.07
	経験年数≥5年	0.00	0.00	0.70	経験年数≥5年	0.00	0.18	0.70	経験年数≥5年	0.00	0.00	0.07
19	経験年数<5年	0.07	0.17	0.00	経験年数<5年	0.00	0.21	0.75	経験年数<5年	0.07	0.11	0.00
	経験年数≥5年	0.00	0.00	0.70	経験年数≥5年	0.00	0.18	0.00	経験年数≥5年	0.07	0.00	0.10
20	経験年数<5年	0.49	0.00	0.17	経験年数<5年	0.00	0.70	0.75	経験年数<5年	0.00	0.11	0.00
	経験年数≥5年	0.00	0.07	0.07	経験年数≥5年	0.00	0.10	0.07	経験年数≥5年	0.00	0.10	0.10

6	19	25	44
7	45	50	95
8	21	24	45
9	48	45	93
10	23	24	47
11	45	45	90
12	22	18	40

また、それぞれの項目について、経験年数5年未満と5年以上で回答に統計的に有意な違いが存在するかを確かめるために自由度2、有意水準5%でのカイ2乗検定を行った。表6.5.10はその結果である。なお、各行はアセスメント項目、各列は仮想事例番号を示し、セル内の上側の値は値、下側の値はp値を示している。また、有意水準5%で有意（p値<0.05）だった箇所を赤字で表示している。

表 6.5.10 カイ 2 乗検定の結果

(上の値が値、下の値が p 値、有意水準 5%で有意だった箇所を赤字で表示)

表 6. 5. 8 経験年数 5 年未満と 5 年以上での

アセスメント項目 1~20 の回答比率 (仮想事例 4-仮想事例 6)

仮想事例4				仮想事例5				仮想事例6					
項目	経験年数5年未満(個人)	経験年数5年以上(個人)	経験年数5年未満(個人)	経験年数5年以上(個人)	項目	経験年数5年未満(個人)	経験年数5年以上(個人)	項目	経験年数5年未満(個人)	経験年数5年以上(個人)	項目	経験年数5年未満(個人)	経験年数5年以上(個人)
1	0.75	0.52	0.75	0.52	1	0.79	0.58	1	0.64	0.54	1	0.54	0.54

表 6.5.9 経験年数 5 年未満と 5 年以上での
アセスメント項目 1～20 の回答比率 (仮想事例 7-仮想事例 9)

	仮想事例1	仮想事例2	仮想事例3	仮想事例4	仮想事例5	仮想事例6	仮想事例7	仮想事例8	仮想事例9	仮想事例10	仮想事例11	仮想事例12
項目1	0.20	0.69	17.77	3.14	3.07	22.13	9.86	0.42	4.0	2.78	5.0	5.94
項目2	14.14	1.0	11.28	7.0	28.57	9.70	8.29	3.1	17.52	1.05	0.12	3.07

表 6.5.10 より、仮想事例 1 においては項目 1、2、6、8、9、13、5、20、仮想事例 2 においては項目 1、4、6、仮想事例 3 においては項目 1、2、4、13、15、19、仮想事例 4 においては項目 2、3、17、仮想事例 5 においては項目 2、4、8、13、16、18、仮想事例 6 においては項目 1,2,3, 4、5、7、12、仮想事例 7 においては項目 1、2、4、6、19、仮想事例 8 においては項目 3、13、15、仮想事例 9 においては項目 2、9、16、17、仮想事例 10 においては項目 13、仮想事例 12 においては項目 3、8、15 の有意差が確認された。なお、仮想事例 11 においてはどの項目においても有意差は確認されなかった。

仮想事例7				仮想事例8				仮想事例9											
項目	項目名	回答比率	有意差あり/なし	項目名	回答比率	有意差あり/なし	項目名	回答比率	有意差あり/なし	項目名	回答比率	有意差あり/なし	項目名	回答比率	有意差あり/なし				
1	経験年数5年未満	0.50	0.08	0.02	1	経験年数5年未満	0.67	0.25	0.17	1	経験年数5年未満	0.89	0.59	0.13	1	経験年数5年未満	0.89	0.59	0.13
	経験年数5年以上	0.49	0.02	0.04		経験年数5年以上	0.33	0.23	0.08		経験年数5年以上	0.11	0.29	0.02		経験年数5年以上	0.11	0.29	0.02
	有意差あり/なし	0.01	0.04	0.11		有意差あり/なし	0.02	0.02	0.08		有意差あり/なし	0.02	0.29	0.02		有意差あり/なし	0.02	0.29	0.02

表 6.5.10 経験年数 5 年未満と 5 年以上での

アセスメント項目 1~20 の回答比率 (仮想事例 10-仮想事例 12)

また、上記の結果を踏まえて、項目別にいくつの仮想事例において有意差が確認されたかを集計した。表 6.5.11 では、全部で 12 事例存在する仮想事例のうち、カイ 2 乗検定において有意水準 5% で有意差が見られた事例数を項目ごとに示した。

表 6.5.11 経験年数 5 年未満と 5 年以上で解答に違いが見られた事例数 (アセスメント項目別)

項目	有意差あり	有意差なし	有意差不明
1	12	0	0
2	12	0	0

仮想事例10				仮想事例11				仮想事例12			
項目	回答者数	回答率	平均値	項目	回答者数	回答率	平均値	項目	回答者数	回答率	平均値
1	5	0.75	0.08	1	5	0.75	0.08	1	5	0.75	0.08
2	5	0.75	0.08	2	5	0.75	0.08	2	5	0.75	0.08
3	5	0.75	0.08	3	5	0.75	0.08	3	5	0.75	0.08
4	5	0.75	0.08	4	5	0.75	0.08	4	5	0.75	0.08
5	5	0.75	0.08	5	5	0.75	0.08	5	5	0.75	0.08
6	5	0.75	0.08	6	5	0.75	0.08	6	5	0.75	0.08
7	5	0.75	0.08	7	5	0.75	0.08	7	5	0.75	0.08
8	5	0.75	0.08	8	5	0.75	0.08	8	5	0.75	0.08
9	5	0.75	0.08	9	5	0.75	0.08	9	5	0.75	0.08
10	5	0.75	0.08	10	5	0.75	0.08	10	5	0.75	0.08
11	5	0.75	0.08	11	5	0.75	0.08	11	5	0.75	0.08
12	5	0.75	0.08	12	5	0.75	0.08	12	5	0.75	0.08
13	5	0.75	0.08	13	5	0.75	0.08	13	5	0.75	0.08
14	5	0.75	0.08	14	5	0.75	0.08	14	5	0.75	0.08
15	5	0.75	0.08	15	5	0.75	0.08	15	5	0.75	0.08
16	5	0.75	0.08	16	5	0.75	0.08	16	5	0.75	0.08
17	5	0.75	0.08	17	5	0.75	0.08	17	5	0.75	0.08
18	5	0.75	0.08	18	5	0.75	0.08	18	5	0.75	0.08
19	5	0.75	0.08	19	5	0.75	0.08	19	5	0.75	0.08
20	5	0.75	0.08	20	5	0.75	0.08	20	5	0.75	0.08

表 6.5.11 仮想事例別での回答者(組織)数

項目名	回答の違いが見られた事例数
1. 支援/介入の困難/資源不足	5
2. 過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほめかし	7
3. 養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的	4
4. 児童の情緒的問題/対人距離/愛着課題がある	5
5. 態度から事態改善が見込まれない	1
6. 育児スキルの不足/不履行	3
7. 過去の心理的/身体的虐待歴	1
8. 養育者を過剰に支持する	3
9. 怒りや突発的事態への対処困難	2
10. 児童の育てにくさ	0
11. 養育者に対する挑発/エスカレートする行為	0
12. 支援の拒絶/回避/無関心/支援者への態度に一貫性がない	1
13. 精神科既往歴/不安定/判断力の減退/養育困難	5
14. 養育者の家庭外ストレス	0
15. 養育負担の偏り/夜間監視がない	4
16. 説明の回避/説明内容の疑念	2
17. きょうだいの係属歴	2
18. 摂食/排泄の異常/喘息やアレルギー	1
19. 不適切な養育環境	2
20. 経済不安/就労不安定	1

事例番号	回答者属性別 回答者(組織)数		合計回答者 (組織)数
	経験年数5年未満	経験年数5年以上	
1	41	41	82
2	24	24	48
3	54	54	108
4	27	27	54
5	52	52	104
6	25	25	50
7	50	50	100
8	24	24	48
9	45	45	90
10	24	24	48
11	44	44	88
12	18	18	36

また、それぞれの項目について、経験年数5年未満と5年以上で回答比率に統計的に有意な違いが存在するかを確かめるために、有意水準5%でのカイ2乗検定を行った。表6.5.12はその結果である。なお、各行はアセスメント項目、各列は仮想事例番号を示し、セル内の上側の値は値、下側の値は p 値を示している。また、有意水準5%で有意(p 値 <0.05)だった箇所を赤く表示している。

表 6.5.12 カイ 2 乗検定の結果

(上の値が値、下の値が p 値、有意水準5%で有意だった箇所を赤で表示)

表 6.5.11 を見ると、項目 1、2、4、13 は経験年数 5 年未満と 5 年以上で回答に違いが見られた仮想事例数が多い。特に項目 2 は半数以上の事例において回答に違いが見られた。そのため、これらの項目は該当、非該当、不明の判断基準が経験年数によって異なる可能性が考えられる。一方で項目 10、11、14 はどの事例においても違いは見られず、経験年数 5 年未満と 5 年以上という区分のもとでは、回答に違いがあるとはいえない。

	仮想事例1	仮想事例2	仮想事例3	仮想事例4	仮想事例5	仮想事例6	仮想事例7	仮想事例8	仮想事例9	仮想事例10	仮想事例11	仮想事例12
項目1	4.20 (0.12)	4.63 (0.10)	5.52 (0.01)	2.40 (0.30)	0.15 (0.93)	1.09 (0.58)	5.35 (0.07)	0.29 (0.86)	0.10 (0.95)	0.58 (0.75)	5.05 (0.08)	3.24 (0.05)
項目2	0.87 (0.65)	1.09 (0.30)	2.12 (0.35)	4.22 (0.12)	4.60 (0.10)	1.62 (0.45)	1.63 (0.44)	2.69 (0.26)	2.29 (0.32)	2.92 (0.23)	0.49 (0.78)	1.33 (0.51)
項目3	0.44 (0.80)	4.36 (0.11)	1.47 (0.48)	3.18 (0.20)	0.71 (0.70)	3.80 (0.15)	1.01 (0.60)	2.40 (0.30)	0.21 (0.90)	0.00 (1.00)	0.55 (0.76)	5.81 (0.02)
項目4	1.20 (0.55)	1.57 (0.46)	1.97 (0.37)	3.86 (0.15)	1.98 (0.37)	1.14 (0.56)	1.72 (0.42)	1.02 (0.31)	1.34 (0.51)	2.92 (0.23)	1.06 (0.59)	3.36 (0.19)
項目5	0.39 (0.82)	1.69 (0.43)	1.39 (0.50)	3.20 (0.07)	0.71 (0.40)	3.24 (0.20)	1.27 (0.53)	0.52 (0.77)	0.06 (0.81)	0.11 (0.75)	1.30 (0.52)	0.00 (1.00)
項目6	1.10 (0.58)	3.41 (0.18)	3.26 (0.20)	0.00 (1.00)	0.34 (0.56)	0.00 (1.00)	7.99 (0.02)	0.20 (0.91)	1.89 (0.39)	1.02 (0.31)	1.05 (0.31)	0.00 (1.00)
項目7	0.72 (0.70)	2.75 (0.25)	1.45 (0.49)	1.17 (0.56)	0.48 (0.79)	0.23 (0.89)	0.47 (0.79)	0.09 (0.76)	0.41 (0.81)	0.00 (1.00)	0.88 (0.64)	1.60 (0.21)
項目8	0.63 (0.73)	0.38 (0.54)	3.80 (0.15)	2.34 (0.31)	0.76 (0.69)	3.01 (0.22)	3.28 (0.19)	0.60 (0.74)	0.92 (0.63)	1.64 (0.44)	1.05 (0.59)	3.76 (0.15)
項目9	3.72 (0.16)	0.77 (0.68)	1.34 (0.51)	0.46 (0.79)	2.38 (0.30)	2.92 (0.23)	1.57 (0.46)	0.09 (0.76)	3.96 (0.14)	1.33 (0.51)	0.09 (0.96)	1.03 (0.31)
項目10	2.05 (0.15)	0.23 (0.89)	2.14 (0.34)	0.12 (0.94)	0.09 (0.96)	0.53 (0.77)	0.80 (0.67)	0.82 (0.37)	0.25 (0.88)	0.22 (0.13)	0.55 (0.76)	1.52 (0.47)
項目11	1.75 (0.42)	0.38 (0.83)	0.15 (0.70)	1.23 (0.27)	2.78 (0.25)	1.04 (0.59)	2.75 (0.25)	3.39 (0.08)	2.93 (0.23)	2.28 (0.32)	0.94 (0.62)	1.11 (0.57)
項目12	2.66 (0.26)	0.17 (0.68)	0.54 (0.77)	0.76 (0.68)	1.01 (0.60)	2.36 (0.31)	0.09 (0.96)	0.13 (0.94)	2.13 (0.34)	1.64 (0.44)	1.75 (0.42)	0.15 (0.93)
項目13	6.66 (0.04)	2.11 (0.35)	2.48 (0.29)	1.02 (0.60)	5.75 (0.06)	2.08 (0.15)	0.27 (0.87)	8.17 (0.02)	0.00 (1.00)	4.83 (0.09)	3.11 (0.08)	0.13 (0.94)
項目14	0.73 (0.69)	0.37 (0.83)	1.00 (0.32)	0.90 (0.64)	0.58 (0.75)	1.53 (0.47)	2.85 (0.24)	1.20 (0.55)	1.36 (0.51)	2.22 (0.33)	0.06 (0.97)	2.23 (0.33)
項目15	4.36 (0.11)	4.44 (0.11)	2.90 (0.23)	4.59 (0.10)	2.17 (0.34)	1.62 (0.45)	2.04 (0.15)	5.73 (0.06)	0.78 (0.68)	2.01 (0.37)	1.01 (0.60)	2.98 (0.23)
項目16	0.16 (0.69)	5.58 (0.06)	1.38 (0.50)	2.88 (0.24)	3.12 (0.21)	0.43 (0.81)	1.04 (0.59)	0.09 (0.96)	0.44 (0.80)	0.22 (0.89)	1.04 (0.60)	0.67 (0.72)
項目17	0.00 (1.00)	0.00 (1.00)	2.35 (0.31)	3.49 (0.17)	1.66 (0.44)	0.81 (0.67)	2.03 (0.36)	1.02 (0.31)	4.77 (0.09)	1.15 (0.56)	0.72 (0.40)	0.23 (0.63)
項目18	1.51 (0.22)	0.38 (0.54)	0.98 (0.32)	0.00 (1.00)	4.96 (0.08)	0.12 (0.94)	2.85 (0.24)	2.09 (0.15)	0.42 (0.81)	0.22 (0.90)	1.85 (0.29)	0.11 (0.74)
項目19	0.16 (0.92)	2.42 (0.30)	5.37 (0.06)	1.02 (0.31)	0.34 (0.56)	1.06 (0.59)	4.09 (0.13)	0.79 (0.67)	3.44 (0.18)	1.43 (0.49)	1.93 (0.38)	5.78 (0.06)
項目20	0.22 (0.90)	0.40 (0.53)	0.41 (0.52)	1.46 (0.48)	0.67 (0.72)	2.13 (0.35)	5.20 (0.07)	1.56 (0.46)	0.19 (0.91)	1.89 (0.39)	1.84 (0.40)	0.38 (0.83)

表 6.5.12 より、仮想事例 1 においては項目 13、仮想事例 3 においては項目 1、仮想事例 7 においては項目 6、仮想事例 8 においては項目 13、仮想事例 12 においては項目 1、3 の有意差が確認された。なお、その他の仮想事例においてはどの項目においても有意差は確認されなかった。

また、上記の結果を踏まえて、項目別にいくつの仮想事例において有意差が確認されたかを集計した。表 6.5.13 では、全部で 12 事

例存在する仮想事例のうち、カイ2乗検定において有意水準5%で有意差が見られた事例数を項目ごとに示した。

表 6.5.13 経験年数5年未満と5年以上で回答比率に違いが見られた事例数

(アセスメント項目別)

項目	回答の違いが見られた事例数
1. 支援/介入の困難/資源不足	2
2. 過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほめかし	0
3. 養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的	1
4. 児童の情緒的問題/対人距離/愛着課題がある	0
5. 態度から事態改善が見込まれない	0
6. 育児スキルの不足/不履行	1
7. 過去の心理的/身体的虐待歴	0
8. 養育者を過剰に支持する	0
9. 怒りや突発的事態への対処困難	0
10. 児童の育てにくさ	0
11. 養育者に対する挑発/エスカレートする行為	0
12. 支援の拒絶/回避/無関心/支援者への態度に一貫性がない	0
13. 精神科既往歴/不安定/判断力の減退/養育困難	2
14. 養育者の家庭外ストレス	0
15. 養育負担の偏り/夜間監護がない	0
16. 説明の回避/説明内容の疑念	0
17. ぎょうだいの係属歴	0
18. 摂食/排泄の異常/喘息やアレルギー	0
19. 不適切な養育環境	0
20. 経済不安/就労不安定	0

	<p>表 6.5.13 を見ると、ほとんどの項目においては経験年数 5 年未満と 5 年以上という区分のもとでは、回答比率に有意差は見られなかった。その中で、項目 1 と項目 13 は 2 つ、項目 3 と 6 においては 1 つの事例において有意差が見られた。</p>		
22	<p>6.6 考察（傾向スコアマッチング）</p> <p>経験年数の違いによるアセスメント項目の回答傾向の差は、今回の傾向スコアマッチングによる項目別の分析においてはほとんど確認できなかった。ただし、少ないながら特定の項目においては回答傾向に有意差が生じたケースが見られた。その中で、特に 2 つの仮想事例において有意差が見られた項目 1 および 13 について考察を行う。</p> <p>まず項目 1 に着目し、各仮想事例における回答比率を見ると、有意差が見られた事例の内、仮想事例 3 においては経験年数 5 年以上の方が「不明/情報未取得」の回答比率が高く、「非該当」の回答比率が低い。仮想事例 12 においては経験年数 5 年以上の方が「該当」の回答比率が高く、「非該当」の回答比率が低い。有意差は見られなかった残りの仮想事例に着目すると、仮想事例 8 を除く事例において経験年数 5 年以上の方が「非該当」の回答比率が同じもしくは低い傾向が見られた。このことから、経験年数 5 年以上の方が「支援/介入の困難/資源不足」について、より「非該当」と回答しにくい傾向の存在が示唆さ</p>	<p>6.6 考察（傾向スコアマッチング）</p> <p>上記の結果より、まずは特に多くの仮想事例で有意差が見られたアセスメント項目 2 について、各仮想事例における回答比率の傾向を見ながら考察を行う。項目 2 において有意差が見られた仮想事例は 1、3、4、5、6、7、9 であるが、仮想事例 1, 5 においては経験年数 5 年以上の方が「該当」と回答する比率が高く、「不明/情報未取得」と回答する比率が低くなっている。一方、仮想事例 3、7、9 は経験年数 5 年未満の方が「該当」と回答する比率が高く、「不明/情報未取得」と回答する比率が低くなっている。仮想事例 4、6 については「該当」と回答する比率は同程度で、経験年数 5 年未満の方が「非該当」と回答する比率が高く、「不明/情報未取得」と回答する比率が低くなっている。ここで、項目 2 の内容は「過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほめかし」と、主に暴力行為の有無について問う項目であるが、この暴力行為について、仮想事例 1 では『「パパ（内縁男性）が叩いた」と本児が言った』、仮想事例 5 では『本児が泣き止まな</p>	6.6 節

れる。

同様に、項目 13 に着目し、回答傾向に有意差の見られた仮想事例における回答比率を見ると、仮想事例 1 においては経験年数 5 年未満の方が「該当」の回答比率が高く、「非該当」の回答比率が低くなっている。仮想事例 8 においては経験年数 5 年未満の方が「該当」の回答比率が高く、「不明/情報未取得」の回答比率が低くなっている。一方、有意差のない他の仮想事例において経験年数 5 年未満の方が「該当」の回答比率が高いという傾向は仮想事例 3 を除き確認できなかった。そのためこの傾向の発生には仮想事例 1 および 8 における状況が関係している可能性がある。ここで、項目 13 の内容は『精神科既往歴/不安定/判断力の減退/養育困難』と、主に養育者の精神的な問題について問う項目であるが、仮想事例 1 の状況説明文においては『母は一応落ち着いて、「ご心配をかけました。でも私もギリギリなんです」と言う』、また仮想事例 8 の状況説明文においては『母は「このままでは子どもを殺してしまいかねない」と話しており、助けてほしいと児童の保護を求めている』などと、養育者が自身の精神状態の不安定さについて自己申告をしていることが書かれた文章が存在する。そのため、養育者が自身の精神的問題を自己申告している場合に、経験年数 5 年未満の方がより項目 13 に「該当」と回答しやすい可能性が示唆される。

上記より、職員の経験年数が項目別にその回答傾向に与える影響については今回の分析ではほとんど確認できなかった。一方、有意差の見られた事例数が 2 個と比較的多かった項目 1 および 13 については、経験年数の異なる職員にてチーム編成し、アセスメントを行った上で判断することが望ましいと考えられる。

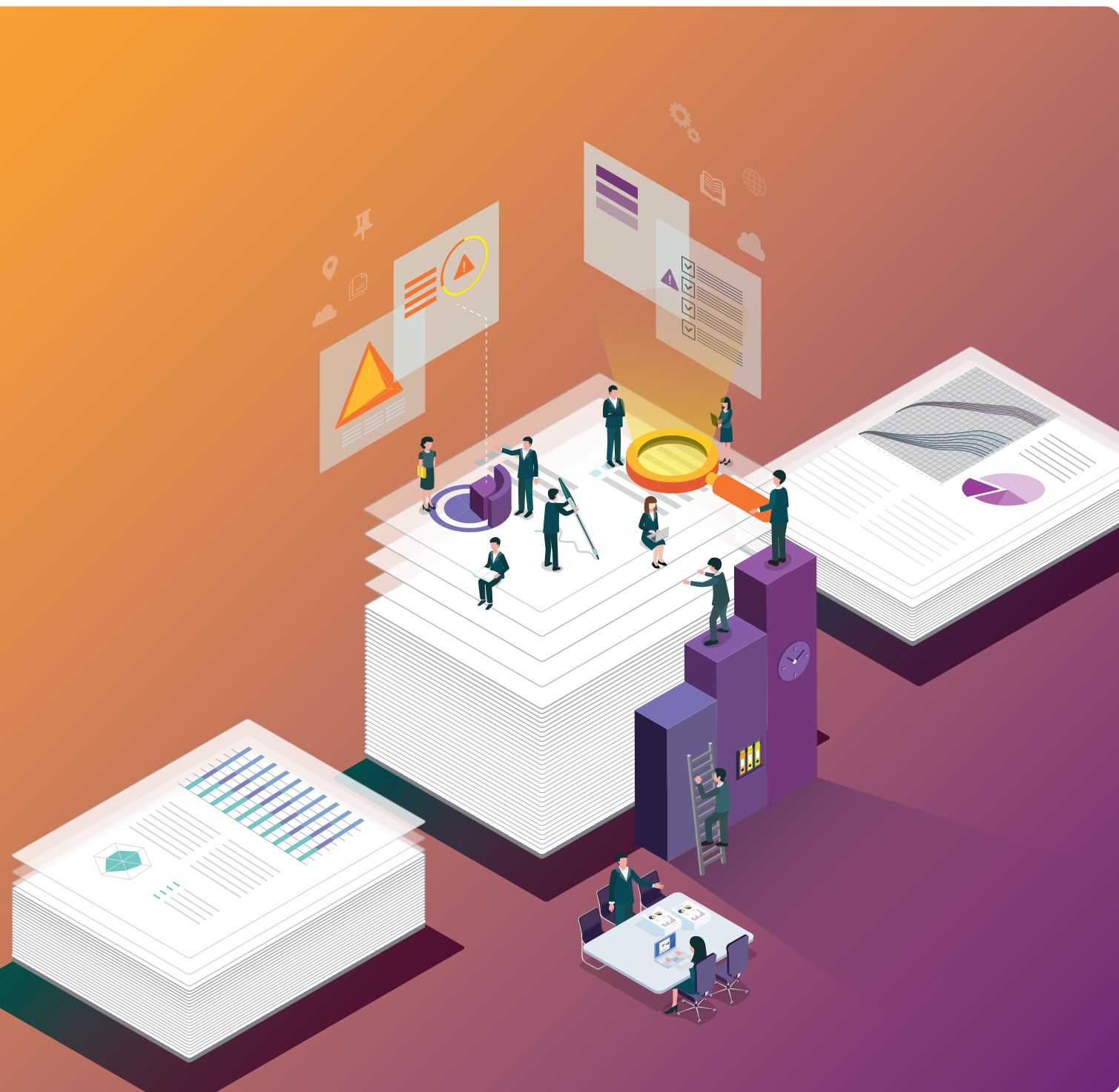
い場合に母が叩くこともあり』と、暴力行為が発生していることが文章で明示的に示されている。一方、その他の仮想事例(3、4、6、7、9)については、暴力行為が発生していることを暗示的に示すような事例も存在するものの、どの事例においても明示的に示す文章は存在していない。この結果から、文章において暴力行為の発生が明示的に示されている場合に、経験年数が 5 年以上の方がより「該当」と回答し、一方で暗示的もしくは示されていない場合は、「該当」と回答する比率は同程度か、経験年数 5 年未満の方が高いことが分かる。また、仮想事例によってどちらの群の回答比率が高いかは異なるものの、どの仮想事例においても経験年数 5 年未満と 5 年以上で「不明/情報未取得」と回答する比率に差があることが分かる。これらの結果から、項目 2 においては経験年数 5 年以上の群の方が、より文章中に明示的に示されている事象にのみ「該当」と回答する傾向があることが示唆される。

次に、有意差の多く見られた項目である項目 1、4、13 に着目し、項目 2 と同様に回答比率について考察を行う。まず項目 1 に着目し、各仮想事例における回答比率を見ると、有意差が見られた事例の内、仮想事例 1、2、3、6 では経験年数 5 年以上の方が「該当」の回答比率が高い。一方、仮想事例 7 は逆に経験年数 5 年未満の方が「該当」の回答比率が高い。また、有意差は見られなかった残りの仮想事例の全てにおいても経験年数 5 年以上の方が「該当」の回答比率が高い。このことから、経験年数 5 年以上の方が「支援/介入の困難/資源不足」について、より「該当」と回答しやすい傾向があることが示唆される。

同様に、項目 4 に着目して各仮想事例における回答比率を見ると、

<p>ここで、本分析についてはいくつかの限界が存在する。まず本分析ではデータを事例別に分けてから傾向スコアのマッチングを行っている。この方法を行ったことにより、経験年数による回答傾向の比較の際に、「その仮想事例に回答したサンプルという条件の下で」というサンプルバイアスが発生している可能性がある。また、本分析において回答傾向の違いを検定するためにカイ2乗検定を使用した。カイ2乗検定はデータのサンプルサイズが小さい場合にはその検定力が低くなることが報告されている (Gabriel and Lachenbruch, 1969)。本分析においては仮想事例 2、4、6、8、10、12 はサンプルサイズが比較的小さいため、これらの事例における検定結果の解釈には注意が必要である。</p>	<p>有意差が見られた事例における「該当」と「非該当」の回答比率は仮想事例により差があるものの、「不明/情報未取得」については仮想事例 2、3、5、6 において 5 年以上の方が高く、残りの仮想事例 7 についても経験年数 5 年未満と 5 年以上でほぼ変わらないことが分かる。ここで、項目 4 の内容は『児童の情緒的問題/対人距離/愛着課題がある』と、主に児童の養育者や周囲の大人に対する情緒について問う項目であるが、有意差の見られた仮想事例 2、3、5、6、7 については文章中に児童の情緒について明示的に書かれた文は存在しない。この結果から、項目 4 においても項目 2 と同様に、経験年数 5 年以上の群の方がより文章中に明示的に示されている事象にのみ「該当」と回答する傾向があることが示唆される。</p> <p>また、項目 13 に着目し、各仮想事例における回答比率を見ると、こちらにも有意差が見られた事例における「該当」と「非該当」の回答比率は仮想事例により差があることが分かる。具体的には、「不明/情報未取得」については仮想事例 1、3、8、10 において 5 年以上の方が高く、残りの仮想事例 5 についても経験年数 5 年未満と 5 年以上でほぼ変わらないことが分かる。ここで、項目 13 の内容は『精神科既往歴/不安定/判断力の減退/養育困難』と、主に養育者の精神的な問題について問う項目であるが、有意差の見られた仮想事例のうち、1、8、10 については文章中に養育者の精神状態について書かれている文章が存在する。そのため、経験年数 5 年未満と 5 年以上では、養育者が精神的問題を抱えていると職員が判断する基準が異なる可能性がある。</p> <p>上記より、経験年数が 5 年未満と 5 年以上の群では「明示的」か「非明示的」に示されているかによって、該当と答えるかどうかには差がある。5 年以上の場合、明示的に示されている事象にのみ「該当」と回答する</p>	
---	--	--

		<p>傾向がある。この結果について、5年以上の場合、「虐待誤認」の恐れも持つことで、虐待と判断することを躊躇した結果や、十分な経験に基づく精査の結果によりこのような傾向が見られた可能性がある。一方、5年未満の場合、「虐待見落とし」に対する恐れから、過剰に虐待と判断している可能性がある。したがって、非明示的な事例について判断を行う場合、経験年数の異なる職員にてチーム編成し、アセスメントを行った上で判断することが望ましいと考えられる。</p>	
23	<p>Gabriel, K. R., & Lachenbruch, P. A. 1969. 270 Note: Non-Parametric ANOVA in Small Samples: A Monte Carlo Study of the Adequacy of the Asymptotic Approximation. <i>Biometrics</i>, 593-596.</p>		<p>引用 文献 に追 加</p>



調査研究報告書

令和 2 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 調査研究課題番号 6

児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究

- (a) 児童相談所および市区町村で実践的に活用可能なセーフティアセスメントツールの開発と予測的妥当性・評定者間一致性の検証
- (b) アセスメントツールの活用実態と今後の活用の在り方について

事業主体：国立研究開発法人 産業技術総合研究所

今、児童虐待になぜ「データ分析」なのか

私たちが人間ドックを受けに医療機関に行った時の事を考えてみて下さい。検査する項目が医療機関ごとに違っては、例えば前回受けた結果と比較ができないかもしれません。また、体の健康状態をきちんと表す検査が選ばれていなければ、結果はあてになりません。更には実施するのが簡単な検査でなければ多くの人は受けられません。

基本的な検査項目を揃えることで、過去と現在、自分と他の多くの人との比較ができるようになり、私たちの健康状態やどんな病気に注意すればよいのかも分かるようになります。項目 A と項目 E の数値が高いと重篤な病気の可能性もある、という事も見えてきます。

つまり、検査項目を統一し、その結果を分析することで、見えてくるものがあるのです。私たちの担当医がどれほどベテランであっても、全国にいる医師の蓄積された経験の総量にはかないません。多くのデータを分析することの意味はそこにあるのです。

今まで、子ども虐待の分野で、このようなデータの活用はほとんどなされてきませんでした。今後全国で集めたデータを参考に重要な決定ができるようになれば、子どもの最善の利益につながり、かつ児童相談所や市区町村の現場を助ける一つのツールになるのではないかと考えます。今回のアセスメント研究はその端緒であり、虐待事例を評価するための基本的な検査項目案の統一とご理解いただくと分かりやすいと思います。



調査研究事業担当者および検討委員 一同

CONTENTS

目次

必読	はじめにお読みください	
	本報告書の読み進め方（職員・研究者のみなさまへ）	P7
	はじめに	P9
第1章	課題背景	
	子ども虐待対応におけるアセスメントツールの意義	P11
第2章	本研究の目的と研究対象範囲、想定成果物について	P35
第3章	全国 WEB 調査の目的と設計	P41
第4章	事前調査研究：アセスメント項目の選抜	P46
第5章	全国調査結果 (1)	
	アセスメントツールの活用実態	P54
第6章	全国調査結果 (2)	
	アセスメントツールの評定者間一致性	P71
第7章	全国調査結果 (3)	
	セーフティアセスメントツールの予測的妥当性	P96

CONTENTS

目次

第 8 章	セーフティアセスメントツールの構成	P119
第 9 章	本ツールと既存ツールの位置づけ	P129
第 10 章	WEB アプリ化したセーフティアセスメントツールの提案	P134
第 11 章	総合考察	P140
	引用文献	P144
	巻末資料	P150

はじめに

第1章 課題背景：子ども虐待対応におけるアセスメントツールの意義 11

1.1 児童虐待通告件数の増加と重大事例への対策課題	11
1.2 本邦におけるリスク評価ツールの必要性に関する背景	12
1.3 アセスメントツールの基本的理解	13
1.3.1 「アセスメント」と「アセスメントツール」	13
1.3.2 セーフティアセスメントツール	14
1.3.3 リスクアセスメントツール	15
1.3.4 アセスメントツールの効用	15
1.4 アセスメントツールに関する国際的な動向と2つのアプローチ	15
1.4.1 組織決定アセスメントアプローチと数理的アセスメントアプローチ	16
1.4.2 リスク予測モデリング	18
1.4.3 効果的な対応を実現するための各種アプローチの利活用	19
1.5 本邦のアセスメントツールとこれまでの取組	19
1.5.1 一時保護決定に向けてのアセスメントシート	19
1.5.2 児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール	20
1.5.3 子ども虐待対応の手引き アセスメントツール	20
1.5.4 自治体ごとに開発されたアセスメントツール	21
1.5.5 本邦における「アセスメントツール」を俯瞰した際の課題、セーフティアセスメントとリスクアセスメントの視点から	21
1.6 市区町村と児童相談所で共通利用可能なセーフティアセスメントツールについて	23
1.6.1 構成意図と構成手続き	23
1.6.2 作成時の課題・未検証事項	32
1.7 本邦のアセスメントツールに求められる将来的展開と本事業の関係	32
1.7.1 在宅支援・継続対応中のアセスメントツールとの関係	32
1.7.2 再発と長期的予後を見据えた項目の整備	32
1.7.3 データの蓄積と継続的研究・項目の更新	33
1.7.4 複合的アプローチと構造的な支援対応システムの構築	33
1.8 本事業の位置付けと到達目標	34
1.8.1 作成するアセスメントツールの位置付けと役割	34
1.8.2 対象とするリスク/対象としないリスクの範囲	34
1.8.3 想定する活用場面	34
1.8.4 調査研究で検証する範囲	34

第2章 本研究の目的と研究対象範囲、想定成果物について 35

2.1 本研究の目的と方法	35
2.2 本研究の構成	35
2.2.1 全国 Web 調査の目的と設計 (第3章)	35
2.2.2 アセスメント項目の選抜 (第4章)	35
2.2.3 アセスメントツールの活用実態 (第5章)	36

2.2.4 アセスメントツールの評定者間一致性 (第6章)	36
2.2.5 セーフティアセスメントツールの予測的妥当性(第7章)	36
2.2.6 セーフティアセスメントツールの構成 (第8章)	36
2.2.7 本ツールと既存ツールの位置づけ (第9章)	36
2.2.8 Webアプリ化したセーフティアセスメントツールの提案(第10章)	36
2.3 本事業で構成するアセスメントツールの活用場面と活用の原則	37
2.3.1 評価対象リスク	37
2.3.2 初期段階での利活用	37
2.3.3 現場運用に向けた検討事項 (1) 要保護児童・要支援児童との対応・基準設定	37
2.3.4 現場運用に向けた検討事項 (2) 調査観点の設定	38
2.3.5 現場運用に向けた検討事項 (3) 関係機関での協議と合意	38
2.3.6 現場運用に向けた検討事項 (4) データ蓄積と定期評価	38
2.3.7 リスク予測モデリング：より高度な活用について	39
2.3.8 原則・留意事項・限界点	39
2.4 想定される成果	39
2.5 倫理審査	40

第3章 全国 WEB 調査の目的と設計 41

3.1 調査目的	41
3.2 調査対象・実施時期・調査手段	41
3.3 調査構成	41
3.3.1 パート1: アセスメントツール活用実態	42
3.3.2 パート2: 項目評定用仮想事例を用いた調査	42
3.3.3 パート3: 実事例情報に関する調査	43
3.4 重篤項目の定義	43
3.5 調査で用いるアセスメント候補項目の選抜について	44
3.6 調査手続き	44
3.7 組み入れ基準 (除外基準) の設定	45
3.8 想定回答率	45
3.9 調査の限界・調査対象外範囲	45

第4章 事前調査研究：アセスメント項目の選抜 46

4.1 目的：調査利用アセスメント項目の選抜	46
4.2 方法	46
4.2.1 使用するデータ	46
4.2.2 機械学習を用いた解析的項目抽出	47
4.3 結果	48
4.3.1 解析による項目選抜結果と採用項目数別の予測性能指標	48
4.3.2 調査利用項目のまとめ (主要20項目と補足候補項目)	51
4.4 考察と限界	52

第5章 全国調査結果 (1): アセスメントツールの活用実態 54

5.1 目的	54	6.3 結果	76
5.2 調査の構成	54	6.3.1 回収率・欠損・除外データ	76
5.3 結果：(A) アセスメントツールの活用実態	55	6.3.2 セーフティアセスメント項目の評定一致率	76
5.3.1 アセスメントツールを利用している組織の割合	55	6.3.3 回答者属性による回答傾向の比較結果（潜在クラス分析）	79
5.3.2 アセスメントツール利用率および共有率の都道府県ごとの特徴	56	6.3.3.1 クラス数の決定	79
5.3.3 アセスメントツールを利用しない組織の特徴	57	6.3.3.2 推定された潜在クラスモデル	80
5.3.4 アセスメントツールの活用実態： どの場面でツールを利用しているか	57	6.3.3.3 組織区分ごとの潜在クラス帰属割合	81
5.3.5 アセスメントツールの活用実態： どのツールを利用しているか	58	6.3.3.4 組織区分・経験年数区分ごとの潜在クラス帰属割合	82
5.3.6 アセスメントツールの活用実態： 利用方法に関するルールを設定しているか	59	6.4 考察（潜在クラス分析）	82
5.3.7 アセスメントツールの活用実態： どの程度ルールに沿って運用しているか	59	6.5 結果（傾向スコアマッチング）	83
5.3.8 アセスメントツールの活用実態： アセスメントデータの集計・活用の実態	60	6.5.1 使用データ	83
5.3.9 現在利用しているアセスメントツールの長所	60	6.5.2 使用データの基礎集計	84
5.3.10 現在利用しているアセスメントツールの短所および課題	61	6.5.3 回答者属性による回答傾向の比較結果（傾向スコアマッチング）	86
5.4 結果：(B) アセスメントツールに対する一般的な意見	62	6.6 考察（傾向スコアマッチング）	94
5.4.1 アセスメントツールを使用する上で 特に / 最も重要視する要素	62	第7章 全国調査結果 (3): セーフティアセスメントツールの予測的妥当性	96
5.4.2 アセスメントツールに対する自由記述意見	64	7.1 目的: 重篤事態に対するセーフティアセスメントツールの予測的妥当性	96
5.5 結果：(C) 厚労省共通ツールに対する意見	65	7.1.1 一般的な妥当性の評価手続き	96
5.5.1 厚労省共通ツールの長所と短所及び改善に向けた意見	65	7.1.2 子ども虐待対応に係るアセスメントツールの妥当性評価について	97
5.5.2 厚労省共通ツールの県改訂版の例	66	7.2 方法	97
5.5.3 厚労省共通ツールの活用実態に関するまとめ	66	7.2.1 データ処理・集計方法	97
5.6 考察	68	7.2.2 基礎集計・母集団との対応確認	98
5.6.1 結果のまとめ	68	7.2.3 機械学習によるリスク予測モデリング	98
5.6.2 課題の整理	68	7.2.4 予測的妥当性の評価指標	99
第6章 全国調査結果 (2): アセスメントツールの評定者間一致性	71	7.2.5 予測的貢献度の評価指標	99
6.1 目的: アセスメント候補項目の評定者間一致性の検討	71	7.3 結果Ⅰ: 基礎集計	99
6.1.1 一般的な信頼性の評価手続き	71	7.3.1 回収率・欠損・除外データ	100
6.1.2 子ども虐待対応に係るアセスメントツールの信頼性評価について	71	7.3.2 児童年齢の基礎集計	100
6.1.3 項目評定用仮想事例を用いた場面想定法の活用	72	7.3.3 主たる養育者年齢の基礎集計	100
6.2 方法	72	7.3.4 主たる虐待者種別の基礎集計	101
6.2.1 項目評定用仮想事例の作成手続きと有識者評価	72	7.3.5 その他の基礎情報項目の基礎集計	102
6.2.2 データ処理・集計方法	73	7.3.6 重篤な虐待種別の基礎集計	102
6.2.3 回答者属性による回答傾向の比較	73	7.3.7 虐待種別に関する母集団との対応確認	103
6.2.3.1 潜在クラス分析	73	7.3.8 重篤な虐待種別の併存	103
6.2.3.2 傾向スコアマッチング	75	7.4 結果Ⅱ: 機械学習による解析	105
		7.4.1 リスク予測モデリングの予測性能（重篤事態の予測）	105
		7.4.2 リスク予測モデリングの予測性能（重篤な虐待種別の予測）	107
		7.4.3 セーフティアセスメント項目の予測的貢献度（重篤事態の予測）	107
		7.4.4 セーフティアセスメント項目の予測的貢献度 （重篤な虐待種別ごとの予測）	112
		7.4.5 統合項目を使ったリスク予測モデリング（重篤事態の予測）	114

7.4.6 採用項目数別の予測性能指標（重篤事態の予測）	116
7.4.7 除外項目の検討	117
第 8 章 セーフティアセスメントツールの構成	119
8.1 目的	119
8.1.1 セーフティアセスメントツールの対象と活用場面	119
8.1.2 セーフティアセスメントツールの形式	119
8.2 方法と結果	120
8.2.1 セーフティアセスメントツールの構成要素	120
8.2.2. アセスメント項目選定の方法	121
8.2.3 有識者による議論を経たセーフティアセスメントツール最終案	122
8.3 課題と展望	126
8.3.1 今後の課題	126
8.3.2 セーフティアセスメントツール利活用に向けた提案	127
第 9 章 本ツールと既存ツールの位置づけ	129
9.1 本ツールと既存ツールの対象	129
9.2 本ツールと既存ツールの比較検討	130
9.2.1 設計思想の比較	130
9.2.2 ツールを使用するタイミングの比較	131
9.2.3 その他の比較	131
9.3 本ツール利用時のフローチャート	132
第 10 章 WEB アプリ化したセーフティアセスメントツールの提案	134
10.1 紙ベースの限界と Web アプリ導入による効果	134
10.2 Web アプリ実装における課題	136
10.3 Web アプリの実際のイメージ	137
第 11 章 総合考察	140
引用文献	144
巻末資料	150
アセスメント項目リスト	
解析結果に関する資料	
調査票	
アセスメントツール構成に係る議論	

必読

はじめにお読みください

本報告書の読み進め方 (職員・研究者のみなさまへ)

お忙しい中、本書をお手にとりいただきありがとうございます。本報告書を読み進めるうえで、優先的にご確認いただきたいトピックを以下に記載いたします (下記のみのご確認で十分であるというわけではございません)。各章記載の内容については、2.2 をご覧ください。

現場職員 (セーフティアセスメントツールを利用される職員) のみなさま

p119 第 8 章 セーフティアセスメントツールの構成

児童相談所の職員の皆様は、①通告受理から保護判断、援助方針会議までの初期対応時、または②在宅支援中に子どもの安全が疑われ、支援方針を見直す必要が生じた場合において、一時保護を検討する際に参照いただく基準として、セーフティアセスメントツールをご確認ください。

市区町村の職員の皆様は、①通告受理から、援助方針会議までの初期対応時、または②在宅支援中に子どもの安全が疑われ、支援方針を見直す必要が生じた場合において、児童相談所への通告 / 送致を検討する際に参照いただく基準として、セーフティアセスメントツールをご確認ください。

本セーフティアセスメントツールの利用・運用をご検討中のみなさま

p119 第 8 章 セーフティアセスメントツールの構成

p129 第 9 章 本ツールと既存ツールの位置づけ

p134 第 10 章 WEB アプリ化したセーフティアセスメントツールの提案

全国関係機関におけるリスクアセスメントツールの利用状況について、第 5 章に記載しました。リスクアセスメントツールの利用状況に基づいて、データを統計的に検討し、また検討委員会の有識者より現場の経験的側面の両面について最大限考慮いたしました。その結果について、第 8 章「セーフティアセスメントツールの構成」に記載しました。また、本ツールと既存ツールの位置づけについては、第 9 章に記載いたしました。また、現場の判断の質の向上と業務効率化、データを利活用するため、セーフティアセスメントツールは今後、紙面ではなく、Web アプリ化したツール運用が必要になると考えられます。ICT 化を想定したセーフティアセスメントツールの可能性について第 10 章に記載いたしましたので、ご確認ください。

研究者のみなさま

p11 第 1 章 課題背景 : 子ども虐待対応におけるアセスメントツールの意義

p54 第 5 章 全国調査結果 (1) アセスメントツールの活用実態

p71 第 6 章 全国調査結果 (2): アセスメントツールの評定者間一致性

p96 第 7 章 全国調査結果 (3): セーフティアセスメントツールの予測的妥当性

児童虐待対応におけるリスクアセスメントツールに関する 2020 年度時点の最新のレビューを第 1 章に記載いたしました。2020 年度現在における関係機関でのリスクアセスメントツール利用状況を、第 5 章に記載いたしました。また、本セーフティアセスメントツールの信頼性とそれに関連した統計的検討を第 6 章に記載しました。また、本ツールの妥当性に関する検討は、第 7 章に記載しておりますので、ご確認ください。

本報告書内における各種用語の定義

本報告書においては、各種用語を以下のように定義し、使用しております。

用語が指し示すものをご確認の上、本報告書をお読みいただきますようお願いいたします。

本報告書内における各種用語の定義表

用語	説明	備考
児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究	本調査事業名	
児童虐待対応における市区町村・児童相談所で利用可能なセーフティアセスメントツール	令和元年度調査事業におけるツール	
一時保護決定に向けてのアセスメントシート	子ども虐待対応の手引きに記載されている一時保護決定のためのアセスメントシート	
児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール	平成29年に厚労省より通達があった児童相談所と市区町村の共通リスクアセスメントツール	
セーフティアセスメント	初期初動段階、または支援方針を見直す（リミットアセスメント）段階で、緊急性及び重篤度が高いかどうかを見極め、児童相談所による一時保護、または市区町村による児相通告・送致を判断するためのアセスメント	本調査事業のターゲット
セーフティアセスメントツール	セーフティアセスメントを行うための項目一覧をまとめたツール	本調査事業の成果物
セーフティアセスメント項目	セーフティアセスメントシートの各項目を示す言葉	本調査事業の成果物における各項目
リスクアセスメント	現在と将来のリスクを重篤度だけでなく、将来的な再発度や事例の長期化なども複合的に含めて判断するアセスメント	H29年共通リスクアセスメントがリスクアセスメントの役割を担う。セーフティアセスメントとの違いは第1章参照
アセスメントツール	アセスメントを行うために、各自治体が用いているアセスメントの項目をまとめたシートのこと。	本邦では、各自治体がどのような一時保護判断に資するアセスメントツールを用いているか調査するために暫定的にアセスメントツールという言葉を使っています（第3章参照）
ニーズアセスメント	家庭の支援に対するニーズを判断するためのアセスメント	本調査の対象外
ストレングスアセスメント	家庭の強みや出来ていることを判断するためのアセスメント	本調査の対象外
リソースアセスメント	関係機関の方針や対応状況などリソースを判断するためのアセスメント	本調査の対象外
リミットアセスメント	現在の支援方針を見直すための基準・条件を設定し、それを満たしているかを判断するためのアセスメント	本調査の対象外
家族再統合（Family re-unification）アセスメント	保護解除や措置解除などを判断するためのアセスメント	本調査の対象外
終結（closure）アセスメント	終結を判断するためのアセスメント	本調査の対象外
信頼性	調査項目の回答結果が一貫/安定しているかという観点から項目を評価する指標の一つである。本報告書内では、特に断りがない限り、信頼性の一概念である評定者間一致性を指し、検討している。	詳しい定義は、6.1.1を参照
妥当性	アンケート項目などに対し、測定や評価を通し、本当に測定・評価したいものを測定できているかを表した指標である。本報告書内では、特に断りがない限り、妥当性の一概念である予測的妥当性を指し、検討している。	詳しい定義は、7.1.1を参照
緊急度	緊急性が高いため、すぐに出動することが必要な度合いを示しています	
重篤度	現時点で、虐待が子どもの安全に影響を与える度合い	
危険度	重篤度と同様	
リスク	現時点の重篤度だけでなく、将来的な再発度合いなど、包括的な危険性を示す	

はじめに

児童虐待対応において、事例の重篤性を判断する際、各種アセスメントツールが使用されている。しかし、例えば一時保護の判定について、全国的に基準が統一されていない、あるいはアセスメントツールの科学的根拠が十分に検証されていない、といった課題があげられる。したがって本事業の到達目標は、一時保護を行うための基準(児童相談所)・児童相談所への通告/送致を行うための基準(市区町村)の明示と、そのための新たなアセスメントツールの作成、そして科学的根拠が担保されたアセスメントツールの評価とする。

本事業では、令和元年度に作成された「児童虐待対応における市区町村・児童相談所で利用可能なセーフティアセスメントツール」の各項目の評価(信頼性・妥当性)と、項目のさらなる絞り込みを行う。そのために、全国Web調査を実施し、次の3点を実施した。

- (i) アセスメントツール(特にセーフティアセスメントツール)の利用実態を調査し、現場職員が本当に必要としているアセスメントツールの特性を把握すること。
- (ii) 令和元年度に提案された、「児童虐待対応における市区町村・児童相談所で利用可能なセーフティアセスメントツール」の各項目における信頼性・妥当性検証およびこれらの結果に基づいた項目の選定を行うこと。
- (iii) (i)、(ii)を踏まえ、専門家と実践家を含んだ検討委員会での議論を経て、児童相談所を中心とする関係組織が利用可能な全国共通セーフティアセスメントツールの提案とその運用に向けた提言を実施すること。

本調査の結果、セーフティアセスメントツールがより実践的に広く活用されるためには、最低限の知見を研修等で習得されることに加え、新たに(1) 経験が浅くても利用できること、(2) 手間をかけずに迅速に利用できること、の二つの要件を満たす必要があることがわかった。

さらに、リスク評価に関して、児童相談所と市区町村で共通の認識を得やすい(共有しやすい)ツールであることも求められている。また、虐待対応に当たる現場の職員の方々は概して、“一定の精度で”アセスメントを行えるという条件のもとで、重篤な事例を正確に判断できるツールを求めていることもわかった。

回答者によるリスク評価のブレ(信頼性)について検討した結果、信頼性が著しく高い/低い項目は存在しなかった。ブレ方の特徴として特筆すべきなのは、一部項目でリスク評価を迷っている(と想定される)集計結果が得られたことだ。さらに、評価のブレの影響について詳細に検討した結果、回答者の経験年数・回答組織の地域区分などの要因が、項目回答に影響を与えている可能性が示唆された。

予測的妥当性について検討した結果、セーフティアセスメント項目の回答データから収集した実際の虐待事例が重篤事態であるか否かを60%~70%の精度で予測できることを確認した。また、この精度のもとで、重篤かどうかの予測に貢献する項目を抽出し、セーフティアセスメントツールを構成した。本セーフティアセスメントツールのスコープとして、通告から48時間以内・現認の段階までに、子どもの安全が疑わしく一時保護が必要かどうかを判断するための重篤項目を、可能な限りもれなく拾えるようにしている。そして、そこから援助方針に至る段階までに判明した項目の確認を実施できることを目指した。最終的に、機械学習による予測精度の検証と有識者による議論を経て、セーフティアセスメントツールが完成した。

本事業では、本ツールと既存のツール(①子ども虐待対応手引きにおける「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」「一時保護に向けてのフローチャート」/②「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」)が、それぞれどの時点での事例を対象とするかを整理した。また、既存のツールと比べてアップデートされた点や、異なる点についても整理した。これまで、①と②については、定性的な利用や研究は進んできたが、定量的な研究はほとんど見当たらない。一方で、本ツールは、①と②をベースに、定量的な解析により、現場のデータに基づいた項目を選定している。一方で、①と②は時間を掛

けて全国の現場に広まっており、認知度がとても高い。本ツールの普及や使用に対する合意形成については、今後検討すべき課題である。

本事業のツールは紙面だけでなく、Webアプリを利用することで該当状況の変遷をリアルタイムで更新できる設計を想定している。Webアプリ化した場合には、現地訪問先での記録の入力、閲覧ができる。また、セーフティアセスメントや基本情報の変化の該当項目をタップすることで、リアルタイムにリスクの変動を参照できるなど、即時性の点で強みが期待される。

今後の展望として、本ツールと基本情報・経過記録などを紐付けることで、現場でデータの利活用が可能になる。重篤な事例を児童相談所は保護できていたかどうか、市区町村は児童相談所に通告/送致できていたかどうかをデータとともに振り返ることができる。このような振り返りによって、経験や感覚による議論ではなく、客観的に議論できることに繋がることは重要である。例えば、全国的に市区町村から「児童相談所に通告/送致した事例を保護してもらえない」という不満や、児童相談所から「市区町村が継続対応すべき事例を児童相談所に丸投げされる」という不満がある。これまでは「顔を合わせた関係性」が重要であると言われてきた。しかしながら、本ツールのようにデータを用いて検証を行うことで「顔を合わせた関係性」に加えて、「データを用いた関係のあり方」という側面から、具体的に解決できる可能性が高いと期待できる。

また、現場管理職はこのようなデータの積み重ねから、現場の実情に基づいた政策・予算決定（Evidence Based Policy Making：EBPM）が可能になると期待される。将来的には、本ツールを現場に導入し、人が一時保護を判断する際にデータを参照できるようにすることで、迅速、かつ正確なセーフティアセスメントの実現を目標としている。

一方で、本セーフティアセスメントツールの項目にないからといって保護をためらってはならない。本事業で作成したセーフティアセスメントツールは、令和元年度および本事業調査で収集した合計7000件程度の全国の事例に共通して高く重篤事例に結びつく項目の中から構成されたものである。そのため、上記の7000件に現れていない重篤事例の要素は拾いきれない可能性もあるからである。今後、試行実施し、本セーフティアセスメントの実効性を評価する必要がある。最終的な判断は現場の「人」が行うものである。そのため一時保護または必要な調査観点を得られたデータに基づく範囲で、一時保護を検討すべき項目を、本セーフティアセスメントツールが提供しているという理解のもとで活用いただきたい。

本ツールを実際に現場へ試行導入した際は、得られたデータを蓄積し、データ解析を行うことで、業務改善に活かしていくことが必要となる。これまで、アセスメントツールは公文書としての保管がメインで、利活用まではされてこなかった。データを利活用することにより、どのような事例にはどのような対応が望ましいのか、業務改善に参照していくことが重要である。

先に述べた通り、決して本ツールが完全版というわけではない。データを集め、今後も定期的に（理想は1年毎、現実的には2～3年に一度）セーフティアセスメントツールの項目を更新していくことが求められるだろう。そして今後は本セーフティアセスメントツールを正しく活用するための研修を各現場職員の皆様に対して整備していく必要がある。どんなに良いセーフティアセスメントツールを作成しても、項目の意味や、解析された数値の読み方が共有されていなければ、現場での効果的な使用は叶わないためである。本事業で作成されたセーフティアセスメントツールは、あくまでもスタート地点に立った段階である。今後、試行実施の評価や議論を重ねていくことで、これまでの既存のツールと併せて、子どもの安全を守る有益なツールとなることを願っている。

【成果物の公表先について(2021年3月31日)】

本事業で作成した成果物の公表先は、国立研究開発法人 産業技術総合研究所の研究代表者のホームページ(<https://staff.aist.go.jp/kota.takaoka/>)に掲載予定である

第1章 課題背景:子ども虐待対応におけるアセスメントツールの意義

【第1章の概要】

児童虐待による死亡事例防止に向けて、事例の重篤性を判断する際に各種のアセスメントツールが使用されている。しかし、例えば一時保護の判定について、全国的に基準が一貫していない等の課題があげられる。従って、児童相談所によって一時保護を行うための基準、及び市区町村によって児童相談所への通行/送致を行うための基準を明示し、新たなアセスメントツールの作成、評価を行うことを本事業の到達目標とする。

本邦における児童虐待通告件数は、年々増加の一途を辿る。平成30年度(2018年度)における児童相談所での児童虐待相談対応件数(速報値)は15万9850件となり(厚生労働省, 2019 a)、28年連続での件数増加を記録した。DV・面前暴力事案や一般市民からの泣き声通告なども含めた虐待通告件数の増大を受け、児童相談対応には様々な支援ニーズに対応する機能の拡大が求められている(山本 他, 2017)。多様かつ膨大な事例に対して、その一つ一つの的確なアセスメントを講じなければならない。

以下、第1章では、令和元年度の調査研究事業報告書(厚生労働省2020a)でも整理した基礎知見に補足を加えながら、子ども虐待対応におけるアセスメントツールの意義について概括したい。

1.1 児童虐待通告件数の増加と重大事例への対策課題

児童相談所や市区町村等の支援組織に通告・相談される虐待事案の中には、重大な結果を伴うものも数多く含まれる。厚生労働省の調査では「心中以外の虐待死」と「心中による虐待死」を合わせた児童虐待による死亡件数(児童数)が、平成19年の142名から減少傾向にあるものの、依然として年間50名以上で推移していると報告されている(厚生労働省, 2019 b)。重大事例を防止するため、関係諸組織に慎重な対応を求める声もある。

児童虐待による死亡事例の防止に向けた課題には、既にいくつか主要な論点が表示されている。例えば、死亡事例等の検証結果を総括した調査報告である第5次から第14次をまとめた調査研究では、「支援組織の連携不備・情報共有の不備」や「アセスメントの不備・リスクの過小評価」に対する対策の必要性が指摘されている(厚生労働省, 2019c)。こうした状況を受け、厚生労働省から地方公共団体に対し、①多角的な視点に基づいたアセスメントの実施と結果の共有、②関係組織からの情報を生かした組織的な進行管理の二点を主軸に、「事例のリスク評価と認識の共有、児童相談所と市町村の効果的な連携」の推進が提言されている(厚生労働省, 2019d)。

1.2 本邦におけるリスク評価ツールの必要性に関する背景

組織間での情報共有や連携に関しては、いくつかの自治体でシステム基盤を整備するなど、その具体的な対策が実行され始めている。しかし、「関係組織間でどのような情報を共有すれば良いのか」といった、共有する情報の対象や内容については、継続的な議論がなされている状況にある。例えば、ある自治体間での情報共有の現状として「共有内容は特定の項目が決まっているわけではなく、事例ごとに異なる」といった報告がなされており、情報共有の前段階での取り決めなどが議論されたり、「早急に保護が必要か否かの判断につながるリスク情報の円滑な共有」といった連携時の重要情報について検討がなされている(厚生労働省, 2019e)。

このとき、事例の重篤性や虐待の継続可能性に関わるリスク認識は、関係組織が連携する上での中核的な情報となりうる。しかし、「どのような観点から評定を行い、それをどの程度のリスクと認識し、情報を共有するか」に関しては、これまで十分な調査・研究がなされていない。具体的には「関係組織間で観点や重篤度評価に差が生じる」「リスク認識は一致していても、対応方針が定まらない」といった想定されうる課題についての知的基盤が未整備である。また、各事例に対するアセスメントの着眼点や重篤度に関わる観点は、全ての地域で共通しているとは限らないことも挙げられる。地域で環境が異なる場合(寒冷地域など)や、地域資源が異なる場合には、同じ虐待事象であってもリスクの見積もりを調整する必要があるだろう。

リスク認識の共通化を図るアセスメントツールの運用実態に関しては、令和元年度の調査で最新の知見が得られている(厚生労働省, 2020b)。当該調査では、児童相談所と市区町村でアセスメントツールを共通利用しているのは児童相談所の65.3%、市区町村の47.8%であることが示された。さらに、ツールの利用方針(保護判断などの取り決めを含む)を協定書等の形で明文化しているのは全体の14.8%にとどまっており、市区町村から児童相談所への事案送致および児童相談所から市区町村への逆送致、いずれについても全体の約7割が判断基準・意思決定手順を明文化していないことが指摘されている(厚生労働省, 2020b)。

児童虐待対応に係る様々なリスク要素の評定項目に関する客観的な知見の整備と、それに基づく認識の共有、組織間の連携を有効にする取り決めが、現在求められている。こうした背景を受け、平成31年3月に「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等において、「児童相談所が一時保護等の措置の判断に用いるアセスメントシート」や「市町村及び児童相談所が市町村送致等の際に活用する共通リスクアセスメントツール」について、信頼性・妥当性を科学的に検証することが提案された。また、これらのアセスメントツールの活用方法の在り方を含めて検討し、市町村及び児童相談所がより実践的に活用できるものに見直す方針が打ち立てられた(厚生労働省, 2019f)。

1.3 アセスメントツールの基本的理解

1.3.1 「アセスメント」と「アセスメントツール」

児童虐待対応における「アセスメント」は、ソーシャルワーク援助の文脈から、「問題の所在を明らかにし、情報収集、情報の統合化、解決しうる援助計画を立てること」（加藤，2001）と捉えられる。すなわち、適切な援助を実現するために必要な情報を収集し、事例全体の構造と機序を把握する一連のプロセスであると見做すことができる。特に児童虐待対応の文脈では、支援の柱である「子どもの保護」「在宅支援」「家庭復帰（家族再統合）」の3つの援助を前提として、それら全体に関わる見立てが求められることになる。このような児童虐待対応における「アセスメント」には、子どもおよび家族に対する心理的、社会的、経済的側面などを含め、多面的な情報収集が欠かせない。また、心理学や医学、法学的側面など、多様な学問分野からのリファレンスも必要な局面が含まれている。したがって、ここには高度かつ専門的な知識や経験が求められるという認識が必要であり、アセスメントツールの開発と信頼性・妥当性評価を目的とする本事業においても「子どもを守るためにまず専門性を高めるための論議がなされなければならないことを強調（加藤，2001）」しておきたい。

児童虐待対応に係るアセスメントには、上述の通り、高度な専門技能が求められる。その一方で、本邦を俯瞰して見たときに、関係組織の支援職員の専門性は全国的には決して十分であるとは言えないだろう。2019年の調査では、児童相談所における児童福祉司の約半数が勤続年数3年未満であるとされ、人材不足の解消に加え、相談援助スキルの確実な継承と組織力の維持・向上が児童相談所や市区町村の関係各所で急務であることが示された（例えば、東京都児童相談センター，2016；厚生労働省，2020b）。このような状況下で、的確なアセスメントを実現していくためには、全国的に共通のアセスメントを補助する枠組みや指標として「アセスメントツール」が必要となる。

児童虐待対応の文脈で用いられる「アセスメントツール」には、その目的や活用場面、構成、背景理念などにより、いくつかの種類が存在する。以下では、特に目的と活用場面が異なる「セーフティアセスメントツール」と「リスクアセスメントツール」について整理する。それぞれの代表的な活用場面は、児童相談所および市区町村の典型的な対応フローに合わせて図1.1に示した（厚生労働省，2020a）。

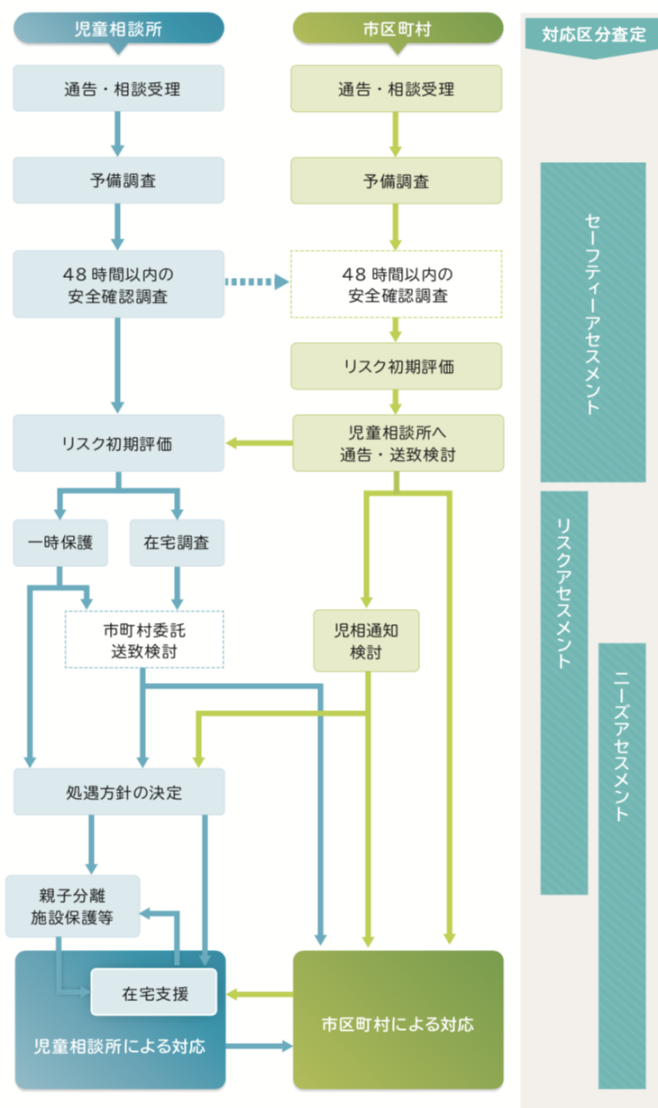


図1.1 児童相談所と市区町村における
児童虐待対応の典型的な流れと対応するアセスメントツール(厚生労働省, 2020aより)

1.3.2 セーフティアセスメントツール

「セーフティアセスメントツール」とは、特に虐待対応の初期段階で、「子どもにどのような危害が及んでいるか、重篤な状況が伴っていないか」など、子どもの安全を疑う際に、正確な事実把握を補助するためのツールである(ただし、本事業での位置付けである)。セーフティアセスメントツールの目的は「重篤事態の見落としを防止すること」であり、虐待行為が児童の生命や心身の安全を脅かすアセスメント項目の該当状況を把握することにより、その達成が目指される。児童虐待対応の「アセスメント」の中でも、特に危機的状況ができるかぎり網羅的に捉えることを補助するものとなる。原則的に、子どもが安全でない場合、子供の安全が疑わしい場合、または合理的な説明がなく経緯が不明である場合などは、子どもの安全を優先し、一時保護を検討することになる。セーフティアセスメントツールにおける「該当」とは、そのような子どもの安全において「評価時点で重篤性が高いと判断する根

1.4.1 組織決定アセスメントアプローチと数理的アセスメントアプローチ

海外で利用されるアセスメントツールは、大きく二つの種類に大別される。一つ目はConsensus-based Approachであり(以下、「組織決定アセスメントアプローチ」執筆者訳)、二つ目はActuarial Approach(以下、「数理的アセスメントアプローチ」と呼ばれる。これら二つの潮流は、いずれも究極的に「虐待の継続・再発を予測する」ことを目標としているアセスメントツールだが、リスクを査定することへの考え方やツールの構成が大きく異なっている。ただし、どちらか一方が優れているという訳ではなく、互いに利点と欠点を併せ持っていることには留意されたい。

【組織決定アセスメントアプローチについて】

組織決定アセスメントアプローチは、「事例情報を包括的に収集し、あらゆる情報を踏まえた上で、リスク度合いを総合的に評定する」という包括的な視点に基づくアプローチである。児童虐待対応における包括的な「アセスメント」を合議的に構築するものであると言えるだろう。組織決定アセスメントアプローチの例として、米国で開発され、17の州で広く活用されている”ACTION/NRCCPS Model(The Action for Child Protection model)”(2017年時点)や、1994年にイリノイ州で開発・運用されている”Child Endangerment Risk Assessment Protocol (CERAP)”などがある。これらはいずれも家族中心型のアセスメントツールであり、「安全を脅かす脅威」や「家族のストレス」などのトピック情報から、総合的に事例の重篤度を判定する。組織決定アセスメントアプローチの利点は、(1)他のツールからの知見、臨床的判断やケースワーカーの経験的知識、地域に特有な観点などを組み込むことができる柔軟性や、(2)異なる複数のリスク要因の組み合わせなどから生じる重みづけを総合的な視点から判断できる点とされる(Hughes & Rycus, 2007; Price-Robertson & Bromfield, 2011, Australian Institute of Family Studies, 2016; D’Andrade, Benton, & Austin, 2005)。他方、欠点としては、(1)ツール自体の信頼性や妥当性が低いことや、(2)単一のフォームで全ての種別や条件における虐待の継続や再発を予測しなければならないこと、(3)項目の選定が任意であり定義の不十分性が高いこと、(4)主観的な解釈が非常に多く入りやすく、多義的となることで、担当者のバイアスが混在しやすいことなどが挙げられている(Hughes & Rycus, 2007:.)。実際には、組織決定アセスメントアプローチは、被験者間信頼性について、Washington Risk Assessment Model(WARM)の場合、Kappa係数は0.18、Illinois Risk Assessment CFAPA (Fresno model) Kappa係数0.184 (Baird, C., et al.1999)、カナダ・トロント市における組織決定アプローチではKappa係数0.31-0.48 (Barber, et al, 2007) から、ペンシルバニア州の組織決定リスクアセスメントではKappa係数0.067から0.952まで項目によって信頼性にかなりのバラツキが生じた (Fluke, J. et al, 1993) という報告がある。

【数理的アセスメントアプローチについて】

数理的アセスメントアプローチは、組織決定アセスメントアプローチとは相補的な特徴を有するものである。数理的アセスメントアプローチの基本特徴として、(1)統計学などの数理的評価を経て有用と判断された項目で構成され、(2)組織決定アセスメントアプローチよりも再発予測性能が高く、(3)信頼性・妥当性に優れ、(4)比較的少ない項目で構成が可能といった特徴を有している(Baird & Wagner, 2000; D’Andrade, Benton, & Austin, 2005; Hughes & Rycus, 2007; Price-Robertson & Bromfield, 2011)。また、アセスメントツール

で指定された評定方法(例えば、該当 = 1. 非該当 = 0)などがあり、評定時に数量化しやすい手続きが工夫されている。多くの場合、項目の合計得点から総合的なリスク度合いが算出できるようになっている。こうした項目構成の手法は、数理的アセスメントアプローチの既存のツールに多く共通しているが、構成の目的(例：アセスメントの評価対象)や内部の項目は多種多様である。いくつか代表的な例を挙げると、1998年に開発されたCalifornia Family Risk Assessment(CFRA)は、虐待行為(abuse)に関する10項目とネグレクトに関する10項目の合計20項目で構成され、初期対応時のアセスメントツールとして利用されている。そして、データの蓄積に合わせて項目が更新され(2003年、2007年、2013年、2015年)、より判別・予測性能の高いツールへと改良が続けられている。他にも、環境(environment)・養育能力(parental capabilities)・家族関係(family interactions)・家庭内の安全状況(family safety)・児童のウェルビーイング(well-being)の5つのトピックに関して、「明確な強みがある(clear strength)」から「重大な問題がある(serious problem)」までの6段階尺度を用いた評定が行われるNorth Carolina Family Assessment Scales(NCFAS)などがある。

数理的アセスメントアプローチの利点には、次の5つが挙げられている。すなわち、(1)客観的で一貫性のある支援の提供につながることで、(2)精度の高い情報を用いた根拠のある判断につながることで、(3) The Michigan Family Risk Assessment of Abuse and Neglect (FR AAN)のKappa係数は0.562 (Baird et al, 1999) 、Minnesota SDM Family Risk Assessmentの α 係数は項目数により0.46-0.61 (Loman & Siegel, 2004) と示されているように、組織決定アセスメントアプローチに比べて相対的に高い信頼性・妥当性を有すること、(4)比較的少ない項目でも的確なアセスメントにつながることで、(5)管轄している地域のデータで項目の評価・洗練化ができることなどである(Gambrill & Shlonsky, 2000; Barber et al., 2007; Baird & Wagner, 2000; Gillingham & Hamphreys, 2010; Price-Robertson & Bromfield, 2011)。また、同アプローチに基づくツールは、評定対象(例:乳幼児)や虐待種別(例:D V・面前暴力事案や性的虐待)に特化した尺度を構成しやすいといった利点もある。一方で、数理的アセスメントアプローチの難点には、(1)虐待の継続・再発に対して、組織決定アセスメントアプローチよりは信頼性・妥当性は高いが、リスク予想モデリングよりは十分に高い予測性能が得られていないこと、(2)確率に関する誤解が誤った判断に繋がりうること、(3)短縮化された項目を用いるためストレングスが十分に評価できないこと、(4)解釈や運用スタイルが独自化し設計者の意図通りに用いられないリスクがあること、(5)利用地域内での統計解析管理/更新を行う必要があること、(6)包括的視点に欠けるために事例の時系列的な変化が捉えられないことなどが指摘されている(Gambrill & Shlonsky, 2000; Knoke & Trocme, 2005; Gillingham & Hamphreys, 2010; Price-Robertson & Bromfield, 2011)。このように、数理的アセスメントアプローチにも様々な課題が指摘されているが、研究エビデンスは総じて数理的アセスメントアプローチの正確性と信頼性を有していると支持されている(N. Mickelson, T, Laliberte, & K, Piesher, 2017)。

数理的アセスメントアプローチに基づくツールの中でも代表的なリスクアセスメントを紹介する。それは、構造化意思決定方式によるリスクアセスメントツール(Structured Decision Making Risk Assessment(SDM), National Council on Crime and Delinquency, 2015; National Council on Crime and Delinquency, 2017)と呼ばれ、世界でも広く利用されているアセスメントツールである。National Council on Crime and Delinquency Children's Research Center(CRC)が1998年に開発してから、2017年の情報では少なくとも米国24州、カナダ5州、オーストラリア4州で利用されている(N. Mickelson, T, Laliberte, & K, Piesher

r, 2017)。SDMの特徴を3つあげるとすれば、(1)全体で20項目等の比較的少ない評価項目で構成されていること、(2)予測性能の優れた項目を地域ごとの特徴に合わせて選抜するために、データの蓄積と解析、そしてアセスメント項目の更新が前提とされること、(3)項目への該当パターンによって、対応方針が構造的に提示できることといえるだろう。これらの特徴から、数理的アセスメントアプローチに基づくアセスメントツールの中でも、SDMは特に「対応の一貫性が強調されたツール」と表現される。本邦では、市区町村と児童相談所などで事例のリスク情報を共有する際、基本対応方針までが示唆される点に高い有用性があると考えられる。

1.4.2 リスク予測モデリング

近年では、数理的アセスメントアプローチの思想を進化させ、より虐待の継続や再発などに焦点を当てた「予測性能の向上を主眼としたアプローチ」が研究・報告され始めている(e.g. P. Gillingham, 2016)。Predictive Risk Modeling(以下、「リスク予測モデリング」執筆著者訳)と呼ばれ、アセスメント項目への評価から予想される結果(e.g. 再発)の出力を、機械学習等を用いたアルゴリズムベース(algorithm-assisted)で行うというものである。具体的には、過去のデータに見られるパターンを機械学習や統計モデリングによって検出し、新規に入力した事例情報と突き合わせることで、「この事例に見られるパターンの場合には高い確率で再発する」といった予測を実現するものである。ただし、予測結果が即対応方針を決定づけることにはならず、有用な「参照情報を提供するものである」ことには留意が必要である。

リスク予測モデリングには、数理的アセスメントアプローチには無い複数の利点が存在する。(1)当該事例では観測されていない情報(欠測)も過去のパターンから推論することができること、(2)最新の事象やトレンドに即したパターンが容易に取得できること、(3)既存のデータを活用することで性能が担保された予測結果が得られること、(4)従来のアセスメントツールで行う手続きよりも(自動で実施されるため)一貫性が高いこと、(5)評価者(ケースワーカー等)の専門性に過度に依存せずとも効果的な実装が可能であることなどが挙げられるだろう(N. Mickelson, T. Laliberte, & K. Piesher, 2017; Marshall & English, 2000, Russell, 2015, Vaithianathan et al., 2012)。このような利点は、従来の統計的アセスメントアプローチで指摘された問題点である予測誤差(Baumann et al., 2005)、平均的な傾向を元に構成された項目であるがゆえに個別事例の特徴からくる影響が未考慮となって生じる予測の誤り(Crea, 2010)、合計得点方式等では複雑な現象の生起パターンが捉えきれなかったことによる予測の誤り(Gillingham & Humphreys, 2010)などの課題を改善させることにつながると考えられる。その一方で、リスク予測モデリングに対する批判や指摘もある。例えば、(1)判定結果に過度に依存した機械的なアセスメントにつながることで、(2)再発等の予測結果が(多くの機械学習アルゴリズムにおいて)説明されないこと、そして(3)人種や居住地などによって判定にバイアスが生じる(公正なサービスの提供が阻害される)といったものである。

リスク予測モデリングを児童福祉領域で活用することを目標とした事例もすでにいくつか報告されており、例えば、California Family Risk Assessment(CFRA)と独自の項目を新規に活用し、ファミリーサポート利用の初期段階で、当該世帯に虐待通告が発生するか否かを予測するオランダの研究(Put et al., 2016)がある。他にも、コールセンターにおけるリス

ク判定(スクリーニング時の意思決定)がどの程度の精度で実現されるかについて検証を行なった米国やニュージーランドの研究(Chouldechova et al., 2018; Vaithianathan, 2017)などがある。本邦の研究においても、児童虐待事例の再発予測や、再発率の低減と支援期間の短縮を機械学習や深層学習などの解析技術で実現しようとする取り組みが行われてきている(Takaoka et al., 2019; Sakamoto et al., 2019)。児童虐待対応の領域におけるリスク予測モデリングは、職員の判断の質の向上を目的とした、アセスメントを補助するツールの一つであると位置付けられるだろう。

1.4.3 効果的な対応を実現するための各種アプローチの利活用

繰り返しになるが、児童を取り巻く家族環境や、児童本人の特徴、時間的な経過に伴う変化に応じた支援を展開するためには、ケース全体の細やかなアセスメントが欠かせない。

組織決定アセスメントアプローチに基づく包括的なリスクアセスメントや、大きく、支援計画までを含めた「アセスメント」は児童虐待対応に求められる重要な対応の在り方だと言える。他方、通告・相談受理時や初期調査の段階では、限られた情報と資源の中で様々なリスクを考慮し、即座の対応判断が求められることとなる。このような場面では、数値的アセスメントアプローチやリスク予測モデリングに則った「少ない情報元から様々なリスクを予測する」取り組みが不可欠となるだろう。

これら両者のアプローチは、どちらが優れているという発想ではなく、利用場面に対応して使い分けることが効果的だと考えられる。なお、いずれの場合であっても、これらのアセスメントツールは情報の整理と判断に関する「補助ツール」であり、児童虐待対応の全てを決定づけるものでは全くない。最終決定は、常に人が行っている。

Shlonsky et al. (2005)は、こういったツールの乱立や混乱の系譜を指摘しつつ、組織決定アセスメントアプローチと統計的アプローチの両方の利点・欠点を踏まえた上で(例えば、統計的アプローチの再発予測能の高さ、数値的アプローチはどのような要素が支援において重要か・どのような支援が有効かを示唆しない点など)、エビデンスに基づく対応判断の方法論と、文脈的・臨床的観点からのアセスメントの両方を活かした、構造的な支援対応システムの構築が目標になると指摘している。

1.5 本邦のアセスメントツールとこれまでの取組

1.5.1 一時保護決定に向けてのアセスメントシート

子ども虐待対応の手引きに掲載されている「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」(厚生労働省, 2013)は、一時保護決定に向けてのアセスメントシートとして開発された。これは、「事例情報を包括的に収集し、あらゆる情報を踏まえた上で、リスク度合いを総合的に評定する」という包括的な視点に基づくアプローチである「組織決定アセスメントアプローチ」の要点を形式化したものである。言い換えると、具体的に「重篤度」でラベリングして対応判断と直結させる仕組みと言える。ただし、一時保護決定のためのアセスメントツールは、「再発・継続性のリスク」をベースに置いているが、数値的アセスメントアプローチの視点に立って予測モデルを立てた訳ではなく、組織決定アセスメントアプローチに

近いと言える。また、同アセスメントツールには、第一に、(A)一時保護の要否判断は担当児童福祉司個人の判断であってはならず、(B)所内会議等を通じた組織決定は無論のこと、外部との連携も含め、できる限り客観的で合理的な判断をしなければならないという二つの原則事項が示されている。また、アセスメントツールの利用目的に係る留意事項として、(1)客観的判断の必要性及び、緊迫した状況や限られた時間の中で、必要な情報を漏れの無いように収集を行うこと、(2)収集された断片的な情報を一つに統合しアセスメントシートの記入を行うこと、(3)アセスメントシートを用いて情報整理を行い判断すること、(4)アセスメントシートは情報評価の要点を形式化したものである、これら4点が示されている。アセスメントツールのアプローチの違いに依らず、本邦のアセスメントツールに求められる原則事項であると捉えられるだろう。

1.5.2 児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール

平成29年3月31日に厚生労働省より通達（雇児総発0331第10号）があった「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」は、組織決定アセスメントアプローチに基づく「アセスメント」の枠組みを規定したものである（厚生労働省，2017）。他のツールからの知見、臨床的判断やケースワーカーの経験的知識、地域に特有な観点などを組み込むことができる柔軟性や、異なる複数のリスク要因の組み合わせなどから生じる重みづけを総合的な視点から判断できるという利点を有するものであると言える。

1.5.3 自治体ごとに開発されたアセスメントツール

標準形として公表されている上述のアセスメントツール以外にも、本邦には自治体ごとに開発された独自のアセスメントツールも存在している。自治体が独自にアセスメントツールを開発する背景には、各自治体や児童相談所が抱える固有の課題意識があるものと推測される。増え続ける虐待通告に対応してゆくために、「緊急度」や「重篤度」などの判定指標を定めたものもある。

自治体独自のツールは、現場経験者の協議と合意に基づき設定されたものが多い。実際に利用する職員等が合意形成のプロセスに関与しているといった流れから、現場利活用への浸透度は高いと考えられる。しかし、その一方で、重篤度等の指標についての一貫性・妥当性が数量的に検証されていない等の限界が指摘されうるものも含まれている。

自治体が独自に利用するツールの一例として、三重県では、SDMを参照した「三重県リスクアセスメントツール」を独自に策定し、データの蓄積と分析への活用も含めたツールの利用を実施している。他にも、岡山県では、科学的根拠に基づいて作成された英国のアセスメントシートを英訳した「子どもの安全チェックシート」が使用されている。

1.5.4 本邦における「アセスメントツール」を俯瞰した際の課題、セーフティ・アセスメントとリスクアセスメントの視点から

本邦における「アセスメントツール」を俯瞰した際の課題を以下に述べる。まず、前項で指摘したように、(自治体が独自に課題意識を持ってアセスメントツールを作成したという経緯は十分に評価されるが)本邦全体を俯瞰した際には、「アセスメントに係る基準が不統一である」という課題点が指摘される。児童の安全を確保することを主眼とする「セーフティ・アセスメント」の視点からは、「致命的行為」や「重篤な虐待」を本邦で統一して定義しておく必要があると考えられる。また、将来的な虐待の再発等を含めた「リスクアセスメント」の視点からは、情報の不足した初期対応段階で「重篤事態を予測する枠組み」が具体的に設けられていないことが課題として指摘される。再発等に関する定量的な予測精度の検証や、ツールの信頼性・妥当性の評価が必要となるだろう。

他の主要な課題としては、一時保護決定等を経て以降の相談援助で利用される各種のアセスメントツールが開発の途上であり、ツールの整備状況が部分的になっている点が挙げられる。たとえば、在宅支援中などの継続的な対応経過の中で発生する重篤事態等を予測する枠組みは本邦にて未だ開発されていない(継続対応中における死亡事例の発生は本邦でも発生しており、開発は急務である)。

本事業の目的は、数理的アプローチ(リスク予測モデリングを含む)の利点と、組織決定アセスメントアプローチの利点の両者を勘案し、データを参照した一時保護の決定基準の明確化を目指すことである。本邦の児童虐待対応に係るアセスメントの全体を踏まえた視点からツールの構成を行うことで、上述の課題解決にむけた取組に繋げる。

1.5.5 本邦のセーフティ・リスクアセスメントツールに求められる他の要素

【情報共有を前提とした機能の充実】

情報共有を前提とした際にアセスメントツールに求められる主要な要素は、(1)リスク度合いに関する水準の共有、(2)事例サマリーとしての役割、(3)対応方針に対する認識の一致の3点であると考えられる。

これらをクリアするにあたっては、児童相談所と市区町村の連携組織間で共通のツールを運用することを前提として、(1)項目該当によって評価されるリスク関連知識を双方が共有できていること、(2)短縮的なツールであっても、家族構成、児童の身体所見、生活環境、近隣との関係など、領域網羅的に項目立てされていること、(3)使用者に依存して評定にブレや差が生じにくいこと、(4)項目への該当パターンから対応の基本方針が明確に導かれること、これら4点を少なくとも満たす必要がある(なお、その他にも「地域の資源に合わせた対応方針の立て方等に関するリスクアセスメントの運用についての連携協定の策定」など、マネジメントレベルでの工夫は数多くありうる)。

また、従来の紙面等を媒体とした構成だけではなく、ICT基盤上での運用を前提とした利活用を想定する必要もあるだろう。家族図(ジェノグラム)や創傷部位の画像等は、リスク度合いの認識共有や支援方針を策定する上で重要なリスク関連情報となるが、これらの情報とアセスメントツールの情報とは切り離さず、一元的に管理できることも必要となる。

【機関間協定、協議と合意の上で作り上げるプロセス】

本来であれば、児童相談所と市区町村だけでなく、司法・医療・教育・保育・保健・民間など要保護児童地域対策協議会のメンバーが総じて、基礎的リテラシーとしてリスク認識の共有をしておくことが重要である。しかしながら、全く同一のアセスメント項目であっても、どの組織の職員が評価するかによって、重篤度の認識が異なることなどが明らかとなった(厚生労働省, 2020a)。こういった課題に対しては、客観的・数量的根拠に基づくアセスメントツールを策定し、認識の統一を図ってゆく取組が必要となる。しかし、当該取組だけでは十分ではなく、各自治体が関係する組織と機関間協定を結び、地域性を考慮した上で、各組織の合意に基づきリスク共有・明文化を行っていくプロセスが補完的に重要な役割を担うと考えられる(厚生労働省, 2020b)。

【利便性の視点・ICT化】

アセスメントツールが実効性を持って浸透するためには、信頼性や妥当性などの正確さ・精密さだけでは不十分であるとされる。「使い勝手が良い」という観点は(usabilityまたは User eXperience: UX)、アセスメントツールの効用が真に発揮されるための基盤を支えるものとなる。利便性に不足があれば、ツールの利用機会そのものが失われ、整然な情報の蓄積もままならない。現状では、自治体の運用状況やコストの視点から「紙面媒体」でのツール作成と運用が求められているものの、将来的には、ICT技術をベースとした利便性の高い媒体による実装が必要になると想定される。当該媒体でアセスメントツールを活用することで、事例情報がデジタルデータとして蓄積されれば、それを有効活用することも可能となるだろう。

【継続的な評価・更新のための情報基盤の確立】

児童虐待対応に求められる支援ニーズは今後も変化していくものと考えられる。社会的状況の変化に随時対応し、的確にリスクを予測するアセスメント項目を更新するためには、目的相応の研究基盤を構築しておく必要がある。具体的には、(1)情報項目(アセスメント観点)の評価と項目プールの作成、(2)項目評価やツール性能に関する方法論の整備、(3)項目の更新を前提とした運用方式の策定、(4)研究者・ユーザーのリテラシーの向上が必要となる。

中でも、アセスメントツールの研究と洗練化を行う上で、方法論の整備を前提とした項目評価の実施と項目プールの作成は重要な役割を担う。例えば、「この項目は通告時に評定または情報取得することが容易であるか」といった情報取得の容易性は、当該項目が実質的に利用可能かを判断する、重要な指標となりうる。あるいは、該当時の重篤性が高い項目・評定者間で一致性が得られやすい項目などの観点から評価された項目は、アセスメントツールへの組み込みや、リスク予測モデリングにおける有効な予測指標としての活用が期待できる。こういった項目情報の蓄積ならびに方法論の整備は、虐待対応に関する新しい知見や技術を生み出す研究開発の基盤になりうると思われる。

1.6 市区町村と児童相談所で共通利用可能なセーフティアセスメントツールについて

前節までに示した本邦のアセスメントツールの諸課題と、国外の動向を踏まえ、厚生労働省 令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業では、「市区町村・児童相談所で共通利用可能な児童虐待対応のためのセーフティアセスメントツール構成ガイドと構成例」が作成された(厚生労働省, 2020a)。令和2年度の本事業では、令和元年度に作成した、「児童虐待対応における市区町村・児童相談所で利用可能なセーフティアセスメントツール」をさらに洗練化させることが主たる目的となる。その前段として、本節では令和元年度事業の概要を整理する。

1.6.1 構成意図と構成手続き

令和元年度の事業で作成された、「児童虐待対応における市区町村・児童相談所で利用可能なセーフティアセスメントツール」では、(1)重篤な事態を適切に評価できること、(2)重篤な事態が観測されていなくとも、その並存を予測した多角的な調査・アセスメントが実現されること、(3)重篤性に関する認識を客観的・数量的な指標でサポートすること、(4)市区町村および児童相談所で共通利用可能であること、これら4つの要素を満たすことがツール作成の主眼とされた。これらを実現するために、(A)候補となるアセスメント項目を可能な限り網羅的に収集し、(B)全候補項目の基礎評価と項目情報リストを作成、(C)重篤事態や事例の反復、一時保護判断と各項目の関連性に関する検証、(D)アセスメントツールへの組み上げと有識者検討を実施している。最終的なツールへの組み上げでは、市区町村 - 児童相談所間での対応の基本指針(目安)が得られる構造化意思決定方式が土台とされた。また、将来的な発展を念頭に、リスク予測モデリングの基礎となる機械学習を用いた試験的解析を実施している。各段階での実施詳細を概説する。

【アセスメント項目の網羅的収集】

アセスメント項目を網羅的に収集するために、令和元年度事業では包括的・探索的文献収集が実施された。対象とした文献種別は国内外を問わず、(1)児童虐待による死亡の発生リスクに関する情報、(2)児童虐待の再発・長期化・重篤化の関連要因情報、(3)既存のアセスメントツール、(4)DV、性的虐待に関するアセスメント・評価尺度、(5)児童および養育者のアセスメントに関連する評価尺度の5つの観点から選定している。検索データベースおよび検索式、文献の組み入れ基準(除外基準)等の詳細については、令和元年度事業報告書(厚生労働省, 2020a)を参照されたい。

文献検索の結果では、レビュー論文(アセスメントツール一覧等)を含む国内外の文献が87件抽出されており、有識者による項目の修正と統合、認知的インタビュー等の項目精緻化手続きを経て、最終的に400項目以上のアセスメント候補項目が抽出された(図1.2)。当該作業により、「可能な限り網羅的に、児童虐待対応に係るアセスメントを実施する項目を収集する」ことが行われた。

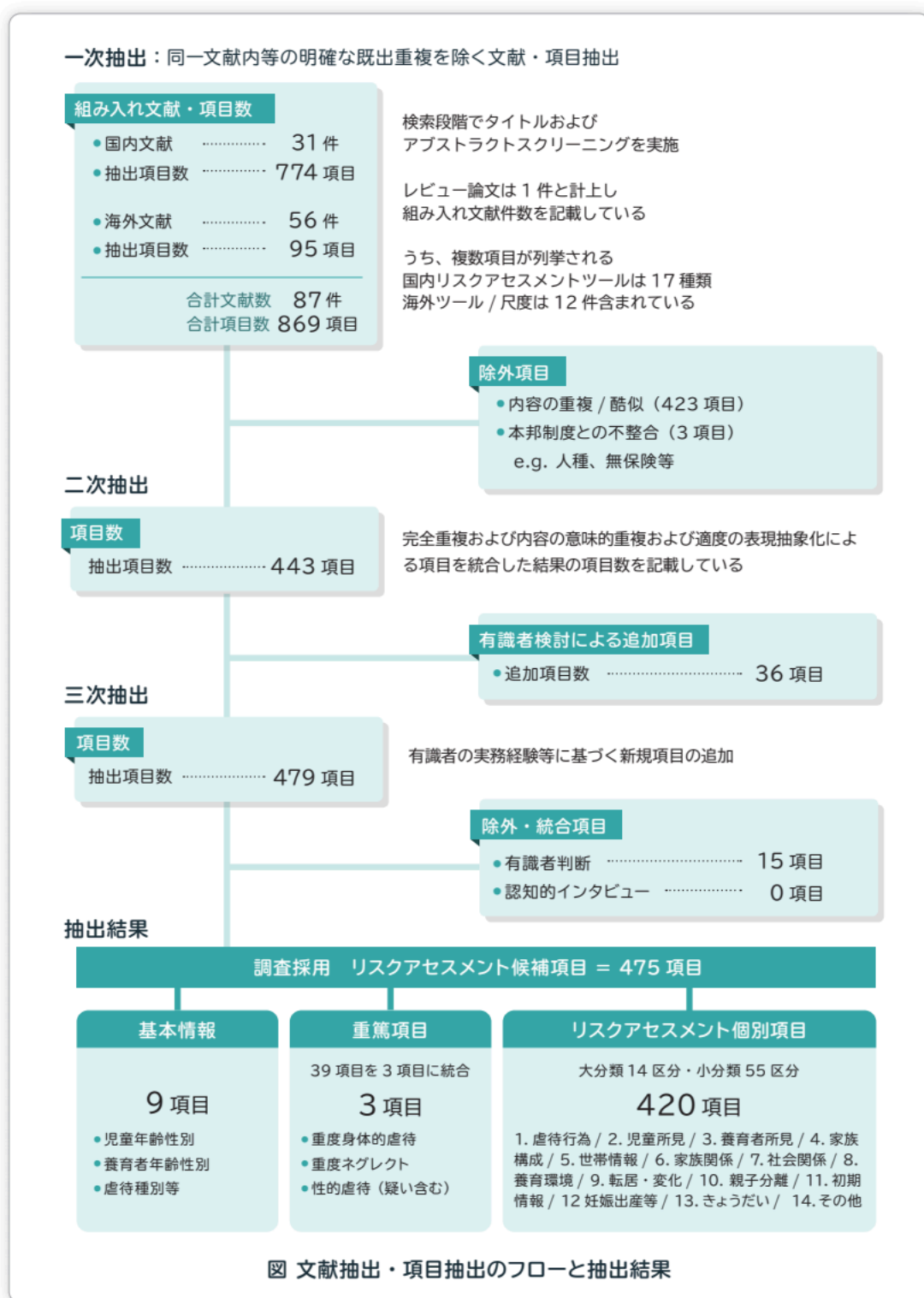


図 文献抽出・項目抽出のフローと抽出結果

図1.2 アセスメント候補項目の抽出フローと結果(厚生労働省, 2020aより)

【全候補項目の基礎評価と項目情報リストの作成】

また、令和元年度の事業では、全候補項目に対する基礎評価を実施するために、全国の市区町村・児童相談所を対象としたWeb調査が行われた。調査では、初期調査(予備調査)と訪問調査のそれぞれの段階で、各項目が「どの程度情報取得しやすい」ものか、あるいは「項目への該当による事例の重篤性」に関する評価情報が収集されている。そして、実際に各組

織で継続支援中にある虐待相談事例に対して(無作為に選抜した)候補項目の該当情報が収集された。これらを総合して、「収集しやすい情報によって、観測されていない重篤な事態を予測するための項目情報」が得られている。このとき、事例情報の収集に際しては、有識者による検討のもと、「重篤事態」が以下のように定義された(表1.1)。

表1.1 調査実施時の重篤事態の記述的定義リスト

※ 調査実施時点の重篤事態項目であって、作成されたアセスメントツールでは追加と修正が行われていることに留意されたい。

重篤項目種別	下位項目内容
重度ネグレクト (放任怠惰・ 養育放棄・医 療ネグレク ト)	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症・乳幼児の下痢・慢性疾患・重度の外傷等があっても病院未受診 ● 乳幼児の遺棄・置き去り・放置(車内含む) ● 児童に監護責任者不在での夜間徘徊・放置 ● 脱水症・栄養失調・肺炎・敗血症等による児童の衰弱 ● 児童の身長または体重が標準身長・標準体重の-2SDを下回っているのに未受診 ● その他重篤なネグレクト
重篤な身体的 虐待	<ul style="list-style-type: none"> ● 熱中症や低体温症など児童が危険にさらされる戸外への意図的な締め出し行為 ● 拘束・縛り付け・逆さ吊り・一室への閉じ込め・長期外出の禁止などの行為 ● 乳幼児を激しく揺さぶる行為(SBS/Abused Head Traumaの疑いを含む) ● 児童を踏みつける・頭部顔面や胸部・腹部を殴る蹴る ● 道具を使った体罰または暴力行為(重篤な外傷を伴う) ● 頭部顔面の外傷や頭蓋内出血 ● 新旧が混在する創傷がある ● 眼底出血・網膜剥離・水晶体脱臼などの眼科所見 ● 内臓損傷または出血・骨折・多発骨折 ● 特徴的な形状の創傷(带状痕、二重条痕等) ● 代理によるミュンヒハウゼン症候群(MSBP)の疑い ● 首を絞める行為または、首を絞めた痕がある(頸部絞扼または絞扼痕がある) ● 溺れさせる(風呂に沈める) ● 鼻と口をふさぐ・乳幼児の場合は顔に布をかける ● 布団蒸し行為がある/疑われる ● 熱湯をかける・広範囲の熱傷がある/疑われる ● 異物や不適切な薬物を飲ませる・中毒症状 ● 受傷状況不明や受傷理由が不明な重度の外傷・骨折 ● 新旧が混在する創傷があるその他重篤な身体的虐待 ● その他重篤な身体的虐待

性的虐待(疑いを含む)

- 性器・口腔・肛門への侵入を伴う行為
- 直接または着衣の上から児童の身体に触る・触らせる行為
- 性器や性交を見せる行為
- 児童をポルノグラフィーの被写体にする行為
- 児童に売春や援助交際を強要する行為
- 養育者が着替えを覗いたり、一緒に入浴することを強要したりするなどの行為
- 性的描写のある物品を児童の見える状態にしている行為
- 児童に対して卑猥な言葉を発する行為
- 児童に性感染症や性器・肛門・下腹部の傷がある
- 被害内容不明であっても性的虐待の示唆がある
- 児童が年齢不相応な性的興味・関心および知識を持っている
- 性的虐待が懸念される環境や状況(加害者が児童に接触できる等)がある
- その他性的虐待(疑い含む)

調査の結果、回答件数は市区町村1894箇所(要保護児童対策地域協議会設置箇所)ならびに児童相談所215箇所のうち、市区町村470箇所(市町村回収率 24.8%)ならびに児童相談所129箇所(児童相談所回収率60.0%)からの回答が得られている。個別事例報告に関する回答件数は市区町村から3514件、児童相談所から1979件が集まり、合計5493件の事例情報が収集される結果となっていた。

データの基礎解析では、すべてのアセスメント候補項目について、「項目該当時に、各種重篤事態と一時保護判断が生じる確率が何倍となるか」というリスク比の推定が実施された。当該結果は、すべて令和元年度事業報告書添付資料「アセスメント項目情報リスト」に掲載されている(厚生労働省, 2020a)。

【重篤事態や事例の反復、一時保護判断と各項目の関連性に関する検証】

項目の有用性や予測性能を検討するためには、リスク比の推定に止まらず、他の変数の影響等を考慮した多面的な解析に基づく評価が必要となる。令和元年度の事業では、主に機械学習分野の技術として活用されるL1正則化回帰モデルと決定木を用いて、項目の追加評価を実施した。その結果、「一定の予測精度を担保するために必要な最小限の項目」と「特定条件下で特に予測に貢献する項目」が、各種重篤事態を含めた複数指標ごとに抽出された。推定リスク比に併せて、各種予測対象と関連のあるすべてのアセスメント候補項目が、アセスメントツールの組み上げに活用された。

【アセスメントツールへの組み上げと有識者検討】

令和元年度の事業では、文献調査で収集された項目を、意味的類似性、解析結果の類似性の両方を満たす視点から統合する作業が実施された。さらに、有識者検討を経て、構造化意思決定方式をベースとしたセーフティアセスメントツールの構成例と構成ガイドが作成された。ツール作成に係る手続きの流れと結果を、図1.3に示す。作成されたツールについては、令和元年度事業報告書添付資料「市区町村と児童相談所で共通利用可能な児童虐待対応のためのセーフティアセスメントツール構成ガイドと構成例」を参照されたい(厚生労働省, 2020a)。



図1.3 項目選定・統合とツール構成プロセス(厚生労働省, 2020a)

ツールの構成に際し、有識者検討委員からは表1.2に示す通り、主に評価と対応が一一対応するようにガイドする構造化意思決定方式に対する意見、ツールの構造が与える印象がもたらす誤用のリスク、対応判断以前の調査の重要性、ツールへの組み込みが期待される評価観点、研究による知識の発展を見据えた構成に関する実用上の意見が提出された。

表1.2 構成ツールに関する有識者意見の要約：構成に関する議論(厚生労働省, 2020a)

・アセスメントによる「評価」と、「意思決定」がセットになる基本構造は理解するが、紙面上は分けるなどして区別をつける方が良いのではないかと。重篤項目への該当と対応方針を完全に一一対応させることが必ずしも適切とは限らない。また、各項目が意味するところが地域によって異なりうることや、利用可能な資源、対応のシステムが場所によって異なることを考えると、「全国これ一つ」で「対応方針を一義的に決定」するのは本質

的に困難。使える知識は組み込んで行ければ良いが、「これを使わなければならない」という印象を与えると混乱が懸念される。

- ・重篤項目への該当と意思決定が完全対応するような見せ方は避けた方が良い。「ここに書かれていたら、一律に保護が絶対必要」という機械的な(あるいは機械的すぎる本来の想定とは異なった)判断を求めているように誤解されてしまう可能性を懸念する。例えば、同じ重篤項目であっても、対象児童の年齢によって個別具体の適切な対応は変わりうる。過度な一律性を求める印象を与えるのは懸念されるポイントである。

- ・アセスメントによる重篤状況への該当と対応方針が「原則」一致することは良い。データに基づいて自分たちの行動を見直し、変化させていく上で重要。「行動を変えていくためのツール」としての役割を期待したい。なお、重篤状況が確認されているにもかかわらず原則外となる相応の理由によって一時保護等をしない決断をする場合、その根拠が明確に示せることが一つ大切なポイントになる。意思決定の説明責任を記述する欄を設けることは重要ではないか。

- ・今ある情報だけでの該当や非該当を確認することも(特に情報の少ない初期時点の対応では)重要だと考えられるが、それ以上にまず「しっかりと調査をする」「必要な情報を集める」ことが大切。評価から対応判断を考える前段として、「こういう観点から調査をやっていこう」という促しが大切ではないか。国が出すデータに基づいたツールであるがゆえに、誤用されるとその影響は大きい。調査時に参照可能な観点が多く集まっているのであるから、「調査の精度を高める」という方向にツールの力点をおいても良いのではないか。補足的に言えば、性的虐待に関連する補助項目は「該当単独で性的虐待の有無を確信する」ようなものではない。「この視点を持って注意しておきなさい」という促しの水準にとどめておく必要があると思われる。

- ・(現在は重篤状況の並存リスクを扱い、それに数量的指標が与えられている状況にある。)数値があると、市区町村と児童相談所などの異なる機関であっても、その感覚を調整することの補助になる。しかし、その数値の大きさだけに目を取られて、本質的な議論ができなくなることは避けたい。あくまで、対応を進める上での補助ツールであることは明瞭にする必要はあるだろう。

- ・反復継続性や集積性という観点についてもツールに入れることができればいい。(該当すればその事例における虐待行為が反復しやすいのかという観点も含まれるが、それ以外にも)例えば「幼児の夜間徘徊」という項目への該当を考えた時、通告等の段階でそれが1回だけだったのか複数回確認されているのかでは、その重みは異なってくる。こういう反復性や集積性の観点をできる限り考慮できる構成にしてほしい。あるいは、対応に求められる「緊急性」や総合的な「重篤性」という観点での整理も運用上は有意義かと考えられる。

- ・現在は「該当状況」のみを記載する構造になっているが、「不明」ということそれ自体

がリスクとも言える。どの情報が現在「不明」なのか、ツール上わかる構成になっているといい。また、各項目に該当があった場合に「誰から得た情報か」「客観的な証拠があるか、伝聞か」など、情報の出自を把握できる構造があっても有用か。

- ・この研究事業で対象とした範囲が「特に初期時点アセスメントにおける重篤事態の並存リスク」に焦点を置いたものであるがゆえに仕方がないかもしれないが、各時点で評価できる視点があるとありがたい。現場レベルでは、家族支援を継続していく際の変化や、それに応じたリスク判断ができるとありがたい。

- ・地域によって、あるいは都市部などの特定の自治体によって(特有な事例の偏在などを考慮して)重篤性を高く見積もる必要のある項目などもあるだろう。例えば、寒冷地域における締め出し行為などは事実の重みが違う。こういった地域性を考慮すれば、自治体ごとに柔軟に項目を追加できる構成が必要だろう。一方で、蓄積データを解析するなどして知見を発展させていく上では、項目の統一性が取れていた方がいい。共通項目と地域特有項目などを分けて整理し、「基本的に共通項目は脱落させない」という使い方をガイドするのはどうか。また、自治体ごとに組み上げを工夫することができるのであれば、「統計的な結果を正しく利用するための項目の組み上げ方」などガイドしてほしい。

- ・地域あるいは自治体によっては、独自にアセスメントツールを開発し、連携機関横断的に活用しているところも多い。(今回のツール案を活用することを前提とした場合であっても)急激な切り替えを行うのは難しい。反対に、個別の組織がそれぞれバラバラなツールを開発して使っていることも考えられる。こういった背景を踏まえると、今回の研究で得られた個別項目の知識を、既存の運用ツールに組み込んでいく形での利活用も想定される。調査補助項目は、それ単独で抜き出したり複数をまとめても、数値的な知識が活かせるような方法を提示できると有用だと考えられる。

- ・学校などの機関に配ってしまうと、調査で仮定した対象集団(児童相談所や市区町村で一時保護または児童相談所送致が検討される水準にある事例)と、結果の知識を適用する集団(通常学級集団等)が異なってしまい、誤解を与える可能性がある。項目などは場面を選ばず使えらると思えるが、数値情報が付記されて広がることも考えた構成や注釈が必要だろう。使い方と適用の範囲や限界点は、報告書等だけでなく全てのパーツに入れておく必要がある。

- ・全体の議論を踏まえて、ツールに関する留意事項や知識の使い方を示すガイドブックのような構成が必要ではないか。丁寧に何度も注釈をつけるなどの配慮があるとよいだろう。

具体的な項目に関する議論では、草案で提示された個々の項目に関する議論が行われた。提出された意見について表1.3に整理する。

表1.3 項目に関する有識者意見の要約：項目に関する議論(厚生労働省, 2020a)

・重篤項目「その他の重篤項目」の中にある「世帯が生活困窮状態にある(その日の生活に困る)」という項目については、国連総会採択決議である児童の代替的養護に関する指針(resolution adopted by the General Assembly on the report of the Third Committee (A/64/434)

64/142. Guidelines for the Alternative Care of Childrenにおいて、「金銭面及び物質面で貧困、又は直接的にも間接的にもかかる貧困によってのみ生じた状態が、児童を親の養護から離脱させ、児童を代替的養護下に置き、又は児童の家族への復帰を妨げる唯一の正当化事由であるべきではなく、かかる貧困又は状態は家族に対する適切な支援提供の必要性を示すシグナルとみなされるべきである」とされている。よって、「生活保護の受給推奨を拒否した場合」などの必要な状況理由を確保するなど、生活困窮が唯一の分離(一時保護)理由とならないように注釈するなどが必要だろう。

・性的虐待(疑いを含む)に関する項目は要件が異なっているように思う。例えば、「児童が年齢不相応な性的興味・関心・知識を有する」という項目単独で該当したからといって、「直ちに一時保護になる」とは即時考え難い。他の実態を根拠に保護されて、そこで調査をするという運びも考えられる。この辺りは、重篤項目ではなく調査観点の方に配置しても良いのでは。

・重篤な身体的虐待にある「泣きやまないことに苛立つての暴力」や「夜間放置」など、年齢や内容の程度によっても判断が変わってくる可能性がある。項目の該当状況は、特に年齢と照らして状況判断が必要になるものがいくつかあると考えられる。

・その他の重篤項目にある「妊娠そのものを受容できない/できなかった」というのは、“望まない妊娠/予期しない妊娠”の文脈か、新生児保護の文脈かわかりにくい。注釈や書き方の変更が必要ではないか。

・各種創傷、例えば「特徴的な形状の傷」などは解説があるとありがたい。

・例えば重篤な身体的虐待などは、ある程度この項目をシンプルにまとめられるのではないか。例えば「重篤な受傷」などとして、その具体的内容を付記する形にするなどすれば、使いやすくなる可能性がある。

・重篤項目に関する優先づけや提示順序はデータがないゆえに難しいと思うが、ある程度まとめることはできると思われる。補助項目についても、現状は100程度の観点が出ている。この数は運用上多いと感じることもあるだろう。(全てが大切な観点であることは了解しつつも)運用上は重点を絞って自治体ごとに整理すると良いかもしれない。

・自治体ごとに項目の圧縮がなされた際に、いろいろな圧縮の方法が出てくる。元来想定したものと異なった修正が行われる懸念や、研究で今後知見を創出する上での障壁にならないか懸念がある。また、項目を圧縮する際に「現状よりレベルが低く設定される」こと

は避けたい。バランス感覚かもしれないが、慎重にガイドしてほしい。

- ・「重度の外傷」や「感染症」、「道具を使った体罰」、「意図的な戸外への締め出し」などの表記は、具体性を与える例示が必要だと思われる。何を重度とするか、感染症とはどの程度のものか、全てを網羅することはできないが、代表例があると評価のブレがある程度は軽減されるだろう。同じく、道具についても例があるといい。また、「意図的」などの条件がある項目は、「意図的ではない場合はどう評価するのか」という疑問がつきまとう。うまく整理する必要がある。

- ・ツール単独で見た場合に、「ここに記載されていない状況は重篤ではない」と誤解を招くことが懸念される。そうではないということをツールからも読み取れるような書き方が、例えば「その他の重篤項目」を使うなどで工夫できるのではないか。

- ・補助項目にあって性的虐待(疑い含む)と関連の示されている「児童が給食以外の食事を食べていない」という状況は、多くの場合ネグレクトに相当すると思われるが、現場の感覚としてはピンとこない点がある。新しい発見の一つになるのかもしれないが、一方でサンプルの偏りやデータの確認が必要と思われる。

<項目の追加検討>

- ・医療ネグレクトという用語は、重度ネグレクト項目に加え直した方が良いのではないか。

- ・「養育放棄」に関する項目は重篤事態に組み込んだ方が良いのではないか。親によって「育てるつもりがない。育てたくない。」などの養育放棄が宣言されて、必要な介入を講じないという筋立ては考え難い。

- ・「産後うつ」は、突然児童を殺めてしまう場合など、予測できない事態を含んでいる。(過去の産後うつはどの程度の過去であるかに依存するが、現在の産後うつに関しては)該当そのもので特段の注意が必要と言えるのではないか。

- ・出産前後の母のアルコール摂取は、母乳を通じての児童への影響も懸念される。追加を検討してはどうか。

項目に関する議論では、提示された項目が示す例外や特定条件下(年齢)での重み付けの違いといった可能性に関する議論、項目追加と文言修正・例示の追加に関する意見等が得られた。

当該事業で作成された最終的なツールには、上記有識者意見が最大限組み入れられ、必要な修正・改善が施されている。

1.6.2 作成時の課題・未検証事項

上述の手続きを経て作成されたセーフティアセスメントツールに関する課題および未検証事項には数多くの観点が残されていると考えられる。ここでは、作成段階から明確に課題として把握された主要な4つの論点を指摘する。

第一に、全国調査で用いた項目は、420項目に及ぶすべての項目の基礎情報を得ることを目的と認め、組織ごとに無作為に選抜提示することで情報を取得した。研究知見の信頼性を最大限確保するためには、アセスメント項目を統一した上でのデータ収集を基盤とする必要がある。

第二に、項目数の多さに起因する利便性の低さが懸念される。有用な項目を最大限ツールに組み入れるという発想の下で作成したことにより、「包括性」や「研究知見を現場に伝える媒体」としての意義は得られているが、多忙な現場での実効的な運用を想定する上で、その利便性は高いとは言えない。利便性と網羅性のバランスを考慮し、現場運用可能な水準までツールの構成を工夫することが求められる。

第三に、「該当チェックを行うことで、どの程度の重篤事例を正しく検出できるのか」という予測的妥当性の検証が不十分である。機械学習技術等を用いた場合の予測性能については試験的検証が行われているものの、利便性を優先した場合の比較的少数項目でどの程度の検出性能が得られるのかは未検証となっている。

第四に、アセスメント項目への該当判断が、「誰が記入しても同じ結果が得られるか」という各項目の信頼性に関する検証が実施されていない。信頼性の検証には様々な方法が用いられるが、中でも「評定者(間)での評価の一致性」は、リスク認識を含めた関係組織間での情報共有を正確に実現し、評定者に依存せず正確なデータを蓄積する上で重要な評価観点になる。

令和元年度事業で把握されているこれらの課題を前提・必須検討事項として、以降、本事業の計画・遂行を実施する必要がある。

1.7 本邦のアセスメントツールに求められる将来的展開と本事業の関係

1.7.1 在宅支援・継続対応中のアセスメントツールとの関係

継続支援中の着眼点となる項目を追加し、対応中に発生した重篤事態との関連を検討することで、初期対応以降に利用するアセスメントツールを作成する必要がある。本事業でセーフティアセスメントツールを作成する過程で得られた知見は、在宅支援・継続対応中のアセスメントツールを開発・進化させる上で基礎となる知見に繋がるだろう。現状では、児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールが一番の候補となっており、一時保護を検討するためのセーフティアセスメントツールとの間で、双方の良さを活かせる関係性にあると考えられる。

1.7.2 再発と長期的予後を見据えた項目の整備

アセスメントデータが蓄積されれば、初期対応段階のアセスメント情報から、将来的な虐待再発等の予後予測に関する知見を得ることが可能となる。初期対応段階のアセスメント情報によって児童の予後が予測されれば、「眼前の危機」だけでなく、児童の将来的な発達へ

の影響を見据えた予防的支援を講じることにつながりうる。当該取組が持つ意義は極めて大きい。

1.7.3 データの蓄積と継続的研究・項目の更新

関係組織で対応される事例の様相は、法制度等の変更や、時代背景の変遷に伴って変化する（例：性的虐待対応ガイドラインにおける疑い段階での調査保護など）。必然、アセスメント項目にも、随時または定期的に更新が求められることとなる。例えば、死亡事例検証報告などで検討された、死亡事例に強く結びつく可能性がある内容は、アセスメントツールへの項目追加対象となりうるだろう。

地域や社会状況の変遷に伴って必要となるアセスメント項目を更新するためにも、データの蓄積は必須となる。項目の組み替え手続きにも、数量的な評価が必要となるためである。的確なデータ蓄積を実現するために、現場で実効的に利用可能な水準までアセスメントツールの利便性を向上させる必要があることはすでに述べた(1.5.5項)。これに加えて、アセスメントツールとデータ蓄積の仕組みには、「更新を前提とした」設計が求められることとなる。

1.7.4 複合的アプローチと構造的な支援対応システムの構築

児童虐待対応における「アセスメント」には、専門的視座に基づく包括的な情報整理と問題の把握が必要になる。しかし、専門的人材の確保が困難な状況を踏まえると、複合的なアプローチで事例を適切に見立てていくことを「アセスメントツール等によって補助する」という視点からの取組が、専門的人材の育成に並行して求められることとなる。

なお、専門的人材の育成とアセスメントツールの発展は、(当然のことながら)バランスを欠いてはならない。専門的な判断はツールに完全代用され得ず、また、ツールによる補助がなければ見通せない観点も存在するためである。当該視点に立脚すれば、アセスメントツールは、「素人から専門家まで誰でも使える」ものであることに拘るよりも、「最低限、ケースワークの理解やケースの見立てなど、基礎的な視点を押さえた人物が、判断のエビデンスとして補助的に活用すべきもの」と捉えてもよいだろう。

人材育成とアセスメントツールの活用の両方を活性化させる視座(支援対応システム)からは、いくつかの取組が想定される。例えば、人材育成の視点を効率化の上でも、支援者の最低限の質を担保できる、しかるべき短期集中型の全国標準的なオンライン研修などはその一案となるだろう。セーフティアセスメントを行う上で、該当・非該当・不明などのチェックの仕方、チェックを付けた後の解釈や見立ての方法などもここに含まれうる。また、今後ICT化によりアセスメントツールがデジタル化した際には、当該ツールを業務でどのように使用していくかについても、議論や研修等が必要になる。構造的な支援対応システムの一つの在り方として、業務とデータ(定量的なアセスメント結果とその予測)を紐付け、有機的かつ迅速に職員の合意に基づき検討を進める形が考えられる。

1.8 本事業の位置付けと到達目標

1.8.1 作成するアセスメントツールの位置付けと役割

本事業で作成するアセスメントツールは、通告から終結までの流れの中で、特に初期段階で実施される「セーフティアセスメント」の枠組みに位置付けられる。したがって、その機能として、以下4点を満たすことが求められる。それぞれ、(1)初期対応段階の重篤事態の把握(セーフティアセスメント)及び並存予測する役割、(2)「アセスメント」の一部を、定量的研究に基づく知見から補助する役割、(3)一時保護判断を補助する役割、(4)属人的判断に起因して発生してしまう対応判断等のブレに対して、定量的な側面から「標識」となるような、標準例の共有を行う役割である。原則として、本事業で作成するアセスメントツールには、セーフティアセスメント以外の個別アセスメントの枠組み(リスクアセスメントやリミットアセスメント)は含まれず、家族再統合や、ファミリーアセスメント等は役割の対象としない。しかし、データが蓄積されることにより今後の展望として、コールセンターなどを通じた区分対応(Differential Response)モデル(畠山ほか, 2015)への援用や、一時保護解除 / 措置解除判断にかかる虐待の継続・再発リスク評価等において、利活用され得る。

1.8.2 対象とするリスク/対象としないリスクの範囲

本事業で作成するアセスメントツールが対象とする「リスク」は、初期対応段階における「死亡リスク・致死的行為の発生・併存リスク」であり、これらの見落としを防止することが目的である。対象範囲外となるリスクとしては、家族再統合に向けて生じる家庭内のリスクや、継続的な支援を離脱するリスク等があげられる。しかし、データが蓄積されることにより、今後の展望として、再発/長期継続のリスク/二次障害のリスク及び継続対応中の致死的行為等の発生リスク等に関する評価の実現にもつながる設計となっている。

1.8.3 想定する活用場面

本事業で作成するアセスメントツールを活用する場面は、第一に、初期調査/訪問調査/現認段階での調査を補助する場面、第二に、緊急受理会議時や一時保護判断段階での情報整理と判断を補助する場面が想定されている。その他にも、経過対応中の定期的なアセスメント場面での活用も可能である。

1.8.4 調査研究で検証する範囲

本事業で作成するアセスメントツールに関して、本事業が検討を加える範囲は、(1)項目の信頼性評価、(2)ツールの予測的妥当性評価、(3)ツールの利便性改善(項目数の短縮)の3点となる。

第2章 本研究の目的と研究対象範囲、想定成果物について

【第2章の概要】

本章では、(1)研究の目的と方法、(2)研究の構成、(3)成果物の概要、(4)想定される成果、(5)研究倫理審査の5点について、研究の基礎情報を概括する。

2.1 本研究の目的と方法

令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業（児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究）において、児童相談所と市区町村を対象とした調査を元に「児童虐待対応における市区町村・児童相談所で利用可能なセーフティアセスメントツール」の作成および各項目の評価が実施された。しかし、当該ツールは、令和元年度の事業内において、実践場面での妥当性や信頼性について十分な検討が行われていない。また、アセスメントに関する項目を網羅的に評価・リストアップすることが第一目的であったため、現場で迅速に運用できる項目数となっていないことが課題として残っている。

当該課題背景を踏まえ、本研究では以下の3点を目的とした調査研究を実施する。

- (1) 児童相談所が一時保護等の措置の判断に用いるアセスメントツール(特にセーフティアセスメントツール)の利用実態を調査し、現場職員が実際的に必要としているアセスメントツールの特性を把握すること。
- (2) 令和元年度の事業で提案された、「児童虐待対応における市区町村・児童相談所で利用可能なセーフティアセスメントツール」の各項目における信頼性・妥当性検証、およびこれらの結果に基づいた項目の選定を行うこと。
- (3) 以上を踏まえ、専門家と実践家を含んだ検討委員会での議論を経て、児童相談所を中心とする関係組織が利用可能な全国共通セーフティアセスメントツールの提案と、その運用に向けた提言を実施すること。

2.2 本研究の構成

2.2.1 全国Web調査の目的と設計(第3章)

第3章では、本事業の目的を検討するために、全国の児童相談所及び市区町村(要保護児童対策地域協議会設置箇所)を対象に行ったWeb調査の詳細について報告する。

2.2.2 アセスメント項目の選抜(第4章)

第4章では、Web調査の準備段階における項目の選定について説明を行う。具体的には、本年度のWeb調査において、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業およびその回答データを用いた統計解析の結果を踏まえ、特に重要とされるアセスメント項目を重点的に尋ねる仕組みについて解説する。

2.2.3 アセスメントツールの活用実態(第5章)

第5章では、全国Web調査の結果を基に、本研究の目的の一つである「(1)児童相談所が一時保護等の措置の判断に用いるアセスメントツール(特にセーフティアセスメントツール)の利用実態を調査し、現場職員が本当に必要としているアセスメントツールの特性を把握すること」についての集計、および統計解析結果を報告する。

2.2.4 アセスメントツールの評定者間一致性(第6章)

第6章では、全国Web調査の結果を基に、本研究の目的の一つである「(2)令和元年度の事業で提案された、「児童虐待対応における市区町村・児童相談所で利用可能なセーフティアセスメントツール」の各項目における信頼性・妥当性検証およびこれらの結果に基づいた項目の選定を行うこと」について、信頼性に関する集計、および統計解析結果を報告する。

2.2.5 セーフティアセスメントツールの予測的妥当性(第7章)

第7章では、全国Web調査の結果を基に、本研究の目的の一つである「(2)令和元年度の事業で提案された、「児童虐待対応における市区町村・児童相談所で利用可能なセーフティアセスメントツール」の各項目における信頼性・妥当性検証およびこれらの結果に基づいた項目の選定を行うこと」について、妥当性に関する集計、および統計解析結果を報告する。また、その結果を踏まえた、項目選定に関する統計解析結果についても報告する。

2.2.6 セーフティアセスメントツールの構成(第8章)

第8章では、第7章で統計解析により選定した項目群を基に、専門家(研究者と現場職員)で構成された検討委員会内および、第5章で集計された現場職員の意見を踏まえ、セーフティアセスメントツールを構成する(議論の過程については巻末資料参照)。

2.2.7 本ツールと既存ツールの位置づけ(第9章)

第9章では、本事業で提案するセーフティアセスメントツールが、既存のアセスメントツールとどの点において共通し、どの点で相違があるのかについて報告する。

2.2.8 Webアプリ化したセーフティアセスメントツールの提案(第10章)

第10章では、本事業の成果物の一つとして報告する「Webアプリ化したセーフティアセスメントツール」を用いることの意義や目的について説明し、その利点や欠点について紹介した後、本事業で提案された紙ベースのセーフティアセスメントツールをWebアプリにアップデートした場合のイメージについて共有する。

2.3 本事業で構成するアセスメントツールの活用場面と活用の原則

2.3.1 評価対象リスク

評価対象リスクを選定するために、当該事業ではシステマティックレビューによる文献収集を行なった。生命科学や生物医学における科学的根拠のデータベースとして活用されるPubMedにて、2019年以降に出版された {"child abuse" AND "risk"} OR {"child maltreatment" AND "risk"}をキーワードに含んでいることを条件に検索した。

文献検索の結果、包括的なレビュー論文を含む国外の文献が661件抽出された。文献調査から児童虐待発生と関連するリスクとして、以下の親及び家族、子どものリスク要因が明らかになった。まず、親の要因として、児童虐待の被害歴や、違法薬物使用、養育者のアルコール使用頻度が高い、母親の妊娠中の喫煙、出生前ケアの少なさ、妊産婦精神障害、10代の妊娠、10代から20代の母親、親密なパートナーからの暴力、母親より10歳以上年上の父親、親子関係の質の低さ、親の低学歴、親の失業、生活保護の受給、未婚の親やシングルペアレント、依存的で攻撃的な性格、親の無感情さが抽出された。そして、家族の要因として、家族の社会経済的地位の低さや、継父がいる等の非核家族構造や家族の結束力の低さ、孤立、住宅に関するストレスの高さが確認された。さらに、子どもの要因として、低出生体重児、精神的／身体的な慢性疾患及び障害を抱えていることや、出生から6ヵ月までに2回以上の救急科受診歴、性的/ジェンダーマイノリティであること、きょうだいの人数が報告されていた(Assink et al., 2019; IJzendoorn et al., 2020; van Berkel, et al., 2020; Vial et al., 2020; Mensinger et al., 2020; Kawaguchi, 2020; Robledo et al., 2020; Clemens et al., 2020; Bussemakers, Kraaykamp, & Tolsma, 2019; Strøm et al., 2020; Brunton, Wood, & Dryer, 2020; Negriff, DiGangi, Sharp, & Wu, 2020; Chandler, Austin, & Shanahan, 2020; Baldwin, Biehal, Allgar, Cusworth, & Pickett, 2020; Kim, Drake, & Jonson-Reid, 2020)。上記のように、一部新しい知見を含め、令和元年度のシステマティックレビューの結果を再度検証することで、幅広いリスク要因が把握された。

2.3.2 初期段階での利活用

虐待対応の初期段階では、子どもおよび家族に対する心理的、社会的、経済的側面などを含めた多面的な情報収集、情報整理、情報評価を行い、客観的判断に基づく「アセスメント」を実施する必要がある(厚生労働省, 2013)。このような「アセスメント」を行う際に、専門的な知識や技術が必要となる。したがって、本事業で構成するアセスメントツールの活用場面としては、「虐待行為が児童の生命や心身の安全を脅かすリスク」を網羅的に把握することを補助するセーフティアセスメントツールとして活用する場面が想定される。

2.3.3 現場運用に向けた検討事項(1) 要保護児童・要支援児童との対応・基準設定

要保護児童・要支援児童にセーフティアセスメントを適応する場合は、次のような対応が必要とされる。具体的には、(1)通告及び当面の方針決定、(2)情報収集、(3)速やかな安全確認および面接、(4)居所の情報欠落・不明への対応、(5)立入調査、(6)アセスメントシー

トによる保護の要否判断、(7)保護・安全確保の実施、のような流れである（厚生労働省，2013）。

また、基準設定については、以下のような基準を満たす場合は調査保護を含む一時保護の検討が必要である。第一に、子どもの生命の安全を確保することが必要な場合。第二に、現在の環境におくことが、子どもの権利の尊重・自己実現にとって明らかに看過できない場合。第三に、子どもへの危険を心配することなく虐待を行っている保護者への調査や指導を進めることができ、また、一時的に子どもから離れることで、保護者も落ち着くことができたり、援助を開始する動機付けにつなげることが可能な場合（厚生労働省，2013）である。本調査では、以上のような目的を原則として要保護児童・要支援児童に対するセーフティアセスメントの適応基準の設定を前提として行っている。

2.3.4 現場運用に向けた検討事項(2) 調査観点の設定

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、自治体の共通データベースを設計する場合に必要な項目を整理することを目的として、海外データベースの参照、アセスメントへの活用可能性がある項目について、調査研究を行った。その結果、アセスメントの候補項目が131項目（巻末資料参照）まで抽出・統合された（厚生労働省，2020a）。本調査の調査観点の設定は、上記の令和元年度研究事業から得られた知見を元に行われた。

2.3.5 現場運用に向けた検討事項(3) 関係組織での協議と合意

標準的なアセスメントツールを構成する際には、「どのような状態が重篤であるか」という点について、認識の共通を図る必要がある。ツール構成後には、市区町村や児童相談所等の関係組織への導入が見込まれる。連携組織間におけるリスク認識の共有を図る前段として、検討委員会でのセーフティアセスメントの位置づけと項目の評価を実施した。具体的な議論の観点として、(1)市区町村と児童相談所のいずれの組織が見ても「これは重篤である」と捉えられる特徴を網羅しているか、(2)市区町村が「これに該当すれば、児童相談所への送致や一時保護を検討しなければならない」と想定する項目について、それが児童相談所でも同様の判断がなされるかが議論された。これらの議題を主軸とした項目の評価検討から、関係組織の間で合意が得られるようセーフティアセスメント項目の基準を設定することとした。

2.3.6 現場運用に向けた検討事項(4) データ蓄積と定期評価

データの蓄積と定期評価に伴い、複数の活用可能性が期待される。第一に、事例の予後予測が検討可能となる。アセスメント項目の該当から、後の再相談や対応期間の長期化が具体的なイメージを持って見通せるようになる可能性がある。第二に、実例に基づくアセスメント項目の検証が可能になる。項目が持つリスク検知能力を評価し更新することで、より高い精度で危険性を見落としを防止する基準の策定が可能になる。第三に、アセスメント項目を基本とした知識の集積が可能となる。多種多様な事例の様相をもつ虐待事案の中に、共通性や

パターンが共通認識として得られれば、より詳細を検討することが可能となる。第四に、“共通言語”として事例の重篤性について情報共有が可能となる。児童相談所を中心とする関係組織で、基本情報とともにアセスメント項目情報が共有されることで、その予後予測の知見や重篤度の認識の共通化を統一的な枠組みで図ることができると考えられる。リスクに関する基盤的な情報が共通化されることによって、円滑な連携や知識の集積、効果的な事例対応につながることを期待される。上記のような活用可能性が期待されるため、データの蓄積と定期評価が重要であると言える(厚生労働省, 2019g)。

2.3.7 リスク予測モデリング：より高度な活用について

1.4.2項にも記載した通り、機械学習などの解析技術を用いてリスク予測を実現しようとする枠組みは、リスク予測モデリングと呼ばれる。精度の高いリスク予測モデリングを活用するには、児童の基本情報(例：年齢)や、家族情報の変化(例：父親が新型コロナウイルスCOVID-19により失職した等)情報に加えて、本事業で作成するセーフティアセスメントツール等のアセスメント情報の蓄積が必要となる(厚生労働省, 2020a)。

リスク予測モデリングを実践的に活用する場面にも、様々な状況があるだろう。例えば、「タブレット端末等の電子デバイスでリアルタイムに事例の状況変化をモニタリングしながら、提示される情報を目の前のケースワークに活用する」というのも、利活用イメージの一例である。これは、我々がスマートフォンの地図アプリで、初めて行く場所にもある程度渋滞情報や乗り換え情報を参照しながら、大まかな道筋を把握することと似ている。リスク予測モデリング技術をベースにアセスメントツールを発展させることで、状況に応じた的確な対応方法を参照できるような仕組みが実現されるかもしれない。本事業で作成するセーフティアセスメントは、リスク予測モデリングを実践する上で欠かせない事例データの蓄積を補助することにも貢献するだろう。

2.3.8 原則・留意事項・限界点

本事業を受託し研究を行った期間は、2020年11月-2021年3月であるが、この期間は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受けた期間であることをここに記載する。具体的に、日本において、東京や大阪等の地域では、2021年1月から2021年3月にかけて二度目の緊急事態宣言が掲出されており、この期間は本事業におけるWeb調査の回答期間(2020年12月-2021年2月)と重複している。回答率等への影響については後述するが、本調査事業を通してこれらの影響を受けた可能性についても留意願いたい。

2.4 想定される成果

本事業では、全国の関係組織が統一的に利用・共有可能なセーフティアセスメントツールが成果物として作成される。

成果物作成の過程で実施される項目の選定は、「児童の安全確保・最善の利益を優先する」ことの実現に直結する重大な作業である。重篤な虐待を取りこぼさず、的確に支援に繋

いでゆくための知識・情報によるセーフティネットを作成する作業に等しい。また、的確な項目の選定は、関係組織職員の迅速なアセスメントを支える基盤であるとも表現される。丁寧な議論の上で選抜された項目には、合意可能性も担保される。全国の関係組織間への浸透を図る上でも、項目の選抜プロセスは極めて重要な意味を持つ。

こういった項目選抜を経て標準化されたツールには、様々な効用が想定される。標準化されたツールが浸透することで、事例を担当する担当者・組織が異なっても「共通の物差し」で評価できるようになることも一例である。これは、児童虐待対応中の事例が転居等で他の組織等に移管された際などに、情報伝達の不足によるリスク等の軽視が回避されることに繋がる。ただし、後述するが、本事業で提案されるセーフティアセスメントツールを使用すれば誰でも「共通の物差し」で評価を行うことができるのではなく、これを行うための研修やトレーニング、そして、アセスメントに関する知識を養う必要があることには留意された。また、本研究で提案されるセーフティアセスメントツールは、あくまでも最初期のベースであって、今後継続してツールを洗練・更新してゆく必要がある。

その他にも、本事業を通じて副次的に得られる成果がある。本事業で作成したツールに準拠して、各組織にデータが蓄積されれば、児童虐待防止研究のさらなる発展に貢献すると考えられる。

2.5 倫理審査

本事業における調査の実施に際し、事前に倫理審査を申請し、産総研人間工学実験「児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究(人2020-1079)」にて人間工学実験審査申請非該当、および愛育研究所研究倫理委員会にて「児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究」の承認(承認番号 2020年度第3号)を受けた。

第3章 全国Web調査の目的と設計

【第3章の概要】

本章では、本研究において実施する調査の目的、方法、設計、ならびに収集される情報の有する統計学上の限界について説明する。

3.1 調査目的

本研究では、(1)全国の児童相談所、ならびに、市区町村(要保護児童対策地域協議会設置箇所)が一時保護・児相送致等の措置の判断に用いるアセスメントツール(特にセーフティアセスメントツール)の利用実態を調査し、現場職員が必要としているアセスメントツールの特性を把握すること、(2)令和元年度の事業で提案された「児童虐待対応における市区町村・児童相談所で利用可能なセーフティアセスメントツール」の各項目における信頼性・妥当性検証およびこれらの結果に基づいた項目の選定を行うこと、(3)以上を踏まえ、専門家と実践家を含んだ検討委員会でのオーソライズを経て、児童相談所を中心とする関係組織が利用可能なセーフティアセスメントツールの提案とその運用に向けた提言を実施することの3点を検討するために全国調査を行った。

3.2 調査対象・実施時期・調査手段

全国児童相談所215箇所および市区町村の虐待対応関連部門(要保護児童対策地域協議会設置箇所)1,894箇所を対象とした。調査回答者は所属組織の長とし、所属組織の長が任命した担当者(複数名も可能)に回答を委任することもできるようにした(以下、回答者とする)。なお、調査期間の前後に災害があった地域や感染症対策下で回答が困難となる組織、その他業務多忙等の理由により回答が困難な組織に関しては、調査への協力を依頼しないものとした。

本調査の実施時期は、2020年12月14日(月)-2021年1月29日(金)としていたが、例年のことながら〆切後に多数の回答と問い合わせをいただくため、Webサーバー上の〆切として2021年2月5日を設定した。また、この期間は日本の一部都道府県において新型コロナウイルス感染症の影響における非常事態宣言が掲出されていた時期とも重複することも記しておく。

本調査は、上記の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、原則すべてWeb調査回答のみの受付とした。具体的な手順については、3.6 調査手続きにて述べる。

3.3 調査構成

本調査は上記の3つの調査目的を検討するために、次項以降で説明する通り三部構成で調査を実施した。各項で説明する各設問の詳細については、巻末につけた実際の調査票を適宜確認してほしい。まず、回答組織の基本情報および虐待相談対応の件数について回答を求めた。具体的には、(1)管轄人口、(2)虐待対応件数、(3)進行管理中にある児童虐待事例件数について尋ねた。

3.3.1 パート1: アセスメントツール活用実態

第1部では、本事業の目的の一つ目である、各関係組織のアセスメントツールの利用実態について問う設問を中心に構成した。具体的には、関係組織におけるアセスメントツールの利用有無・利用タイミング・どのツールか・利用手順等を選択形式で尋ね、現在利用している自治体に対してはツールの満足度・使いやすい点/課題・不満・不足している点について尋ねた。また、アセスメントツールを利用していない(利用できない)自治体についてはその理由を自由記述で尋ねた。

そして、既存のアセスメントツールである「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」(厚生労働省, 2017)に対する活用しやすい点/活用しづらい点/利用していない・できない点について自由記述で尋ねた。

最後に、アセスメントツールを利用する際に重要視する点を選択形式(自由記述も可)ですべて選択してもらった後に、その中で最も重要視するものを選択してもらい、アセスメントツールに対する率直な意見・感想を自由記述で尋ねた。

3.3.2 パート2: 項目評定用仮想事例を用いた調査

第2部では、項目の信頼性を評定者(組織)間一致性の観点から検討を行うために、児童虐待の仮想事例(概要は表3.1、詳細は巻末資料を参照)を回答者に提示した。回答者は、自らの児童虐待対応経験年数を記入した後に、仮想事例に併置されたセーフティアセスメント項目(全131項目から選抜された40項目程度)について、仮想事例に対する該当・非該当・不明または情報未取得(3選択肢)の状況を単一選択式で回答した。この40項目は、後述する回答グループごとに同一の40項目であり、その選抜方法等については、3.5節にて詳細に説明する。このとき、回答者に対する留意事項として、全てのアセスメント項目を仮想事例内で評価することが目的であるため、実際の児童虐待対応状況とは乖離した内容となっている場合がある旨を提示した。また、質問画面(票)内では、「仮想事例」という表記は、架空とはいえ、実際の虐待状況との違和感を感じる恐れがあるため、「項目評定用仮想事例」という表記で調査を実施している。なお、本パートで用いる仮想の児童虐待事例の回答データは、「項目の信頼性評価」のみに使用される。

本パート(パート2)では、児童相談所・市区町村をそれぞれ6集団のグループにわけ、各グループに対して3つの仮想事例を提示し、アセスメント項目の該当状況を尋ねた(表3.2が回答グループと仮想事例の対応表である)。6集団の振り分けはランダムに行った。このとき、個別の組織に調査票を送付した場合であっても、それらを管轄する組織がまとめて回答するといった状況が想定されたため(例: X県のA市・B市にそれぞれ調査を依頼・送付するが、実際に回答するのは、X県のケース)、各グループの児相・市区町村比、そして、回答組織数にばらつきのないよう調整した(準ランダムマイズ)。

表3.1 仮想事例における状況設定(詳細は巻末資料にて)

仮想事例	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
当該児童の年齢	5歳	9歳	0歳7ヶ月	3歳	5歳	10歳	15歳	11歳	12歳	14歳	4歳	17歳
性別	男	女	女	男	男	男	女	男	性的	性的	性的・心理・ネグレクト	身体的
種別	身体	身体	身体	身体・ネグ	ネグレクト	ネグレクト	ネグレクト・性的	身体	性的	性的・心理・ネグレクト	ネグレクト・身体	身体的・心理的虐待
きょうだいあり	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり	なし	なし	あり	なし	なし
通告時間帯	10月5日15時	7月19日17時半	12月28日16時	4月8日10時	11月29日10時	12月14日18時	2月12日15時	1月20日16時	4月20日11時	5月15日9時	8月20日13時	3月3日22時
通告元	保育園	小学校	救急	市民病院小児科	総合病院の院内虐待対応チーム	小学校	高校	小学校	中学校	中学校	保育園	近隣住人
家族形態	母子家庭	本児・両親・弟	本児・両親・姉	本児・母・内縁の夫・弟	本児・両親	本児・両親・兄妹	本児・母・内縁の夫・妹	母子家庭	本児・両親	本児・両親・弟	本児・両親	本児・両親

※この表そのものは回答組織には提示していない

表3.2 回答グループごとに尋ねた仮想事例の対応表

回答グループ1	仮想事例 #1	仮想事例 #2	仮想事例 #3
回答グループ2	仮想事例 #3	仮想事例 #4	仮想事例 #5
回答グループ3	仮想事例 #5	仮想事例 #6	仮想事例 #7
回答グループ4	仮想事例 #7	仮想事例 #8	仮想事例 #9
回答グループ5	仮想事例 #9	仮想事例 #10	仮想事例 #11
回答グループ6	仮想事例 #11	仮想事例 #12	仮想事例 #1

※回答グループ1に所属する人は、仮想事例の1-3を提示したことを表し、異なる項目群を異なる評価者、仮想事例で評価すべく、仮想事例の一部を回答グループ間で重複させている。

※そのため、奇数番号仮想事例は2つの回答グループで提示、一方偶数番号の仮想事例は各グループ1回の提示をしている。

3.3.3 パート3: 実事例情報に関する調査

第3部では、項目の妥当性を検証するために、各回答組織から児童虐待の実事例を収集し、その事例に対して各アセスメント項目を用いて評価を行った。具体的には、実事例を収集する際に事例基本情報に加え、その事例が重篤と判断されたかどうかについても収集している。その重篤判断をアセスメント項目で予測可能かという観点で項目の妥当性を評価した。この重篤項目の定義については次項で説明する。

各回答組織に対して、実事例を可能な限り(最大20件まで回答可能)回答してもらい、その実事例に対して、パート2の回答グループと同一のアセスメント項目群40項目程度を尋ねた。

3.4 重篤項目の定義

本事業の調査では、令和元年度に作成された「市区町村/児童相談所で共通利用可能な児童虐待対応のためのセーフティアセスメントツール構成ガイドと構成例」(厚生労働省, 2020a)で案内されている4つの重篤項目群を、「重篤項目」に採用した(詳細は、巻末資料調査票の設問C01_11を参照)。当該アセスメントツールにおける重篤項目群には、重篤な身体的虐待、重度ネグレクト、性的虐待(疑いを含む)、その他の重篤虐待の4つが含まれている。これら4種別の項目群には、(1)死亡事例検証報告や死亡事例を対象とした海外の研究で死亡事例のリスク要因として指摘されている内容、(2)既存のアセスメントツールで「最重度」や「重度」として位置付けられている項目、(3)全国調査によって、市区町村および児童相談所の職員回答者の重篤度主観評定値が(中央値で)90以上のもの(0が「全く重篤ではない」、100が「直ちに生命の危機がある」)、(4)検討委員の精査によって、「重篤項目へ追加すべき」とされた項目が含まれている。なお、「性的虐待(疑い含む)」は、当該構成ガイドの案内に従い、「性的虐待対応ガイドライン(2011年版)」の定義に従った内容を採用した(山本他, 2011)。

なお上記構成ガイドでは、項目群に含まれるいずれかの状況に該当した場合には、当該重篤項目に該当するという判断形式を採用している。なお、「その他重度ネグレクト」「その他の重篤な身体的虐待」「その他の性的虐待（疑いを含む）」としてその他の項目を設けているのは、あらかじめ想定することが困難だが明らかに現象として重篤な行為や事象（エアガンで乳幼児を撃つなど）を適切に包含するためである。

3.5 調査で用いるアセスメント候補項目の選抜について

本調査のパート2,3で用いたアセスメント項目数は、項目の重要性(詳細は4章を参照)と、本調査全体の回答負担を考慮し、各回答グループ40項目程度の提示を行うこととした。ここでの項目の重要性とは、令和元年度のアセスメントツールの研究において、統計解析結果および有識者の意見を参考に暫定的にランク付けして定義したものである。全131項目のうち、この重要性に基づいた上位20項目を全回答グループに提示する形式を取り、それ以外の111項目を各回答グループに6分割して提示し、各グループ計40項目程度という形式にした(表3.3)。

この6分割はランダムな分割ではなく、パート2の各回答グループに提示する仮想事例に適した(該当・非該当の判断が可能になるような)項目が提示されるようにして項目群を作成した。

表3.3 回答グループに割り当てた評定項目の対応表

	児童相談所		各グループ合計	共通項目	独自項目数		備考(独自項目番号)																			
	市区町村	各グループ合計			独自項目数	合計項目数	23	26	27	29	34	35	42	43	48	52	54	62	63	64	76	91	93	97	98	
回答グループ1	36	316	352	1~20	19	39	23	26	27	29	34	35	42	43	48	52	54	62	63	64	76	91	93	97	98	
回答グループ2	36	317	353	1~20	19	39	21	40	41	55	56	59	65	67	70	71	79	86	88	90	101	116	117	119	123	
回答グループ3	35	316	351	1~20	18	38	25	30	36	38	46	47	50	57	58	73	75	77	89	94	96	122	125	130		
回答グループ4	36	316	352	1~20	18	38	24	32	44	45	60	66	80	82	85	87	92	99	100	102	103	105	109	110		
回答グループ5	36	316	352	1~20	19	39	22	28	51	53	61	68	72	84	95	106	108	111	112	114	115	118	120	124	126	
回答グループ6	35	314	350	1~20	18	38	31	33	37	39	49	69	74	78	81	83	104	107	113	121	127	128	129	131		
合計	214	1895	2110	20	111	131																				

※各グループ内の児相・市区町村比を同数になるよう調整して、項目数に関してもグループ間で同数となるように対応させている。

3.6 調査手続き

本調査は、新型コロナウイルス感染症等の影響から、上述の通りWeb調査回答のみを受け付ける形とした。まず、各回答組織に郵送にて調査説明書、同意書、調査票一式を送付し、そこに記載したログインID・パスワードにより該当のサイトにアクセスしてもらい、以降はWeb画面上で項目の回答を受け付けた。また、例年同様の調査において問い合わせの多い内容については、専用のQ&Aサイトを用意し、適宜参照可能にした。

本調査回答は、原則Web回答のみを求め、それ以外の手段での回答(e-mailや郵送)は任意という形を取った。そして、後者の方法による回答については、本報告書執筆に間に合う範囲で結果に含める旨を事前に説明した。

3.7 組み入れ基準(除外基準)の設定

令和元年度に選定された131項目の知見を全て盛り込んだため、本邦では組入基準及び除外基準の選定はない。

3.8 想定回答率

令和元年度のアセスメントツールに関する調査における、回答率が児相60%(129/215)、市町村25.6%(485/1,894)、計28.7%(599/2,109)だったこと、郵送回答手段を設定しなかったこと、および新型コロナウイルス感染症による影響により、回答率の低下が予想されることを踏まえ、児相の想定回答率を50%、市町村の想定回答率を20%として計算を行い、パート2の各アセスメント項目の回答が児相で300件、市区町村で1040件の回答が見込まれると想定した。また、パート3でも、令和元年度のアセスメントツールに関する調査において各組織が平均9件(5493件/回答した599組織)の実事例を報告した実績を参考に、最低でも3件の実事例報告と想定し、各アセスメント項目についてパート2と同様の件数の回答が見込まれると想定した。

3.9 調査の限界・調査対象外範囲

本研究のWeb調査は、悉皆調査であるが回答自体は強制ではない。そのため、参加しない(できない)回答組織に特徴的な要因が回答結果に影響を及ぼす可能性がある場合、本調査結果をそのような回答組織にそのまま適用することは困難である可能性が高い。また、悉皆である部分は回答組織という点に対してであり、回答負担や倫理の問題上、各回答組織のすべての実事例を収集することはできない。そのため、今回収集されていない(もしくは特殊な件数の少ない事例)について、本調査結果で得られる知見を適用できない可能性がある。そして、そもそも、児相や市区町村に報告されていない潜在的な児童虐待事例が、他の事例と異なる特徴を有している場合(例:発見しにくいような事例)、同様に本調査結果を適用できない可能性が高い。このように本調査で収集されたデータから目的の知見について何らかの示唆を得られたとしても上記の様々な観点から一般化することができない可能性は予め見込んでおく必要がある。調査結果に関する統計解析は基本的に(特定の集団内での)ランダムサンプリングを基に解釈可能であるが、児童虐待事例を収集するような場面においては当然のことながらこのような仮定を満たすことは非常に希有であり、ほぼ不可能である(ランダムサンプリングとはほど遠いほど歪んでいる)ため、解釈の一般化可能性についてはご注意願いたい(このような状況下で解析結果を解釈しても意味がないではなく、児童虐待防止につながる何らかの知見を得られる可能性があるため慎重に議論すべきだと言う意味である)。

第4章 事前調査研究：アセスメント項目の選抜

【第4章の概要】

本章では、セーフティアセスメントツールへの組み込み候補となるアセスメント項目の選定に際して、事前の項目選抜を行う。最終的な項目の選定は、Web調査で得られる項目の信頼性・予測的妥当性の検証と、それを踏まえた有識者委員による評価を経て実施される。ここでは、その前段階として、Web調査への組み入れ項目の抽出を実施する。

4.1 目的：調査利用アセスメント項目の選抜

セーフティアセスメントツールの構成に際して、その機能性と利便性を高めるためには、何らかの基準にしたがってアセスメント項目を選抜しなければならない。このとき、セーフティアセスメントツールの最たる役割である、「重篤な状況の発生・併存を見落としなく確認する」ことを実現するためには、重篤事態を網羅的に記述した定義リストの作成が不可欠となる。当該観点に関しては、項目の抽出という発想ではなく、項目の包括性が求められる。他方、セーフティアセスメントとしての補助的機能、言い換えれば「重篤な状況が発生・併存している可能性を予測する」という観点からは、「予測に有用な項目を選抜する」作業が必要になる。最小限の項目数で、最大限の予測性能が維持されることが望ましい。ただし、セーフティアセスメントツールに求められる機能は、これら「重篤状況の網羅的確認」と「重篤状況の並存予測」だけではない。本邦の文脈においては、「関係組織間で認識を共有しやすい」「事例サマリーとしての役割を有する」など、多面的な評価要素が含まれる。

本章では、「最小限の項目数で最大限の予測性能を確保する」ための項目抽出を機械学習領域の方法論にて行う。そして、予備候補項目を複数列举し、有識者検討を経てセーフティアセスメントツールへ組み込まれることを想定したアセスメント候補項目(Web調査での評価検討に用いる項目)を選抜する。

4.2 方法

4.2.1 使用するデータ

本章の研究は、令和元年度の調査(厚生労働省, 2020a)で得られた5493件の事例アセスメントデータを使用する。使用するアセスメント項目は、当該事業で作成された「市区町村と児童相談所で共通利用可能なセーフティアセスメントツールの構成ガイドと構成例」に示された項目セットを用いる。データの二次利用にあたっては、倫理審査による承認を受けている(社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 愛育研究所研究倫理委員会: 承認(承認番号第2号), 2019年10月8日)。

4.2.2 機械学習を用いた解析的項目抽出

近年の機械学習関連技術の発展に伴って、「最大限の予測性能を有した客観的リスク指標を構築しながらも、予測に必要なアセスメント項目を最小限に留めて実用上の利便性を高める」ことが実現可能な基盤が整備されてきた。本章の研究では、予測に有用な項目を選抜する際に用いられる解析的数量指標であるSHAP値(SHapley Additive exPlanations)を利用した(Scott & Lee, 2017)。SHAP値は、例えば、重篤事態の種別ごとに、それに「該当する」ことの予測に貢献した場合は正の値を取り、「該当しない」ことの予測に貢献した場合に負の値を取る数量指標である。その貢献度が大きいほど値も大きくなる。本研究では、SHAP値の絶対値を項目ごとに平均し、その値の大きいものを優先する方法による項目選抜を行った。なお、複数の予測対象に対するSHAP値の絶対値平均は、予測対象ごとにそれぞれ異なるものとなる。そこで、本章の研究では、各予測対象に対するSHAP値の絶対値平均の二乗を総和し、平方根をとることでユークリッド距離を求め、その大きさを基準に全ての予測対象に対する貢献度指標として扱った。

予測対象となる重篤事態については、「表1.1 調査実施時の重篤事態の記述的定義リスト」に示された記述的定義を使用した。これらの重篤事態の組み合わせから、「重篤事態が複合」している場合のラベルを新たに追加した4つの重篤状況を予測対象とした(重篤な身体的虐待・重度ネグレクト・性的虐待(疑い含む)・重篤事態複合)。また、事例の基本情報を示す項目として、アセスメント候補項目の他に、(1)児童の年齢、(2)児童の性別、(3)主たる養育者の性別、(4)過去の虐待係属歴、(5)DV・面前暴力随伴の有無、(6)特定妊婦の6つが用いられた。

リスク予測モデリングでは、機械学習や深層学習などの様々な解析技術が活用される。本研究では、予測性能と結果の解釈性に優れたeXtreme Gradient Boosting(XGBoost)モデルを採用した。XGBoostとは、勾配ブーストと呼ばれる最適化アルゴリズムを用いた機械学習手法の一種であり、対象が観測されるパターンを条件分岐の形式で捉えるモデルである(Chen, C. & Guestrin, C., 2016)。本研究では、「重篤事態の併発・混合」のカテゴリを加えた全対象を同時に予測する多クラス分類の形式で使用した。XGBoostモデルの主要な学習条件(ハイパーパラメータ)は、学習率(eta)0.03、条件分岐の最大の深さ(max_depth)6とした。ブースティングのラウンド数(num_nround)は、交差検証法(5-fold cross validation)により1回から8,000回の範囲で最適な値を決定した。その他の学習条件は、xgboostパッケージの標準設定値を利用した(Chen, T. & Guestrin, C., 2016)。

重篤事態に対する個別の予測性能を評価する指標として、PR曲線下面積(Area Under the Precision-Recall Curve: AUCPR)を採用した。AUCPRは、横軸に再現率(Recall)、縦軸に適合率(Precision)を取り、機械学習が出力する予測スコアの判別閾値を変化させることで描かれる曲線(PR曲線)で区切られた範囲下の面積を用いた指標である。0から1までの値を取り、値が大きいほど高い予測性能を有することを示す。クラス不均衡データでもバイアスが混入しにくいことから、機械学習研究における性能評価指標として利用が推奨されている(Sofaer et al., 2019)。また、使用データでは、各アセスメント項目の「初期情報取得容易性」と「訪問段階情報取得容易性」に関する評定情報が収集されている。児童虐待対応における初期調査・予備調査の段階、訪問調査・一時保護を伴う調査のそれぞれの段階で、項目の該当・非該当を判断するための情報がどの程度収集可能かを0から100までの値で評定したものである(0:取得は不可能、25:努力等で取得できる場合がある、50:半数程度は取得可能、75:大半は容易に取得可能、100:ほぼ全てで容易に取得可能)。本研究では、「実質

的な運用を想定した場合に、調査で取得が不可能な項目の組み入れは不適當である」という視点から、これら情報取得容易性の得点を補助参照指標として活用した。これ以外にも、各項目に該当した場合の事例の重篤度評価(主観評定)も、補助参照指標として活用する。これにより、セーフティアセスメントツールを構成した際に「およそどの程度の重篤性の範囲を扱っているのか」が定量的に(目安として)把握される。

重篤状況の観測パターンを抽出するための学習データ(training)と性能評価用の検証データ(test)は85%と15%の割合で無作為に分割・作成された。このとき、重篤事態に該当する事例が学習データに少数しか含まれない場合(クラス不均衡)、解析結果に偏りが生じる恐れがある。クラス不均衡によるバイアスの発生と精度の低下を緩和するため、学習データにSMOTEサンプリング(Chawla et al., 2002; Torgo, L., 2010)を適用した。

4.3 結果

4.3.1 解析による項目選抜結果と採用項目数別の予測性能指標

データからのレコード抽出を行なった結果、市区町村470箇所ならびに児童相談所129箇所からの回答データが抽出された。アセスメント項目に対する情報取得容易性の評定データは延べ15074件となり、事例データは5493件のデータが抽出された(市区町村報告事例3514件、児童相談所報告事例1979件)。学習データと検証データは、それぞれ4669件、824件となった。学習データには、重篤な身体的虐待470件、重度ネグレクト626件、性的虐待(疑いを含む)173件、重篤事態の併発・混合事例が56件含まれ、いずれの重篤項目にも該当のなかった事例が3344件含まれた。検証データには、重篤な身体的虐待91件、重度ネグレクト109件、性的虐待(疑いを含む)50件、重篤事態の併発・混合5件、いずれにも該当のない事例569件となった。

XGBoostモデルによる多クラス分類を行った結果、それぞれの予測対象(重篤事態種別)に対する各項目のSHAP値が事例ごとに得られ、その絶対値平均が項目ごとに算出された。項目ごと、かつ予測対象ごとに算出された値から求めたユークリッド距離順に、その結果を表4.1に示す(上位60項目)。なお、全ての項目における評価情報および項目の具体内容は、巻末資料にその一覧を掲載している。

表4.1 XGBoostモデルを用いた多クラス分類でのSHAP値(絶対値平均)と補足情報

順位 No	厚労省区分	項目名	SHAP値(絶対値平均)					補助指標			
			距離	重度 ネグレクト	重篤 身体的虐待	性的虐待 疑い含む	重篤事態 複合事例	重篤度評価 (平均値)	初期段階 情報取得 容易性 (平均値)	訪問段階 情報取得 容易性 (平均値)	
1	A79	社会関係	支援/介入の困難/資源不足	0.421	0.242	0.098	0.084	0.157	63.096	51.657	71.322
2	A66	養育者の様子	過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほめかし	0.395	0.04	0.186	0.119	0.03	74.123	44.232	66.618
3	A58	養育者の様子	養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的	0.38	0.103	0.032	0.107	0.162	70.913	43.643	68.891
4	A18	児童の様子	児童の情緒的問題/対人距離/愛着課題がある	0.359	0.019	0.022	0.098	0.173	60.929	51.088	67.969
5	A38	養育者の様子	態度から事態改善が見込まれない	0.34	0.075	0.046	0.054	0.231	66.952	45.491	65.298
6	A62	養育者の様子	育児スキルの不足/不履行	0.321	0.148	0.085	0.033	0.203	69.967	56.183	73.782
7	A25	児童の様子	過去の心理的/身体的虐待歴	0.309	0.053	0.037	0.07	0.148	73.419	48.583	68.366
8	A25	児童の様子	養育者を過剰に支持する	0.309	0.053	0.037	0.07	0.148	73.419	48.583	68.366
9	A56	養育者の様子	怒りや突発的事態への対処困難	0.304	0.119	0.024	0.028	0.224	75.624	44.12	67.598
10	A33	養育者の様子	児童の育てにくさ	0.302	0.024	0.042	0.089	0.001	61.098	47.786	72.829
11	A20	児童の様子	養育者に対する挑発/エスカレートする行為	0.247	0.022	0.012	0.035	0.158	62.311	51.103	71.828
12	A40	養育者の様子	支援の拒絶/回避/無関心/支援者への態度に一貫性がない	0.237	0.086	0.08	0.042	0.026	68.874	49.792	71.492
13	A51	養育者の様子	精神科既往歴/不安定/判断力の減退/養育困難	0.235	0.105	0.059	0.04	0.032	70.448	46.979	69.316
14	A51	養育者の様子	養育者の家庭外ストレス	0.235	0.105	0.059	0.04	0.032	70.448	46.979	69.316
15	A83	養育環境/生活状況	養育負担の偏り/夜間監視がない	0.233	0.046	0.015	0.052	0	62.817	44.618	68.344
16	A35	養育者の様子	説明の回避/説明内容の疑念	0.231	0.068	0.041	0.012	0.187	71.076	40.083	64.642
17	A77	家族(きょうだい)情報/世帯情報	きょうだいの係属歴	0.22	0.106	0.017	0.037	0.009	71.875	82.041	88.795
18	A15	児童の様子	摂食/排泄の異常/喘息やアレルギー	0.206	0.024	0.007	0.042	0.014	50.768	50.909	73.64
19	A82	養育環境/生活状況	不適切な養育環境	0.197	0.107	0.009	0.013	0.121	69.224	46.297	76.178
20	A73	家族(きょうだい)情報/世帯情報	経済不安/就労不安定	0.185	0.106	0.035	0.022	0.005	55.712	42.662	63.518
21	A28	児童の様子	噛み傷/わずかな傷/説明されない傷	0.182	0.009	0.045	0.023	0.092	74.495	53.857	71.184
22	A24	児童の様子	大人への委縮/自己卑下	0.181	0.012	0.1	0.023	0.003	72.086	48.532	69.669
23	A54	養育者の様子	うつ状態/無気力または妄想幻覚/躁状態がある	0.175	0.031	0.014	0.03	0	69.122	47.014	70.257
24	A70	家族(きょうだい)情報/世帯情報	夫婦間葛藤/対立/話し合い困難/立場が対等ではない	0.171	0.023	0.038	0.022	0.073	62.297	36.331	64.819
25	A3	児童の様子	学校/園の不自然な欠席	0.17	0.033	0.054	0.025	0.004	65.227	79.326	85.989
26	A75	家族(きょうだい)情報/世帯情報	家族構成/同居人変化	0.169	0.02	0.008	0.028	0.006	58.926	51.735	70.493
27	S26	重篤項目	虐待者が、虐待行為を正当化している	0.163	0.028	0.03	0.01	0.124	82.906	36.724	77.897
28	A98	その他	複数種類の虐待が併発/混合	0.157	0.006	0.019	0.021	0.056	74.344	50.156	71.5
29	A34	養育者の様子	虐待の黙認/擁護/認識欠如	0.153	0.05	0.011	0.021	0.003	77.007	36.076	65.444
30	A48	養育者の様子	児童への家事強制/年齢不相当な自立等の要求	0.152	0.008	0.009	0.022	0.031	58.035	40.676	66.537
31	A59	養育者の様子	養育プレッシャー/育児不安/児童の障害等受容困難	0.149	0.034	0.052	0.014	0.068	62.348	40.404	70.088
32	A2	児童の様子	学業上での課題を抱える	0.143	0.031	0.024	0.019	0.011	50.221	75.371	83.894
33	A22	児童の様子	暴力を伴う問題行動	0.142	0.054	0.034	0.016	0.001	61.327	58.258	73.408
34	A30	養育者の様子	人前での暴言暴力/泣いてもあやさない様子	0.136	0.008	0.016	0.018	0.004	71.769	50.245	65.642
35	A50	養育者の様子	児童への絶え間ない叱責/非難/拒絶/無視	0.123	0.056	0.046	0.01	0.012	70.466	47.726	67
36	A60	養育者の様子	世帯内役割への固定観念/特異的育児観/体罰暴力の是認	0.123	0.02	0.03	0.014	0.005	64.19	31.176	64.953
37	A39	養育者の様子	通告による傷つき/プレッシャー	0.121	0.041	0.017	0.013	0	51.387	36.645	68.344
38	A68	家族(きょうだい)情報/世帯情報	きょうだい人数/最小児童年齢	0.113	0.032	0.016	0.01	0.04	40.795	94.805	95.304
39	A80	社会関係	近隣トラブル/養育者社会関係	0.112	0.032	0.018	0.011	0.004	61.017	45.817	63.452
40	A84	養育環境/生活状況	生活環境の違和感	0.11	0.007	0.003	0.012	0	53.836	42.762	78.935
41	A67	家族(きょうだい)情報/世帯情報	内縁関係/ステップファミリー/登録のない大人の出入り	0.109	0.005	0.016	0.011	0.003	55.515	56.932	77.816
42	S33	重篤項目	養育者や児童が、別の養育者に対して「殺されるかもしれない」「何をやるかわからない」等の確信めいた不安や恐れを訴える	0.108	0.013	0.005	0.012	0	88.879	45	60.97
43	S18	重篤項目	児童が帰宅を嫌がる・拒否する	0.106	0	0.001	0.011	0.003	83.88	66.583	71.48
44	A52	養育者の様子	物質/行為依存/発達障害の診断/疑い	0.102	0.032	0.011	0.009	0.018	61.586	40.448	64.065
45	A81	社会関係	地域社会からの孤立	0.099	0.002	0.003	0	0.099	66.872	47.769	65.154
46	A41	養育者の様子	園や学校への不自然な連絡/無連絡/学校との接触回避	0.098	0.09	0.031	0	0.014	66.481	73.056	84.778
47	A88	初期情報	生活状況の把握困難	0.096	0.003	0.001	0.009	0	72.182	40.475	54.615
48	S13	重篤項目	児童の身体に打撲痕や内出血などの外傷がある	0.093	0.002	0.014	0.008	0.008	79.125	59.133	73.567
49	A46	養育者の様子	支援者への要求が多い	0.084	0.002	0.015	0.007	0	41.812	48.219	61.344
50	A61	養育者の様子	養育知識/意欲/理解力不足	0.081	0.049	0.015	0.004	0.004	59.406	50.149	74.814
51	A64	養育者の様子	DVの疑い/過去のDV相談歴	0.081	0.023	0.016	0.004	0.047	69.059	59.343	76.308
52	A65	養育者の様子	きょうだいの差別的扱い	0.078	0.005	0.016	0.006	0.004	69.476	41.721	64.395
53	A44	養育者の様子	調査協力への無理解/非協力	0.077	0.016	0.008	0.005	0.03	78.077	40.25	72.308
54	S11	重篤項目	児童の耳・脇・腹部・下腹部・背中・脂肪部位(内腿・臀部)など、事故で受傷しにくい部位に外傷や内出血がある	0.074	0	0.074	0	0	87.184	49.514	73.079
55	A45	養育者の様子	関係機関を非難/脅迫/支援の被害的受け取り	0.071	0.023	0.029	0.003	0.02	59.5	60.716	75.433
56	A49	養育者の様子	児童への生活支配/行動制限/学習の無理強い	0.07	0.02	0.021	0.004	0.019	57.364	43.942	67.386
57	A85	養育環境/生活状況	児童/養育者の生活習慣崩れ	0.069	0.021	0.061	0	0.016	61.07	46.265	68.779
58	S30	重篤項目	養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して無関心	0.068	0.034	0.006	0.003	0.003	73	49.382	70.371
59	A43	養育者の様子	支援者への攻撃性	0.064	0.012	0.005	0.003	0.026	71.312	51.5	75.2
60	A69	家族(きょうだい)情報/世帯情報	ひとり親家庭/夫婦間年齢差	0.062	0.059	0.005	0	0.006	44.125	90.387	93.027

解析的項目抽出という目的からは、上記表4.1にしたがって、その上位項目から順に項目を選抜することになる。選抜項目数に由来して変化する予測性能 (AUCPR) を比較した結果を図4.1に示す。

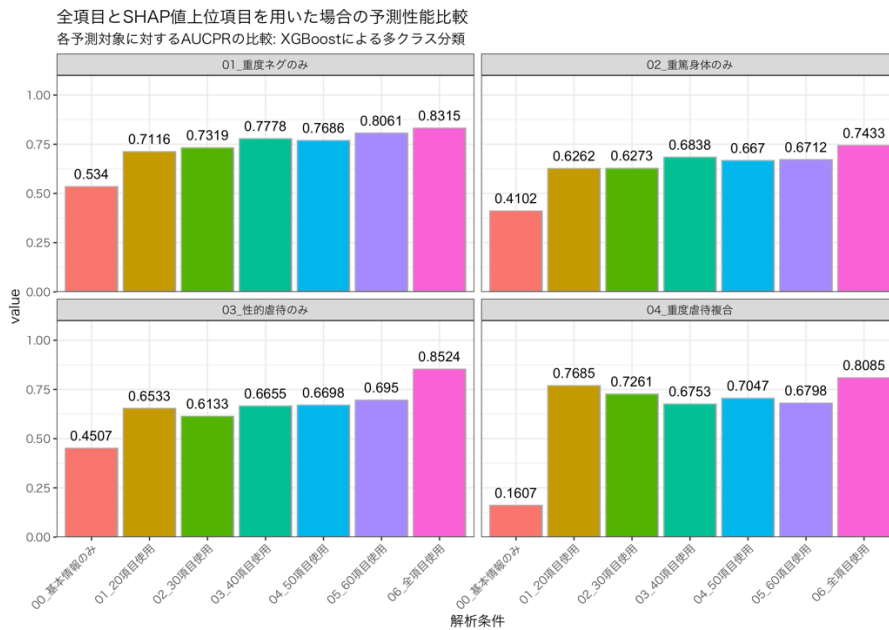


図4.1 XGBoostモデルを用いた重篤事態の予測性能比較: 8つの項目選抜条件から

予測に利用したアセスメント項目数ごとに性能を比較した結果、「基本情報のみ」の場合よりも、上位アセスメント項目を採用した場合の方が高い予測性能が得られることが示された。

続いて、項目選抜条件ごとに利用されたアセスメント候補項目の領域ごとの個数と構成比を表4.2および表4.3に示す。

表4.2 項目選抜条件ごとの使用項目のカテゴリ別出現度数

解析条件	養育者の様子	児童の様子	家族(きょうだい)情報/ 世帯情報	養育環境/ 生活状況	社会関係	妊娠/出産	初期情報	その他
全項目使用	36	29	12	5	3	7	3	2
60項目使用	28	10	7	4	3	0	1	1
50項目使用	22	10	6	3	3	0	1	1
40項目使用	18	10	5	3	2	0	0	1
30項目使用	13	8	4	2	1	0	0	1
20項目使用	10	5	2	2	1	0	0	0
基本情報のみ	0	0	0	0	0	0	0	0

表4.3 項目選抜条件ごとの使用項目のカテゴリ別構成比

解析条件	養育者の様子	児童の様子	家族(きょうだい)情報/ 世帯情報	養育環境/ 生活状況	社会関係	妊娠/出産	初期情報	その他
全項目使用(97項目)	37.1%	29.9%	12.4%	5.2%	3.1%	7.2%	3.1%	2.1%
60項目使用	46.7%	16.7%	11.7%	6.7%	5.0%	0.0%	1.7%	1.7%
50項目使用	44.0%	20.0%	12.0%	6.0%	6.0%	0.0%	2.0%	2.0%
40項目使用	45.0%	25.0%	12.5%	7.5%	5.0%	0.0%	0.0%	2.5%
30項目使用	43.3%	26.7%	13.3%	6.7%	3.3%	0.0%	0.0%	3.3%
20項目使用	50.0%	25.0%	10.0%	10.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%
基本情報のみ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

予測に使用したアセスメント項目をカテゴリ別に整理した結果(表4.2・表4.3)、重篤事態の並存予測に貢献する項目の多くが「養育者の様子」に関するものであり、候補項目を絞るにしたがってその構成比が大きくなる様相が確認された。次いで、重篤事態の予測には「児童の様子」に関するアセスメント項目が貢献することが示された。

4.3.2 調査利用項目のまとめ

解析的項目選抜と有識者評価による結果を総括し、全国Web調査で使用する全131項目とその他の主要アセスメント項目(全20項目)を決定した。主要アセスメント項目は解析的項目選抜において重篤虐待の予測に貢献度が高かった上位20項目を選んだ。

4.4 考察と限界

本章の解析では、機械学習技術を用いた「重篤事態に対する予測への貢献度」という視点から項目の選抜を試みた。検証用に使用したデータでは、事例の基礎情報に加えて、アセスメント項目を追加した場合に、重篤事態に対する予測精度の向上が認められた。アセスメント項目数を20項目程度に絞った場合であっても、同様の精度が得られることも確認されている。比較的少数であったとしても、解析的な観点から選抜されたアセスメント項目データを用いることで、重篤事態の発生・併存が一定の精度で予測可能であることが示されたものと言える。

ただし、当該手続きはあくまで「予測に力点を置いた解析的な視点」から項目を選抜することを試みたものである。ここに、実際の事例に対する支援や対応を展開する上での、重要な着眼点が含まれているとは限らない。「事例を包括的に見立てて、必要な支援を展開する」という「アセスメント」の視座からは、選抜項目に不足する内容が多分に含まれることが想定される。したがって、Web調査では、当該解析結果を踏まえつつも、現場支援者の視点から重要と思われる項目についても組み入れを検討する必要性が示された。これ以降の手続きにおいても、結果として抽出された項目の組み合わせや、評価対象となる観点・範囲(養育者の様子だけに焦点が偏っていないか?)のバランスなども鑑みる必要があるだろう。解析的視点と現場での支援に係る臨床的視点の両方を念頭に置いた慎重な項目の精査・選抜が求められる。

(ページ数調整のため空ページ)

(ページ数調整のため空ページ)

第5章 全国調査結果(1) アセスメントツールの活用実態

【第5章の概要】

本章では、児童虐待対応に当たる現場の職員の方々がアセスメントツールに求める要素や期待する要素を把握することを目的として実施した、アセスメントツールの活用実態に関する調査結果を報告する。

5.1 目的

第3章で述べた通り、本研究において三部で構成される調査目的のうちの一つ目は、児童相談所及び市区町村の児童虐待対応部署におけるアセスメントツールの活用実態を把握するとともに、各組織がアセスメントツールに求めている特性を把握して整理することであった。具体的には、以下の項目に関してアンケート調査を実施して、児童相談所及び市区町村の有する特徴を明らかにした：

A. アセスメントツールの活用実態

- A1 アセスメントツールを利用しているか否か
- A2 アセスメントツールを利用していない組織に対して、その理由
- A3 アセスメントツールを利用している組織に対して、
 - A3.1 アセスメントツールを業務フローのどの場面で利用しているか
 - A3.2 どのアセスメントツールを利用しているか
 - A3.3 アセスメントツールの記入方法や運用に関するルールを設定しているか否か
 - A3.4 アセスメントツールをどの程度ルールに沿って運用しているか
 - A3.5 アセスメントのデータを集計・分析・活用しているか否か
 - A3.6 現在利用しているアセスメントツールの長所や短所及び課題

B. アセスメントツールに対する一般的な意見

- B1 アセスメントツールを利用する上で特に/最も重要視する要素は何か
- B2 アセスメントツールに関する意見

C. 『児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール』に対する意見

- C1 当ツールを利用している組織に対して、その長所や短所及び改善のための意見
- C2 当ツールを利用していない組織に対して、その理由

本章では、上記調査の結果について報告する。なお、本章では以下、『一時保護決定に向けてのアセスメントシート』（厚生労働省, 2013）を「厚労省一時保護シート」と略称し、また『児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール』（厚生労働省, 2017）を「厚労省共通ツール」と略称することとする。

5.2 調査の構成

全国の児童相談所並びに市区町村の児童虐待対応部署に対して実施したアンケート調査のうち、本調査に関係するのは調査票パート1の部分である（詳細は巻末資料の調査票を参照）。

前節で挙げた質問項目のうち、(A3.6)現在利用しているアセスメントツールの長所や短所及び課題、(B2)アセスメントツールに関する意見、並びに(C1)厚労省共通ツールの長所や短所及び改善のための意見に対する回答は、主に自由記述によって取得した。それ以外の質問項目については選択形式で尋ねており、項目によっては「その他」として選択肢にない意見も回答できる形式で質問した。各質問における選択肢の内容については調査票パート1を参照されたい。自由記述による回答に関しては、共通して見られる主要な意見要素を分析者が抽出して、その意見要素ごとの回答件数を集計することにより、回答結果を取りまとめた。また、主要でない少数意見であっても、重要または特徴的な意見については議論の中で取り上げている。

以下、前節に挙げた3つの調査内容：(A)アセスメントツールの活用実態に関する調査、(B)アセスメントツールに対する一般的な意見を問う調査、(C)厚労省共通ツールに対する意見を問う調査、これら3つの結果について順に述べる。

5.3 結果：(A)アセスメントツールの活用実態

5.3.1 アセスメントツールを利用している組織の割合

アセスメントツールの利用の有無に関しては、回答のあった児童相談所120件のうち119件(99.2%)、回答のあった市区町村485件のうち322件(66.3%)が「利用している」と回答した(図5.3.1)。すなわち、ほとんど全ての児童相談所がアセスメントツールを利用している一方、市区町村はおよそ3件に1件が利用していないとの結果を得た。

設問A2_01: ご回答者様の所属部署ではリスクアセスメントツールの利用をしていますか？(単一選択) 1: はい 2: いいえ

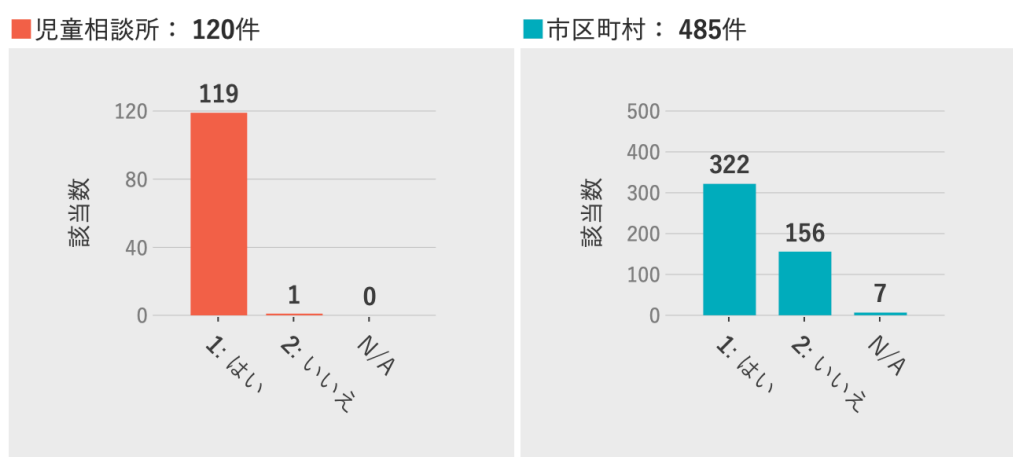


図5.3.1 アセスメントツールの利用の有無

市区町村がツールを利用するか否かに関係する特徴としては次の2点が把握された。一つは、管轄人口や虐待相談対応件数が極めて少ない市区町村は、ツールを利用しにくいということであった(図5.3.2)。もう一つは、次項で詳しく述べるが、利用すべきアセスメントツール等が指定され統制の取れている都道府県に属する市区町村はツールを利用しやすいということであった。

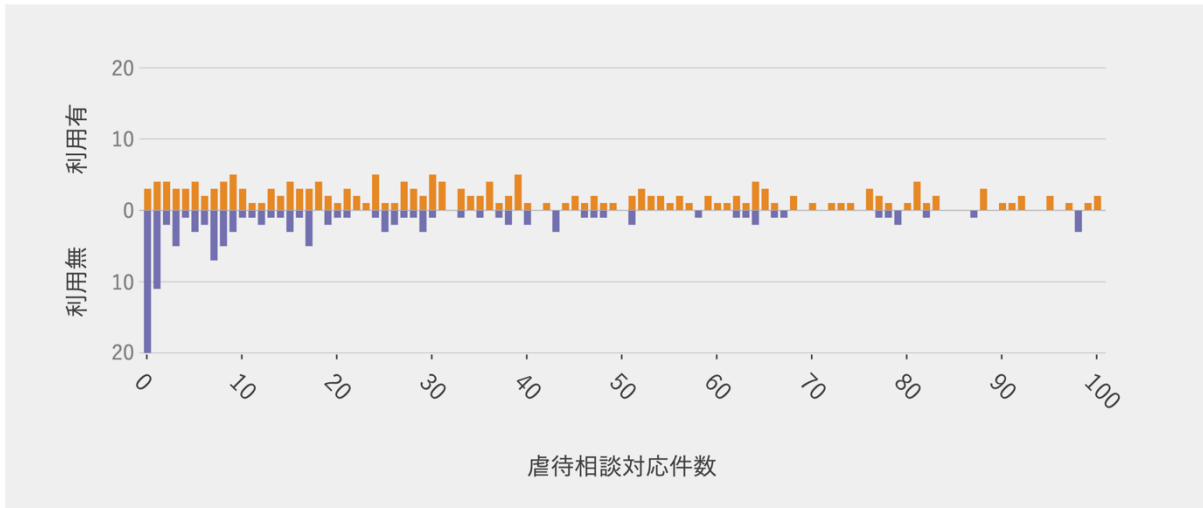


図5.3.2 虐待相談対応件数別(100件以下) アセスメントツールの利用有無(市区町村)

表5.3.1 都道府県別 アセスメントツール利用率(市区町村)

市区町村	都道府県1	都道府県2	都道府県3	都道府県4	都道府県5	都道府県6	都道府県7	都道府県8	都道府県9	都道府県10	都道府県11	都道府県12	都道府県13	都道府県14	都道府県15	都道府県16	都道府県17	都道府県18	都道府県19	都道府県20	都道府県21	都道府県22	都道府県23	都道府県24	都道府県25	都道府県26	都道府県27	都道府県28	都道府県29	都道府県30	都道府県31	都道府県32	都道府県33	都道府県34	都道府県35	都道府県36	都道府県37	都道府県38	都道府県39	都道府県40	都道府県41	都道府県42	都道府県43	都道府県44	都道府県45	都道府県46	都道府県47	全国計
利用率(%)	85	58	60	88	100	61	66	12	43	57	40	100	100	40	61	75	100	75	100	71	100	93	71	75	66	57	93	89	37	69	36	50	50	25	88	68	71	38	37	75	83	66	100	36	75	60	66	

表5.3.2 都道府県別 アセスメントツール利用率/共有率(市区町村) 前年度調査

市区町村	都道府県1	都道府県2	都道府県3	都道府県4	都道府県5	都道府県6	都道府県7	都道府県8	都道府県9	都道府県10	都道府県11	都道府県12	都道府県13	都道府県14	都道府県15	都道府県16	都道府県17	都道府県18	都道府県19	都道府県20	都道府県21	都道府県22	都道府県23	都道府県24	都道府県25	都道府県26	都道府県27	都道府県28	都道府県29	都道府県30	都道府県31	都道府県32	都道府県33	都道府県34	都道府県35	都道府県36	都道府県37	都道府県38	都道府県39	都道府県40	都道府県41	都道府県42	都道府県43	都道府県44	都道府県45	都道府県46	都道府県47	全国計
利用率(%)	76	20	55	94	100	42	72	31	68	66	20	100	50	100	25	76	100	100	100	100	52	40	69	63	55	66	75	87	70	42	72	31	54	66	29	77	58	100	44	14	80	66	25	100	33	80	54	61
共有率(%)	84	100	72	88	85	50	100	40	90	100	0	85	100	66	50	84	75	100	100	80	88	50	44	57	40	100	50	85	77	66	100	60	66	0	35	57	57	100	72	0	75	83	100	100	75	87	66	76

5.3.2 アセスメントツール利用率および共有率の都道府県ごとの特徴

アセスメントツール利用率、並びに児童相談所と市区町村間のアセスメントツール共有率は、都道府県ごとに特徴の差が見られた。表5.3.1に、本調査において得られた都道府県ごとのアセスメントツール利用率を示す。また、表5.3.2に、前年度の調査(厚生労働省, 2020b)において得られた、都道府県別に集計された市区町村のアセスメントツール利用率および共有率を示す。ツール共有率とは、各都道府県内における、児童相談所との間で全てあるいは一部のアセスメントツールを共通利用している市区町村数の、ツールを利用中の市区町村数に対する割合のことである。

表5.3.2から、市区町村のツール利用率および共有率には都道府県ごとに大きな差があることが分かる。例えば、表5.3.2において利用率も共有率も100%である都道府県は4箇所ある

が、それらの都道府県の中にはマニュアルの制定やアセスメントツールの指定などを行っているところもあった。児童虐待対応における都道府県による主導が、市区町村のアセスメントツールの利用状況に大きく影響していると考えられる。

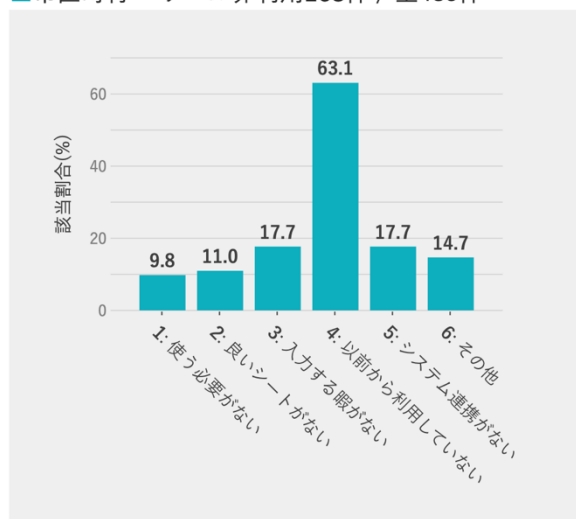
5.3.3 アセスメントツールを利用しない組織の特徴

アセスメントツールを利用していない児童相談所は、回答のあった児童相談所120件のうち1件のみであった。この1件がツールを利用していない理由として挙げたのは「以前から利用していない」であった。

ツールを利用していない市区町村163件が回答した、ツールを利用しない理由の内訳は、図5.3.3に示した通りである。最も多かった理由は「以前から利用していない」(63.1%)であった。その他の理由として挙げたのは、「運用体制が整備されていない」(5件)、「ツールを利用する必要性を感じない(判断に迷う時には児童相談所に相談する)」(3件)、「ケース記録で充分である」(1件)、などであった。

また、5.3.1項で述べた通り、管轄人口や虐待相談対応件数が極めて少ない市区町村はアセスメントツールを利用しないところが多かった。その理由として挙げたのは、「スキルが充分でないため使いこなせない」(3件)、「ケースが無い・少ない」(2件)、「人口が少ないため家庭事情の把握が容易である」(1件)、などであった。

■市区町村： ツール非利用163件 / 全485件



設問A2_09: ご回答者様の所属部署にて、リスクアセスメントシートを利用していない(できない)理由がある場合、該当する選択肢を全て選んで下さい。(複数選択)

- 1: 使う必要がない
- 2: 良い(適切な)リスクアセスメントシートが存在しない
- 3: 入力する暇がない
- 4: 以前から利用していない
- 5: システムと連携していないから
- 6: その他

図5.3.3 アセスメントツールを利用していない/できない理由(市区町村)

5.3.4 アセスメントツールの活用実態：どの場面でツールを利用しているか

アセスメントツールを業務フローのどの場面で利用しているかを尋ねる質問に対する回答結果は、図5.3.4に示した通りである。ほとんど全ての児童相談所が、一時保護の要否判断(96.6%)にアセスメントツールを利用しており、次いで家庭復帰の適否判断(60.5%)にアセスメントツールを利用していた。「その他」として挙げられた主な利用場面は、「受理時」(7件)、「状況変化時」(4件)、「進行管理時」(3件)、「援助方針判断」(4件)、「警察報告判断」(3件)、「情報共有時」(3件)、などであった。

市区町村の回答も図5.3.4に示した通りである。「その他」として挙げられた主な場面には、「受理時」(39件)、「要対協登録判断」(26件)、「進行管理時」(20件)、「状況変化時」(7件)、「援助方針判断」(4件)、「終結判断」(17件)、などがあった。

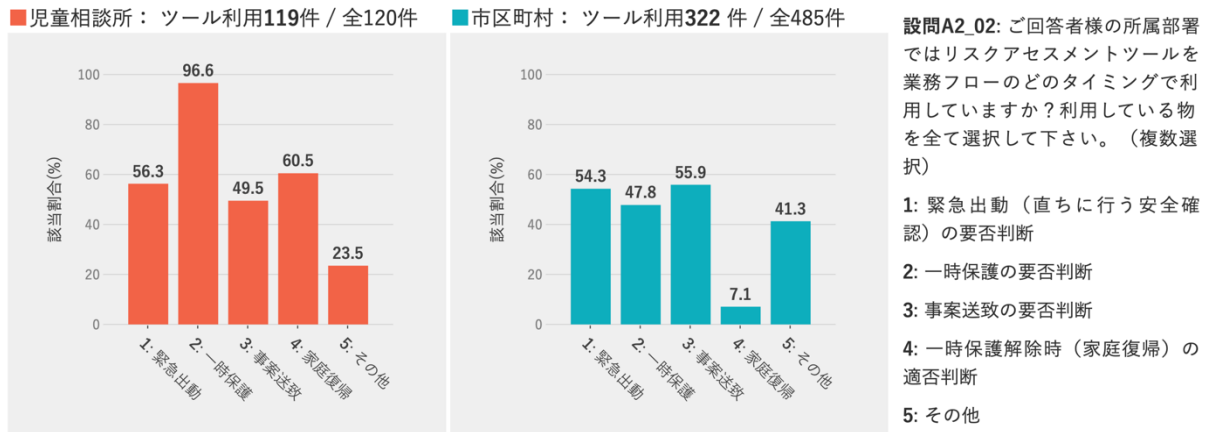


図5.3.4 アセスメントツールの利用場面

5.3.5 アセスメントツールの活用実態：どのツールを利用しているか

利用しているアセスメントツールは何かを尋ねる質問に対する回答結果を図5.3.5に示す。児童相談所の78.1%が、厚労省一時保護シートを利用していると回答した。また、「その他」として挙げられた主なツールには、『家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト(厚生労働省, 2008)』(県改訂版含む)(12件)、「県の作成したツール」(10件)、「厚労省一時保護シート県改訂版」(4件)、『在宅支援共通アセスメント・プランニングシート(厚生労働省, 2018)』(県改訂版含む)(2件)、などであった。前項の結果と合わせて、児童相談所の多くが、一時保護の適否判断に当たって厚労省一時保護シートあるいはその改訂版などを利用していることが分かった。

市区町村の回答も図5.3.5に示した通りであり、「その他」として挙げられた主なツールには、「県の作成したツール」(103件)、「緊急度アセスメントシート」(11件)、『在宅支

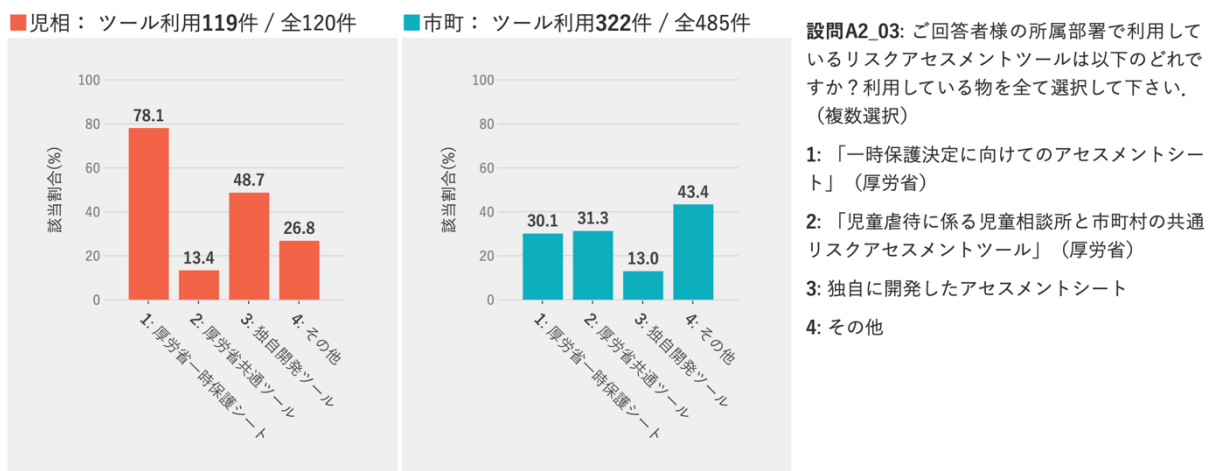


図5.3.5 利用しているアセスメントツール

援共通アセスメント・プランニングシート(厚生労働省, 2018)』(県改訂版含む)(9件)、『子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント(子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について;厚生労働省, 2019d)』(2件)、などがあった。

5.3.6 アセスメントツールの活用実態：利用方法に関するルールを設定しているか

アセスメントツールの記入方法や運用に関するルールを設定しているかを尋ねる質問に対する回答結果を図5.3.6に示す。児童相談所の66.4%が「すべて」または「一部」のアセスメントツールに対してルールを設定していると回答した。一方、同様の回答をした市区町村は、アセスメントツールを利用している市区町村のうちの39.2%であり、児童相談所よりも割合が小さかった。

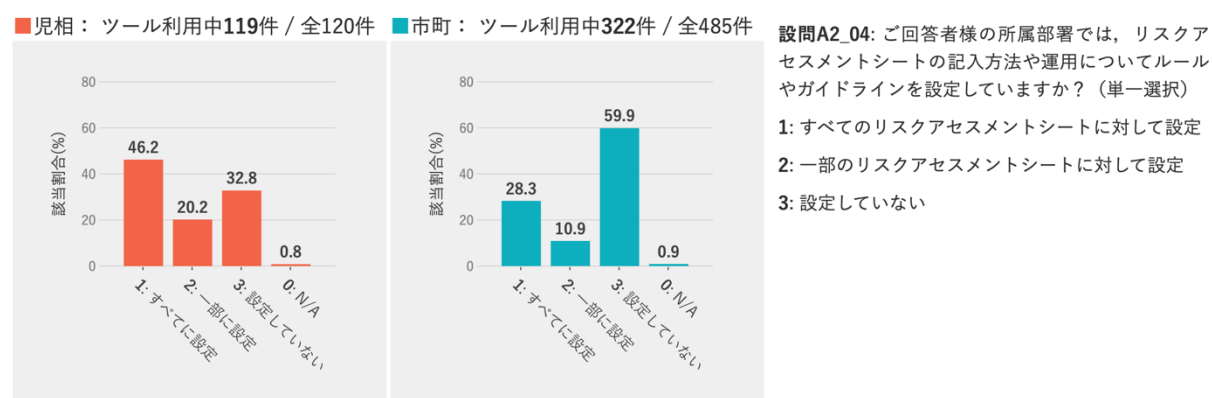


図5.3.6 アセスメントツール利用のルールやガイドラインの設定

5.3.7 アセスメントツールの活用実態：どの程度ルールに沿って運用しているか

アセスメントツールをどの程度ルールに沿って運用しているかに関する質問に対する回答結果を図5.3.7に示す。児童相談所の72.2%が「厳密に運用している」または「おおむねルールに沿った意思決定がなされている」と回答した。一方、同様の回答をした市区町村の割合は47.5%であり、児童相談所よりも割合が小さかった。

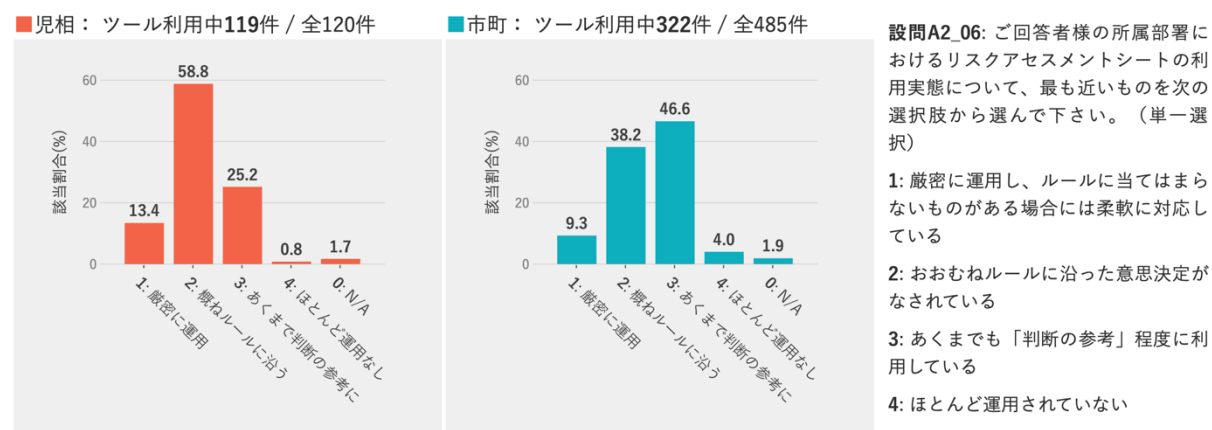


図5.3.7 アセスメントツールの運用実態

5.3.8 アセスメントツールの活用実態：アセスメントデータの集計・活用の実態

アセスメントデータを集計・分析・活用していると回答した組織の数は、アセスメントツールを利用している児童相談所119件のうちの12件(10.0%)であり、またアセスメントツールを利用している市区町村322件のうちの47件(14.6%)であった。

5.3.9 現在利用しているアセスメントツールの長所

現在利用しているアセスメントツールに関して、満足している点および使いやすい点などの長所について尋ねる質問の回答結果を表5.3.3にまとめた。アセスメントツールを利用している児童相談所119件から得られた主な意見は、「手間が掛からない」(38件)、「経験が浅くても使いやすい」(26件)、「認識を共有しやすい」(25件)、「判断に有用である」(21件)、「調査指針が明確」(14件)、「一枚のシートに収まっている」(11件)、「ケースを理解しやすい」(7件)、などであった。

アセスメントツールを利用している市区町村322件から得られた長所に関する主な意見には、「判断に有用である」(63件)、「認識を共有しやすい」(59件)、「手間が掛からない」(58件)、「調査指針が明確」(39件)、「経験が浅くても使いやすい」(37件)、「ケースを理解しやすい」(25件)、「客観的にアセスメントできる」(24件)、「一枚のシートに収まっている」(13件)、など児童相談所が挙げたのと同様の要素が挙げられた。さらに、市区町村に特徴的な意見として、「項目への該当を判断しやすい」(33件)、「客観的にアセスメントできる」(24件)が挙げられていた。

なお、長所に関するその他の特徴的な意見としては、「情報が少ない通告初期段階用のツールや送致用のツールなど、場面別のツールがある」(児童相談所2件)、「年齢別/虐待種類別/重篤度別ツールがある」(児童相談所1件、市区町村6件)、「ニーズやストレスを評価できる」(児童相談所2件、市区町村1件)、「ケースの変化を把握できる」(児童相談所1件、市区町村4件)、「養育者や児童と共有できる」(児童相談所1件、市区町村1件)、などが挙げられた。

表5.3.3 現在利用しているアセスメントツールの長所

	児童相談所(119件)	市区町村(322件)
手間が掛からない	38	58
経験が浅くても使いやすい	26	37
認識を共有しやすい	25	59
判断に有用である (含む:評価が数値化される) (含む:フローチャートで判断しやすい)	21 (3) (6)	63 (9) (7)
調査指針(確認すべき項目)が明確	14	39
一枚のシートに収まっている	11	13
ケースを理解しやすい	7	25
客観的にアセスメントできる	5	24
項目への該当を判断しやすい (含:手引きが分かりやすい)	4 (2)	33 (19)

5.3.10 現在利用しているアセスメントツールの短所及び課題

現在利用しているアセスメントツールに関して、課題を感じている点及び不満や不足などの短所について尋ねる質問に対する回答結果を表5.3.4にまとめた。

表5.3.4 現在利用しているアセスメントツールの短所及び課題

	児童相談所(119件)	市区町村(322件)
評価者によって評価が異なる	34	61
ケースの詳細が捨象される	11	16
フローチャートや数値化に基づく判断に不合理な点がある	8	4
手間が掛かる	6	33
項目への該当を判断しづらい	6	21
スキルを要する	3	4
年齢/虐待種別アセスメントができない	4	6
ネグレクトに関する項目が少ない	4	2
ストレングスが評価しづらい	3	1

アセスメントツールを利用している児童相談所119件から得られた意見には、「評価者によって評価が異なる」(34件)、「項目が限られているためケースの詳細が捨象される」(11件)、「フローチャートや数値化に基づく判断指標に不合理な点がある」(8件)、「手間が掛かる」(6件)、「項目への該当を判断しづらい」(6件)、「スキルを要する」(3件)、などが挙げられた。また、評価項目に関する意見として挙げられたのは、「年齢区分や虐待種別に相応しいアセスメントができない」(4件)、「ネグレクトに関する項目が少ない」(4件)、「ストレングスが評価しづらい」(3件)、などであった。さらに、児童相談所に特徴的な意見として、「どのような評価であっても一時保護を検討することになる」(3件)、「ツールの作成が意思決定の後となりアセスメントで利用できていないことがある」(2件)、が挙げられた。

アセスメントツールを利用している市区町村322件から得られた意見には、「評価者によって評価が異なる」(61件)、「手間が掛かる」(33件)、「項目への該当を判断しづらい」(21件)、「ケースの詳細が捨象される」(16件)、「ツールのみでは判断が難しいことがある」(6件)、「スキルを要する」(4件)、「フローチャートや数値化に基づく判断指標に不合理な点がある」(4件)、などが挙げられた。また、評価項目に関する意見としては、「年齢区分や虐待種別に相応しいアセスメントができない」(6件)、「ネグレクトに関する項目が少ない」(2件)、「ストレングスが評価しづらい」(1件)、が挙げられた。

上記で挙げた児童相談所及び市区町村からの主要な意見のうち、「評価者によって評価が異なる」並びに「項目への該当を判断しづらい」という課題に対しては、「状況例や程度の評価指標をより豊富に明示した記入要領やガイドラインを定めると良い」「評価の差を抑えるための研修がない/研修をする必要がある」という意見が10件挙げられていた。

なお、上記で挙げた主要な意見のうち、「ケースの詳細が捨象される」という意見27件は、「アセスメント項目外のリスク要因を反映しにくい」(3件)、「項目が少ないため精度に不安を感じる」(1件)、「項目が少なく実態に合わないことがある」(1件)、「項目が少ないため他に調査すべき状況がある場合にそれに目が向けられなくなる可能性を懸念する」(2件)、

「未知のリスクがあっても安全であるかのように見える」(1件)、「当てはまる項目がない時には判断しづらい」(11件)などから構成される。

さらに、特徴的な意見として以下のものが挙げられていた：

- ・利用方法に関する意見：「すべてのケースで利用できてはいない」(3件)、「形骸化している/アセスメントの補助具としての本来の使い方ができていない時がある/意思決定後の文書作成が目的となっている」(4件)、が挙げられた。

- ・時間経過に関する意見：「2度目のアセスメントができていない時がある」(2件)、「どのタイミングで再アセスメントすべきか判断しづらい」(1件)、「どの時点の情報を記入するか迷う」(1件)、「各時点でリスクが異なり判断に迷う」(1件)、「どの時点でどの深さまで情報を取得する必要があるか悩む」(1件)、「ケースの状況の時間変化を追えない」(2件)、などが挙げられた。

- ・評価や判断の数値化や自動化に関する意見：数値化や自動化のプロセスを含まないツールを利用している組織からは、「リスクが数値化されると対応を判断しやすい」(5件)、「自動的に判断を導出できると良い」(4件)、といった課題が挙げられた。一方、数値化のプロセスを含むツールを利用している組織からは、「数値化されるが最終的な評価は職員の判断となる」(4件)という意見が課題や不満として挙げられた。

- ・リスクの軽減要因に関する意見：「リスク要因と同時にリスク軽減要因がある場合の重篤度の評価に迷う」(1件)、「過去にあったリスク要因が現在は消失しているという状況に関する評価項目が足りない/そのような状況に該当する場合の緊急度の評価に迷う」(2件)、が挙げられた。

- ・統計に関する意見：「列挙されているアセスメント項目の統計学的な妥当性が疑問である」(3件)、が挙げられていた。

- ・使いづらさに関する意見：「ケース記録や他のアセスメントツールなど複数の文書に同じ情報を記入する必要があり手間が重複する」(5件)、「アセスメント項目を追加できない」(2件)、「自由記述できない」(3件)、「記入欄が狭いなどの記入のしづらさがある」(2件)、「コンピュータでのExcelシートへの記入がしづらい」(1件)、「紙ベースなのでデータが蓄積できない」(1件)、などが挙げられた。

5.4 結果：(B)アセスメントツールに対する一般的な意見

アセスメントツールを利用する上で特に重要視する要素及び最も重要視する要素は何かを尋ねる質問、並びに、アセスメントツールに対する意見を自由記述で尋ねる質問に対する回答結果を以下にまとめる。

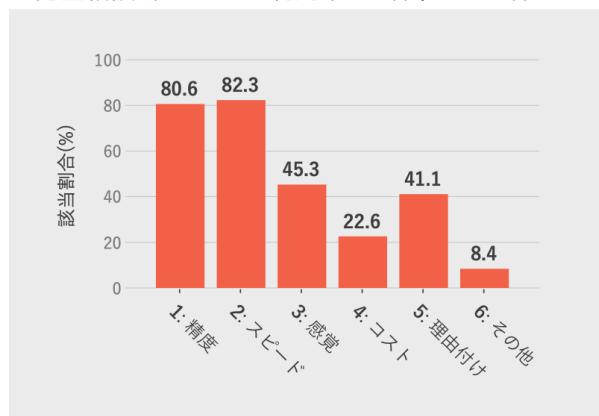
5.4.1 アセスメントツールを使用する上で特に/最も重要視する要素

アセスメントツールを使用する上で特に重要視する要素を尋ねる質問に対する回答結果を、児童相談所と市区町村の組織区分ごとに、アセスメントツールを利用している群と利用していない群に分けて集計した結果を図5.4.1に示す。なお、図に含まれていないアセスメントツール非利用の児童相談所1件が挙げたのは、「スピード」と「理由付け」であった。

アセスメントツールを利用している児童相談所と市区町村の回答結果は似た分布を示しており、精度とスピードを重要視する割合が約80%、次いで理由付けを重要視する割合が約4

0%であった。なお、児童相談所が「感覚(経験や直感に合うこと)」を重要視する割合は、アセスメントツールを利用している市区町村よりも13%ほど大きかった。

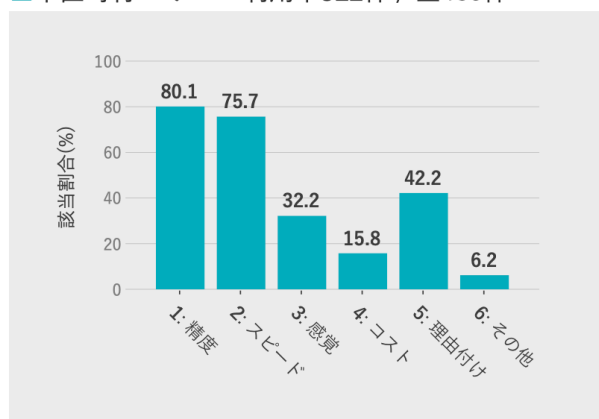
■児童相談所： ツール利用中119件 / 全120件



設問A2_11: リスクアセスメントを行う(リスクアセスメントシートを使用する)上で、特に重要視するものを全て選択して下さい。(複数選択)

- 1: 精度(児童虐待を予測・防止できるか)
- 2: スピード(迅速に判断できるか)
- 3: 感覚(経験や直感にどれだけ合うか)
- 4: コスト(業務量と導入による経済的部分)
- 5: 理由付け(「判断の際にリスクアセスメントシートを利用した」という実績)
- 6: その他

■市区町村： ツール利用中322件 / 全485件



■市区町村： ツール非利用の163件 / 全485件

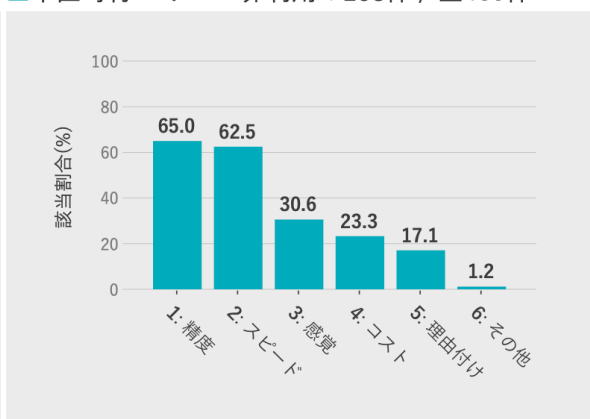


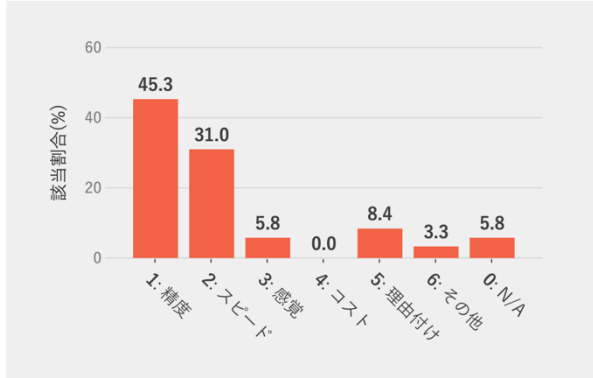
図5.4.1 アセスメントツールを使用する上で特に重要視する要素

一方、アセスメントツールを利用していない市区町村は、アセスメントツールを利用している児童相談所及び市区町村と比較して、理由付けを重要視する割合が顕著に低く、また精度とスピードを重要視する割合も幾らか低いという結果が得られた。

児童相談所から「その他」として挙げた主な要素は、「認識を共有しやすいこと」(3件)、「客観的に判断できること」(3件)、「評価者によって評価に差が出ないこと」(2件)、などであった。ツールを利用している市区町村から「その他」として挙げた主な要素は、「認識を共有しやすいこと」(7件)、「客観的に判断できること」(3件)、「評価者によって評価に差がでないこと」(2件)、「経験が浅くても使えること」(2件)、などであった。ツールを利用していない市区町村からは、「認識を共有しやすいこと」(1件)が挙げた。

次に、アセスメントツールを使用する上で最も重要視する要素を尋ねる質問に対する回答結果を図5.4.2に示す。なお、図に含まれていないアセスメントツール非利用の児童相談所1件が挙げたのは「感覚」であった。

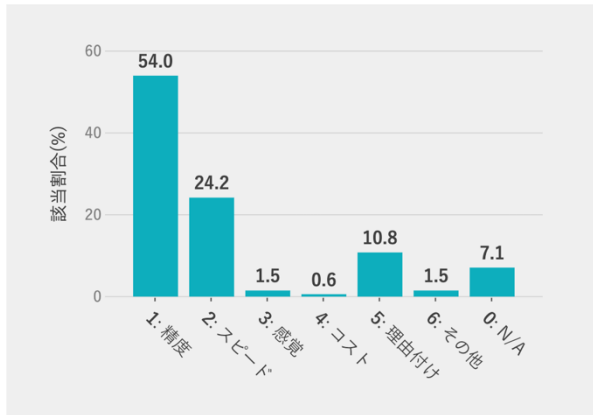
■児童相談所： ツール利用中119件 / 全120件



設問A2_11: リスクアセスメントを行う（リスクアセスメントシートを使用する）上で、最も重要視するものを一つ選択して下さい。（単一選択）

- 1: 精度（児童虐待を予測・防止できるか）
- 2: スピード（迅速に判断できるか）
- 3: 感覚（経験や直感にどれだけ合うか）
- 4: コスト（業務量と導入による経済的部分）
- 5: 理由付け（「判断の際にリスクアセスメントシートを利用した」という実績）
- 6: その他

■市区町村： ツール利用中322件 / 全485件



■市区町村： ツール非利用の163件 / 全485件

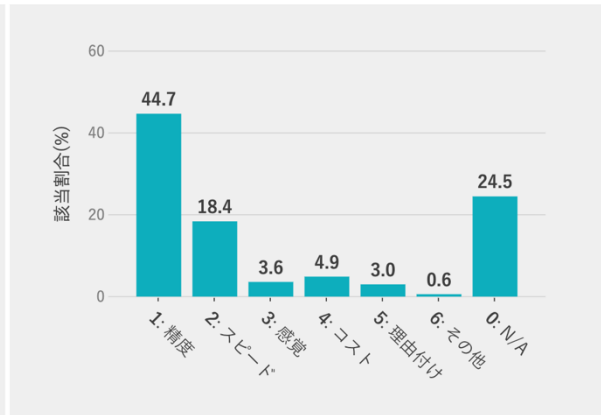


図5. 4. 2 アセスメントツールを使用する上で最も重要視する要素

ツールを利用している児童相談所119件のうち4件が、「その他」の要素を最も重要視していると回答した。その内訳は、「客観的に判断できること」（3件）、「認識を共有しやすいこと」（1件）であった。また、ツールを利用している市区町村322件のうち5件が、「その他」の要素を最も重要視していると回答した。その内訳は、「客観的に判断できること」（1件）、「認識を共有しやすいこと」（1件）、「組織内で判断を統一できること」（1件）、「調査や対応の進捗・時間変化を確認できること」（1件）、「改善を要する虐待要因が把握しやすいこと」（1件）であった。

児童相談所においても市区町村においても、アセスメントツールを使う上で最も重要視する要素は「精度」であると回答した割合が最も大きかった。アセスメントツールを利用している児童相談所と市区町村の回答結果は似た分布を示したが、精度を最も重要視する割合は市区町村のほうがやや大きく、一方でスピードを最も重要視する割合は児童相談所のほうがやや大きかった。また、図5. 4. 1と同様に、アセスメントツールを利用していない市区町村は、アセスメントツールを利用している児童相談所および市区町村と比較して、理由付けを最も重要視する割合がかなり小さかった。

5. 4. 2 アセスメントツールに対する自由記述意見

「アセスメントツールに関して感じること、思うこと、意見したいことがあれば自由に書いて下さい」という質問に対する回答のうち、主要な意見を以下にまとめる。この質問に対

する回答には、5.3.9項および5.3.10項で触れたアセスメントツールの主要な長所や短所及び課題に関する意見が多く並んだが、その他に見られた特徴的な意見を以下に挙げる：

- ・利用場面によって迅速さと精度の優先順位は異なる(児童相談所1件)：「緊急保護を検討する際には迅速さが重要であり、一時保護解除や措置解除を検討する際には精度が重要である。」

- ・利用場面ごとに確認すべきアセスメント項目を整理(児童相談所1件)：「通告受理時点での一時保護の要否判断、一時保護解除の判断、在宅指導終了の判断、市区町村への引き継ぎなど、それぞれの場面で確認すべき項目が整理されていると良い。」

- ・簡易迅速に利用できるチェック式と詳細を表現できる記述式の二段階のアセスメントツール(児童相談所1件、市区町村1件)：「迅速な対応が求められる場面で利用するツールと、迅速さよりも精度が優先される場面で利用するツールの二つがあって、状況に応じて使い分けられることができると良い。」

- ・初期対応時のアセスメントと初期対応後の支援段階のアセスメントそれぞれで利用できるツール(児童相談所2件)：「初期対応では迅速な対応につなげるためのツールが、支援段階ではニーズやストレングスも評価できるツールが求められる。」

- ・支援方針の判断に有用なツール(市区町村5件)：「リスクを評価した後に、どのような支援をどのような頻度で行うかなど、支援プランを検討できるツールがあると良い。」

- ・送致や役割分担に関する児童相談所の意見(2件)：「軽度虐待でも児童相談所が対応しなければならない実態がある/リスクの低いものは市区町村へ送致するという流れになると良い。」

- ・送致や役割分担に関する市区町村の意見(2件)：「重度項目に複数該当しないと児童相談所に送致を受けてもらえない/アセスメントツールを利用して一時保護などを考慮して児童相談所に送致してもあまり参考とされない場合が多いと感じる。」

5.5 結果：(C)厚労省共通ツールに対する意見

本調査では、厚労省共通ツールに対する意見として、当ツールを利用していない組織に対してはその理由を、当ツールを利用している組織に対してはその長所や短所及び改善のための意見を尋ねた。各質問に対して得られた回答のうち、主要な意見を整理した結果を表5.5.1に示す。

5.5.1 厚労省共通ツールの長所と短所及び改善に向けた意見

厚労省共通ツールの長所に関して、児童相談所から挙げた主要な意見は、「認識を共有しやすい」(6件)、「ケースを整理しやすい」(2件)、であった。また、市区町村から挙げた主要な意見は、「認識を共有しやすい」(16件)、「ケースを整理しやすい」(8件)、であり、さらに市区町村に特徴的な意見として、「客観的にアセスメントできる」(8件)、「調査指針が明確」(4件)、「経験が浅くても使いやすい」(2件)、が挙げた。

一方、厚労省共通ツールに関して、当ツールを利用している組織と利用していない組織両方から挙げた最も主要な短所及び課題は、項目が多く記述式である点に関連して、「手間が掛かる」(72件)であった。また、時間が掛かることに付随して、「認識を共有しづらい/

共有に時間が掛かる」という意見も2件挙げられた。市区町村に特徴的な意見としては、「職員に使いこなすスキルがない」(6件)が挙げられた。

また、当ツールの改善案として寄せられた主要な意見は、「項目を減らすなどして手間を減らす」(7件)、「判断基準をガイドラインで定めることや評価を数値化することによって評価基準や判断基準を明確化する」(5件)、であった。

表5.5.1 厚労省共通ツールに対する意見

厚労省共通ツールを利用しない主な理由

	児童相談所(120件)	アセスメントツールを利用している市区町村(322件)	アセスメントツールを利用していない市区町村(163件)
既存のツールを継続して使用している 又は県作成ツール等を利用している	90	193	
手間が掛かる	27	34	11
リスクの評価が曖昧	3	3	2
職員に使いこなすスキルがない		2	6
認識を共有するのに時間が掛かる	1	1	
当ツールについて周知されておらず知らない	3	8	20

厚労省共通ツールの活用しやすい主な点

	児童相談所	市区町村
認識を共有しやすい (含む:送致で活用しやすい)	6 (3)	16 (2)
ケースを整理しやすい	2	8
変化を把握できる	1	1
手間が掛からない	1	3
客観的にアセスメントできる		8
調査指針(確認すべき項目)が明確		4
経験が浅くても使いやすい		2

厚労省共通ツールの活用しづらい主な点

	児童相談所	市区町村
手間が掛かる	4	14
評価者によって評価が異なる	1	3
認識を共有しづらい	1	1

5.5.2 厚労省共通ツールの県改訂版の例

上記の課題を踏まえ、厚労省共通ツールをより活用しやすいように改訂したものを利用していると明示した組織が多数見られた。具体的には、本調査および前年度の調査(厚生労働省, 2020b)において、13箇所の都道府県における市区町村が「厚労省共通ツールを都道府県が改訂したもの」を利用していると回答した。これらの都道府県の多くは、表5.3.2において、アセスメントツールの利用率も共有率も高い都道府県であった。

改訂版の多くは、確認すべき項目を明示的に列挙して、その各項目に対して該当するか否か、あるいは確認できず不明であるか、また該当の程度といった情報を、記述式ではなく選択式で記入する方式を採用しているようである。例として、現在公開されている都道府県改訂版と厚労省共通ツールを図5.5.1に並べて示す。

5.5.3 厚労省共通ツールの利用実態に関するまとめ

5.3.5項で見た通り、どのアセスメントツールを利用しているかを尋ねる質問に対して「厚労省共通ツールを利用している」と回答した組織の割合は、アセスメントツールを利用

(11) 項目	(12) 状況例 ※別紙2「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート(例)」の記載上の留意点「リスク因子の主な指標例」を参照のこと	(13) 把握した状況及び様子	① 3/3		② 3/17		④【実施日 3/3】
			リスク		リスク		②【実施日3/17】
			あ	な	あ	な	受理会議等でのリスク
1	身体的な状況 (身体的虐待) ○頭部、腹部、胸部の殴打・蹴る等で生命の危機に係る受傷 ○受傷状況不明の骨折 ○首しめ・布団蒸し・鼻と口を塞ぐなど窒息につながる行為 ○乳幼児揺さぶられ症候群等の虐待による乳幼児頭部外傷疑い ○熱中症、低体温症を招くような環境下での放置 ○新旧差在した傷がある ○熱中症、低体温症を招くような環境下(車中の放置等)での放置 ○玄関やベランダに締め出し、子どもが求めても中に入れない等	① 通告受理日に学校に確認したところ、本児は変わりなく登校しており、見えるところに傷アザはなかった。 ③/3家庭訪問による現時点でも、本児に「親から叩いたり、暴力を振るわれることはない」との話を聴取。 ② 3/14 市子ども家庭課Wと共に家庭訪問時 ・母子双方から身体的な暴力がないことを確認。					① 学校での継続支援を依頼。 ② 1~2週間後に再度家庭訪問を行う。可能であれば、市にも同行を依頼。

項目	該当	該当なし	不明	現去はあり	状況例 (該当する項目があれば、チェックするか口で囲む。項目にないが特記すべき情報は余白に書き込む)				
					最重度	重度	中度	軽度	危惧
1				□	頭部外傷 乳児を投げる/踏みつけ 窒息の危険 その他生命危害行為	骨折 打撲 やけど 腹をける 顔面のひどい外傷 被害児が乳児	半年以内に2回以上のあざや傷 新旧の傷 顔面のあざ ける	傷が残らない程度の暴力 単発の小さくわずかなケガ	今傷はないが、発生する可能性が高い

図5.5.1 (上) 厚労省共通ツール, (下) 都道府県改訂版

している組織の数(児童相談所119件及び市区町村322件)を母数とした場合、児童相談所13.4%(16件)であり、市区町村31.3%(101件)であった。

ただし、この質問に「独自に開発したツール」またはその他のツールとして「都道府県で作成したツール」と回答した児童相談所は68件あった。また、その他のツールとして「都道府県で作成したツール」と回答した市区町村は103件あり、そのうちの23件は厚労省共通ツールを都道府県が改訂したものを利用している旨を明示していた。そして、表5.3.2に記載された共有率から分かるように、アセスメントツールを利用している市区町村のうちの76%が「児童相談所と共通利用している」と回答していた。また都道府県単位で見れば、アセスメントツールを利用している市区町村の3分の2以上の割合が「児童相談所と共通利用している」と回答した都道府県は、32箇所あった。

以上の状況を踏まえると、子どもの権利擁護の質を一層向上させるためには児童相談所と市区町村が円滑に認識を共有できることが重要であるとの厚労省共通ツールの目的は、多くの都道府県に理解されていると言えるだろう。

一方、厚労省共通ツールの様式や内容は、表5.5.1から分かるように、ケース情報を分かりやすく整理して表現する情報伝達ツールとしての側面が長所として評価されている一方で、アセスメントを補助するツールとしての側面に関しては、特に迅速な対応が求められる状況において活用しづらい点が短所として捉えられている。以上で述べた厚労省共通ツールの長所及び短所に関する主要な意見は、平成29年度に実施された児童相談所と市町村の共通アセスメントツール作成に関する調査研究事業(厚生労働省, 2018)においても複数のワーキンググループにより言及されていたものである。児童相談所及び市区町村がより実践的に活用できるアセスメントツールを構成するに当たっては、以上で述べた厚労省共通ツールの実情も踏まえて検討を行う必要がある。

5.6 考察

本章では、(A)アセスメントツールの活用実態、(B)アセスメントツールに対する一般的な意見、並びに(C)厚労省共通ツールに対する意見、を尋ねる調査の結果について見てきた。以下にその内容をまとめるとともに、その結果から得られた考察について述べる。

5.6.1 結果のまとめ

ほとんど全ての児童相談所がアセスメントツールを活用していた。特に一時保護の要否判断(96.6%)や家庭復帰の適否判断(60.5%)においてアセスメントツールを利用しており、厚労省一時保護シートを利用している割合も78.1%と高かった。比較的多くの児童相談所がアセスメントツールの運用方法にルールを設定しており(66.4%)、ルールに概ね沿った運用を行っている(72.2%)と回答した。

一方、市区町村は、児童相談所と比べると、アセスメントツールの利用率(66.3%)が低く、また運用方法にルールを設定している組織の割合(39.2%)や、概ねルールに沿って運用している組織の割合(47.5%)も比較的小さかった。

アセスメントツールの運用実態については都道府県ごとに特徴の差が見られた。市区町村におけるアセスメントツールの利用率や児童相談所とのアセスメントツールの共有率などには、都道府県による主導が大きく影響していると考えられる。

なお、アセスメントデータを集計・分析・活用している児童相談所及び市区町村の割合は、どちらも約10%であった。

アセスメントツールに求める機能的要素として児童相談所及び市区町村が共通して挙げたのは、「手間が掛からないこと」、「経験が浅くても使いやすいこと」、「認識を共有しやすいこと」、などであった。さらに市区町村は、児童相談所と比較して、「手引きが分かりやすいこと」、「確認項目への該当を判断しやすいこと」、「客観的にアセスメントできること」など、専門性の不足を補助する要素をより多く挙げた。

なお、アセスメントツールを利用する上で特に重要視する要素や最も重要視する要素を尋ねる質問に対して、アセスメントツールを利用している児童相談所及び市区町村は同様の回答傾向を示しており、精度とスピードを特に重要視していて、それに次いで理由付けも重要視していた。一方、アセスメントツールを利用していない市区町村は、ツールを利用している市区町村と比較して、理由付けを重要視する割合が顕著に低かった。

厚労省共通ツールに関しては、その内容や様式に対して、認識の共有に有用であるとの評価が挙げられた一方で、記述式であり項目が多いことから手間が掛かることを課題として挙げる組織が多かった。そのため、厚労省共通ツールを都道府県が改訂したものを利用していると回答した組織が多数見られた。

5.6.2 課題の整理

最後に、本章でこれまでに見てきた調査結果を踏まえながら、本研究の目的であるセーフティアセスメントツールの構成に関する課題を整理する。

第2章で述べた通り、本研究の目的は、前年度に作成した「児童虐待対応における市区町村・児童相談所で利用可能なセーフティアセスメントツール」を実践的に活用できるものとして構成し、それをセーフティアセスメントにおける「全国共通の物差し」として提案することである。

まず、初期対応段階での重篤事態の把握のために用いられるセーフティアセスメントツールが、より実践的に広く活用されるものであるためには、児童福祉に関わる上で最低限必要となる知見は研修などで習得することを前提として、(1)経験が浅くても利用できること、(2)手間を掛けずに迅速に利用できること、これら二つの要件を満たす必要がある。経験やスキルを要するアセスメントツールは、アセスメントツールを利用しない理由に関して述べた5.3.3項、ならびに厚労省共通ツールを利用しない理由に関して述べた5.5.1項で見た通り、それを「使いこなすスキルがない」組織、例えば人材確保やスキルの継承が容易でない小規模な市区町村などからは利用されづらいため、全国共通のツールとは成り難い。また、手間や時間の掛かるアセスメントツールが迅速な対応が求められる状況下では利用されづらいことも、先に挙げた5.5.1項を含め、本章において見た通りである。さらに、手間や時間の掛かるツールの活用は、5.3.10項で触れた通り、意思決定の後に事後的に作成されるという仕方、本来のアセスメントツールの利用法から逸脱し形骸化する恐れもある。したがって、セーフティアセスメントのための全国共通ツールは、例えば児童相談所の78.1%が利用している厚労省一時保護シートのように、経験が浅くても利用でき、なおかつ迅速に利用できるという要件を満たすものでなければならない。

さらに、本研究で構成するセーフティアセスメントツールは、児童相談所と市区町村で共通利用できること、すなわち、リスクの評価に関して、児童相談所と市区町村で共通の認識を得やすいツールであることが求められている。この要件を踏まえれば、職員間および組織間で評価に差が生じづらいツールであることを目指して本研究の目的であるアセスメントツールは構成されなければならない。5.3.9項で言及したように、市区町村は手引きが分かりやすいことやアセスメント項目の確認を行いやすいことを、アセスメントツールを利用する際の長所として多く挙げていた。それを踏まえれば、評価に差の生じづらいアセスメントツールを構成するに当たっては、経験の浅い人でも各アセスメント項目を容易に確認することができるような手引きやガイドを構成し得るかについても同時に検討する必要があるだろう。

より実践的に活用できる全国共通のセーフティアセスメントツールを構成するには、以上で述べた要件を考慮する必要がある。5.5.3項で言及したような厚労省共通ツールの県改訂版もまた、以上の要件に応えるべく、記述式を該当/非該当/不明などの選択式に改め、該当するかを判断しやすい項目を調査項目として列挙する形式を採用するに至ったのだと推測される。

アセスメント項目が少ないことや記述式でなく選択式であることに対しては、5.3.10項で触れた通り、「項目が限られているためケースの特徴や詳細が捨象される」という課題も挙がっていた。しかし、本調査で得られたアセスメントツールの長所や短所に関する意見や厚労省共通ツールに対する意見を総合的に勘案すれば、本調査の結果は、特に虐待対応の初期段階におけるセーフティアセスメントの場面において、現場の職員の方々には概して、“一定の精度で”アセスメントを行えるという条件のもとで、経験が浅い人が利用しても評価に差が生じにくく、また可能な限り重篤性の高さを正確に判断できるツールを求めていると捉えることができるだろう。以上の要件を踏まえて、本研究において全国共通の物差しとして提案するセーフティアセスメントツールは構成される。

最後に、アセスメントデータの収集に関する課題について述べる。前段に述べた通り、全国共通のアセスメントツールは少なくとも“一定の精度で”アセスメントが行えるものでなければならないが、アセスメントツールの精度をより正確に評価し、またより良い精度のものに更新していくためには、より多くのアセスメントデータが蓄積されなければならない。しかし、5.3.8項で見たように、アセスメントデータを集計・分析・活用している児童相談所及び市区町村の割合は、アセスメントツールを利用している組織の約10%に過ぎない。また、5.3.1項で見た通り、市区町村のおよそ3分の1はアセスメントツールを利用していないのが現状である。すなわち、アセスメントデータを蓄積するのに十分な基盤が整っていない。そのため、本研究の提案するセーフティアセスメントツールを今後さらに良い精度のものに改善していくためには、業務現場のデジタル化の推進なども含め、より多くのアセスメントデータを効果的に蓄積するための基盤作りに向けた方策についても検討していく必要がある。そうした運用面に関する課題については、第10章及び第11章で改めて考察する。

第6章 全国調査結果(2)：アセスメントツールの評定者間一致性

【第6章の概要】

セーフティアセスメントツールを活用した児童虐待の一時保護判断において、評定者間で判断の不一致が生じることは望ましくない。どのような職員が保護判断を行ったとしても、「同一の事例に対して(概ね)同じ判断が下せる」ことがアセスメントツールとして目指すべき一つの理想となる。その際に重要となるのが、アセスメント項目に係る信頼性の検証である。

本章では、項目評定用仮想事例（Web調査・パート2）を用いてセーフティアセスメント項目の信頼性について検討する。信頼性の評価指標としては、本事業では各アセスメント項目の「回答一致率」を使用する。同一の事例を評価対象とした際に、「回答者や組織によって評価が不安定な項目は、判断の不一致を生じさせやすい要因になる」という発想に由来している。

なお、本章では、回答一致率を用いた信頼性の基礎検証だけでなく、回答の不一致を生じさせている要因の分析も行う（潜在クラス分析、傾向スコアマッチング法を用いた2つの分析）。回答パターンの類型や、信頼性の低下に関わる要因が明らかになれば、その対策についても検討することができる。回答の不一致を防止する方法には、項目自体の表現等を工夫することや、評定者に対して「回答一致率を上げるために、どういった研修を行うことが必要か」といった観点からのアプローチなどが想定される。

6.1 目的：アセスメント候補項目の評定者間一致性の検討

6.1.1 一般的な信頼性の評価手続き

信頼性とは、調査項目の回答結果が一貫/安定しているかという観点から項目を評価する指標の一つである。信頼性が高い項目は、回答者(組織)内(間)で回答のブレが小さい項目として解釈することができる。「信頼性」は、様々な観点から評価が可能な多義的な用語だが、心理尺度等での信頼性を検証する場合は α (アルファ)係数や κ (カッパ)係数が用いられることが多い。また、信頼性の評価には時間的な安定性の観点(同じことを一定期間のうちに実施しても、回答が一致するか等)から検討されることもある。

6.1.2 子ども虐待対応に係るアセスメントツールの信頼性評価について

本研究のように児童虐待対応に関わるアセスメントツールの信頼性評価を行う場合、 α 係数もしくは κ 係数のような指標を用いる場合もある。しかしながら、児童虐待対応で用いられるアセスメント項目は様々な観点から子どもの安全を評価するものであり、上記の信頼性係数のみで評価することは困難である場合が多い。専門的な用語で言えば、複数の構成概念で作成された項目群を単純な因子構造に適した信頼性係数で評価することは難しいためである。

複数の構成概念で選定された項目群に対しては、因子ごとに信頼性係数を算出することも可能ではあるが、性格特性等を測定する尺度と異なり、児童虐待対応に係るアセスメント項目は対象とする事例の特徴に応じてその評価が異なることもしばしばあり(ex. 屋外に放置されていたというアセスメント項目に対し、夏季の沖縄と冬季の北海道の事例ではその評価の重みが異なることは言うまでもない)、信頼性係数が本来想定している評価基準にならないことがある。このような事例の特徴によって評価が異なることは最初に述べたアセスメント項目を評価する際の回答者(組織)のブレとは異なるものであり、本調査で検討する信頼性(ブレ)はあくまでも後者の回答組織間(内)の評価のブレであることを明記しておく。

上記を踏まえ、本研究におけるアセスメント項目の信頼性の評価には、回答組織間のブレを評価するために、信頼性係数のみによる評価だけでなく、単純集計による項目回答の一致率を項目ごとに算出することによって信頼性の評価を行った。

6.1.3 項目評定用仮想事例を用いた場面想定法の活用

前項で述べたように、児童虐待に係るアセスメントでは、事例の特徴に応じて評価が異なることがある。そして、回答者に由来して評価の不一致が生じることもある。本研究では、特に後者について、「同一事例に対して回答者(組織)間で安定した評価が可能か」について検討することが目的である。この目的を達成するために、本研究では、提示するアセスメント項目に対応した事例(以下、項目評定用仮想事例)で評価を行う場面想定法を採用する。これを用いてアセスメント項目の回答一致率を算出し、その信頼性について検討する。

6.2 方法

6.2.1 項目評定用仮想事例の作成手続きと有識者評価

場面想定法によるアセスメント項目評定に用いる項目評定用仮想事例は、計12事例作成した(研究デザインの詳細は、3.3.2項に記載している)。項目評定用仮想事例作成の手順は、まず、現場で児童虐待対応経験のある研究者が、本研究で検討するアセスメント項目を各仮想事例で評価可能となる(該当・非該当の判断がつけられる)ような12事例を作成した。その際、仮想事例の特徴(児童性別・児童年齢・虐待種別・きょうだいの有無等)は、全12事例を通して可能な限り偏りがないように配慮を施した。そののち、心理臨床経験のある研究者および臨床経験のない(項目の信頼性について適切な統計処理を行うことが可能な)研究者の数名が、各アセスメント項目との対応を想定している仮想事例において、該当または非該当の評価が可能かどうかを、実際に評価することで確認した。この確認のプロセスを通して、仮想事例の内容や各回答グループに提示する項目の調整を行った。最後に、これらの仮想事例を、検討委員会(児童虐待対応現場の職員・児童虐待防止に関する研究者で構成された組織)に参加している有識者で評価し、そこでの議論を基に修正を行い、本調査で使用した。実際に使用した項目評定用仮想事例については巻末に記載している。

有識者から提出された主要な意見の中には、各項目評定用仮想事例に関する指摘も多数含まれたが、3.3.2項にも記載していたように、本調査を実施する際の言葉遣いに関するものもあった。例えば、本調査で使用した事例は元々「仮想事例」という表記を用いて調査を実施

する予定であったが、実際に上記の手順で作成された事例を確認した際に、「今回用意した事例は、実際の児童虐待対応事例とはほど遠いと判断される可能性がある。「仮想事例」という表記を改める必要がある」という指摘があった。これを踏まえ、「項目評定用仮想事例」という表記に改めることを決定した。そして、回答組織に教示する文章で項目評定用に作成した仮想的な事例のため、実際の児童虐待対応事例と一部異なる可能性がある旨を記載した。

6.2.2 データ処理・集計方法

本調査データを3.3.2項の手順で収集した後、単純集計による回答一致率の算出および信頼性係数としてクリッペンドルフの α 係数(Krippendorff's alpha coefficient)を算出した。クリッペンドルフの α 係数は、内的一貫性を検討するクロンバックの α 係数とは異なる。この指標は、様々な評定者間一致性に関する信頼性係数(ex. コーヘンの κ 係数等)をより一般化したものであり、1(完全一致)から、-1(完全不一致)の数値を取る。信頼性がない(一致しない)場合は0の値を取り、比例・間隔・順序・名義尺度のいずれにも拡張可能な指標である。これらの算出した指標を基に、項目の信頼性を評価した後、回答者属性による回答傾向の検討を実施する。

6.2.3 回答者属性による回答傾向の比較

前項の基礎集計結果を踏まえ、回答者属性に応じて項目評定の不一致が説明可能かを検討する。本調査では、回答者の経験年数という要因に特に着目し、解析を実施した。回答者の経験年数に加えて、回答者の職位やこれまでの経歴なども考慮すべきであるだろうが、調査全体の回答負担および各回答組織における同名職位による仕事量の違い等を考慮し、今回の調査では、最も測定容易かつ結果に影響を及ぼしそうな回答者属性である経験年数にのみ着目した。

本研究では、まず、(1)潜在クラス分析を用いた、回答者の経験年数による回答パターンの分類を実施し、その結果を踏まえ、(2)回答者の経験年数が項目評定に影響を与えているかについて、傾向スコアマッチングを用いた因果推論を実施した。

6.2.3.1 潜在クラス分析

本研究では、各仮想事例に関して各組織から得られたアセスメント結果において、特に20個の必須アセスメント項目(巻末資料参照)に注目し、その20個の項目全体を通して現れる傾向を検出して考察することを目的として、潜在クラス分析(Lazarsfeldら, 1968)を行った。潜在クラス分析は、考察している確率的現象を、複数の単純な確率分布の重ね合わせとして構成される「潜在クラスモデル」によって捉える手法である。潜在クラス分析により、各仮想事例において、20個の必須アセスメント項目全体を通して現れる回答傾向を、数値的探索により推定される潜在クラスモデルの個々の構成要素である確率分布(潜在クラスと呼ばれる)として抽出することができる。本分析ではさらに、アセスメント結果を作成した職員の組織区分(児童相談所か市区町村か)および経験年数区分(5年以上か5年未満か)の二つの属性が、本分析で抽出された回答傾向とどのように関係するのかについても考察する。

仮想事例ごとに推定された潜在クラスモデルが複数の潜在クラスから構成される場合、それは回答パターンに複数の異なる傾向が検出されたことを意味する。それらの異なる回答傾向はアセスメントツールの評定者間一致性を阻害する要因として捉えられる。そのような評定者間一致性の阻害要因を検出して、組織区分と経験年数区分の観点から考察することが、本分析の目的である。

以下に、本章で示す分析結果の数値の意味を理解するのに必要かつ十分な知識として、本分析の技術的な詳細を与えておく。

アセスメント項目の個数20を M とおき、正の整数 T を潜在クラスモデルの構成要素の個数とすると、本分析で考察する潜在クラスモデルは以下の構造から成る確率モデルである：

- ・ $1 + M$ 個の確率変数： 潜在変数と呼ばれる確率変数 C 、ならびに M 個の必須アセスメント項目に対応する M 個の確率変数 X_1, X_2, \dots, X_M を考える。潜在変数 C は $1, 2, \dots, T$ のいずれかの値を取る。各 X_i は顕在変数と呼ばれ、1:該当、2:非該当、3:不明、の三つのカテゴリ値のいずれかを取る。

- ・ $T + 3TM$ 個の確率パラメータ： 各 $k = 1, 2, \dots, T$ に対し、潜在変数 C が値 k を取る確率 $p_k = \Pr(C = k)$ 、さらに各 $i = 1, 2, \dots, M$ 及び各 $a = 1, 2, 3$ に対して $C = k$ の下で X_i が値 a を取る条件付き確率 $q_k(i, a) = \Pr(X_i = a | C = k)$ をパラメータとして考える。

- ・ 確率分布： 基礎となる確率の値を定める上述のパラメータに加えて、各 $k = 1, 2, \dots, T$ に対し、 $C = k$ の下での条件付き分布において X_1, X_2, \dots, X_M は独立であるとの仮定を導入することで確率分布を定める。すなわち、 $C = k, X_1 = a_1, \dots, X_M = a_M$ となる確率を次式で定義する： $\Pr(C = k, X_1 = a_1, \dots, X_M = a_M) = p_k q_k(1, a_1) \cdots q_k(M, a_M)$ 。以上が、潜在クラスモデルの定義である。

各仮想事例における潜在クラスの推定は最尤法により行う。すなわち、サンプルが抽出された母集団の分布が上記で定義したパラメータ付きの潜在クラスモデルであると仮定した時、その母集団から本調査で得られたサンプルの集合が生じる確率(尤度) L を最大化するようなパラメータ値を推定する。

次に、サンプルの「帰属クラス」を以下のように定義する。各仮想事例に対して推定された潜在クラスモデルにおいて、個々のサンプル $a = (a_1, a_2, \dots, a_M)$ の潜在クラス k への帰属確率は次のように表される： $\Pr(C = k | X_1 = a_1, \dots, X_M = a_M)$ 。この条件付き確率を最大にする k の値が示す潜在クラスを、サンプル a の帰属クラスと呼び、またサンプル a は潜在クラス k に帰属すると言う。本分析では、各潜在クラスに対して、その潜在クラスに帰属するサンプルの有する属性（組織区分および経験年数区分）の偏りを分析することで、その潜在クラスの示す回答傾向の特徴を考察する。

最後に、クラスの個数を定めるパラメータ T の値を決定する方法について述べる。一般に、潜在クラスモデルを構成するクラスの個数 T の値を大きくするほど、より広範囲の潜在クラスモデルを探索できるようになり、より大きな尤度 L を実現できるようになる。しかし、クラスの個数 T が多くなり過ぎると、推定されるモデルは、サンプルに現れるノイズに過剰に適合することとなり、真の母集団分布からは遠ざかる。したがって、母集団分布をより適切に推定するためには、一定水準の適合の良さが認められる範囲内で、できる限り小さなクラス数 T を選択することが重要である。そのため、クラス数 T の選択基準がこれま

でに幾つか提案されている。それらの選択基準のうち、本分析では、次の式で定義されるBIC (Bayesian Information Criterion, Schwarzら, 1978) と呼ばれる値を最小化するクラス数 T を選択するという基準を採用した: $BIC = -2 \log \hat{L} + \alpha \log N$. ただし、 N はサンプルの個数、 \hat{L} は最尤法によって得られる尤度 L の最大値、 α は前述したパラメータの個数である。なお、以上で述べた潜在クラスモデルの推定は、統計解析環境Rのパッケージ `poLCA v 1.4.1` (Linzerら, 2011) を利用して行った。

6.2.3.2 傾向スコアマッチング

上述の潜在クラス分析により、本研究では経験年数区分等の区分の違いと20個の必須アセスメント項目全体の回答傾向の関係を抽出した。本研究ではさらに、区分の違いによる影響を受けやすい項目と受けにくい項目はそれぞれどのようなものかを考察することを目的とした分析を行う。具体的には、20個の必須アセスメント項目のそれぞれに対し経験年数区分の違いが回答傾向にどのような影響を与えるのかを傾向スコアマッチングを用いて分析した。

経験年数区分といったような特定の区分に着目し、割り当てられた区分の違いが結果に与える純粋な影響について調査を行う場合には、例えば組織区分の違いや管轄している地域の違いなど、その他の変数が結果に与える影響を除く必要がある。この方法の一つとして、Rosenbaum & Rubin(1983)は傾向スコア (Propensity score) 法を提案した。この傾向スコア法では複数存在するその他の変数 (共変量) について、まずそれを傾向スコアという一つの値に集約することを行う。そして区分内のそれぞれの群からその値が近いペアを作成 (マッチング) していくことを行う。これにより、区分のみが異なり、その他の変数については傾向が似ているペアのデータが作成できる。このデータを用いて、区分の違いが結果変数に与える純粋な影響の調査を本研究では行う。

以下に傾向スコア算出に関する技術的な詳細を示す。まず i 番目のデータ点における共変量ベクトルを x_i 、区分内の群1と群2のどちらの群に割り当てられているかを表す割り当て変数を z_i としたとき x_i が群1に割り当てられる確率 e_i は以下のように表される (式6.4)。この e_i が i 番目のデータ点における傾向スコアとして定義される (Rosenbaum & Rubin, 1983)。

$$e_i = \Pr(z_i = 1 \mid x_i) \quad (\text{式6.4})$$

この傾向スコアの上で、経験年数5年未満の群と5年以上の群それぞれから値の類似するペアを抽出 (マッチング) することで、共変量の影響を除いた、経験年数区分の違いがアセスメント項目の評価に与える純粋な影響を調査する。この際、マッチングにより2群間の共変量のバランスがどれほど調整されたのかを示す指標として、以下の式で示される各共変量の標準化平均差 (SMD) が存在する (式6.5)。

$$SMD = \frac{\bar{X}_1 - \bar{X}_2}{\sqrt{(s_1^2 + s_2^2)/2}} \quad (\text{式6.5})$$

この標準化平均差は各共変量について計算され、 \bar{X}_1 、 \bar{X}_2 はそれぞれ群1と群2におけるその共変量の平均値、 s_1^2 、 s_2^2 はそれぞれ群1と群2におけるその共変量の分散を表す。その共変量において2群間でバランスが取れているかを確認する上では、その共変量の標準化平均差の絶対値が0.1以下であることが推奨される (zhang et al., 2019)。なお、共変量が二値

変数であった場合、標準化平均差は以下のように計算される(式6.6)。ここで、 p_1 、 p_2 はそれぞれ群1と群2におけるその二値変数の値が1をとったデータの割合を表す。

$$SMD = \frac{p_1 - p_2}{\sqrt{(p_1(1-p_1) + p_2(1-p_2))/2}} \quad (\text{式6.6})$$

本研究の分析では、まず傾向スコア算出の際にはロジスティック回帰を行い、そうして得られた傾向スコアの上で、 k 最近傍法により経験年数5年未満と5年以上の群それぞれから値が近いペアを、ペア間の傾向スコアの差が小さい順に抽出していく。そしてどちらかの群の全てのデータがマッチングに用いられるか、マッチングした際のペア間の傾向スコアの差が0.2以上になるまでこの作業を繰り返す。こうして得られたデータセットに対し、各群における各共変量の標準化平均差を算出することで共変量のバランスが調整されていることを確認する。その後、20個の必須アセスメント項目に対し、区別の違いにより回答傾向が異なっているかどうかを項目別・仮想事例別に有意水準5%でのカイ2乗検定を用いて検定する。

6.3 結果

6.3.1 回収率・欠損・除外データ

3.3.2の手順に基づいてデータを収集した結果、下表のような回収率となった(表6.3.1)。調査全体の回収率同様3割程度の回収率である。本パートに特筆すべき欠損は確認されなかったが、他パートと同様に回答不良者(同一回答)と考えられる回答組織を4件除外している。

表6.3.1 送付数・回収数・回収率

事例番号	送付数			回収数			回収率			
	児童相談所	市区町村	各グループ合計	児童相談所	市区町村	各グループ合計	児童相談所	市区町村	各グループ合計	
回答グループ1	1	36	316	352	27	80	107	0.75	0.25	0.30
回答グループ1	2	36	316	352	26	67	93	0.72	0.21	0.26
回答グループ1	3	36	316	352	24	65	89	0.67	0.21	0.25
回答グループ2	3	36	317	353	23	73	96	0.64	0.23	0.27
回答グループ2	4	36	317	353	23	62	85	0.64	0.20	0.24
回答グループ2	5	36	317	353	22	62	84	0.61	0.20	0.24
回答グループ3	5	35	316	351	10	80	90	0.29	0.25	0.26
回答グループ3	6	35	316	351	8	72	80	0.23	0.23	0.23
回答グループ3	7	35	316	351	8	71	79	0.23	0.22	0.23
回答グループ4	7	36	316	352	22	71	93	0.61	0.22	0.26
回答グループ4	8	36	316	352	20	63	83	0.56	0.20	0.24
回答グループ4	9	36	316	352	20	62	82	0.56	0.20	0.23
回答グループ5	9	36	316	352	20	84	104	0.56	0.27	0.30
回答グループ5	10	36	316	352	20	73	93	0.56	0.23	0.26
回答グループ5	11	36	316	352	19	75	94	0.53	0.24	0.27
回答グループ6	11	35	314	350	16	63	79	0.46	0.20	0.23
回答グループ6	12	35	314	350	16	56	72	0.46	0.18	0.21
回答グループ6	1	35	314	350	16	58	74	0.46	0.18	0.21

6.3.2 セーフティアセスメント項目の評定一致率

紙幅の都合により、単純集計による評定一致率をまとめた表は巻末資料とした。組織(児相・市区町村)別の単純集計による評定一致率の特徴については、以下の5パターンに分けられた(下表数値は、評定一致率=(各回答数/総回答数)×100を表す)。

(1) 児相・市区町村が一貫した回答をしているパターン

typeID		1_該当	2_非該当	3_不明・情報未取得
支援/介入の困難/資源不足/				
1	児相	75.0	12.5	12.5
1	市区町村	79.2	5.6	15.3

(2) 児相・市区町村ともに、非該当または不明・情報未取得の判断に困っている(と想定される)もしくは当該判断が一貫しない回答パターン

養育者に対する挑発/エスカレートする行為/				
11	市区町村	1.4	50.0	48.6
11	児相	0.0	62.5	37.5

(3) 児相・市区町村ともに、該当または非該当の判断に困っている(と想定される)もしくは当該判断が一貫しない回答パターン

児童および養育者の居所が不明/				
128	児相	56.2	43.8	0.0
128	市区町村	49.2	47.6	3.2

(4) 児相・市区町村ともに、どの選択肢に回答すべきか困っている(と想定される)もしくは組織間で回答が一貫しない回答パターン

養育者の家庭外ストレス/				
14	児相	31.2	37.5	31.2
14	市区町村	33.3	31.7	34.9

(5) 児相と市区町村で、判断が分かれる回答パターン

不適切な養育環境/				
19	児相	56.5	4.3	39.1
19	市区町村	38.4	5.5	56.2

そして、クリッペンドルフの α 係数を事例別、組織別、および3回提示される仮想事例について回答者の割り当てられた回答グループごとにその仮想事例の提示の順番が異なるためそのグループ(組織・事例・提示順)別に算出し、表6.3.2および表6.3.3にまとめた。全区分を通して、各項目のクリッペンドルフの α 係数が0.27から0.43程度の範囲内の値を取った。本指標がどれくらいの値をとれば、信頼性の有無について言及できるかについて具体的な基準は存在しないが、いずれの項目も決して高い信頼性を有しているとはいえないだろう。一方で、一部項目で特筆して信頼性が高い、もしくは低い項目は存在していないと考えることができるので、様々な観点から信頼性向上への糸口を見つけることが可能かもしれない。ここ

での様々な観点として考えられることは、(1)測定の問題、(2)評定者の問題、(3)ほかの要因による影響等の理由が考えられるだろう。

まず、(1)測定の問題として、本調査で用いた場面想定法もしくは、その調査内の仮想事例がこちらの意図したように作用していなかった場合(実際のセーフティアセスメント項目の評価プロセスと異なる形で回答されていた場合)、下記の信頼性が、真の信頼性よりも過小・過大に算出されている可能性がある。(2)評定者の問題として、まず児童虐待対応に関するアセスメントは性格特性を回答するような尺度とは異なり、初心者が評定を行うことが難しいことが挙げられる。また、熟練者であっても事例内容によっては判断が揺らぐ可能性がある。このことから、特定の項目が提示されたときにどのように判断することが子供の安全を守るリスク評価を行う上で妥当かについて職員間および組織間で議論や情報共有を積極的に行う必要がある。しかしながら、このような取り組みを行っている(行える)組織はとても多いとはいえない状況であるため、セミナーや研修会といったリスクを評価するための技術習得の場を積極的に設けることによって項目の信頼性を向上させることができる可能性がある。(3)ほかの要因による影響として、(2)の内容と重複するが、回答者の経験値によってセーフティアセスメント項目の評価に差が生まれ、項目の信頼性を低下させている可能性がある。もし、この要因を特定し、そこに適切な介入を行うことができれば、項目の信頼性を向上させることができるかもしれない。これについて、次項にて、回答者の経験年数という要因が、項目評価に影響を与えているのかについて詳細に検討していく。

表6.3.2 事例別に算出したクリッペンドルフの α 係数

表 事例別に算出したクリッペンドルフの α 係数					
組織	事例番号	提示順(13={1,3})	項目数	評価者数	Krippendorff's α
共通	1	13	57	181	0.346
共通	2	2	39	93	0.396
共通	3	13	58	185	0.295
共通	4	2	39	85	0.345
共通	5	13	57	174	0.368
共通	6	2	38	80	0.311
共通	7	13	56	172	0.322
共通	8	2	38	83	0.346
共通	9	13	57	186	0.328
共通	10	2	39	93	0.283
共通	11	13	57	173	0.374
共通	12	2	38	72	0.294

表6.3.3 組織および回答グループ別に算出したクリッペンドルフの α 係数

事例番号	提示順	項目数	評価者数			Krippendorff's α		
			児童相談所	市区町村	共通	児童相談所	市区町村	共通
1	1	38	27	80	107	0.384	0.362	0.368
2	2	38	26	67	93	0.386	0.398	0.396
3	3	38	24	65	89	0.289	0.306	0.300
3	1	38	23	73	96	0.315	0.280	0.289
4	2	38	23	62	85	0.356	0.344	0.345
5	3	38	22	62	84	0.390	0.329	0.342
5	1	37	10	80	90	0.417	0.390	0.394
6	2	37	8	72	80	0.318	0.308	0.311
7	3	37	8	71	79	0.281	0.294	0.297
7	1	37	22	71	93	0.383	0.323	0.336
8	2	37	20	63	83	0.389	0.335	0.346
9	3	37	20	62	82	0.390	0.326	0.337
9	1	38	20	84	104	0.346	0.305	0.311
10	2	38	20	73	93	0.290	0.289	0.283
11	3	38	19	75	94	0.427	0.376	0.385
11	1	37	16	63	79	0.399	0.354	0.363
12	2	37	16	56	72	0.295	0.293	0.294
1	3	37	16	58	74	0.310	0.312	0.313

6.3.3 回答者属性による回答傾向の比較結果（潜在クラス分析）

本項では、12仮想事例の回答データに対する潜在クラス分析の結果を報告する。6.2.3.1で説明したように、本分析では各仮想事例に対して潜在クラスモデルを推定した。また、組織区分ごと、経験年数区分ごとの回答が、各潜在クラスへ帰属する割合について分析した。

6.3.3.1 クラス数の決定

1から9までのクラス数を設定して潜在クラスモデルの推定を行ったところ、仮想事例1、3、7、9においてはクラス数2の時に、その他の仮想事例においてはクラス数1の時に、BICが最小の値を取った。結果を表6.3.3.1に示す。各仮想事例に対して推定した潜在クラスモデルのクラス数は、以上の結果に基づき決定した。

表6.3.3.1 各仮想事例に対して推定された潜在クラスモデルのクラス数別のBIC

クラス数	クラス数別BIC								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
仮想事例1	5462.250	5444.830	5485.785	5557.791	5680.322	5818.162	5967.488	6123.082	6280.606
仮想事例2	2668.949	2672.586	2766.856	2881.115	3003.071	3130.313	3270.910	3411.082	3565.934
仮想事例3	5372.728	5244.867	5305.839	5420.337	5547.313	5691.170	5840.272	5998.133	6151.298
仮想事例4	2278.398	2297.900	2403.463	2516.846	2643.407	2773.301	2913.432	3051.351	3203.757
仮想事例5	4606.464	4656.975	4736.998	4859.377	5005.080	5158.601	5315.074	5470.977	5636.186
仮想事例6	2641.433	2669.454	2769.871	2887.442	3016.719	3150.785	3286.854	3417.298	3561.286
仮想事例7	5043.342	4985.033	5053.629	5170.794	5313.402	5460.887	5619.212	5760.363	5924.772
仮想事例8	2437.115	2497.118	2594.250	2699.762	2822.219	2955.254	3093.617	3228.116	3375.816
仮想事例9	5131.859	5047.944	5087.092	5211.873	5343.079	5483.638	5630.350	5796.289	5949.640
仮想事例10	2690.129	2725.034	2818.030	2929.182	3050.349	3184.891	3331.511	3462.564	3612.660
仮想事例11	4788.640	4789.111	4868.628	4999.168	5136.891	5286.952	5441.559	5603.981	5766.925
仮想事例12	2343.048	2369.307	2439.816	2547.934	2653.830	2789.738	2905.220	3054.974	3191.904

(各仮想事例におけるクラス数別BICのうち最小の値を太字で記した)

6.3.3.2 推定された潜在クラスモデル

各仮想事例に対して潜在クラスモデルの推定を行った。その結果として得られた各パラメータの推定値を表6.3.3.2に示す。

クラス数が2となった潜在クラスモデルは、そのすべてが、20個の項目全体にわたって「不明」と回答しやすい傾向を持つクラスと、それ以外のクラスに分かれた。表6.3.3.2に示す通り、クラス数が2である仮想事例1、3、7、9においては、クラス2がクラス1と比べて、20個のアセスメント項目の全てにおいて「不明」と回答する確率が高くなっている。本項では以下、この「不明」と回答する確率が高いほうのクラスを「不明指向クラス」と言う。

表6.3.3.2 推定された潜在クラスモデル

	仮想事例1						仮想事例2			仮想事例3					
	クラス1($p_1 = 0.53$)			クラス2($p_2 = 0.47$)			クラス1($p_1 = 1.0$)			クラス1($p_1 = 0.41$)			クラス2($p_2 = 0.59$)		
	該当	非該当	不明	該当	非該当	不明	該当	非該当	不明	該当	非該当	不明	該当	非該当	不明
項目1	0.64	0.23	0.13	0.60	0.11	0.29	0.63	0.13	0.25	0.23	0.46	0.31	0.32	0.20	0.49
項目2	0.71	0.08	0.21	0.43	0.08	0.49	0.89	0.00	0.11	0.16	0.42	0.42	0.16	0.09	0.76
項目3	0.44	0.28	0.27	0.37	0.06	0.57	0.88	0.02	0.10	0.49	0.21	0.30	0.44	0.01	0.55
項目4	0.89	0.06	0.05	0.88	0.01	0.11	0.32	0.22	0.47	0.53	0.30	0.18	0.47	0.04	0.49
項目5	0.53	0.17	0.29	0.32	0.06	0.62	0.86	0.02	0.11	0.35	0.07	0.58	0.14	0.01	0.85
項目6	0.33	0.25	0.42	0.19	0.07	0.74	0.63	0.16	0.22	0.83	0.10	0.07	0.79	0.00	0.21
項目7	0.66	0.08	0.26	0.39	0.01	0.61	0.68	0.02	0.30	0.24	0.21	0.56	0.28	0.01	0.70
項目8	0.78	0.14	0.08	0.71	0.09	0.19	0.01	0.73	0.26	0.01	0.74	0.26	0.03	0.46	0.52
項目9	0.91	0.05	0.04	0.85	0.01	0.14	0.84	0.03	0.13	0.11	0.24	0.65	0.06	0.02	0.92
項目10	0.98	0.00	0.02	0.94	0.00	0.06	0.13	0.19	0.68	0.05	0.25	0.70	0.03	0.03	0.93
項目11	0.58	0.33	0.09	0.42	0.18	0.41	0.07	0.38	0.56	0.00	0.86	0.14	0.00	0.38	0.62
項目12	0.58	0.36	0.06	0.32	0.14	0.54	0.85	0.01	0.14	0.12	0.40	0.48	0.14	0.07	0.79
項目13	0.54	0.18	0.28	0.28	0.09	0.64	0.07	0.14	0.80	0.30	0.28	0.42	0.18	0.02	0.80
項目14	0.82	0.09	0.09	0.65	0.06	0.29	0.06	0.40	0.55	0.00	0.63	0.37	0.02	0.21	0.78
項目15	0.66	0.17	0.17	0.31	0.01	0.67	0.70	0.10	0.19	0.06	0.87	0.07	0.05	0.64	0.31
項目16	0.94	0.02	0.04	0.85	0.00	0.15	0.57	0.23	0.20	0.93	0.01	0.06	0.94	0.02	0.04
項目17	0.00	0.87	0.13	0.00	0.73	0.27	0.00	0.68	0.32	0.00	0.83	0.17	0.03	0.44	0.53
項目18	0.00	0.53	0.47	0.00	0.08	0.92	0.00	0.38	0.63	0.00	0.67	0.33	0.01	0.14	0.85
項目19	0.10	0.25	0.65	0.07	0.01	0.92	0.06	0.28	0.66	0.42	0.20	0.38	0.45	0.00	0.55
項目20	0.69	0.12	0.19	0.56	0.00	0.44	0.01	0.26	0.73	0.00	0.60	0.40	0.01	0.08	0.91

	仮想事例4			仮想事例5			仮想事例6			仮想事例7					
	クラス1($p_1 = 1.0$)			クラス1($p_1 = 1.0$)			クラス1($p_1 = 1.0$)			クラス1($p_1 = 0.60$)			クラス2($p_2 = 0.40$)		
	該当	非該当	不明	該当	非該当	不明	該当	非該当	不明	該当	非該当	不明	該当	非該当	不明
項目1	0.70	0.12	0.17	0.75	0.07	0.18	0.79	0.05	0.16	0.85	0.08	0.06	0.87	0.00	0.13
項目2	0.37	0.12	0.51	0.68	0.12	0.21	0.21	0.42	0.38	0.49	0.28	0.23	0.25	0.13	0.62
項目3	0.91	0.01	0.07	0.77	0.05	0.18	0.40	0.18	0.42	0.98	0.02	0.00	0.98	0.00	0.02
項目4	0.84	0.02	0.14	0.06	0.07	0.87	0.03	0.23	0.74	0.09	0.38	0.53	0.02	0.10	0.88
項目5	0.64	0.01	0.35	0.92	0.00	0.08	0.69	0.04	0.27	0.73	0.01	0.26	0.34	0.00	0.66
項目6	0.99	0.00	0.01	0.98	0.00	0.02	0.94	0.00	0.06	0.84	0.04	0.12	0.77	0.00	0.23
項目7	0.16	0.10	0.74	0.68	0.04	0.28	0.55	0.18	0.27	0.36	0.17	0.48	0.16	0.01	0.82
項目8	0.09	0.37	0.54	0.01	0.32	0.67	0.10	0.32	0.57	0.21	0.62	0.16	0.19	0.24	0.57
項目9	0.26	0.10	0.64	0.72	0.02	0.25	0.26	0.18	0.56	0.28	0.17	0.55	0.05	0.02	0.93
項目10	0.02	0.16	0.81	0.85	0.01	0.14	0.16	0.21	0.64	0.13	0.43	0.43	0.05	0.09	0.86
項目11	0.00	0.57	0.43	0.02	0.38	0.59	0.01	0.52	0.47	0.06	0.73	0.20	0.02	0.35	0.63
項目12	0.72	0.05	0.23	0.88	0.02	0.10	0.83	0.08	0.09	0.51	0.22	0.26	0.02	0.04	0.94
項目13	0.91	0.01	0.07	0.42	0.07	0.50	0.92	0.00	0.08	0.68	0.12	0.20	0.49	0.00	0.51
項目14	0.06	0.19	0.75	0.04	0.16	0.79	0.17	0.16	0.68	0.21	0.37	0.42	0.13	0.13	0.74
項目15	0.60	0.04	0.36	0.47	0.07	0.45	0.12	0.32	0.56	0.98	0.02	0.00	0.98	0.00	0.02
項目16	0.91	0.01	0.07	0.42	0.12	0.46	0.12	0.32	0.56	0.58	0.13	0.29	0.32	0.02	0.66
項目17	0.69	0.19	0.12	0.36	0.33	0.31	0.55	0.36	0.09	0.04	0.67	0.28	0.03	0.32	0.65
項目18	0.22	0.30	0.48	0.64	0.10	0.27	0.03	0.29	0.69	0.90	0.06	0.04	0.86	0.02	0.12
項目19	0.98	0.01	0.01	0.98	0.00	0.02	0.58	0.09	0.32	0.64	0.08	0.28	0.58	0.00	0.42
項目20	0.32	0.12	0.56	0.33	0.29	0.38	0.48	0.14	0.38	0.61	0.07	0.32	0.51	0.00	0.49

	仮想事例8			仮想事例9						仮想事例10			仮想事例11		
	クラス1($p_1 = 1.0$)			クラス1($p_1 = 0.50$)			クラス2($p_2 = 0.50$)			クラス1($p_1 = 1.0$)			クラス1($p_1 = 1.0$)		
	該当	非該当	不明	該当	非該当	不明	該当	非該当	不明	該当	非該当	不明	該当	非該当	不明
項目1	0.67	0.24	0.09	0.76	0.16	0.09	0.76	0.04	0.20	0.73	0.10	0.17	0.88	0.04	0.08
項目2	0.84	0.05	0.11	0.37	0.31	0.32	0.20	0.05	0.76	0.80	0.03	0.17	0.42	0.22	0.36
項目3	0.43	0.15	0.43	0.82	0.07	0.11	0.69	0.02	0.29	0.94	0.01	0.04	0.61	0.12	0.27
項目4	0.99	0.00	0.01	0.70	0.19	0.11	0.66	0.01	0.33	0.54	0.14	0.31	0.04	0.13	0.83
項目5	0.45	0.20	0.35	0.85	0.02	0.13	0.54	0.00	0.46	0.81	0.00	0.19	0.51	0.02	0.46
項目6	0.43	0.17	0.40	0.80	0.09	0.10	0.65	0.03	0.32	0.99	0.00	0.01	0.93	0.00	0.07
項目7	0.99	0.00	0.01	0.69	0.06	0.25	0.35	0.00	0.65	0.82	0.02	0.16	0.31	0.13	0.56
項目8	0.43	0.41	0.16	0.08	0.87	0.05	0.02	0.67	0.31	0.22	0.42	0.36	0.01	0.75	0.24
項目9	0.67	0.01	0.32	0.32	0.18	0.50	0.11	0.00	0.89	0.89	0.03	0.08	0.77	0.04	0.20
項目10	0.64	0.00	0.36	0.39	0.21	0.40	0.25	0.06	0.69	0.62	0.17	0.21	0.61	0.08	0.31
項目11	0.73	0.04	0.23	0.39	0.28	0.33	0.32	0.08	0.60	0.11	0.70	0.19	0.02	0.65	0.33
項目12	0.55	0.27	0.19	0.93	0.05	0.02	0.74	0.05	0.21	0.72	0.03	0.24	0.86	0.02	0.12
項目13	0.52	0.11	0.37	0.99	0.00	0.01	0.96	0.00	0.04	0.26	0.12	0.62	0.93	0.01	0.06
項目14	0.01	0.55	0.44	0.06	0.30	0.64	0.04	0.04	0.92	0.06	0.11	0.83	0.27	0.27	0.46
項目15	0.64	0.15	0.21	0.51	0.17	0.32	0.23	0.06	0.71	0.51	0.11	0.38	0.93	0.04	0.03
項目16	0.05	0.41	0.53	0.45	0.10	0.46	0.08	0.00	0.92	0.12	0.08	0.80	0.35	0.16	0.49
項目17	0.03	0.93	0.04	0.00	0.92	0.08	0.02	0.82	0.15	0.10	0.37	0.53	0.01	0.92	0.08
項目18	0.00	0.52	0.48	0.02	0.71	0.27	0.00	0.20	0.80	0.13	0.28	0.59	0.17	0.23	0.60
項目19	0.16	0.29	0.55	0.76	0.16	0.09	0.57	0.02	0.41	0.48	0.07	0.46	0.43	0.03	0.54
項目20	0.52	0.20	0.28	0.66	0.23	0.11	0.50	0.06	0.45	0.04	0.14	0.81	0.06	0.37	0.57

仮想事例12			
クラス1($p_1 = 1.0$)			
	該当	非該当	不明
項目1	0.73	0.06	0.21
項目2	0.87	0.03	0.10
項目3	0.77	0.04	0.19
項目4	0.13	0.36	0.51
項目5	0.80	0.03	0.17
項目6	0.27	0.24	0.49
項目7	0.80	0.00	0.20
項目8	0.34	0.23	0.43
項目9	0.96	0.00	0.04
項目10	0.10	0.31	0.59
項目11	0.11	0.66	0.23
項目12	0.67	0.07	0.26
項目13	0.41	0.14	0.44
項目14	0.06	0.17	0.77
項目15	0.50	0.11	0.39
項目16	0.31	0.29	0.40
項目17	0.00	0.80	0.20
項目18	0.00	0.46	0.54
項目19	0.24	0.31	0.44
項目20	0.29	0.06	0.66

6.3.3.3 組織区分ごとの潜在クラス帰属割合

組織区分の違いが潜在クラスへの帰属割合にどのように関係するかを分析した。推定された潜在クラスモデルのクラス数が2となった仮想事例1、3、7、9において、組織区分ごとの回答が各潜在クラスへ帰属する割合を表6.3.3.3に示す。

表6.3.3.3 組織区分ごとの潜在クラス帰属数と帰属割合

	仮想事例1		仮想事例3		仮想事例7		仮想事例9	
	クラス1	2不明指向	クラス1	2不明指向	クラス1	2不明指向	クラス1	2不明指向
市区町村	69件 (51%)	65件 (49%)	50件 (40%)	76件 (60%)	80件 (60%)	54件 (40%)	66件 (51%)	63件 (49%)
児童相談所	25件 (64%)	14件 (36%)	19件 (42%)	26件 (58%)	17件 (61%)	11件 (39%)	18件 (49%)	19件 (51%)
合計	94件 (54%)	79件 (46%)	69件 (40%)	102件 (60%)	97件 (60%)	65件 (40%)	84件 (51%)	82件 (49%)

市区町村のほうが児童相談所よりも不明指向クラスへの帰属割合が大きくなるケースとしては、仮想事例1があった。その他の仮想事例3、7、9では、組織区分によって帰属割合に大きな差は生じなかった。

6.3.3.4 組織区分・経験年数区分ごとの潜在クラス帰属割合

組織区分の違いに加えて、さらに経験年数区分の違いが潜在クラスへの帰属割合にどのように関係するかを分析した。推定された潜在クラスモデルのクラス数が2となった仮想事例1、3、7、9において、組織区分・経験年数区分ごとの回答が各潜在クラスへ帰属する割合を表6.3.3.4に示す。なお、本分析における経験年数とは、児童虐待現場に携わっていた期間の累計である。また、「児童虐待現場に携わっていない」と答えた回答はN/Aに分類した。

表6.3.3.4 組織区分・経験年数区分ごとの潜在クラス帰属数と帰属割合

		仮想事例1		仮想事例3		仮想事例7		仮想事例9	
		クラス1	2不明指向	クラス1	2不明指向	クラス1	2不明指向	クラス1	2不明指向
市区 町村	5年以上	12件(55%)	10件(45%)	10件(31%)	22件(69%)	19件(53%)	17件(47%)	13件(50%)	13件(50%)
	5年未満	51件(51%)	49件(49%)	35件(41%)	50件(59%)	50件(59%)	35件(41%)	45件(50%)	45件(50%)
	N/A	6件(50%)	6件(50%)	5件(56%)	4件(44%)	11件(85%)	2件(15%)	8件(62%)	5件(38%)
児童 相談所	5年以上	15件(65%)	8件(35%)	9件(41%)	13件(59%)	9件(60%)	6件(40%)	9件(41%)	13件(59%)
	5年未満	8件(62%)	5件(38%)	9件(43%)	12件(57%)	8件(62%)	5件(38%)	8件(57%)	6件(43%)
	N/A	2件(67%)	1件(33%)	1件(50%)	1件(50%)	0件(0%)	0件(0%)	1件(100%)	0件(0%)

経験年数区分の違いによって不明指向クラスへの帰属割合に差が生じたのは、仮想事例3と9であった。仮想事例3では、市区町村において、経験年数5年以上のほうが5年未満よりも不明指向クラスへの帰属割合が大きかった。一方、仮想事例9では、児童相談所において、経験年数5年以上のほうが5年未満よりも不明指向クラスへの帰属割合が大きかった。その他の仮想事例および組織区分においては、帰属割合にそれほど大きな差は見られなかった。

6.4 考察（潜在クラス分析）

6.3.3.2で見たように、各仮想事例に対して推定された潜在クラスモデルには、クラス数が1となる場合と、2となる場合があった。クラス数が2となった潜在クラスモデルは、不明指向クラスとそれ以外のクラスの二つから構成されていた。なお、BICに基づくクラス数の決定においてクラス数が1とされた仮想事例においても、仮想事例8を除けば、クラス数を2と設定した場合に得られる潜在クラスモデルは不明指向クラスを有していた。不明指向クラスは、6.2.3.1で述べた通り、20個の必須アセスメント項目全体にわたって不明と回答しやすい傾向を示すものとして捉えられる。そのような傾向が事例によっては現れ得るということを、本分析の結果は示唆している。

さらに、本分析では組織区分と経験年数区分の違いが各潜在クラスへの帰属割合にどのように関係するかについても考察した。その結果、不明指向クラスへの帰属のしやすさ、すなわちアセスメント項目全体にわたって不明と回答しやすい傾向の度合いは、組織区分や経験年数区分の違いによって変わり得ることを示唆するケースがいくらか見られた。しかし、その関係性を強く示唆すると言えるほどの結果は得られなかった。

アセスメント項目全体にわたって不明と回答しやすい傾向を有する回答者群の特徴を捉えるためには、より詳細な調査や分析が必要であろう。例えば、不明と回答するか否かについてアセスメント項目間の相関を分析することや、事例やアセスメント項目の意味内容に踏み込んだ上で不明と回答しやすい者の特徴を分析することなどによって、さらなる知見を得られる可能性もあるように思われる。

6.5 結果（傾向スコアマッチング）

6.3節および6.4節の潜在クラス分析から、経験年数区分の違いにより同じ仮想事例でもアセスメント項目の回答結果に差が出る可能性が示唆された。一方で、潜在クラス分析は区分の違いが項目全体の回答傾向に与える影響を抽出したものであって、項目別の回答傾向については説明を与えていない。しかし実際には、経験年数区分の違いによって項目別の回答傾向の違い、つまり、回答傾向に影響を受けやすい項目と受けにくい項目が存在する可能性がある。そのため、本節では項目別の評定者間一致性、つまり、経験年数区分の違いが個々の項目の回答傾向に与える影響について調査する。具体的には、傾向スコアマッチングを用いて共変量による影響を調整した上で、経験年数5年未満と5年以上による回答傾向の違いを仮想事例別・項目別に比較する。

6.5.1 使用データ

まず、Web調査票パート1およびパート2より得たデータにおいて、本節の分析で用いる共変量を表6.5.1の通りに決定した。本節では、これらの共変量およびパート2の仮想事例に対するアセスメント項目の評価に欠損のないデータを抽出し、分析に用いる。この抽出の結果、経験年数5年未満のデータおよび経験年数5年以上のデータのデータ数は表6.5.2の通りとなった。なお、調査票の質問内容より、児童虐待現場に携わった経験の無い回答者については経験年数の欄は未回答となっている。そのため、経験年数が未回答のデータについては経験年数が0であるとみなしてデータの処理を行った。次に、このデータを仮想事例別に分け、表6.5.1に示した共変量を用いて傾向スコアを算出する。その後、データを経験年数5年未満と5年以上の群に分け、傾向スコアマッチングを実施する。こうして得られたデータに対し、経験年数区分の違いにより20個の必須アセスメント項目の回答傾向が異なっていたかどうかをカイ2乗検定により検定する。

表6.5.1 本節にて用いる共変量の一覧

変数	値	定義
管轄人口	数値	2020年4月時点での管轄人口
現在対応中の対応件数	数値	現在対応中の児童虐待相談対応件数
18歳未満在住比率	数値	管轄地域の一般世帯数に対する18歳未満の在住している一般世帯数の比率
核世帯家族比率	数値	管轄地域の一般世帯数に対する1核世帯家族の在住している一般世帯数の比率
20歳未満人口割合	数値	管轄地域における20歳未満の人口割合
65歳以上人口割合	数値	管轄地域における65歳以上の人口割合
組織ダミー	0：市区町村, 1：児童相談所	回答者の所属組織
シート利用ダミー	0：リスクアセスメントシートを使用していない, 1：リスクアセスメントシートを使用している	リスクアセスメントシートの有無

表6.5.2 本節にて用いるデータのデータ数

	データ数		
	経験年数5年未満	経験年数5年以上	全体
模擬事例1	113	42	155
模擬事例2	56	24	80
模擬事例3	108	54	162
模擬事例4	52	27	79
模擬事例5	106	52	158
模擬事例6	50	25	75
模擬事例7	102	50	152
模擬事例8	47	24	71
模擬事例9	107	45	152
模擬事例10	56	24	80
模擬事例11	106	45	151
模擬事例12	46	18	64
全体	949	430	1379

6.5.2 使用データの基礎集計

まず、用いる変数の基本統計量を示す。表6.5.3および表6.5.4は使用する変数のうち、数値データに関する基本統計量を示している。表6.5.5はカテゴリカルデータのデータ数を示しており、組織ダミー、シート利用ダミーそれぞれについて0と回答したデータ数と1と回答したデータ数を記載している。

表6.5.3 基本統計量（数値データ）仮想事例1～6

事例	変数	平均値	標準偏差	最小値	中央値	最大値
仮想事例1	管轄人口	298016.57	1510740.29	568	55693	18630000
	現在対応中の対応件数	198.46	371.15	0	79	2988
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.04	0.1	0.23	0.38
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.06	0.39	0.57	0.74
	人口20歳未満_割合	0.17	0.02	0.09	0.17	0.25
	人口65歳以上_割合	0.29	0.06	0.18	0.29	0.48
仮想事例2	管轄人口	189656.45	263453.59	568	56096	982781
	現在対応中の対応件数	194.24	301.89	0	88	1727
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.04	0.11	0.23	0.38
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.06	0.43	0.57	0.74
	人口20歳未満_割合	0.17	0.02	0.11	0.17	0.25
	人口65歳以上_割合	0.3	0.05	0.18	0.31	0.45
仮想事例3	管轄人口	204678.51	275852.18	568	75853	1358387
	現在対応中の対応件数	224.27	305.8	0	93.5	1727
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.04	0.11	0.23	0.38
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.06	0.41	0.56	0.74
	人口20歳未満_割合	0.17	0.02	0.11	0.17	0.25
	人口65歳以上_割合	0.3	0.06	0.17	0.29	0.49
仮想事例4	管轄人口	213357.42	282055.92	712	103794	1358387
	現在対応中の対応件数	274.24	345.3	0	128	1372
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.04	0.12	0.22	0.33
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.56	0.06	0.4	0.56	0.72
	人口20歳未満_割合	0.17	0.02	0.1	0.17	0.23
	人口65歳以上_割合	0.29	0.06	0.17	0.28	0.49
仮想事例5	管轄人口	189098.22	273771.46	712	76441.5	1358387
	現在対応中の対応件数	233.92	332.65	0	94.5	1620
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.04	0.1	0.22	0.33
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.06	0.38	0.56	0.72
	人口20歳未満_割合	0.17	0.02	0.09	0.17	0.24
	人口65歳以上_割合	0.29	0.07	0.15	0.28	0.54
仮想事例6	管轄人口	147788.23	236925.45	1410	67704	1318363
	現在対応中の対応件数	202.43	356.52	0	56	1620
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.03	0.13	0.23	0.3
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.06	0.38	0.57	0.7
	人口20歳未満_割合	0.17	0.02	0.12	0.17	0.24
	人口65歳以上_割合	0.29	0.06	0.15	0.28	0.45

表6.5.4 基本統計量 (数値データ) 仮想事例 7~12

事例	変数	平均値	標準偏差	最小値	中央値	最大値
仮想事例7	管轄人口	188456.2	336059.24	1410	60285	1958408
	現在対応中の対応件数	190.67	335.69	0	62.5	1624
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.04	0.13	0.23	0.33
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.06	0.33	0.57	0.7
	人口20歳未満_割合	0.17	0.02	0.12	0.17	0.24
	人口65歳以上_割合	0.29	0.06	0.15	0.28	0.45
仮想事例8	管轄人口	255967.72	421376.07	1951	70798	1958408
	現在対応中の対応件数	190.72	324.02	0	65	1624
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.04	0.13	0.23	0.31
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.56	0.07	0.33	0.57	0.69
	人口20歳未満_割合	0.17	0.02	0.12	0.17	0.23
	人口65歳以上_割合	0.29	0.06	0.17	0.28	0.44
仮想事例9	管轄人口	209016.51	350051.4	321	54308	1958408
	現在対応中の対応件数	195.28	316.76	0	65	1624
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.05	0.08	0.22	0.33
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.07	0.33	0.58	0.75
	人口20歳未満_割合	0.17	0.03	0.08	0.17	0.23
	人口65歳以上_割合	0.3	0.07	0.17	0.29	0.58
仮想事例10	管轄人口	166626.42	264103.84	321	43638.5	1404449
	現在対応中の対応件数	213.22	331.2	0	65.5	1417
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.05	0.08	0.23	0.33
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.57	0.07	0.33	0.58	0.69
	人口20歳未満_割合	0.17	0.03	0.08	0.17	0.23
	人口65歳以上_割合	0.3	0.07	0.17	0.29	0.58
仮想事例11	管轄人口	288694.37	1522814.98	321	48533	18630000
	現在対応中の対応件数	217.95	393.32	0	76	2988
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.05	0.08	0.23	0.34
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.56	0.07	0.33	0.58	0.69
	人口20歳未満_割合	0.17	0.03	0.08	0.17	0.24
	人口65歳以上_割合	0.29	0.07	0.17	0.29	0.58
仮想事例12	管轄人口	444976.27	2318472.47	1018	62920.5	18630000
	現在対応中の対応件数	229.38	477.64	0	77.5	2988
	一般世帯数_18歳未満在住_比率	0.22	0.05	0.1	0.22	0.31
	一般世帯数_核世帯家族_比率	0.56	0.07	0.39	0.57	0.67
	人口20歳未満_割合	0.17	0.03	0.09	0.17	0.24
	人口65歳以上_割合	0.29	0.06	0.18	0.27	0.48

表6.5.5 データ数 (カテゴリカルデータ)

事例	変数	0	1
仮想事例1	組織ダミー	119	36
	シート利用ダミー	32	123
仮想事例2	組織ダミー	57	23
	シート利用ダミー	13	67
仮想事例3	組織ダミー	117	45
	シート利用ダミー	38	124
仮想事例4	組織ダミー	57	22
	シート利用ダミー	24	55
仮想事例5	組織ダミー	128	30
	シート利用ダミー	42	116
仮想事例6	組織ダミー	68	7
	シート利用ダミー	17	58
仮想事例7	組織ダミー	125	27
	シート利用ダミー	36	116
仮想事例8	組織ダミー	52	19
	シート利用ダミー	15	56
仮想事例9	組織ダミー	120	32
	シート利用ダミー	38	114
仮想事例10	組織ダミー	67	13
	シート利用ダミー	23	57
仮想事例11	組織ダミー	121	30
	シート利用ダミー	38	113
仮想事例12	組織ダミー	49	15
	シート利用ダミー	16	48

6.5.3 回答者属性による回答傾向の比較結果 (傾向スコアマッチング)

傾向スコアを用いたマッチングの結果得られたデータセットについての分析結果を以下に示していく。まず、表6.5.6はマッチング前後での各共変量における標準化平均差の絶対値を示している。

表6.5.6 各共変量の標準化平均差の絶対値

事例	変数	マッチング前	マッチング後	事例	変数	マッチング前	マッチング後
		標準化平均差	標準化平均差			標準化平均差	標準化平均差
仮想事例1	管轄人口	0.27	0.05	仮想事例7	管轄人口	0.13	0.01
	現在対応中の対応件数	0.19	0.04		現在対応中の対応件数	0.02	0.05
	18歳未満在住比率	0.12	0.16		18歳未満在住比率	0.11	0.11
	核世帯家族比率	0.03	0.22		核世帯家族比率	0.12	0.05
	20歳未満人口割合	0.15	0.15		20歳未満人口割合	0.17	0.19
	65歳以上人口割合	0.17	0.30		65歳以上人口割合	0.02	0.08
	組織ダメー	0.94	0.83		組織ダメー	0.46	0.39
	シート利用ダメー	0.41	0.15		シート利用ダメー	0.53	0.56
仮想事例2	管轄人口	0.43	0.03	仮想事例8	管轄人口	0.15	0.07
	現在対応中の対応件数	0.38	0.10		現在対応中の対応件数	0.10	0.06
	18歳未満在住比率	0.31	0.20		18歳未満在住比率	0.05	0.06
	核世帯家族比率	0.01	0.05		核世帯家族比率	0.49	0.46
	20歳未満人口割合	0.14	0.22		20歳未満人口割合	0.35	0.42
	65歳以上人口割合	0.23	0.12		65歳以上人口割合	0.03	0.01
	組織ダメー	0.53	0.26		組織ダメー	0.81	0.53
	シート利用ダメー	0.15	0.12		シート利用ダメー	0.17	0.11
仮想事例3	管轄人口	0.42	0.01	仮想事例9	管轄人口	0.26	0.02
	現在対応中の対応件数	0.39	0.03		現在対応中の対応件数	0.23	0.09
	18歳未満在住比率	0.22	0.02		18歳未満在住比率	0.01	0.12
	核世帯家族比率	0.10	0.02		核世帯家族比率	0.05	0.11
	20歳未満人口割合	0.29	0.01		20歳未満人口割合	0.18	0.06
	65歳以上人口割合	0.51	0.17		65歳以上人口割合	0.12	0.17
	組織ダメー	0.43	0.08		組織ダメー	0.80	0.49
	シート利用ダメー	0.40	0.10		シート利用ダメー	0.33	0.12
仮想事例4	管轄人口	0.52	0.26	仮想事例10	管轄人口	0.59	0.21
	現在対応中の対応件数	0.48	0.32		現在対応中の対応件数	0.51	0.02
	18歳未満在住比率	0.16	0.23		18歳未満在住比率	0.15	0.50
	核世帯家族比率	0.43	0.59		核世帯家族比率	0.01	0.07
	20歳未満人口割合	0.40	0.34		20歳未満人口割合	0.00	0.04
	65歳以上人口割合	0.46	0.42		65歳以上人口割合	0.01	0.14
	組織ダメー	0.84	0.64		組織ダメー	1.12	0.93
	シート利用ダメー	0.41	0.50		シート利用ダメー	0.41	0.39
仮想事例5	管轄人口	0.55	0.30	仮想事例11	管轄人口	0.30	0.29
	現在対応中の対応件数	0.29	0.28		現在対応中の対応件数	0.41	0.15
	18歳未満在住比率	0.07	0.12		18歳未満在住比率	0.14	0.39
	核世帯家族比率	0.04	0.09		核世帯家族比率	0.22	0.12
	20歳未満人口割合	0.22	0.06		20歳未満人口割合	0.34	0.47
	65歳以上人口割合	0.34	0.20		65歳以上人口割合	0.44	0.32
	組織ダメー	0.72	0.49		組織ダメー	1.03	0.78
	シート利用ダメー	0.48	0.34		シート利用ダメー	0.42	0.29
仮想事例6	管轄人口	0.05	0.20	仮想事例12	管轄人口	0.14	0.05
	現在対応中の対応件数	0.09	0.14		現在対応中の対応件数	0.13	0.16
	18歳未満在住比率	0.22	0.22		18歳未満在住比率	0.26	0.17
	核世帯家族比率	0.12	0.22		核世帯家族比率	0.58	0.38
	20歳未満人口割合	0.08	0.02		20歳未満人口割合	0.40	0.20
	65歳以上人口割合	0.04	0.19		65歳以上人口割合	0.43	0.07
	組織ダメー	0.13	0.13		組織ダメー	0.87	0.76
	シート利用ダメー	0.41	0.41		シート利用ダメー	0.73	0.36

前述の通り、2群間の共変量のバランスが取れていることを確認する際、各変数における標準化平均差の絶対値は0.1以下であることが推奨されている。ここで、表6.5.6より、いくつかの共変量においては0.1を超える結果となった。また、マッチング前後での標準化平均差の絶対値を比較すると、概ねマッチング後の方が標準化平均差の絶対値は小さくなっており、マッチング後の方が共変量のバランスが取れていることが分かる。しかしいくつかの事例において、マッチング前の時点で既に標準化平均差の絶対値が小さい共変量についてはマッチング前に比べマッチング後の標準化平均差の絶対値が大きくなるような傾向が見られた。

続いて、マッチング後の経験年数5年未満の群と5年以上の群について、仮想事例別に20個の必須アセスメント項目に関する回答の傾向に違いがあるかどうかの調査結果を示す。マッチングを行った後のデータセットを用いて、仮想事例別、項目別に経験年数5年未満と5年以上での回答比率を集計した。表6. 5. 7は仮想事例1から仮想事例3、表6. 5. 8は仮想事例4から仮想事例6、表6. 5. 9は仮想事例7から仮想事例9、表6. 5. 10は仮想事例10から仮想事例12における結果を示している。なお、各仮想事例のデータ数は表6. 5. 11に示した。

表6. 5. 7 経験年数5年未満と5年以上でのアセスメント項目1～20の回答比率（仮想事例1-仮想事例3）

仮想事例1				仮想事例2				仮想事例3				
項目	該当	非該当	不明/情報未取得	項目	該当	非該当	不明/情報未取得	項目	該当	非該当	不明/情報未取得	
1	5年未満(n=41)	0.51	0.22	0.27	5年未満(n=24)	0.46	0.17	0.38	5年未満(n=54)	0.28	0.43	0.30
	5年以上(n=41)	0.73	0.12	0.15	5年以上(n=24)	0.76	0.04	0.21	5年以上(n=54)	0.31	0.17	0.52
2	5年未満(n=41)	0.59	0.07	0.34	5年未満(n=24)	0.88	0.00	0.12	5年未満(n=54)	0.19	0.19	0.63
	5年以上(n=41)	0.88	0.05	0.27	5年以上(n=24)	0.96	0.00	0.04	5年以上(n=54)	0.09	0.24	0.67
3	5年未満(n=41)	0.41	0.22	0.37	5年未満(n=24)	0.83	0.04	0.12	5年未満(n=54)	0.50	0.11	0.39
	5年以上(n=41)	0.49	0.20	0.32	5年以上(n=24)	1.00	0.00	0.00	5年以上(n=54)	0.43	0.07	0.50
4	5年未満(n=41)	0.93	0.00	0.07	5年未満(n=24)	0.29	0.21	0.50	5年未満(n=54)	0.46	0.19	0.35
	5年以上(n=41)	0.83	0.02	0.05	5年以上(n=24)	0.46	0.12	0.42	5年以上(n=54)	0.39	0.13	0.48
5	5年未満(n=41)	0.44	0.12	0.44	5年未満(n=24)	0.88	0.04	0.08	5年未満(n=54)	0.20	0.06	0.74
	5年以上(n=41)	0.41	0.17	0.41	5年以上(n=24)	0.83	0.00	0.17	5年以上(n=54)	0.17	0.02	0.81
6	5年未満(n=41)	0.22	0.20	0.57	5年未満(n=24)	0.54	0.21	0.25	5年未満(n=54)	0.81	0.06	0.13
	5年以上(n=41)	0.32	0.15	0.54	5年以上(n=24)	0.79	0.08	0.12	5年以上(n=54)	0.83	0.00	0.17
7	5年未満(n=41)	0.59	0.02	0.39	5年未満(n=24)	0.92	0.04	0.04	5年未満(n=54)	0.24	0.07	0.69
	5年以上(n=41)	0.63	0.05	0.32	5年以上(n=24)	0.71	0.00	0.29	5年以上(n=54)	0.33	0.09	0.57
8	5年未満(n=41)	0.78	0.10	0.12	5年未満(n=24)	0.00	0.72	0.29	5年未満(n=54)	0.00	0.61	0.39
	5年以上(n=41)	0.80	0.12	0.07	5年以上(n=24)	0.00	0.62	0.38	5年以上(n=54)	0.00	0.50	0.44
9	5年未満(n=41)	0.85	0.02	0.12	5年未満(n=24)	0.88	0.04	0.08	5年未満(n=54)	0.09	0.17	0.74
	5年以上(n=41)	0.90	0.07	0.02	5年以上(n=24)	0.79	0.04	0.17	5年以上(n=54)	0.11	0.09	0.80
10	5年未満(n=41)	1.00	0.00	0.00	5年未満(n=24)	0.08	0.17	0.75	5年未満(n=54)	0.02	0.13	0.85
	5年以上(n=41)	0.95	0.00	0.05	5年以上(n=24)	0.12	0.17	0.71	5年以上(n=54)	0.07	0.09	0.83
11	5年未満(n=41)	0.61	0.20	0.20	5年未満(n=24)	0.08	0.42	0.50	5年未満(n=54)	0.00	0.56	0.44
	5年以上(n=41)	0.49	0.32	0.20	5年以上(n=24)	0.04	0.46	0.50	5年以上(n=54)	0.00	0.59	0.41
12	5年未満(n=41)	0.59	0.17	0.24	5年未満(n=24)	0.83	0.00	0.17	5年未満(n=54)	0.10	0.13	0.72
	5年以上(n=41)	0.44	0.32	0.24	5年以上(n=24)	0.88	0.00	0.12	5年以上(n=54)	0.11	0.17	0.72
13	5年未満(n=41)	0.59	0.05	0.37	5年未満(n=24)	0.04	1.12	0.83	5年未満(n=54)	0.19	0.15	0.67
	5年以上(n=41)	0.37	0.22	0.41	5年以上(n=24)	0.17	0.08	0.75	5年以上(n=54)	0.13	0.07	0.80
14	5年未満(n=41)	0.76	0.05	0.20	5年未満(n=24)	0.04	0.38	0.58	5年未満(n=54)	0.00	0.41	0.59
	5年以上(n=41)	0.71	0.10	0.20	5年以上(n=24)	0.08	0.38	0.54	5年以上(n=54)	0.00	0.31	0.69
15	5年未満(n=41)	0.49	0.02	0.49	5年未満(n=24)	0.67	0.17	0.17	5年未満(n=54)	0.09	0.74	0.17
	5年以上(n=41)	0.61	0.10	0.29	5年以上(n=24)	0.83	0.00	0.17	5年以上(n=54)	0.04	0.69	0.28
16	5年未満(n=41)	0.93	0.00	0.07	5年未満(n=24)	0.42	0.42	0.17	5年未満(n=54)	0.89	0.02	0.09
	5年以上(n=41)	0.90	0.00	0.10	5年以上(n=24)	0.71	0.12	0.17	5年以上(n=54)	0.94	0.02	0.04
17	5年未満(n=41)	0.00	0.83	0.17	5年未満(n=24)	0.00	0.67	0.33	5年未満(n=54)	0.00	0.61	0.39
	5年以上(n=41)	0.00	0.83	0.17	5年以上(n=24)	0.00	0.67	0.33	5年以上(n=54)	0.04	0.54	0.43
18	5年未満(n=41)	0.00	0.34	0.66	5年未満(n=24)	0.00	0.38	0.62	5年未満(n=54)	0.00	0.33	0.67
	5年以上(n=41)	0.00	0.22	0.78	5年以上(n=24)	0.00	0.29	0.71	5年以上(n=54)	0.00	0.43	0.57
19	5年未満(n=41)	0.07	0.12	0.80	5年未満(n=24)	0.04	0.21	0.75	5年未満(n=54)	0.37	0.11	0.52
	5年以上(n=41)	0.10	0.12	0.78	5年以上(n=24)	0.00	0.38	0.62	5年以上(n=54)	0.57	0.04	0.39
20	5年未満(n=41)	0.68	0.05	0.27	5年未満(n=24)	0.00	0.25	0.75	5年未満(n=54)	0.00	0.31	0.69
	5年以上(n=41)	0.66	0.07	0.27	5年以上(n=24)	0.00	0.33	0.67	5年以上(n=54)	0.00	0.26	0.74

表6.5.8 経験年数5年未満と5年以上での
アセスメント項目1～20の回答比率（仮想事例4-仮想事例6）

仮想事例4

仮想事例5

仮想事例6

項目	(但し小計第3位で四捨五入済み)				項目	(但し小計第3位で四捨五入済み)				項目	(但し小計第3位で四捨五入済み)			
1	事例4	該当	非該当	不明/情報未取得	1	事例5	該当	非該当	不明/情報未取得	1	事例6	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=27)	0.67	0.12	0.22		5年未満(n=52)	0.79	0.08	0.13		5年未満(n=25)	0.84	0.04	0.12
	5年以上(n=27)	0.81	0.11	0.07		5年以上(n=52)	0.81	0.06	0.13		5年以上(n=25)	0.92	0.04	0.04
2	事例4	該当	非該当	不明/情報未取得	2	事例5	該当	非該当	不明/情報未取得	2	事例6	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=27)	0.37	0.28	0.37		5年未満(n=52)	0.71	0.06	0.23		5年未満(n=25)	0.20	0.52	0.28
	5年以上(n=27)	0.33	0.67	0.59		5年以上(n=52)	0.77	0.13	0.10		5年以上(n=25)	0.20	0.44	0.36
3	事例4	該当	非該当	不明/情報未取得	3	事例5	該当	非該当	不明/情報未取得	3	事例6	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=27)	0.89	0.04	0.07		5年未満(n=52)	0.79	0.04	0.17		5年未満(n=25)	0.36	0.29	0.44
	5年以上(n=27)	1.00	0.00	0.00		5年以上(n=52)	0.85	0.04	0.12		5年以上(n=25)	0.56	0.04	0.40
4	事例4	該当	非該当	不明/情報未取得	4	事例5	該当	非該当	不明/情報未取得	4	事例6	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=27)	0.81	0.00	0.19		5年未満(n=52)	0.06	0.08	0.87		5年未満(n=25)	0.04	0.12	0.84
	5年以上(n=27)	0.93	0.00	0.04		5年以上(n=52)	0.08	0.02	0.90		5年以上(n=25)	0.00	0.16	0.84
5	事例4	該当	非該当	不明/情報未取得	5	事例5	該当	非該当	不明/情報未取得	5	事例6	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=27)	0.59	0.00	0.41		5年未満(n=52)	0.92	0.00	0.08		5年未満(n=25)	0.88	0.00	0.12
	5年以上(n=27)	0.81	0.00	0.19		5年以上(n=52)	0.96	0.00	0.04		5年以上(n=25)	0.68	0.04	0.28
6	事例4	該当	非該当	不明/情報未取得	6	事例5	該当	非該当	不明/情報未取得	6	事例6	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=27)	1.00	0.00	0.00		5年未満(n=52)	0.96	0.00	0.00		5年未満(n=25)	0.96	0.00	0.04
	5年以上(n=27)	1.00	0.00	0.00		5年以上(n=52)	0.98	0.00	0.02		5年以上(n=25)	0.96	0.00	0.04
7	事例4	該当	非該当	不明/情報未取得	7	事例5	該当	非該当	不明/情報未取得	7	事例6	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=27)	0.11	0.19	0.74		5年未満(n=52)	0.67	0.02	0.31		5年未満(n=25)	0.64	0.12	0.24
	5年以上(n=27)	0.19	0.67	0.74		5年以上(n=52)	0.69	0.04	0.27		5年以上(n=25)	0.68	0.08	0.24
8	事例4	該当	非該当	不明/情報未取得	8	事例5	該当	非該当	不明/情報未取得	8	事例6	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=27)	0.00	0.37	0.63		5年未満(n=52)	0.02	0.33	0.63		5年未満(n=25)	0.08	0.29	0.72
	5年以上(n=27)	0.07	0.41	0.52		5年以上(n=52)	0.02	0.25	0.73		5年以上(n=25)	0.16	0.36	0.48
9	事例4	該当	非該当	不明/情報未取得	9	事例5	該当	非該当	不明/情報未取得	9	事例6	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=27)	0.30	0.11	0.59		5年未満(n=52)	0.73	0.04	0.23		5年未満(n=25)	0.32	0.12	0.56
	5年以上(n=27)	0.27	0.19	0.63		5年以上(n=52)	0.81	0.00	0.19		5年以上(n=25)	0.24	0.32	0.44
10	事例4	該当	非該当	不明/情報未取得	10	事例5	該当	非該当	不明/情報未取得	10	事例6	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=27)	0.04	0.22	0.74		5年未満(n=52)	0.85	0.02	0.13		5年未満(n=25)	0.16	0.16	0.68
	5年以上(n=27)	0.04	0.19	0.78		5年以上(n=52)	0.87	0.02	0.12		5年以上(n=25)	0.16	0.24	0.60
11	事例4	該当	非該当	不明/情報未取得	11	事例5	該当	非該当	不明/情報未取得	11	事例6	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=27)	0.00	0.52	0.48		5年未満(n=52)	0.06	0.27	0.67		5年未満(n=25)	0.04	0.52	0.44
	5年以上(n=27)	0.00	0.67	0.33		5年以上(n=52)	0.02	0.40	0.58		5年以上(n=25)	0.00	0.52	0.48
12	事例4	該当	非該当	不明/情報未取得	12	事例5	該当	非該当	不明/情報未取得	12	事例6	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=27)	0.89	0.04	0.07		5年未満(n=52)	0.90	0.00	0.10		5年未満(n=25)	0.92	0.04	0.08
	5年以上(n=27)	0.93	0.00	0.07		5年以上(n=52)	0.88	0.02	0.10		5年以上(n=25)	0.88	0.08	0.04
13	事例4	該当	非該当	不明/情報未取得	13	事例5	該当	非該当	不明/情報未取得	13	事例6	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=27)	0.92	0.04	0.04		5年未満(n=52)	0.93	0.12	0.56		5年未満(n=25)	0.92	0.00	0.08
	5年以上(n=27)	0.98	0.00	0.04		5年以上(n=52)	0.90	0.02	0.48		5年以上(n=25)	1.00	0.00	0.00
14	事例4	該当	非該当	不明/情報未取得	14	事例5	該当	非該当	不明/情報未取得	14	事例6	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=27)	0.04	0.19	0.76		5年未満(n=52)	0.04	0.21	0.75		5年未満(n=25)	0.12	0.08	0.80
	5年以上(n=27)	0.07	0.28	0.67		5年以上(n=52)	0.04	0.15	0.81		5年以上(n=25)	0.12	0.20	0.68
15	事例4	該当	非該当	不明/情報未取得	15	事例5	該当	非該当	不明/情報未取得	15	事例6	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=27)	0.52	0.11	0.37		5年未満(n=52)	0.46	0.12	0.42		5年未満(n=25)	0.08	0.32	0.60
	5年以上(n=27)	0.74	0.00	0.26		5年以上(n=52)	0.50	0.04	0.46		5年以上(n=25)	0.20	0.32	0.48
16	事例4	該当	非該当	不明/情報未取得	16	事例5	該当	非該当	不明/情報未取得	16	事例6	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=27)	0.93	0.04	0.04		5年未満(n=52)	0.42	0.13	0.44		5年未満(n=25)	0.16	0.32	0.52
	5年以上(n=27)	0.85	0.00	0.15		5年以上(n=52)	0.44	0.04	0.52		5年以上(n=25)	0.16	0.24	0.60
17	事例4	該当	非該当	不明/情報未取得	17	事例5	該当	非該当	不明/情報未取得	17	事例6	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=27)	0.70	0.26	0.04		5年未満(n=52)	0.33	0.31	0.37		5年未満(n=25)	0.48	0.44	0.08
	5年以上(n=27)	0.85	0.07	0.07		5年以上(n=52)	0.40	0.35	0.25		5年以上(n=25)	0.60	0.32	0.08
18	事例4	該当	非該当	不明/情報未取得	18	事例5	該当	非該当	不明/情報未取得	18	事例6	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=27)	0.15	0.30	0.56		5年未満(n=52)	0.63	0.13	0.23		5年未満(n=25)	0.04	0.20	0.76
	5年以上(n=27)	0.15	0.30	0.56		5年以上(n=52)	0.69	0.02	0.29		5年以上(n=25)	0.04	0.24	0.72
19	事例4	該当	非該当	不明/情報未取得	19	事例5	該当	非該当	不明/情報未取得	19	事例6	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=27)	0.96	0.00	0.04		5年未満(n=52)	0.96	0.00	0.04		5年未満(n=25)	0.60	0.04	0.36
	5年以上(n=27)	1.00	0.00	0.00		5年以上(n=52)	0.98	0.00	0.02		5年以上(n=25)	0.68	0.08	0.24
20	事例4	該当	非該当	不明/情報未取得	20	事例5	該当	非該当	不明/情報未取得	20	事例6	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=27)	0.26	0.19	0.55		5年未満(n=52)	0.35	0.23	0.42		5年未満(n=25)	0.56	0.16	0.28
	5年以上(n=27)	0.41	0.13	0.44		5年以上(n=52)	0.40	0.25	0.35		5年以上(n=25)	0.40	0.12	0.48

表6.5.9 経験年数5年未満と5年以上での
アセスメント項目1～20の回答比率（仮想事例7-仮想事例9）

仮想事例7

仮想事例8

仮想事例9

項目 (但し小数第3位で四捨五入済み)				項目 (但し小数第3位で四捨五入済み)				項目 (但し小数第3位で四捨五入済み)						
1	事例7 5年未満(n=50) 5年以上(n=50)	該当 0.59 0.82	非該当 0.08 0.04	不明/情報未取得 0.02 0.14	1	事例8 5年未満(n=24) 5年以上(n=24)	該当 0.67 0.25	非該当 0.21 0.08	不明/情報未取得 0.12 0.08	1	事例9 5年未満(n=45) 5年以上(n=45)	該当 0.80 0.78	非該当 0.09 0.09	不明/情報未取得 0.11 0.13
2	事例7 5年未満(n=50) 5年以上(n=50)	該当 0.44 0.32	非該当 0.22 0.24	不明/情報未取得 0.34 0.44	2	事例8 5年未満(n=24) 5年以上(n=24)	該当 0.92 0.75	非該当 0.00 0.04	不明/情報未取得 0.08 0.21	2	事例9 5年未満(n=45) 5年以上(n=45)	該当 0.27 0.18	非該当 0.20 0.13	不明/情報未取得 0.53 0.69
3	事例7 5年未満(n=50) 5年以上(n=50)	該当 0.96 0.98	非該当 0.02 0.02	不明/情報未取得 0.02 0.00	3	事例8 5年未満(n=24) 5年以上(n=24)	該当 0.38 0.46	非該当 0.25 0.08	不明/情報未取得 0.38 0.46	3	事例9 5年未満(n=45) 5年以上(n=45)	該当 0.78 0.76	非該当 0.04 0.07	不明/情報未取得 0.18 0.18
4	事例7 5年未満(n=50) 5年以上(n=50)	該当 0.05 0.02	非該当 0.23 0.28	不明/情報未取得 0.74 0.70	4	事例8 5年未満(n=24) 5年以上(n=24)	該当 0.96 1.00	非該当 0.00 0.00	不明/情報未取得 0.04 0.00	4	事例9 5年未満(n=45) 5年以上(n=45)	該当 0.76 0.64	非該当 0.07 0.09	不明/情報未取得 0.18 0.27
5	事例7 5年未満(n=50) 5年以上(n=50)	該当 0.56 0.52	非該当 0.02 0.00	不明/情報未取得 0.42 0.48	5	事例8 5年未満(n=24) 5年以上(n=24)	該当 0.50 0.42	非該当 0.21 0.29	不明/情報未取得 0.29 0.29	5	事例9 5年未満(n=45) 5年以上(n=45)	該当 0.73 0.76	非該当 0.00 0.00	不明/情報未取得 0.27 0.24
6	事例7 5年未満(n=50) 5年以上(n=50)	該当 0.99 0.76	非該当 0.04 0.00	不明/情報未取得 0.06 0.24	6	事例8 5年未満(n=24) 5年以上(n=24)	該当 0.38 0.42	非該当 0.17 0.12	不明/情報未取得 0.46 0.46	6	事例9 5年未満(n=45) 5年以上(n=45)	該当 0.78 0.67	非該当 0.04 0.11	不明/情報未取得 0.18 0.22
7	事例7 5年未満(n=50) 5年以上(n=50)	該当 0.26 0.32	非該当 0.12 0.10	不明/情報未取得 0.62 0.58	7	事例8 5年未満(n=24) 5年以上(n=24)	該当 0.96 1.00	非該当 0.00 0.00	不明/情報未取得 0.04 0.00	7	事例9 5年未満(n=45) 5年以上(n=45)	該当 0.47 0.40	非該当 0.02 0.02	不明/情報未取得 0.91 0.58
8	事例7 5年未満(n=50) 5年以上(n=50)	該当 0.18 0.24	非該当 0.96 0.38	不明/情報未取得 0.28 0.38	8	事例8 5年未満(n=24) 5年以上(n=24)	該当 0.38 0.33	非該当 0.50 0.46	不明/情報未取得 0.12 0.21	8	事例9 5年未満(n=45) 5年以上(n=45)	該当 0.02 0.02	非該当 0.80 0.76	不明/情報未取得 0.16 0.22
9	事例7 5年未満(n=50) 5年以上(n=50)	該当 0.20 0.20	非該当 0.68 0.68	不明/情報未取得 0.72 0.72	9	事例8 5年未満(n=24) 5年以上(n=24)	該当 0.67 0.67	非該当 0.00 0.00	不明/情報未取得 0.33 0.33	9	事例9 5年未満(n=45) 5年以上(n=45)	該当 0.20 0.20	非該当 0.13 0.02	不明/情報未取得 0.67 0.78
10	事例7 5年未満(n=50) 5年以上(n=50)	該当 0.12 0.08	非該当 0.39 0.28	不明/情報未取得 0.59 0.66	10	事例8 5年未満(n=24) 5年以上(n=24)	該当 0.59 0.71	非該当 0.00 0.00	不明/情報未取得 0.42 0.29	10	事例9 5年未満(n=45) 5年以上(n=45)	該当 0.29 0.33	非該当 0.11 0.11	不明/情報未取得 0.58 0.56
11	事例7 5年未満(n=50) 5年以上(n=50)	該当 0.06 0.07	非該当 0.64 0.54	不明/情報未取得 0.30 0.44	11	事例8 5年未満(n=24) 5年以上(n=24)	該当 0.79 0.62	非該当 0.04 0.00	不明/情報未取得 0.17 0.38	11	事例9 5年未満(n=45) 5年以上(n=45)	該当 0.38 0.33	非該当 0.22 0.11	不明/情報未取得 0.40 0.56
12	事例7 5年未満(n=50) 5年以上(n=50)	該当 0.32 0.32	非該当 0.16 0.14	不明/情報未取得 0.52 0.54	12	事例8 5年未満(n=24) 5年以上(n=24)	該当 0.46 0.50	非該当 0.29 0.29	不明/情報未取得 0.25 0.21	12	事例9 5年未満(n=45) 5年以上(n=45)	該当 0.89 0.78	非該当 0.04 0.07	不明/情報未取得 0.07 0.16
13	事例7 5年未満(n=50) 5年以上(n=50)	該当 0.64 0.62	非該当 0.10 0.18	不明/情報未取得 0.26 0.30	13	事例8 5年未満(n=24) 5年以上(n=24)	該当 0.82 0.48	非該当 0.17 0.00	不明/情報未取得 0.21 0.54	13	事例9 5年未満(n=45) 5年以上(n=45)	該当 1.00 1.00	非該当 0.00 0.00	不明/情報未取得 0.00 0.00
14	事例7 5年未満(n=50) 5年以上(n=50)	該当 0.12 0.20	非該当 0.38 0.22	不明/情報未取得 0.52 0.58	14	事例8 5年未満(n=24) 5年以上(n=24)	該当 0.04 0.00	非該当 0.54 0.62	不明/情報未取得 0.42 0.38	14	事例9 5年未満(n=45) 5年以上(n=45)	該当 0.02 0.02	非該当 0.11 0.20	不明/情報未取得 0.87 0.78
15	事例7 5年未満(n=50) 5年以上(n=50)	該当 1.00 0.96	非該当 0.00 0.04	不明/情報未取得 0.00 0.00	15	事例8 5年未満(n=24) 5年以上(n=24)	該当 0.79 0.48	非該当 0.08 0.25	不明/情報未取得 0.12 0.29	15	事例9 5年未満(n=45) 5年以上(n=45)	該当 0.40 0.31	非該当 0.13 0.16	不明/情報未取得 0.47 0.53
16	事例7 5年未満(n=50) 5年以上(n=50)	該当 0.54 0.48	非該当 0.18 0.08	不明/情報未取得 0.36 0.46	16	事例8 5年未満(n=24) 5年以上(n=24)	該当 0.04 0.04	非該当 0.38 0.42	不明/情報未取得 0.58 0.54	16	事例9 5年未満(n=45) 5年以上(n=45)	該当 0.29 0.27	非該当 0.04 0.02	不明/情報未取得 0.67 0.71
17	事例7 5年未満(n=50) 5年以上(n=50)	該当 0.02 0.02	非該当 0.82 0.48	不明/情報未取得 0.36 0.50	17	事例8 5年未満(n=24) 5年以上(n=24)	該当 0.04 0.00	非該当 0.96 1.00	不明/情報未取得 0.00 0.00	17	事例9 5年未満(n=45) 5年以上(n=45)	該当 0.02 0.02	非該当 0.87 0.96	不明/情報未取得 0.13 0.02
18	事例7 5年未満(n=50) 5年以上(n=50)	該当 0.92 0.84	非該当 0.06 0.06	不明/情報未取得 0.02 0.10	18	事例8 5年未満(n=24) 5年以上(n=24)	該当 0.00 0.00	非該当 0.62 0.42	不明/情報未取得 0.38 0.58	18	事例9 5年未満(n=45) 5年以上(n=45)	該当 0.02 0.02	非該当 0.44 0.38	不明/情報未取得 0.53 0.66
19	事例7 5年未満(n=50) 5年以上(n=50)	該当 0.66 0.59	非該当 0.08 0.02	不明/情報未取得 0.26 0.42	19	事例8 5年未満(n=24) 5年以上(n=24)	該当 0.12 0.17	非該当 0.21 0.29	不明/情報未取得 0.67 0.54	19	事例9 5年未満(n=45) 5年以上(n=45)	該当 0.76 0.58	非該当 0.04 0.11	不明/情報未取得 0.20 0.31
20	事例7 5年未満(n=50) 5年以上(n=50)	該当 0.60 0.59	非該当 0.10 0.02	不明/情報未取得 0.30 0.48	20	事例8 5年未満(n=24) 5年以上(n=24)	該当 0.58 0.42	非該当 0.08 0.17	不明/情報未取得 0.33 0.42	20	事例9 5年未満(n=45) 5年以上(n=45)	該当 0.62 0.58	非該当 0.13 0.16	不明/情報未取得 0.24 0.27

表6.5.10 経験年数5年未満と5年以上での
アセスメント項目1～20の回答比率（仮想事例10-仮想事例12）

仮想事例10

仮想事例11

仮想事例12

項目	(但し小数第3位で四捨五入済み)				項目	(但し小数第3位で四捨五入済み)				項目	(但し小数第3位で四捨五入済み)			
1	事例10	該当	非該当	不明/情報未取得	1	事例11	該当	非該当	不明/情報未取得	1	事例12	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=24)	0.75	0.08	0.17		5年未満(n=44)	0.89	0.09	0.02		5年未満(n=18)	0.67	0.11	0.22
	5年以上(n=24)	0.83	0.04	0.12		5年以上(n=44)	0.93	0.00	0.07		5年以上(n=18)	0.89	0.00	0.11
2	事例10	該当	非該当	不明/情報未取得	2	事例11	該当	非該当	不明/情報未取得	2	事例12	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=24)	0.71	0.08	0.21		5年未満(n=44)	0.48	0.18	0.34		5年未満(n=18)	0.83	0.06	0.06
	5年以上(n=24)	0.88	0.00	0.12		5年以上(n=44)	0.41	0.23	0.36		5年以上(n=18)	0.89	0.00	0.11
3	事例10	該当	非該当	不明/情報未取得	3	事例11	該当	非該当	不明/情報未取得	3	事例12	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=24)	1.00	0.00	0.00		5年未満(n=44)	0.66	0.11	0.23		5年未満(n=18)	1.00	0.00	0.00
	5年以上(n=24)	1.00	0.00	0.00		5年以上(n=44)	0.59	0.11	0.30		5年以上(n=18)	0.72	0.00	0.28
4	事例10	該当	非該当	不明/情報未取得	4	事例11	該当	非該当	不明/情報未取得	4	事例12	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=24)	0.54	0.21	0.25		5年未満(n=44)	0.07	0.14	0.80		5年未満(n=18)	0.06	0.44	0.56
	5年以上(n=24)	0.46	0.08	0.46		5年以上(n=44)	0.02	0.14	0.84		5年以上(n=18)	0.06	0.17	0.78
5	事例10	該当	非該当	不明/情報未取得	5	事例11	該当	非該当	不明/情報未取得	5	事例12	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=24)	0.75	0.00	0.25		5年未満(n=44)	0.48	0.02	0.50		5年未満(n=18)	0.89	0.00	0.11
	5年以上(n=24)	0.71	0.00	0.29		5年以上(n=44)	0.55	0.00	0.45		5年以上(n=18)	0.89	0.00	0.11
6	事例10	該当	非該当	不明/情報未取得	6	事例11	該当	非該当	不明/情報未取得	6	事例12	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=24)	1.00	0.00	0.00		5年未満(n=44)	0.33	0.00	0.07		5年未満(n=18)	0.22	0.22	0.56
	5年以上(n=24)	0.96	0.00	0.04		5年以上(n=44)	0.98	0.00	0.02		5年以上(n=18)	0.22	0.22	0.56
7	事例10	該当	非該当	不明/情報未取得	7	事例11	該当	非該当	不明/情報未取得	7	事例12	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=24)	0.79	0.04	0.17		5年未満(n=44)	0.43	0.14	0.43		5年未満(n=18)	0.72	0.00	0.28
	5年以上(n=24)	0.79	0.04	0.17		5年以上(n=44)	0.32	0.18	0.50		5年以上(n=18)	0.89	0.00	0.11
8	事例10	該当	非該当	不明/情報未取得	8	事例11	該当	非該当	不明/情報未取得	8	事例12	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=24)	0.21	0.33	0.46		5年未満(n=44)	0.02	0.17	0.20		5年未満(n=18)	0.33	0.39	0.28
	5年以上(n=24)	0.33	0.38	0.29		5年以上(n=44)	0.00	0.17	0.23		5年以上(n=18)	0.44	0.11	0.44
9	事例10	該当	非該当	不明/情報未取得	9	事例11	該当	非該当	不明/情報未取得	9	事例12	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=24)	0.92	0.04	0.04		5年未満(n=44)	0.84	0.02	0.14		5年未満(n=18)	1.00	0.00	0.00
	5年以上(n=24)	0.97	0.00	0.08		5年以上(n=44)	0.80	0.02	0.18		5年以上(n=18)	0.84	0.00	0.06
10	事例10	該当	非該当	不明/情報未取得	10	事例11	該当	非該当	不明/情報未取得	10	事例12	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=24)	0.62	0.21	0.17		5年未満(n=44)	0.64	0.09	0.27		5年未満(n=18)	0.06	0.28	0.67
	5年以上(n=24)	0.67	0.17	0.21		5年以上(n=44)	0.59	0.07	0.34		5年以上(n=18)	0.17	0.33	0.50
11	事例10	該当	非該当	不明/情報未取得	11	事例11	該当	非該当	不明/情報未取得	11	事例12	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=24)	0.64	0.75	0.21		5年未満(n=44)	0.02	0.70	0.27		5年未満(n=18)	0.06	0.72	0.22
	5年以上(n=24)	0.08	0.54	0.38		5年以上(n=44)	0.05	0.61	0.34		5年以上(n=18)	0.00	0.77	0.28
12	事例10	該当	非該当	不明/情報未取得	12	事例11	該当	非該当	不明/情報未取得	12	事例12	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=24)	0.83	0.00	0.17		5年未満(n=44)	0.86	0.02	0.11		5年未満(n=18)	0.67	0.06	0.28
	5年以上(n=24)	0.71	0.04	0.25		5年以上(n=44)	0.82	0.00	0.18		5年以上(n=18)	0.72	0.06	0.22
13	事例10	該当	非該当	不明/情報未取得	13	事例11	該当	非該当	不明/情報未取得	13	事例12	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=24)	0.21	0.17	0.62		5年未満(n=44)	1.00	0.00	0.00		5年未満(n=18)	0.44	0.11	0.44
	5年以上(n=24)	0.17	0.00	0.83		5年以上(n=44)	0.93	0.00	0.07		5年以上(n=18)	0.50	0.11	0.39
14	事例10	該当	非該当	不明/情報未取得	14	事例11	該当	非該当	不明/情報未取得	14	事例12	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=24)	0.00	0.12	0.88		5年未満(n=44)	0.32	0.30	0.39		5年未満(n=18)	0.00	0.17	0.83
	5年以上(n=24)	0.08	0.08	0.83		5年以上(n=44)	0.34	0.30	0.36		5年以上(n=18)	0.11	0.11	0.78
15	事例10	該当	非該当	不明/情報未取得	15	事例11	該当	非該当	不明/情報未取得	15	事例12	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=24)	0.42	0.21	0.38		5年未満(n=44)	0.93	0.00	0.02		5年未満(n=18)	0.39	0.06	0.56
	5年以上(n=24)	0.58	0.08	0.33		5年以上(n=44)	0.95	0.02	0.02		5年以上(n=18)	0.67	0.06	0.28
16	事例10	該当	非該当	不明/情報未取得	16	事例11	該当	非該当	不明/情報未取得	16	事例12	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=24)	0.12	0.04	0.83		5年未満(n=44)	0.41	0.09	0.50		5年未満(n=18)	0.28	0.33	0.39
	5年以上(n=24)	0.08	0.04	0.88		5年以上(n=44)	0.43	0.18	0.43		5年以上(n=18)	0.33	0.33	0.28
17	事例10	該当	非該当	不明/情報未取得	17	事例11	該当	非該当	不明/情報未取得	17	事例12	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=24)	0.04	0.38	0.58		5年未満(n=44)	0.00	0.81	0.09		5年未満(n=18)	0.00	0.83	0.17
	5年以上(n=24)	0.12	0.38	0.50		5年以上(n=44)	0.00	0.95	0.05		5年以上(n=18)	0.00	0.89	0.11
18	事例10	該当	非該当	不明/情報未取得	18	事例11	該当	非該当	不明/情報未取得	18	事例12	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=24)	0.12	0.32	0.58		5年未満(n=44)	0.09	0.25	0.66		5年未満(n=18)	0.00	0.44	0.56
	5年以上(n=24)	0.17	0.25	0.58		5年以上(n=44)	0.18	0.27	0.55		5年以上(n=18)	0.00	0.50	0.50
19	事例10	該当	非該当	不明/情報未取得	19	事例11	該当	非該当	不明/情報未取得	19	事例12	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=24)	0.50	0.08	0.42		5年未満(n=44)	0.45	0.02	0.52		5年未満(n=18)	0.11	0.17	0.72
	5年以上(n=24)	0.38	0.04	0.58		5年以上(n=44)	0.36	0.00	0.64		5年以上(n=18)	0.17	0.50	0.33
20	事例10	該当	非該当	不明/情報未取得	20	事例11	該当	非該当	不明/情報未取得	20	事例12	該当	非該当	不明/情報未取得
	5年未満(n=24)	0.04	0.17	0.79		5年未満(n=44)	0.05	0.39	0.57		5年未満(n=18)	0.33	0.06	0.61
	5年以上(n=24)	0.00	0.08	0.92		5年以上(n=44)	0.11	0.30	0.59		5年以上(n=18)	0.33	0.11	0.56

表6.5.11 仮想事例別での回答者(組織)数

事例番号	回答者属性別 回答者(組織)数		合計回答者 (組織)数
	経験年数5年未満	経験年数5年以上	
1	41	41	82
2	24	24	48
3	54	54	108
4	27	27	54
5	52	52	104
6	25	25	50
7	50	50	100
8	24	24	48
9	45	45	90
10	24	24	48
11	44	44	88
12	18	18	36

また、それぞれの項目について、経験年数5年未満と5年以上で回答比率に統計的に有意な違いが存在するかを確かめるために自由度2、有意水準5%でのカイ2乗検定を行った。表6.5.12はその結果である。なお、各行はアセスメント項目、各列は仮想事例番号を示し、セル内の上側の値は χ^2 値、下側の値は p 値を示している。また、有意水準5%で有意 (p 値 <0.05) だった箇所を赤く表示している。

表6.5.12カイ2乗検定の結果

(上の値が χ^2 値、下の値が p 値、有意水準5%で有意だった箇所を赤で表示)

	仮想事例1	仮想事例2	仮想事例3	仮想事例4	仮想事例5	仮想事例6	仮想事例7	仮想事例8	仮想事例9	仮想事例10	仮想事例11	仮想事例12
項目1	4.20 (0.12)	4.63 (0.10)	9.52 (0.01)	2.40 (0.30)	0.15 (0.93)	1.09 (0.58)	5.35 (0.07)	0.29 (0.86)	0.10 (0.95)	0.58 (0.75)	5.05 (0.08)	3.24 (0.05)
項目2	0.87 (0.65)	1.09 (0.30)	2.12 (0.35)	4.22 (0.12)	4.60 (0.10)	1.62 (0.45)	1.63 (0.44)	2.69 (0.26)	2.29 (0.32)	2.92 (0.23)	0.49 (0.78)	1.33 (0.51)
項目3	0.44 (0.80)	4.36 (0.11)	1.47 (0.48)	3.18 (0.20)	0.71 (0.70)	3.80 (0.15)	1.01 (0.60)	2.40 (0.30)	0.21 (0.90)	0.00 (1.00)	0.55 (0.76)	5.81 (0.02)
項目4	1.20 (0.55)	1.57 (0.46)	1.97 (0.37)	3.86 (0.15)	1.98 (0.37)	1.14 (0.56)	1.72 (0.42)	1.02 (0.31)	1.34 (0.51)	2.92 (0.23)	1.06 (0.59)	3.36 (0.19)
項目5	0.39 (0.82)	1.69 (0.43)	1.39 (0.50)	3.20 (0.07)	0.71 (0.40)	3.24 (0.20)	1.27 (0.53)	0.52 (0.77)	0.06 (0.81)	0.11 (0.75)	1.30 (0.52)	0.00 (1.00)
項目6	1.10 (0.58)	3.41 (0.18)	3.26 (0.20)	0.00 (1.00)	0.34 (0.56)	0.00 (1.00)	7.99 (0.02)	0.20 (0.91)	1.89 (0.39)	1.02 (0.31)	1.05 (0.31)	0.00 (1.00)
項目7	0.72 (0.70)	2.75 (0.25)	1.45 (0.49)	1.17 (0.56)	0.48 (0.79)	0.23 (0.89)	0.47 (0.79)	0.09 (0.76)	0.41 (0.81)	0.00 (1.00)	0.88 (0.64)	1.60 (0.21)
項目8	0.63 (0.73)	0.38 (0.54)	3.80 (0.15)	2.34 (0.31)	0.76 (0.69)	3.01 (0.22)	3.28 (0.19)	0.60 (0.74)	0.92 (0.63)	1.64 (0.44)	1.05 (0.59)	3.76 (0.15)
項目9	3.72 (0.16)	0.77 (0.68)	1.34 (0.51)	0.46 (0.79)	2.38 (0.30)	2.92 (0.23)	1.57 (0.46)	0.09 (0.76)	3.96 (0.14)	1.33 (0.51)	0.09 (0.96)	1.03 (0.31)
項目10	2.05 (0.15)	0.23 (0.89)	2.14 (0.34)	0.12 (0.94)	0.09 (0.96)	0.53 (0.77)	0.80 (0.67)	0.82 (0.37)	0.25 (0.88)	0.22 (0.13)	0.55 (0.76)	1.52 (0.47)
項目11	1.75 (0.42)	0.38 (0.83)	0.15 (0.70)	1.23 (0.27)	2.78 (0.25)	1.04 (0.59)	2.75 (0.25)	3.39 (0.08)	2.93 (0.23)	2.28 (0.32)	0.94 (0.62)	1.11 (0.57)
項目12	2.66 (0.26)	0.17 (0.68)	0.54 (0.77)	0.76 (0.68)	1.01 (0.60)	2.36 (0.31)	0.09 (0.96)	0.13 (0.94)	2.13 (0.34)	1.64 (0.44)	1.75 (0.42)	0.15 (0.93)
項目13	6.66 (0.04)	2.11 (0.35)	2.48 (0.29)	1.02 (0.60)	5.75 (0.06)	2.08 (0.15)	0.27 (0.87)	8.17 (0.02)	0.00 (1.00)	4.83 (0.09)	3.11 (0.08)	0.13 (0.94)
項目14	0.73 (0.69)	0.37 (0.83)	1.00 (0.32)	0.90 (0.64)	0.58 (0.75)	1.53 (0.47)	2.85 (0.24)	1.20 (0.55)	1.36 (0.51)	2.22 (0.33)	0.06 (0.97)	2.23 (0.33)
項目15	4.36 (0.11)	4.44 (0.11)	2.90 (0.23)	4.59 (0.10)	2.17 (0.34)	1.62 (0.45)	2.04 (0.15)	5.73 (0.06)	0.78 (0.68)	2.01 (0.37)	1.01 (0.60)	2.98 (0.23)
項目16	0.16 (0.69)	5.58 (0.06)	1.38 (0.50)	2.88 (0.24)	3.12 (0.21)	0.43 (0.81)	1.04 (0.59)	0.09 (0.96)	0.44 (0.80)	0.22 (0.89)	1.04 (0.60)	0.67 (0.72)
項目17	0.00 (1.00)	0.00 (1.00)	2.35 (0.31)	3.49 (0.17)	1.66 (0.44)	0.81 (0.67)	2.03 (0.36)	1.02 (0.31)	4.77 (0.09)	1.15 (0.56)	0.72 (0.40)	0.23 (0.63)
項目18	1.51 (0.22)	0.38 (0.54)	0.98 (0.32)	0.00 (1.00)	4.96 (0.08)	0.12 (0.94)	2.85 (0.24)	2.09 (0.15)	0.42 (0.81)	0.22 (0.90)	1.85 (0.29)	0.11 (0.74)
項目19	0.16 (0.92)	2.42 (0.30)	5.37 (0.06)	1.02 (0.31)	0.34 (0.56)	1.06 (0.59)	4.09 (0.13)	0.79 (0.67)	3.44 (0.18)	1.43 (0.49)	1.93 (0.38)	5.78 (0.06)
項目20	0.22 (0.90)	0.40 (0.53)	0.41 (0.52)	1.46 (0.48)	0.67 (0.72)	2.13 (0.35)	5.20 (0.07)	1.56 (0.46)	0.19 (0.91)	1.89 (0.39)	1.84 (0.40)	0.38 (0.83)

表6.5.12より、仮想事例1においては項目13、仮想事例3においては項目1、仮想事例7においては項目6、仮想事例8においては項目13、仮想事例12においては項目1、3の有意差が確認された。なお、その他の仮想事例においてはどの項目においても有意差は確認されなかった。

また、上記の結果を踏まえて、項目別にいくつの仮想事例において有意差が確認されたかを集計した。表6.5.13では、全部で12事例存在する仮想事例のうち、カイ2乗検定において有意水準5%で有意差が見られた事例数を項目ごとに示した。

表6. 5. 13 経験年数5年未満と5年以上で回答比率に違いが見られた事例数
(アセスメント項目別)

項目	回答の違いが見られた事例数
1. 支援/介入の困難/資源不足	2
2. 過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほめかし	0
3. 養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的	1
4. 児童の情緒の問題/対人距離/愛着課題がある	0
5. 態度から事態改善が見込まれない	0
6. 育児スキルの不足/不履行	1
7. 過去の心理的/身体的虐待歴	0
8. 養育者を過剰に支持する	0
9. 怒りや突発的事態への対処困難	0
10. 児童の育てにくさ	0
11. 養育者に対する挑発/エスカレートする行為	0
12. 支援の拒絶/回避/無関心/支援者への態度に一貫性がない	0
13. 精神科既往歴/不安定/判断力の減退/養育困難	2
14. 養育者の家庭外ストレス	0
15. 養育負担の偏り/夜間監護がない	0
16. 説明の回避/説明内容の疑念	0
17. きょうだいの係属歴	0
18. 摂食/排泄の異常/喘息やアレルギー	0
19. 不適切な養育環境	0
20. 経済不安/就労不安定	0

表6. 5. 13を見ると、ほとんどの項目においては経験年数5年未満と5年以上という区分のもとでは、回答比率に有意差は見られなかった。その中で、項目1と項目13は2つ、項目3と6においては1つの事例において有意差が見られた。

6.6 考察（傾向スコアマッチング）

経験年数の違いによるアセスメント項目の回答傾向の差は、今回の傾向スコアマッチングによる項目別の分析においてはほとんど確認できなかった。ただし、少ないながら特定の項目においては回答傾向に有意差が生じたケースが見られた。その中で、特に2つの仮想事例において有意差が見られた項目1および13について考察を行う。

まず項目1に着目し、各仮想事例における回答比率を見ると、有意差が見られた事例の内、仮想事例3においては経験年数5年以上の方が「不明/情報未取得」の回答比率が高く、「非該当」の回答比率が低い。仮想事例12においては経験年数5年以上の方が「該当」の回答比率が高く、「非該当」の回答比率が低い。有意差は見られなかった残りの仮想事例に着目すると、仮想事例8を除く事例において経験年数5年以上の方が「非該当」の回答比率が同じもしくは低い傾向が見られた。このことから、経験年数5年以上の方が「支援/介入の困難/資源不足」について、より「非該当」と回答しにくい傾向の存在が示唆される。

同様に、項目13に着目し、回答傾向に有意差の見られた仮想事例における回答比率を見ると、仮想事例1においては経験年数5年未満の方が「該当」の回答比率が高く、「非該当」の回答比率が低くなっている。仮想事例8においては経験年数5年未満の方が「該当」の回答

比率が高く、「不明/情報未取得」の回答比率が低くなっている。一方、有意差のない他の仮想事例において経験年数5年未満の方が「該当」の回答比率が高いという傾向は仮想事例3を除き確認できなかった。そのためこの傾向の発生には仮想事例1および8における状況が関係している可能性がある。ここで、項目13の内容は『精神科既往歴/不安定/判断力の減退/養育困難』と、主に養育者の精神的な問題について問う項目であるが、仮想事例1の状況説明文においては『母は一応落ち着いて、「ご心配をかけました。でも私もギリギリなんです」と言う』、また仮想事例8の状況説明文においては『母は「このままでは子どもを殺してしまいかねない」と話しており、助けてほしいと児童の保護を求めている』などと、養育者が自身の精神状態の不安定さについて自己申告をしていることが書かれた文章が存在する。そのため、養育者が自身の精神的問題を自己申告している場合に、経験年数5年未満の方がより項目13に「該当」と回答しやすい可能性が示唆される。

上記より、職員の経験年数が項目別にその回答傾向に与える影響については今回の分析ではほとんど確認できなかった。一方、有意差の見られた事例数が2個と比較的多かった項目1および13については、経験年数の異なる職員にてチーム編成し、アセスメントを行った上で判断することが望ましいと考えられる。

ここで、本分析についてはいくつかの限界が存在する。まず本分析ではデータを事例別に分けてから傾向スコアのマッチングを行っている。この方法を行ったことにより、経験年数による回答傾向の比較の際に、「その仮想事例に回答したサンプルという条件の下で」というサンプルバイアスが発生している可能性がある。また、本分析において回答傾向の違いを検定するためにカイ2乗検定を使用した。カイ2乗検定はデータのサンプルサイズが小さい場合にはその検定力が低くなることが報告されている (Gabriel and Lachenbruch, 1969)。本分析においては仮想事例2、4、6、8、10、12はサンプルサイズが比較的小さいため、これらの事例における検定結果の解釈には注意が必要である。

第7章 全国調査結果(3)：セーフティアセスメントツールの予測的妥当性

【第7章の概要】

本事業で開発するセーフティアセスメントツールを一時保護の判断に用いるためには、それが重篤であるかどうかの判断材料となりえるのか、実際の事例で確かめる必要がある。具体的には、それぞれのアセスメント項目が該当した際に、重篤な事例であるかの予測に寄与するかどうか、すなわち「予測的妥当性」を検証する必要がある。本章では、Web調査のパート3で得られた実事例アセスメント回答データを用いて、セーフティアセスメント項目の予測的妥当性について検討する。

本章では機械学習を用いてリスク予測モデルを構築したのち、そのモデルの予測性能を参照することで、項目の予測的妥当性を評価する。結果としては、セーフティアセスメント項目の回答データから、その事例が重篤事態であるか否かを60%~70%の精度で予測できることを確認した。第8章では、この精度のもとで、重篤事態の予測に貢献する項目を抽出し、セーフティアセスメントツールを作成する。

将来的には、これらの技術を現場に導入し、人による一時保護の判断を補助することで、迅速かつ正確なセーフティアセスメントの実現を目指す。

7.1 目的：重篤事態に対するセーフティアセスメントツールの予測的妥当性

重篤な虐待事態に対するセーフティアセスメントツールの構成に際して、その予測的信頼性と妥当性を評価する必要がある。本章では第4章の解析で使用された131項目のセーフティアセスメント項目（巻末資料参照）に関して、重篤事態もしくは重篤な虐待種別の予測的妥当性を評価する。評価方針としてはまず、Web調査により得られた実事例における回答パターンのデータを用いて、セーフティアセスメント項目の回答パターンから重篤事態もしくは重篤な虐待種別を予測する機械学習モデルを構築する。その後、構築された機械学習モデルの予測精度から、セーフティアセスメント項目の予測的妥当性について評価を行う。

予測的妥当性に加えて、131項目のセーフティアセスメント項目のうち、どの項目が重篤事態もしくは重篤な虐待種別の予測に貢献しているかをSHAP (SHapley Additive exPlanations)により評価した(Scott & Lee, 2017)。SHAPによる予測的貢献度の指標は8章の「セーフティアセスメントツールの項目選定」において重要な役割を果たす。

7.1.1 一般的な妥当性の評価手続き

妥当性とは、アンケート項目などに対し、測定や評価を通し、本当に測定・評価したいものを測定できているかを表した指標である。妥当性は相関の有無をもって判断されるが、どのような変数との相関を検討するかによって、どのような妥当性を検討しているかが異なる多義的な指標である。例えば、測定したいものと類似の構成概念との相関の強さを基に妥当性を判断する指標は収束的妥当性と呼ばれる。一方で、対の構成概念との逆相関の強さを基

に妥当性を判断する指標は弁別的妥当性と呼ばれる。また、将来(先)の事象との相関の強さを基に妥当性を判断する指標は予測的妥当性と呼ばれる。

7.1.2 子ども虐待対応に係るアセスメントツールの妥当性評価について

本研究では、セーフティアセスメント項目の妥当性を予測的妥当性の観点から検討する。本研究で用いるセーフティアセスメント項目は、国内外の児童虐待に関するアセスメント項目を網羅的に収集したものである。そのため、同様のアセスメント項目を用いる収束的妥当性の検討を行おうとした場合、そもそもそのアセスメント項目の妥当性が不十分である可能性があり、本研究の趣旨に合わない。弁別的妥当性についても同様である。また、これらの外的基準に生理指標などを採用して妥当性を検討することも可能であるが、事例に紐付いた生理的指標を各関係組織が有している場合はほぼ存在しないので、これも困難である。以上の理由から、本研究では、各実事例が重篤であったかどうかの判断をセーフティアセスメント項目から予測する。これにより、各セーフティアセスメント項目の妥当性についての検討と議論を行う。

7.2 方法

7.2.1 データ処理・集計方法

本章では、Web調査のパート3（3.3.3章を参照）により得られた1447件の事例アセスメントデータを使用する。これらのデータは全国の市区町村役所児童虐待対応担当部署470箇所と児童相談所129箇所の各自治体が対応した事例情報を元に構成されている。それぞれの事例において、対象となるアセスメント項目への回答に加え、その事例が重篤な事例であるか否か（一時保護（もしくは送致）を行ったか否か）の回答結果が含まれている。さらに、重篤な事例である場合は、巻末資料(調査票の設問C01_11)に示された重篤種別それぞれについての該当状況が報告されている(複数回答式)。

各自治体には最大20事例を上限として、可能な限り「一時保護（もしくは送致）を積極的に検討したが一時保護（もしくは送致）を実施しなかった事例」と「一時保護（もしくは送致）を積極的に検討した結果、一時保護（もしくは送致）が実施された事例」の両方を含めてもらうこととした。なお、Webフォームの入力においては、その実事例の通告から保護判断までを担当した職員等、またはそれを指導・監督した職員等が回答内容を作成するよう求めた。このとき、担当事例に対して131項目すべてのアセスメント項目の回答を依頼することは叶わない。そのため、各実事例に対してどのセーフティアセスメント項目を提示するかは、パート2と同様に下表の通り提示した。各回答グループに巻末資料のセーフティアセスメント項目表の1-20の共通項目を提示したのち、表7.1に記載している独自項目番号の項目を18~19項目提示した。すなわち、各回答グループが、事例基礎情報を回答した後、計40項目程度のアセスメント項目に回答したことになる。具体的には、重要項目である項目番号1-20(共通項目)については、全組織から該当状況の報告を求めた。そして、共通項目以外の項目(独自項目)については、18~19個の項目で分割構成された6つの項目群のうち、いずれか一つのグループに含まれる各項目への回答を求めた。

表7.1 各回答グループに割り当てられた評定アセスメント項目(独自項目)の対応表

	表 各回答グループの割り当て表および評定項目数						備考(独自項目番号)																		
	児童相談所	市区町村	各グループ合計	共通項目	独自項目数	合計項目数																			
回答グループ1	36	316	352	1~20	19	39	23	26	27	29	34	35	42	43	48	52	54	62	63	64	76	91	93	97	98
回答グループ2	36	317	353	1~20	19	39	21	40	41	55	56	59	65	67	70	71	79	86	88	90	101	116	117	119	123
回答グループ3	35	316	351	1~20	18	38	25	30	36	38	46	47	50	57	58	73	75	77	89	94	96	122	125	130	
回答グループ4	36	316	352	1~20	18	38	24	32	44	45	60	66	80	82	85	87	92	99	100	102	103	105	109	110	
回答グループ5	36	316	352	1~20	19	39	22	28	51	53	61	68	72	84	95	106	108	111	112	114	115	118	120	124	126
回答グループ6	35	314	350	1~20	18	38	31	33	37	39	49	69	74	78	81	83	104	107	113	121	127	128	129	131	
合計	214	1895	2110	20	111	131																			

※各グループ内の児相・市区町村比を同数になるよう調整して、項目数に関してもグループ間で同数となるように対応させている。

7.2.2 基礎集計・母集団との対応確認

まず初めにWeb調査（パート3）で集まった実事例について各情報の基礎集計を行う。具体的には、児童年齢、主たる養育者年齢、主たる虐待者種別、その他の基礎情報（過去の係属歴、DV・面前暴力、特定妊婦、一時保護・児相送致実施）、重篤な虐待者種別に関して、その度数分布または該当件数を示す。さらに、今回の予測対象である重篤種別の分布に関しては、集まったデータが母集団を十分に近似しているかを確認する。そのために、厚生労働省による先行調査である「児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>（令和元年度）

（<https://www.mhlw.go.jp/content/000696156.pdf>, Last accessed 2021.03.26）」との比較を行う。

7.2.3 機械学習によるリスク予測モデリング

本調査では、セーフティアセスメント項目の回答パターンから重篤事態もしくは重篤種別を予測するモデルとしてeXtreme Gradient Boosting(XGBoost)を採用する。再掲になるが、XGBoostとは、勾配ブーストと呼ばれる最適化アルゴリズムを用いた機械学習手法の一種であり、対象が観測されるパターンを条件分岐の形式で捉えるモデルである(Chen, C. & Guestrin, C., 2016)。このモデルの特徴は予測性能が比較的高い点と結果の解釈性に優れている点である。

本調査では、131のセーフティアセスメント項目それぞれに該当しているか否かの二値を説明変数とした。また、その事例が重篤事態であるか否かの二値、もしくは対象とする重篤な虐待種別に該当するか否かの二値を目的変数とする。ここで、セーフティアセスメント項目の回答が非該当である場合と不明・情報未取得の場合はこちらも“該当しない”という扱いをした。

XGBoostモデルの主要なハイパーパラメータ(学習条件)は、すべての予測対象において学習率(eta)を0.05に固定した。その他の主要なハイパーパラメータである(1)条件分岐の最大の深さ(max_depth)、(2)分割によるノード重み上限(min_child_weight)、(3)データ不均衡対策の重み(scale_pos_weight)についてはグリッドサーチ(Grid Search)を用いて、後述する予測精度の一つであるPR曲線下面積(AUCPR)が最大化する組み合わせを選んだ。ブースティングのラウンド数(num_round)についてはGrid Searchにおける一回一回の試行において、交差検証法(6-fold cross validation)により最適な値を決定した。その他のハイパー

パラメータは、R言語におけるxgboostパッケージの標準設定値を利用した(Chen, T. & Guestrin, C., 2016)。

機械学習をトレーニングする際は、手元にあるデータを(1)学習データ(training)、(2)ハイパーパラメータ調整用のデータ(validation)、(3)性能評価用のデータ(test)にそれぞれ75%、15%、10%の割合で無作為に分割して作成した。このとき、重篤事態に該当する事例が学習データに少数しか含まれない場合(クラス不均衡)、解析結果に偏りが生じる恐れがある。これによる予測精度の低下を緩和するため、モデルを学習する際はクラスごとの事例数に応じた重み(scale_pos_weight)を誤差関数に付与した。

なお、本調査ではL1正則化付き回帰(LASSO)も実施したが、最終的な予測精度はXGBoostが上回ったため、XGBoostの結果を採用した。

7.2.4 予測的妥当性の評価指標

重篤事態に対する予測性能を評価する指標として、第4章でも用いたPR曲線下面積(Area Under the Precision-Recall Curve: AUCPR)を採用する。AUCPRは、横軸に再現率(Recall)、縦軸に適合率(Precision)を取り、機械学習が出力する予測スコアの判別閾値を変化させた時に現れる曲線(PR曲線)で区切られた範囲下の面積を用いた指標である。0から1までの値を取り、値が大きいほど高い予測性能を有することを示す。クラス不均衡データでもバイアスが混入しにくいことから、機械学習研究における性能評価指標として利用が推奨されている(Sofaer et al., 2019)。

7.2.5 予測的貢献度の評価指標

各セーフティアセスメント項目が重篤事態もしくは重篤種別の予測にどの程度貢献しているかを示す評価指標として、SHAP (SHapley Additive exPlanations)を採用する(Scott & Lee, 2017)。本章でのSHAPは、重篤な事態の予測に貢献した場合は正の値を取り、重篤でない事態の予測に貢献した場合は負の値を取る数量指標である。その貢献度が大きいほど絶対値も大きくなる。

なお、予測的貢献度は本章の目的から逸脱するが、第8章の目的である項目選定において重要な役割を果たす。機械学習による解析結果を一つの章にまとめるため、便宜上、本章で予測的貢献度の結果について報告する。

7.3 結果 I : 基礎集計

最初に回収率・欠損・除外データについて述べたのち、いくつかの基礎情報に関する集計を列挙していく。

7.3.1 回収率・欠損・除外データ

Web調査のパート3において、回答者区分ごとに集計をとった結果、市区町村からは733件、児童相談所からは714件の実事例データを得た。集まった回答データにおいて、重篤な虐待種別の回答が欠損値の場合は非該当であるとして処理している。一方で、セーフティアセスメント項目の回答が欠損値の場合は不明／情報未取得として扱う。なお、他の章と同様に、回答をいただいた中の4自治体に回答不備があったため、これらの回答データは本研究の分析対象から除外した。

7.3.2 児童年齢の基礎集計

Web調査（パート3）で集まった実事例に対して、児童年齢の度数分布を図7.1に示した。6歳以上10歳未満(9歳以下)の小学校低学年に該当する児童が最も多く、全体の約24.1%を占めた(350件 / 1447件)。市区町村13件、児童相談所6件、合計19件の児童年齢欠損データが含まれた(約1.3%)。

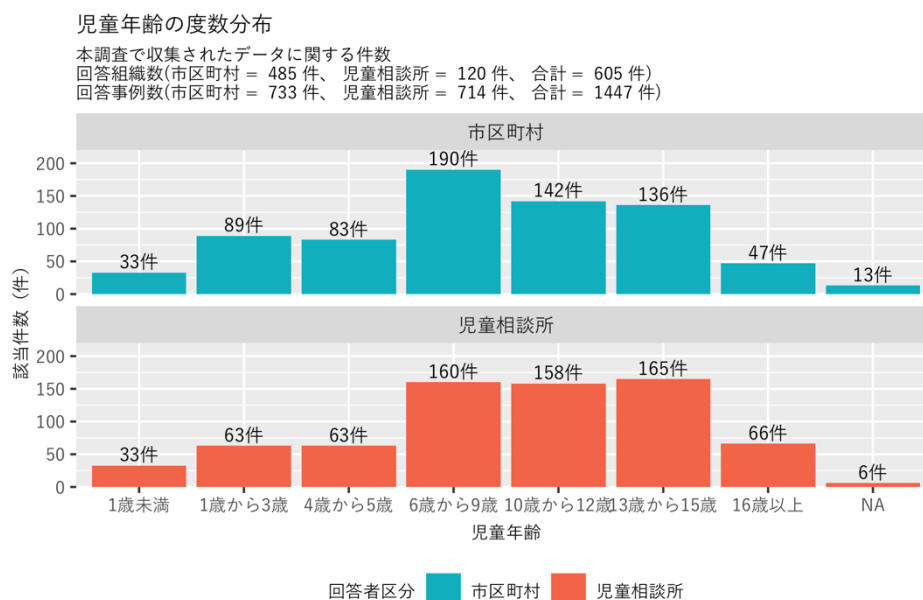


図7.1 Web調査（パート3）で集まった実事例における児童年齢の度数分布

7.3.3 主たる養育者年齢の基礎集計

主たる養育者については、35歳以上40歳未満までの年齢区分が最も多く(520件)、全体の約35.9%を占めた(図7.2)。また、市区町村14件、児童相談所5件、合計19件の欠損データが含まれた(約1.3%)。

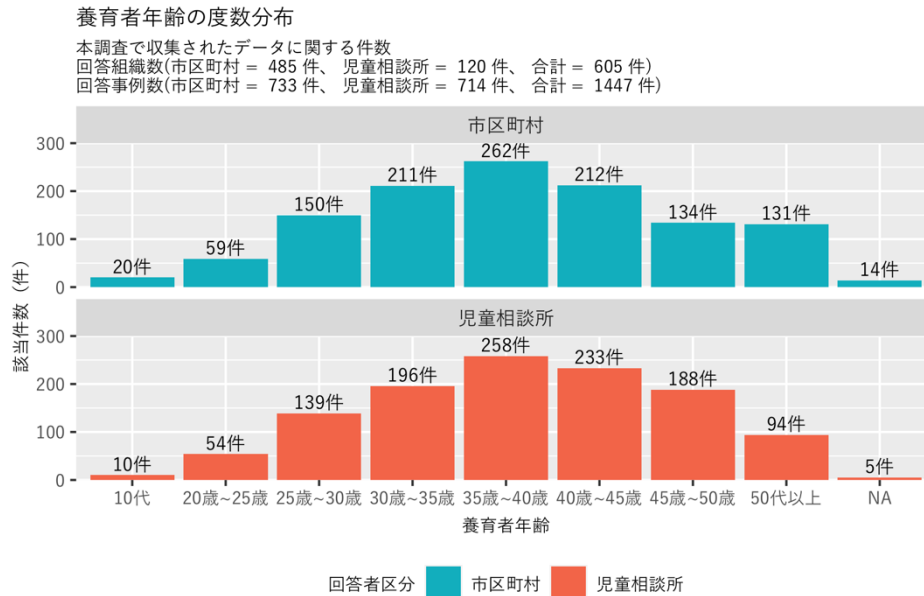


図7.2 Web調査（パート3）で集まった実事例における主たる養育者年齢の度数分布

7.3.4 主たる虐待者種別の基礎集計

主たる虐待者種別では、市区町村および児童相談所で「実母」に該当する件数が最も多く、全体の約53.9%を占めた(781件 / 1447件)。なお、(その他に含まれる内容を除き)最も少なかったのは実母以外の母親であり、全体の約2.0%であった(29件 / 1447件)。最後に欠損データは市区町村および児童相談所合わせて18件あり、全体の約1.2%であった(18件 / 1447件)。図7.3に結果を示す。

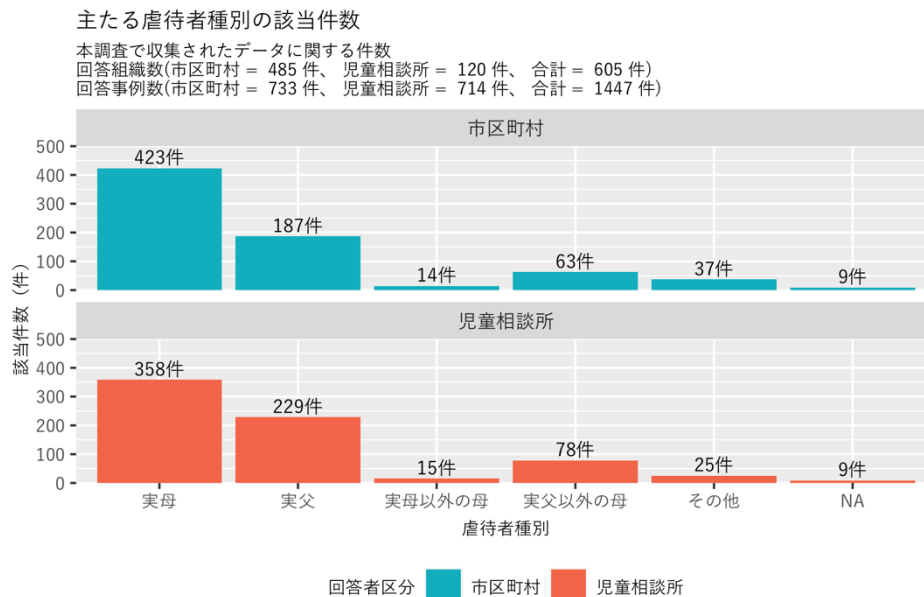


図7.3 Web調査（パート3）で集まった実事例における主たる養育者年齢の度数分布

7.3.5 その他の基礎情報項目の基礎集計

その他基礎情報項目として、虐待による過去の係属歴、DV・面前暴力、特定妊婦、一時保護の実施（または市区町村の場合、児童相談所への送致に関する項目）を取得した。それぞれの該当件数を図7.4に示す。最も該当報告件数の少ない特定妊婦において、その該当率は約12.4%となった(179件 / 1447件)。また、一時保護もしくは市区町村が児相送致を実施した事例の総数は1126件となり、全体の78.5%(1126件 / 1447件)を占めた。

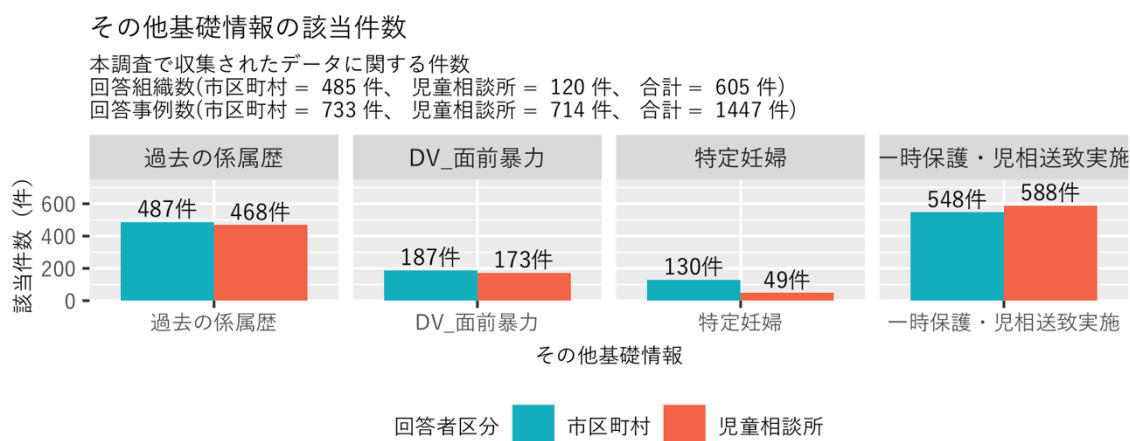


図7.4 Web調査（パート3）で集まった実事例におけるその他基礎情報の該当件数

7.3.6 重篤な虐待種別の基礎集計

重篤な虐待種別ごとの該当件数を図7.5に示す。その他の重篤項目の報告事例数が最も多く全体の44.7%（647件/1447件）を占め、重篤な性的虐待が最も少なく全体の13.2%（191件/1447件）となった。なお、複数の虐待種別が併存している事例も存在することには留意されたい。本章では「重篤な事例（重篤な虐待種別の一つでも当てはまる事例）か否か」を予測対象とする解析と、それぞれの虐待種別において「その虐待種別に該当するか否か」を予測対象とする2つの解析を実施した。

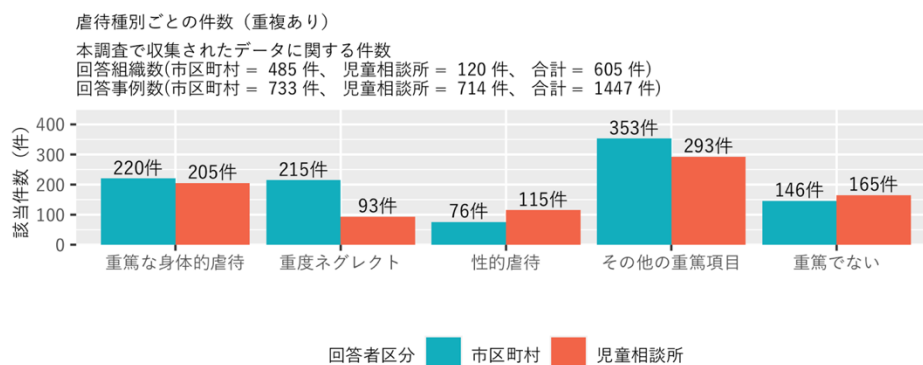


図7.5 Web調査（パート3）で集まった実事例における虐待種別ごとの該当件数

7.3.7 虐待種別に関する母集団との対応確認

厚生労働省による全国調査である「児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>（令和元年度）」が虐待種別分布の母集団をよく近似していると仮定したうえで、その分布と本調査での重篤な虐待種別の分布を比較した。比較に際して、2点注意しておくべき点がある。一つは、厚生労働省の全国調査では、虐待の重篤度にかかわらず集計を行っているのに対し、本調査では重篤な事例を対象を絞っている点である。もう一つは、厚生労働省の調査では「心理的虐待」を調査対象の一つにしているが、本調査ではその代わりに「その他の重篤項目」を調査対象としている点である。こうすることで、重篤な心理的虐待を含めたより広域な重篤項目を収集するようにしている。よって、厚生労働省の全国調査における「心理的虐待」の項は「その他の重篤項目」に置き換えて比較を行った。図7.6にそれぞれの調査における虐待種別の割合を示した。性的虐待とその他の重篤項目について10ポイント以上の差が見られ、それ以外の項目では本調査における件数の割合がやや大きく出ている。これは先述したように、本調査が重篤な虐待を対象としており、比較的軽微な事態になりにくい心理的虐待が重篤でない事例に含まれていることに依ると推測できる。これを考慮すると、両者の虐待種別の分布はおおよそ対応関係があると考えられる。

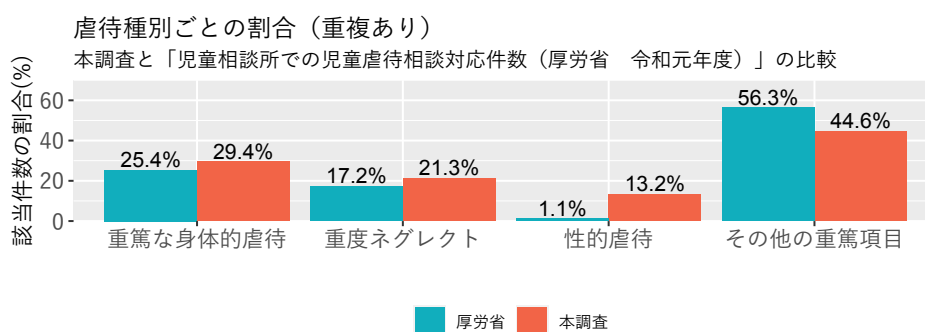


図7.6 虐待種別ごとの割合 厚生労働省による全国調査との比較

7.3.8 重篤な虐待種別の併存

ここでは、重篤な虐待種別の併存について基礎集計を行う。まず、図7.7に虐待種別が複数併存した事例の報告件数をその併存数ごとに示した。参考のため重篤でない事例（併存数が0）と、虐待種別が併存していない事例（併存数が1）の報告件数も同時に示した。併存数が大きくなるごとにその件数が減っていることが見てとれる。

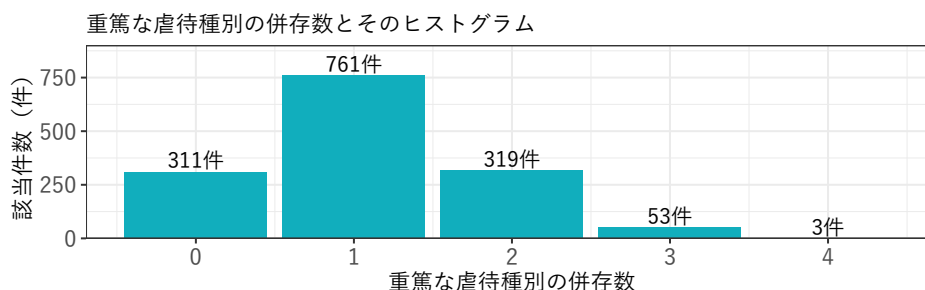


図7.7 併存数別の該当件数

次に、2つの虐待種別が併存する事例において、どの組み合わせの虐待種別が報告されたかを見る。図7.8に組み合わせごとの報告件数をクロス集計で示した。ここから、「その他の重篤項目」が他の虐待種別と併存する頻度が高いことが見てとれる。これは「その他の重篤項目」が広義な虐待を含んでいるためと推測できる。中でも、「重篤な身体的虐待」と「その他の重篤項目」の併存頻度が最も高く143件の報告があった。

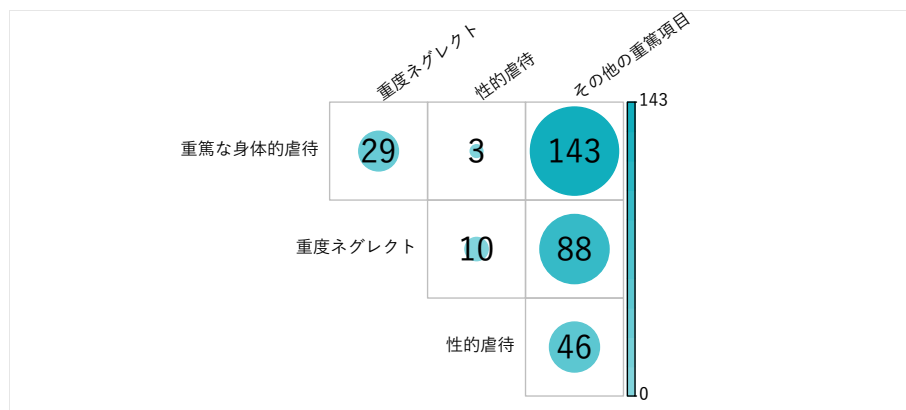


図7.8 2つの虐待種別が併存する事例における組み合わせとその件数

また、3つの虐待種別が併存した実事例において、その組み合わせごとの該当件数を表7.2にまとめた。サンプルサイズが十分とは言えないが、性的虐待以外の3つの虐待種別が併存するパターンが最も多く31件の報告があった。性的虐待は他の虐待種別と併存しにくいとの推測がたてられるが、そもそも性的虐待に該当する事例の報告が少ないため、確かではない。

表7.2 3つの虐待種別が併存した実事例の組み合わせとその件数

併存した3つの虐待種別				件数 (件)
	重度ネグレクト	性的虐待	その他の重篤項目	14
重篤な身体的虐待		性的虐待	その他の重篤項目	8
重篤な身体的虐待	重度ネグレクト		その他の重篤項目	31
重篤な身体的虐待	重度ネグレクト	性的虐待		0

7.4 結果Ⅱ：機械学習による解析

7.4.1 リスク予測モデリングの予測性能（重篤事態の予測）

7.2.3項で述べたように、Grid Searchと6-fold 交差検証を用いてハイパーパラメータを調整したうえで、セーフティアセスメント項目の回答パターンから重篤な虐待事例を予測するモデル（XGBoost）を構築した。調整後のハイパーパラメータは $\text{max_depth}=5$ 、 $\text{min_child_weight}=4$ 、 $\text{scale_pos_weight}=0.273$ となった。

検証用データに対する予測モデルのPR曲線（Precision-Recall Curve）を図7.9に示す。7.2.4項で紹介したように、PR曲線下面積は0から1の値を取り、1に近いほど予測能力が高いと言えるが、今回、その値は0.876となった。また、判別閾値を0.5とした際、「実際に重篤な事例のうち機械学習が重篤な事例であると正しく予測できた割合」を示すRecallは0.632、「機械学習が重篤であると予測した事例のうち、実際に重篤な事例であった割合」を示すPrecisionは0.857となった。最後に「与えられた重篤な事例とそうでない事例（すべての性能評価用データ）のうち、機械学習がそれらを正しく予測した割合」を示すAccuracyは0.630となった。クラス分類問題で頻繁に使われる予測評価指標のいくつかを表7.3にまとめる。

XGBoostによる重篤な虐待事例の予測精度（PR曲線）

曲線下面積 = 0.876
閾値0.5とした時の予測精度： Accuracy = 0.630, Precision = 0.857, Recall = 0.632

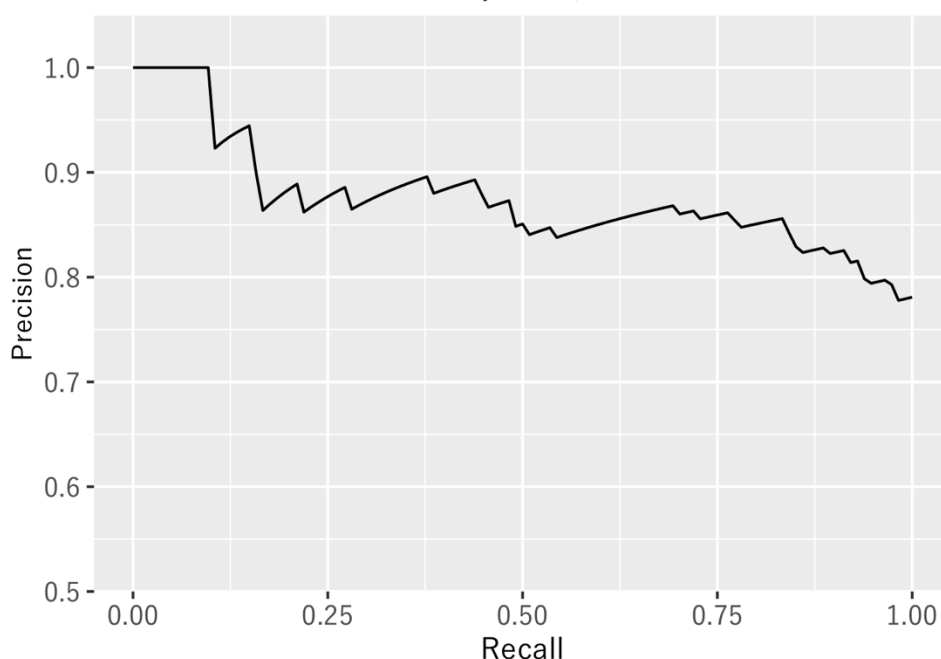


図7.9 XGBoostによる重篤な虐待事例の予測精度（PR曲線）

表7.3 判別閾値を0.5とした際の予測精度の評価指標（重篤事態）

閾値0.5とした時の予測精度						
予測対象	AUCPR	Accuracy	Precision	Recall	Specificity	Neg.Pred.Value
重篤な事態	0.876	0.63	0.857	0.632	0.625	0.323

Precisionの値がRecallやAccuracyの値に比べて大きく出ているのは、今回集まったデータにおいて、重篤でない事例のサンプルサイズが全体の21.7%と少ないことに起因する。サンプルサイズに起因する評価指標の偏りは、真のラベル（実際の事例が重篤であるか否か）と機械学習の予測を軸にとったクロス集計（混同行列）を見ることでも確認できる。ここでは、性能評価用のデータにおけるモデルの予測を用いて混同行列を評価した（図7.10）。サンプルサイズの偏りは「機械学習が重篤でないと予測した事例のうち、実際に重篤でない事例の割合（Negative Predictive Value）」が0.322と低く出ていることにも影響している。一方で「実際に重篤でない事例を機械学習が正しく重篤でないと予測できた割合（Specificity）」は0.625となり、RecallやAccuracyと同程度の値が得られている。このことから、今回構築したモデルは、60%~70%ほどの正答率であると言える。しかし実用上は、実際に重篤な事例のうち42件(36.8%)の予測に誤りがある点は問題である。それぞれのクラスの予測精度を均衡に保ちつつ、全体の予測精度を向上させるには、今後データを蓄積しサンプルサイズを増やすことが推奨される。

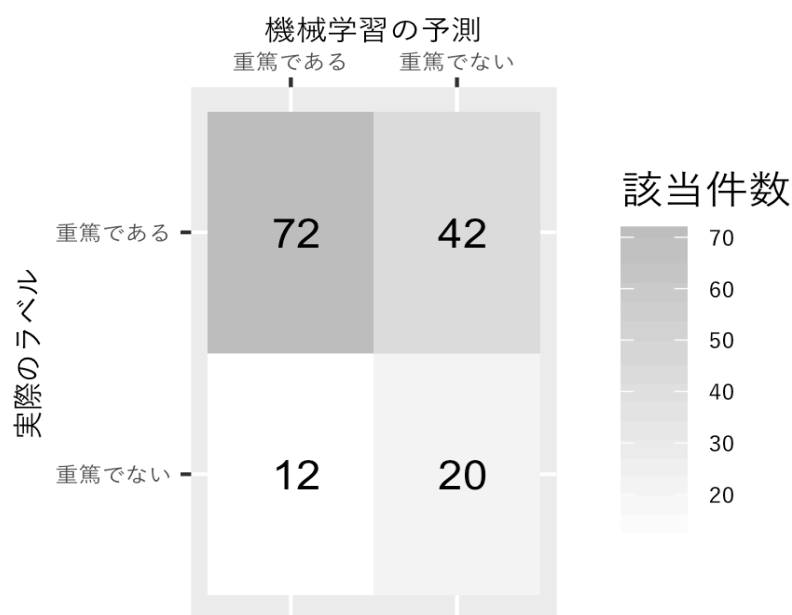


図7.10 XGboostの予測に対する混同行列

7.4.2 リスク予測モデリングの予測性能（重篤な虐待種別の予測）

7.4.1項では、重篤事態の予測を対象としたXGBoostモデルの結果を報告した。本項では同様に、それぞれの重篤な虐待種別を予測対象としたXGBoostモデルの結果を報告する。例えば「重篤な身体的虐待」を予測対象とした時は、それに該当するか否かが目的変数であり、131のセーフティアセスメント項目の回答パターンが説明変数となる。表7.4にそれぞれの予測対象における予測性能指標の結果を示す。重篤事態の予測ではそれに該当する事例が学習データの多数を占めていたが、虐待種別の予測ではそれに該当する事例が少数となっている（7.3.6項 図7.5を参照）。そのため、前項で示した重篤事態の予測性能指標（表7.3）と本項で示した表7.4は単純な比較が出来ないことに留意されたい。

学習データに含まれる該当事例数の偏り（クラス不均衡）がとくに顕著な「重度ネグレクト」と「性的虐待」ではAUCPRの値が低い。また、Precisionの値も低くなっていることから、クラス不均衡の影響が予測性能の低下を引き起こしている可能性が指摘される。この問題を解決するには、今後データを蓄積しサンプルサイズを増やすことが推奨される。

表7.4 判別閾値を0.5とした際の予測精度の評価指標（重篤な虐待種別ごと）

閾値0.5とした時の予測精度						
予測対象	AUCPR	Accuracy	Precision	Recall	Specificity	Neg.Pred.Value
重篤な身体的虐待	0.690	0.685	0.478	0.767	0.650	0.870
重度ネグレクト	0.440	0.703	0.385	0.645	0.719	0.882
性的虐待	0.343	0.699	0.260	0.650	0.706	0.927
その他の重篤項目	0.611	0.637	0.607	0.523	0.728	0.656

7.4.3 セーフティアセスメント項目の予測的貢献度（重篤事態の予測）

以上の項ではセーフティアセスメント項目の回答パターンから重篤な虐待事例を予測するモデルを構築した。本項では、どのセーフティアセスメント項目がより予測に貢献しているかを評価する。これらは、第8章で行うセーフティアセスメントツールの項目選定において参照可能な指標となる。ここでは、7.2.5項で述べたように、SHAPを予測的貢献度の指標とする。SHAPはサンプルごとの各セーフティアセスメント項目について算出される。また、セーフティアセスメント項目ごとにSHAPの絶対値をサンプルについて平均したものはGlobal SHAPと呼ばれる。この値が大きいセーフティアセスメント項目は予測に与える影響がより大きいと言える。

すでにハイパーパラメータの調整は済んでいるので、得られたデータのすべて（1447件）を用いてXGBoostの学習を行い、そのSHAPを評価した。表7.5に、Global SHAPが大きいセーフティアセスメント項目を上から順に35項目まで示した。重要項目である項目番号1～20が、比較的上位にあることが分かる。しかし、重要項目はその他の通常項目に比べて欠損値が少ないことには留意されたい。これは調査設計上、重要項目に関してはすべての対象組

織に回答をもらっている一方、その他の通常項目に関してはランダムに選ばれた特定の組織にのみ回答をもらっていることに依る。それぞれの項目の詳細については巻末資料を参照されたい。

なお、データを分割する際のランダムネスや、XGBoostの構築における初期値のランダムネスはリスク予測モデリングの予測精度に大きな影響を与えない。しかし、Global SHAPの値が比較的低い項目（貢献度の低い項目）に関しては、そのGlobal SHAPがランダムネスに影響を受けやすい（分散が大きい）。そのため、その点については結果の解釈の際に留意する必要がある。

表7.5 重篤事態の予測におけるGlobal SHAP 上位35項目

順位	項目番号	厚労省区分	統合項目名	Global.SHAP
1	1	社会関係	支援/介入の困難/資源不足	0.214
2	16	養育者の様子	説明の回避/説明内容の疑念	0.197
3	4	児童の様子	児童の情緒的問題/対人距離/愛着課題がある	0.161
4	5	養育者の様子	態度から事態改善が見込まれない	0.136
5	2	養育者の様子	過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほめかし	0.114
6	15	養育環境/生活状況	養育負担の偏り/夜間監視がない	0.098
7	19	養育環境/生活状況	不適切な養育環境	0.083
8	11	児童の様子	養育者に対する挑発/エスカレートする行為	0.080
9	20	家族(きょうだい)情報/世帯情報	経済不安/就労不安定	0.080
10	13	養育者の様子	精神科既往歴/不安定/判断力の減退/養育困難	0.068
11	68	児童の様子	児童の帰宅不安/恐怖	0.043
12	108	その他	今までに経験したことのない事例	0.042
13	43	重篤項目	児童が帰宅を嫌がる・拒否する	0.040
14	48	重篤項目	児童の身体に打撲痕や内出血などの外傷がある	0.040
15	37	養育者の様子	通告による傷つき/プレッシャー	0.038
16	9	養育者の様子	怒りや突発的事態への対処困難	0.037
17	18	児童の様子	摂食/排泄の異常/喘息やアレルギー	0.036
18	3	養育者の様子	養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的	0.032
19	98	重篤項目	児童自身が保護・救済を求めている	0.031
20	12	養育者の様子	支援の拒絶/回避/無関心/支援者への態度に一貫性がない	0.030
21	32	児童の様子	学業上での課題を抱える	0.026
22	29	養育者の様子	虐待の黙認/擁護/認識欠如	0.024
23	7	児童の様子	過去の心理的/身体的虐待歴	0.024
24	59	養育者の様子	支援者への攻撃性	0.023
25	21	児童の様子	噛み傷/わずかな傷/説明されない傷	0.022
26	10	養育者の様子	児童の育てにくさ	0.021
27	6	養育者の様子	育児スキルの不足/不履行	0.021
28	34	養育者の様子	人前での暴言暴力/泣いてもあやさない様子	0.018
29	26	家族(きょうだい)情報/世帯情報	家族構成/同居人変化	0.018
30	8	児童の様子	養育者を過剰に支持する	0.017
31	87	妊娠/出産	若年出産	0.017
32	17	家族(きょうだい)情報/世帯情報	きょうだいの係属歴	0.014
33	14	養育者の様子	養育者の家庭外ストレス	0.013
34	24	家族(きょうだい)情報/世帯情報	夫婦間葛藤/対立/話し合い困難/立場が対等ではない	0.007
35	44	養育者の様子	物質/行為依存/発達障害の診断/疑い	0.006

次にこれら上位35項目について、学習に使ったデータ（1447件）から300件のサンプルをランダムに抽出し、そのSHAPをプロットした（図7.11）。あるデータ点について、そのセーフティアセスメント項目が該当（+1）する場合は橙色、非該当／情報未取得（-1）の場合は水色の点で表現されている。SHAPが正の場合は重篤な事態の予測に貢献し、負の場合は重篤でない事態の予測に貢献することを意味する。つまり、橙色（該当）の点が正に分布し、水色の点（非該当／情報未取得）が負に分布しているセーフティアセスメント項目（例えば、項目番号1）は、その項目に該当した際に重篤な事態の予測確率が高まると解釈できる。一方、その正反対の分布の場合（例えば、項目番号19）はその項目に該当した際に重篤な事態の予測確率が下がると解釈できる。

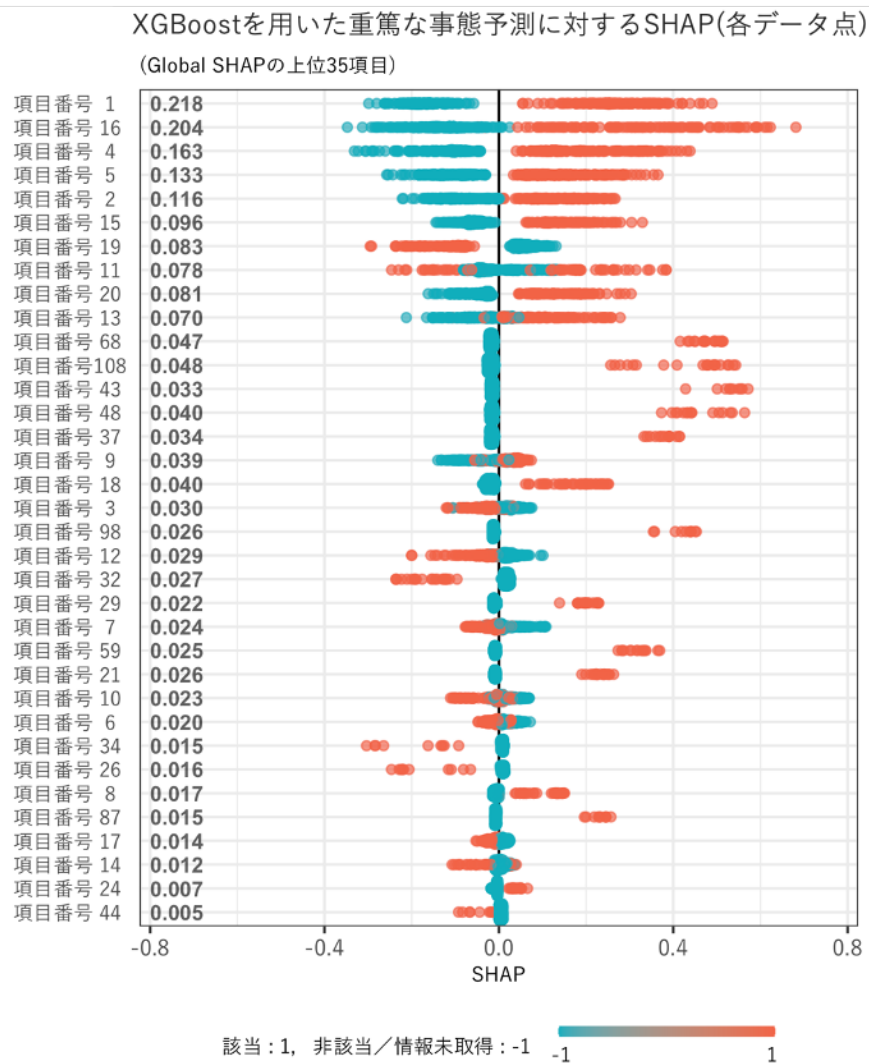


図7.11 重篤事態の予測におけるSHAP（Global SHAP上位35項目）

このように該当した際に重篤な事態の予測確率が下がる項目を仮に緩衝項目と呼ぶことにすると、これらはGlobal SHAPをみただけでは観測されない。そこで、項目番号 j に対する”Signed Global SHAP”を以下のように定義する。

$$\Phi_j = \frac{1}{D} \sum_{i=1}^D x_j^{(i)} \phi_j^{(i)}$$

(式7.1)

ここで、 D はサンプルサイズ、 $x_j^{(i)} \in \{-1, +1\}$ は i 番目のデータ点における j 番目のセーフティアセスメント項目に該当する (+1) か否か (-1) を表す2値変数、 $\phi_j^{(i)} \in \mathbb{R}$ はそれに対応するSHAPである。式7.1から分かるように、データの中で $x_j^{(i)}$ と $\phi_j^{(i)}$ が同符号である頻度が高いと、Signed Global SHAPは正に大きな値をとる（例えば、項目番号1）。逆に $x_j^{(i)}$ と $\phi_j^{(i)}$ が異符号である頻度が高いと、負に大きな値をとる（例えば、項目番号19）。これは $x_j^{(i)}$ と $\phi_j^{(i)}$ の相関関係を評価していると言い換えることもできる。ここで、単にSHAPの絶対値平均をとったGlobal SHAPは「予測に与える影響」という情報を持っているのに対し、Signed Global SHAPは「予測に与える正負の影響」という情報を持っており、緩衝項目になり得る傾向を持つセーフティアセスメント項目を検出することができる。

Global SHAPの値が大きい順に上位35項目に対してSigned Global SHAPをプロットしたのが図7.12である。これを見ると、上位35項目のうち12項目でSigned Global SHAPが負となったことが分かる(図7.12の中でも、Signed Global SHAPが負となった上位10項目を表7.6に示した)。これらの項目はこの予測モデルにおける緩衝項目、つまりその項目に該当した場合に重篤である確率が下がる項目である。しかし、今回のセーフティアセスメント項目はそもそも、アセスメント項目だけを含んでいると想定している。例えば、Signed Global SHAPが負の値になる「項目番号19：不適切な養育環境」について言えば、不適切な養育環境のほうが、適切な養育環境に比べて、重篤な虐待事例が起こりやすい環境である。それにもかかわらず、この項目が予測モデルにおいては重篤である確率を下げる項目になっている原因としては、ハイコンテクストな要因が関わっていると考えられる。先の項目番号19の例で言えば、「不適切な養育環境であることを開示する養育者は支援者との信頼関係が強く、支援者と密な連携を取ることで重篤な事態を避けやすい」などのストーリーが想定できる。もちろん、これが唯一のストーリーではないが、こういった要因が積み重なり、緩衝項目になっている可能性がある。また、別の要因としては、事例のサンプルサイズ不足によるノイズやバイアスの混入が考えられる。これは特に、Global SHAPの値が低い項目に影響を与えやすく、今回集まったデータにおいて、「たまたま」緩衝項目として評価された可能性もある。

XGBoostを用いた重篤事態の予測に対するSigned Global SHAP
(Global SHAPの上位35項目)

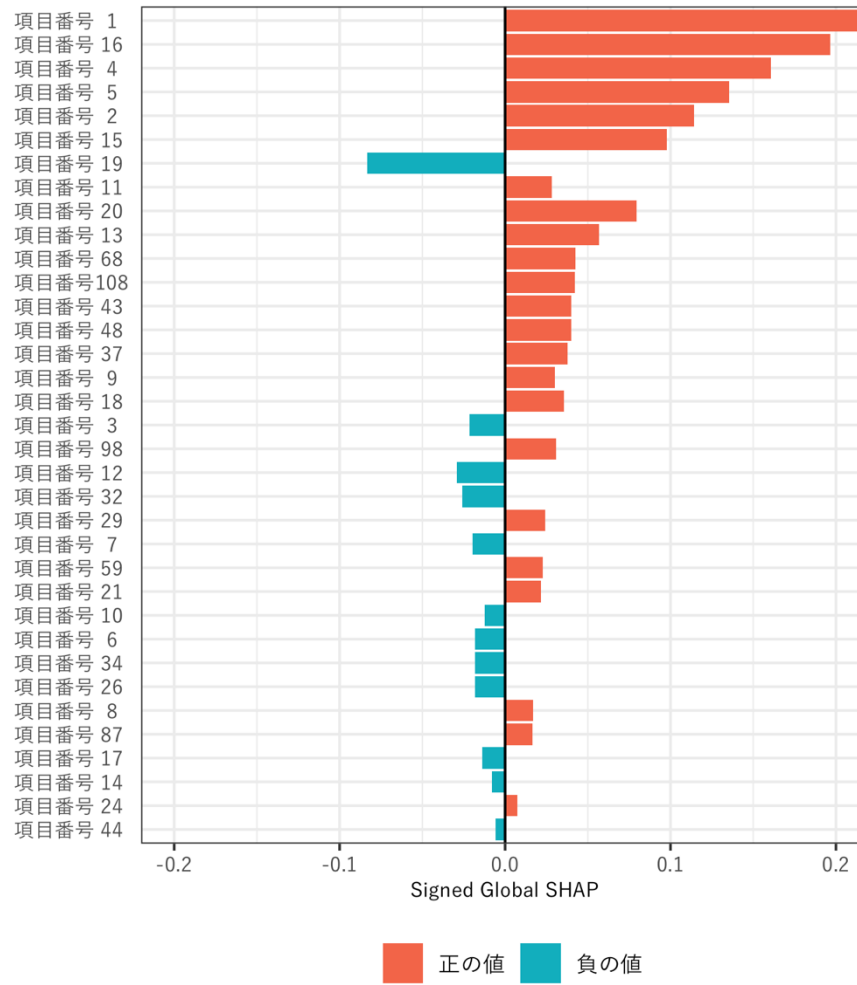


図7.12 重篤事態の予測におけるSigned Global SHAP (Global SHAP上位35項目)

表7.6 重篤事態の予測におけるSigned Global SHAPが
負の値になる項目 (Global SHAP上位10項目)

順位	項目番号	厚労省区分	統合項目名	Signed.Global.SHAP
7	19	養育環境/生活状況	不適切な養育環境	-0.083
18	3	養育者の様子	養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的	-0.021
20	12	養育者の様子	支援の拒絶/回避/無関心/支援者への態度に一貫性がない	-0.029
21	32	児童の様子	学業上での課題を抱える	-0.026
23	7	児童の様子	過去の心理的/身体的虐待歴	-0.020
26	10	養育者の様子	児童の育てにくさ	-0.012
27	6	養育者の様子	育児スキルの不足/不履行	-0.018
28	34	養育者の様子	人前での暴言暴力/泣いてもあやさない様子	-0.018
29	26	家族(きょうだい)情報/世帯情報	家族構成/同居人変化	-0.018
32	17	家族(きょうだい)情報/世帯情報	きょうだいの係属歴	-0.014

機械学習による予測モデルにおいて、各緩衝項目は、その該当を以て重篤事態の発生・併存を予測することに貢献しない。しかし以下のようなシナリオが各項目から想定されるため、現場で使用する際に、上記の項目に複合してチェックが入れられている場合には注意する必要がある。

例えば、項目番号19の「不適切な養育環境」に該当している場合、身体的、心理的、性的虐待、ネグレクトのいずれかが生じている家庭環境、もしくは、身体的、心理的、性的虐待、ネグレクトにエスカレートして繋がる行為や状態が慢性的に生じている家庭環境である。そのような家庭環境に加えて、項目番号32のような学業上での課題を抱える項目に該当している場合、学校において児童虐待の悪影響が表出されている可能性がある。例えば、子どもの学習意欲が減退したり、学業成績が悪化したりするシナリオがありえる。したがって、上記の複数の項目に複合してチェックが入れられている場合には、注意して対応する必要がある。

ここで、本節のSHAPを用いた分析においては限界が存在する。SHAPはあくまで、予測モデルをブラックボックスとして扱い、その入力値と出力値だけに着目して予測的貢献度を評価する手法である。つまりSHAPは貢献度の評価基準として確立された手法ではあるが、一方でなぜそのような予測になったかを説明することはできない。さらに、個々のサンプルに対するSHAPはある一つのセーフティアセスメント項目の貢献度を厳密に測ることができるが、その統計的代表的値であるGlobal SHAPとSigned Global SHAPに関しては、その限りでない。また、本章で示したSHAPは予測精度(Accuracy)が6~7割の予測モデルをもとに算出されていることにも注意されたい。

7.4.4 セーフティアセスメント項目の予測的貢献度（重篤な虐待種別ごとの予測）

本項では前項に引き続き、重篤な虐待種別それぞれの予測における、各セーフティアセスメント項目の予測的貢献度について示す。前項で示した重篤事態の予測で貢献度の高かった上位35項目はセーフティアセスメントツールの作成において優先度が高いとした上で、各虐待種別の予測に特有でありかつ重要な項目を抽出する。これを見るため、虐待種別それぞれについて各項目のGlobal SHAPが高い順に順位付けしたのから、前項で示した重篤事態の予測で貢献度の高かった上位35項目を除き、その上位5項目を表7.7に示した。これらは、各虐待種別の予測の際に特に注目すべき重要項目である可能性がある。

表7.7 各重篤種別の予測におけるGlobal SHAP上位5項目
(重篤事態の予測における上位35項目を除いて)

XGBoostにおけるGlobal SHAP上位項目 (重篤な身体的虐待)					
重篤事態の予測における上位35項目を除いた上位5項目					
順位	項目番号	厚労省区分	統合項目名	Global.SHAP	Signed.Global.SHAP
12	91	重篤項目	養育者が児童の身体の複数箇所を殴打している	0.065	0.064
13	69	重篤項目	頭部の瘡や抜毛(後頭部まで確認)、上まぶた・顔面に点状の出血や痣、目の血走りなど、児童の頭部・顔面に外傷がある	0.064	0.064
17	121	児童の様子	睡眠の問題/悪夢の報告	0.036	-0.036
18	95	児童の様子	学校/園での心身不調の訴え	0.036	-0.036
20	92	重篤項目	養育者に、道具を用いた体罰・暴力行為がある(軽度の外傷や跡がない場合)	0.024	0.024

XGBoostにおけるGlobal SHAP上位項目 (重度ネグレクト)					
重篤事態の予測における上位35項目を除いた上位5項目					
順位	項目番号	厚労省区分	統合項目名	Global.SHAP	Signed.Global.SHAP
11	27	重篤項目	虐待者が、虐待行為を正当化している	0.031	0.031
12	53	養育者の様子	調査協力への無理解/非協力	0.029	0.029
13	28	その他	複数種別の虐待が併発/混合	0.029	0.029
15	63	妊娠/出産	高齢出産	0.021	0.021
17	74	児童の様子	児童の発達障害(疑い含む)	0.019	-0.019

XGBoostにおけるGlobal SHAP上位項目 (性的虐待)					
重篤事態の予測における上位35項目を除いた上位5項目					
順位	項目番号	厚労省区分	統合項目名	Global.SHAP	Signed.Global.SHAP
8	35	養育者の様子	児童への絶え間ない叱責/非難/拒絶/無視	0.094	-0.094
13	76	重篤項目	虐待行為の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、養育者が虐待を否定する・認めない	0.079	0.079
15	23	養育者の様子	うつ状態/無気力または妄想幻覚/躁状態がある	0.065	-0.065
17	55	養育者の様子	関係機関を非難/脅迫/支援の被害的受け取り	0.050	0.050
18	60	家族(きょうだい)情報/世帯情報	ひとり親家庭/夫婦間年齢差	0.049	-0.049

XGBoostにおけるGlobal SHAP上位項目 (その他の重篤項目)					
重篤事態の予測における上位35項目を除いた上位5項目					
順位	項目番号	厚労省区分	統合項目名	Global.SHAP	Signed.Global.SHAP
20	39	社会関係	近隣トラブル/養育者社会関係	0.030	0.030
24	31	養育者の様子	養育プレッシャー/育児不安/児童の障害等受容困難	0.025	0.025
26	75	重篤項目	養育者が、現状解決されていない養育上の課題に対する解決方法を求めている	0.022	0.022
27	51	養育者の様子	DVの疑い/過去のDV相談歴	0.019	0.019
28	42	重篤項目	養育者や児童が、別の養育者に対して「殺されるかもしれない」「何をするかわからない」等の確信めいた不安や恐れを訴える	0.019	0.019

有識者会議においてこれらの項目を「各虐待種別の予測に有用な可能性がある」として示したところ、「現場の感覚とは合致しない」とのご指摘をいただいた。原因としては、第一に各虐待種別の予測に貢献する項目は、重篤事態の予測に貢献するものとその大多数が重複していることが挙げられる。第二に、7.4.2項でも述べたようにサンプルサイズの不足（クラス不均衡）のために、モデルの予測精度が高くないことが原因として考えられる。ここで、現状の予測精度が低いモデルのもとでの予測的貢献度は良い指標にならない可能性がある。そのため、第8章の項目選定において、各虐待種別に関して任意入力部分は、削除することとした。なお、予測対象別にGlobal SHAPの高かった上位35項目を列挙した表は、巻末資料に掲載している。適宜参照されたい。

7.4.5 統合項目を使ったリスク予測モデリング（重篤事態の予測）

7.4.1項では重篤事態のリスク予測モデリング（XGBoost）に対して、その予測的妥当性を評価した。また、7.4.3項では構築されたXGBoostを用いてGlobal SHAPを算出し、どのセーフティアセスメント項目が重篤事態の予測に貢献しているか（予測的貢献度）を検証した。本項ではさらに、第8章の目的であるセーフティアセスメントツールの作成を見据えて、予測的貢献度が上位の項目のいくつかを統合し項目数の削減ができるかを検討する。

統合する項目は、有識者が表7.5に示した35項目の中から「類似した内容を質問している」と判断したペアを選択した。選択された項目を統合することで機械学習に inputs する項目数は減少するが、その際、予測性能に影響がでるかを検証する。

上記で述べた通り有識者が統合できる項目を検討した結果、Global SHAP上位35項目のうち項目番号3と5、項目番号43と68はそれぞれ類似の質問内容であることから統合することとなった。ここで、二つの項目を統合した統合項目は、どちらか一方の項目に該当した場合に「該当」、どちらも非該当もしくは不明の場合に「非該当もしくは不明」であるとした（論理和）。この統合を上記2つのペアに施した上で、7.4.1項と同様の手順でリスク予測モデリングの予測性能を評価した。統合項目を使った際のPR曲線を図7.13に示す。また、代表的な予測性能指標について、統合項目を使っていない結果（7.4.1項の結果）と統合項目を使った結果の比較を表7.8に示す。表7.8の比較から、その予測性能に大きな差異はないことが分かる。これは、今回選んだ統合項目のペアが、重篤事態の予測においては概ね類似した情報を持っているためと考えられる。

XGBoostによる重篤な虐待事例の予測精度（PR曲線）

曲線下面積 = 0.887

閾値0.5とした時の予測精度： Accuracy = 0.616, Precision = 0.854, Recall = 0.614

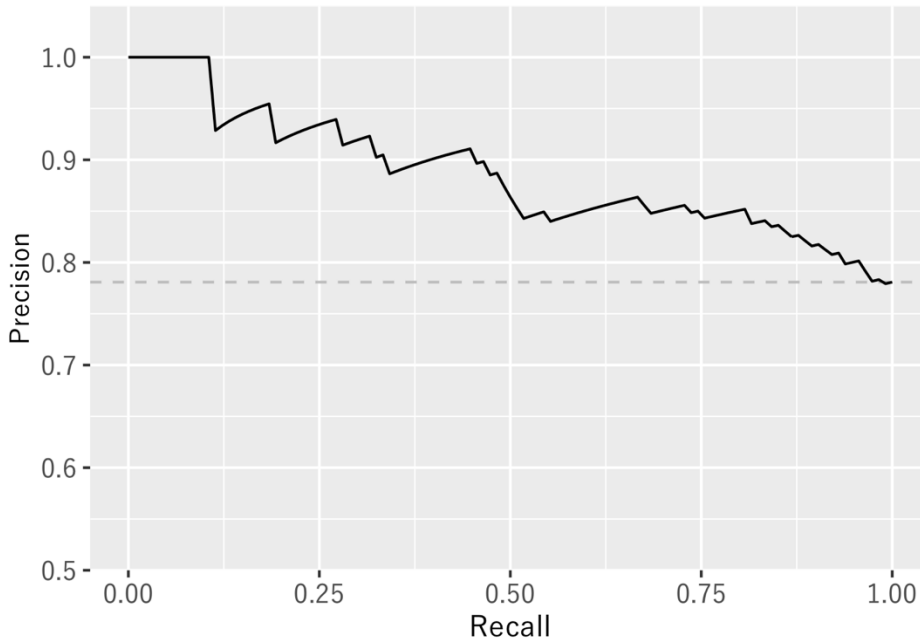


図7.13 XGBoostによる重篤な虐待事例の予測精度（PR曲線）

表7.8 統合項目の有無における予測性能指標の比較

閾値0.5とした時の予測精度（重篤事態の予測）						
統合項目の有無	AUCPR	Accuracy	Precision	Recall	Specificity	Neg.Pred.Value
無	0.876	0.630	0.857	0.632	0.625	0.323
有	0.887	0.616	0.854	0.614	0.625	0.312

続いて、7.4.3項と同様の手順で各セーフティアセスメント項目についてGlobal SHAPとSigned Global SHAPを算出した。表7.9にGlobal SHAPの値が大きい順に上位35項目を列挙した。項目番号3と5の統合項目は順位33、項目番号43と68の統合項目は順位4に位置づけられている。それ以外の項目に関しては、7.4.3項で示した順位とくらべて、多少の順位変化はあるが大きな変化はない。このことから、セーフティアセスメントツールの作成に際しては、これらの項目を統合してもよいと考えられる。

表7.9 統合項目を使った重篤事態の予測におけるGlobal SHAP 上位35項目

順位	項目番号	厚労省区分	統合項目名	Global.SHAP	Signed.Global.SHAP
1	1	社会関係	支援/介入の困難/資源不足	0.219	0.219
2	16	養育者の様子	説明の回避/説明内容の疑念	0.193	0.193
3	4	児童の様子	児童の情緒的問題/対人距離/愛着課題がある	0.140	0.140
4	43and68	統合項目	児童が帰宅を嫌がる・拒否する/児童の帰宅不安/恐怖	0.132	0.132
5	2	養育者の様子	過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほめかし	0.121	0.121
6	15	養育環境/生活状況	養育負担の偏り/夜間監護がない	0.086	0.085
7	19	養育環境/生活状況	不適切な養育環境	0.075	-0.075
8	20	家族(きょうだい)情報/世帯情報	経済不安/就労不安定	0.074	0.072
9	11	児童の様子	養育者に対する挑発/エスカレートする行為	0.069	0.021
10	13	養育者の様子	精神科既往歴/不安定/判断力の減退/養育困難	0.059	0.059
11	59	養育者の様子	支援者への攻撃性	0.043	0.043
12	108	その他	今までに経験したことのない事例	0.042	0.042
13	18	児童の様子	摂食/排泄の異常/喘息やアレルギー	0.040	0.040
14	37	養育者の様子	通告による傷つき/プレッシャー	0.040	0.040
15	48	重篤項目	児童の身体に打撲痕や内出血などの外傷がある	0.036	0.036
16	9	養育者の様子	怒りや突発的事態への対処困難	0.033	0.018
17	10	養育者の様子	児童の育てにくさ	0.027	-0.001
18	29	養育者の様子	虐待の黙認/擁護/認識欠如	0.026	0.026
19	98	重篤項目	児童自身が保護・救済を求めている	0.023	0.023
20	24	家族(きょうだい)情報/世帯情報	夫婦間葛藤/対立/話し合い困難/立場が対等ではない	0.023	0.023
21	21	児童の様子	噛み傷/わずかな傷/説明されない傷	0.022	0.022
22	96	初期情報	受賞起点からの時間経過	0.021	0.021
23	8	児童の様子	養育者を過剰に支持する	0.021	0.021
24	28	その他	複数種別の虐待が併発/混合	0.020	-0.020
25	7	児童の様子	過去の心理的/身体的虐待歴	0.019	-0.015
26	6	養育者の様子	育児スキルの不足/不履行	0.018	0.010
27	87	妊娠/出産	若年出産	0.017	0.017
28	34	養育者の様子	人前での暴言暴力/泣いてもあやさない様子	0.017	-0.017
29	14	養育者の様子	養育者の家庭外ストレス	0.017	-0.015
30	26	家族(きょうだい)情報/世帯情報	家族構成/同居人変化	0.016	-0.016
31	12	養育者の様子	支援の拒絶/回避/無関心/支援者への態度に一貫性がない	0.016	0.000
32	75	重篤項目	養育者が、現状解決されていない養育上の課題に対する解決方法を求めている	0.013	0.013
33	3and5	統合項目	養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的/態度から事態改善が見込まれない	0.012	0.012
34	32	児童の様子	学業上での課題を抱える	0.012	-0.012
35	44	養育者の様子	物質/行為依存/発達障害の診断/疑い	0.010	-0.010

7.4.6 採用項目数別の予測性能指標（重篤事態の予測）

7.4.1項では131項目のセーフティアセスメント項目から重篤事態を予測するXGBoostを構築した。さらに、7.4.3項では予測的貢献度を測る指標としてGlobal SHAPを項目ごとに評価した。これらをふまえて本項では、Global SHAPの値が大きい上位数項目だけを用いて重篤事態を予測した際に、その予測性能が影響を受けるかを精査した。

Global SHAPの値が大きい順に採用した項目数（採用項目数）を変えてXGBoostを学習し、その際の精度（Accuracy）を評価した（図7.14）。ここで、XGBoostの学習は7.4.1項で述べた手順で行った。

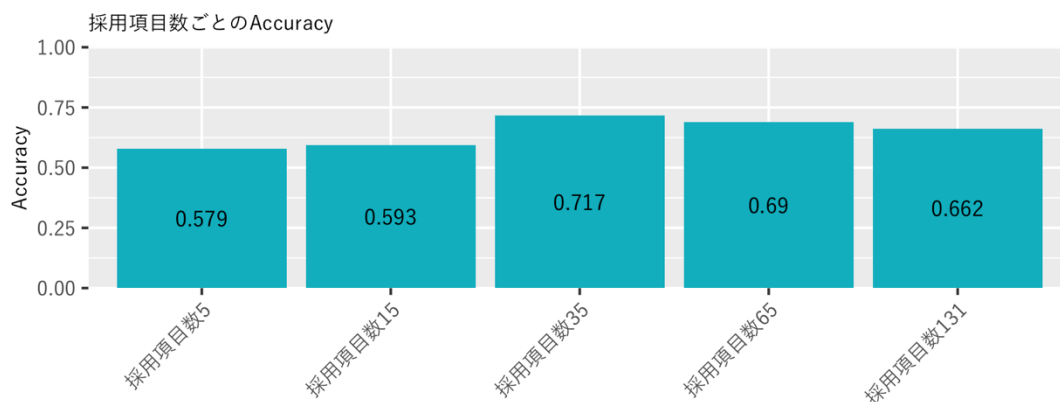


図7.14 採用項目数を変えた際のAccuracy（精度）

図7.14から、採用項目数を35まで減らしても、Accuracyに大きな差はないことが分かる。この結果は、131のセーフティアセスメント項目のうち、Global SHAPの大きな上位数項目が特に予測に貢献していることを示唆する。Accuracy以外の予測性能の評価指標については表7.10に示す。採用項目数を5まで減らすと、RecallとSpecificityのバランスが崩れ、重篤事態の回答データに過学習してしまっていることが見て取れる。

表7.10 採用項目数を変えた際の予測性能指標

採用項目数ごとの予測性能指標						
採用項目数	AUCPR	Accuracy	Precision	Recall	Specificity	Neg Pred Value
5	0.898	0.579	0.325	0.735	0.532	0.868
15	0.903	0.593	0.329	0.706	0.559	0.861
35	0.911	0.717	0.431	0.647	0.739	0.872
65	0.913	0.690	0.404	0.676	0.694	0.875
131	0.910	0.662	0.373	0.647	0.667	0.860

第8章のセーフティアセスメントツールの項目選定に際しては、ここでの解析結果を参照する。

7.4.7 除外項目の検討

有識者より、「項目番号43、68、98は類似の質問内容であり、かつそれらに該当した場合は重篤事態に該当する可能性が非常に高い。このことから、それらの項目はセーフティアセ

メント項目から除外できるのでは。」という指摘があった。そこで、本項では、項目番号43、68、98を除いて機械学習モデルを構築した場合に、その予測精度に影響があるかを精査した。これらの項目を除外した場合とそうでない場合の予測性能指標を表7.11に示す。どちらの場合も、Accuracy、Recall、Specificityが概ね0.6～0.7の値をとっていることから、項目除外による影響は小さいと言える。

表7.11 類似項目を除外した場合の重篤事態の予測性能比較

項目番号 43,68,98 を除いた際の予測性能指標						
除外項目の有無	AUCPR	Accuracy	Precision	Recall	Specificity	Neg Pred Value
無	0.910	0.697	0.4	0.588	0.730	0.853
有	0.911	0.683	0.4	0.706	0.676	0.882

第8章 セーフティアセスメントツールの構成

【第8章の概要】

本事業では、データから得られた各アセスメント項目の信頼性及び妥当性の検証結果をもとに、項目を選定し、アセスメントツールを構成する。本章では、第7章までに得られた解析結果を踏まえ、セーフティアセスメントツールの構成プロセスを述べる。

8.1 目的

第7章までの分析で、アセスメント項目の信頼性（評定者間一致性）・予測的妥当性が検証された。本章では、アセスメントツール構成に向けて、有用な情報が最大限取りこぼされることなく、かつ最小限の項目数となるようアセスメント項目を選定する。

8.1.1 セーフティアセスメントツールの対象と活用場面

本ツールが対象とするリスクは、初動対応段階における死亡リスク、及び致命的行為の並存リスクである。ツールによって判断されるのは、一時保護の要否、あるいは市区町村から児童相談所への通告/送致の要否であり、重篤事態の見落とし防止・検知力の向上を目指す。したがって、その活用場面は「通告から一時保護(または児相への通告/送致)の要否判断を経た援助方針会議まで」、および「在宅支援継続中に現状方針を見直し、一時保護の要否を再検討する場面」となる。

本セーフティアセスメントツールが想定する活用場面・ターゲット

誰が：児童相談所職員と市区町村職員

いつ：通告～援助方針会議まで

またはリミットアセスメント*を経て、一時保護の要否を再検討する場面

何を：重篤な項目に該当があるかどうか確認する

何のために：一時保護(児相)、または通告/送致(市区町村)の要否判断

(※リミットアセスメントとは：現在の支援方針を見直すための基準・条件を設定し、それを満たしているかを判断するためのアセスメント。在宅支援継続中に子どもの安全が確認できなくなるなど、現状の支援方針を見直す必要があると判断された場合、再度セーフティアセスメントを行い、児童相談所による一時保護、または市区町村による児童相談所への通告/送致の要否判断を行う。)

8.1.2 セーフティアセスメントツールの形式

全てのアセスメント項目に該当・非該当を入力するのが理想的だが、調査を経ていない段階では、該当するかどうか判断できない項目も多い。そのため、調査を進めていながら、新しい情報が判明次第、つどアセスメントツールへ入力していく形が望ましい。特に、web

アプリであれば、各アセスメント項目の該当状況をリアルタイムで容易に更新することができ、ツールの効力が最大限に発揮されるだろう。本ツールにおいても、将来的なwebアプリ導入を想定しているが、現場の実態に即して、紙媒体でも使用可能なツールを作成する。

8.2 方法と結果

以上の目的を踏まえて、本セーフティアセスメントがどのような構成要素で構成されているか、また、セーフティアセスメント項目をどのように選定したかを本節で述べる。

8.2.1 セーフティアセスメントツールの構成要素

紙媒体でもなるべく理想的な使い方ができるよう、以下に示した4つの要素でセーフティアセスメントツールを構成する。

構成要素Ⅰ：一時保護(依頼)要検討項目(Sランク)

入力タイミング：通告から一時保護(または児相への通告/送致)の要否判断まで

構成要素Ⅱ：一時保護(依頼)検討項目(Aランク)

入力タイミング：通告から一時保護(または児相への通告/送致)の要否判断まで

構成要素Ⅲ：一時保護(依頼)検討項目(Bランク)

入力タイミング：一時保護(または児相への通告/送致)の要否判断後、援助方針会議まで

構成要素Ⅳ：意思決定と判断理由

記入タイミング：一時保護(または児相への通告/送致)の要否判断後

構成要素Ⅰの「一時保護(依頼)要検討項目(Sランク)」は、重篤虐待を示す項目である。通告受理から現認段階までに観察可能であり、かつ一時保護の要否判断に直結すると考えられる項目を、必須入力として設定した。なお、市区町村の場合には、一時保護の「依頼」として通告/送致を行うか判断する項目となるため、「一時保護(依頼)要検討項目」とした。その項目選定方法については次項で示すが、これらは重篤度・緊急度ともに高い項目である。「絶対」でないにせよ、本項目に該当した場合には一時保護(または児相への通告/送致)を特に検討すべきであり、“要”検討とした。一時保護(または児相への通告/送致)の要否判断までに入力されたい。

構成要素Ⅱ・Ⅲの「一時保護(依頼)検討項目」は、重篤虐待を予測する項目である。統計解析により重篤事態との関連性が高いと判断されており、該当した場合には一時保護(または児相への通告/送致)を検討されたい。項目選定方法については次項で示すが、中でも重篤事態との関連性がより高い項目をAランク(必須入力)、次いで関連性が高い項目をBランク(任意入力)とした。Aランクは一時保護(または児相への通告/送致)の要否判断まで、Bランクは援助方針会議までに入力されたい。

構成要素Ⅳの「意思決定と判断理由」は、アセスメントを経てどのように判断したのか、そして実際にはどのような対応をしたのか、記録を残すためのものである。A一時保護(依頼)に関する意思決定(一時保護要否の判断結果)、B緊急出動を行ったかどうか、C結果として一時保護(児相への通告/送致)を行ったかどうか、D一時保護(通告/送致)を行わなかった場合の理由、これら4点を記入するよう設定した。記入のタイミングは、一時保護(または児相への通告/送致)の要否判断を行った後となる。

8.2.2 アセスメント項目の選定方法

本ツールにおけるアセスメント項目は、以下の通り選定された。

【構成要素Ⅰ：一時保護(依頼)要検討項目(Sランク)】

令和元年度の調査研究で選定された重篤項目をもとに、令和2年度本事業の有識者検討委員の意見をふまえて、項目の統合・文言の改定を行なった。

令和元年度の全国調査においては、文献調査によって収集した項目に対し、回答者である現場実務者へ、主観的重篤度評定を依頼した。調査の結果得られた重篤度評定値や情報取得容易性得点をもとに、1)項目の重篤性：全国共通で重篤だと判断され、現場実務者からも合意を得られやすいこと、2)取得容易性：初動においても該当状況が確認しやすいことを重視して、重篤項目を選定した。さらに、現場実務者を含む検討委員の判断をふまえ、項目の削除と追加を行なった。

【構成要素Ⅱ・Ⅲ：一時保護(依頼)検討項目(Aランク・Bランク)】

本調査の対象となった131のセーフティアセスメント項目は、令和元年度の事業で得られたデータに基づく事前調査によって抽出された(本報告書第4章参照)。そして、これらの項目が重篤事態の予測にどれだけ貢献するかを解析的に評価した(本報告書第7章参照)。その結果選抜された上位35項目を、「一時保護(依頼)検討項目」として選定した。

セーフティアセスメントツールは、重篤事態の見落としを防ぐものでなければ意味がないが、現場での実用性を考えたとき、なるべく最小限の項目数であることも求められる。35という項目数は、その双方を出来る限り追求した結果である。解析的に抽出された予測貢献度の高い上位の項目だけを用いて重篤事態を予測した際、項目数15では予測精度(Accuracy)57.9%のところ、項目数35では71.7%まで向上した(本報告書7.4.6参照)。35項目という数は、当該解析に根拠を置いたものであることを強調しておく。

この35項目には、令和元年度の調査で、予測貢献度と情報取得容易性の高かった20項目も含まれていた。これら20項目をAランクと位置づけ、それ以外の15項目をBランクと位置づけた。つまり、Aランク項目は、比較的重要度が高いと評価された項目群である。

なお、これらの項目を用いたリスク予測モデリングを実践した場合の予測精度(Accuracy)が60%~70%であることは、第7章に示した通りである。ツールとして、同程度の予測的妥当性が担保されたものと考えられる。Aランクの20項目については、項目毎の信頼性(評定者間一致性)を検証し、ある程度の信頼性を維持していることも確認した(本報告書第6章参照)。

なお、この一時保護(依頼)検討項目には、“項目に該当した場合に、平均的には重篤であることの予測確率が下がるもの”も組み入れられている(詳細は第7章、特に表7.6を参照されたい)。理由は以下の3点である。まず1点目に、これらの項目は予測的妥当性(重篤事態予測の信頼性)を保つ上で重要な項目となっており、削除すると、機械学習を用いた予測的妥

当性が下がるためである。2点目として、限られたデータから算出されたサンプリングバイアスにより、重篤かどうかの予測に偏った影響を与えている可能性が考えられた。そのため、今後の試行を経て、本当に重篤でないかどうかを照合することが不可欠だからである。最後に3点目として、これらの項目単体では重篤となることは少ないが、他の項目と組み合わせることで、重篤だと予測される可能性が考えられたためである。いずれにせよ、これらの項目に該当したからといって全て重篤と予測されるわけではないが、統計的には重篤な事例と関連していることをご理解の上、本ツールを活用頂きたい。

また、有識者検討委員の意見をふまえ、一部項目についての統合や追加と、文言の改定を行ったほか、Aランク・Bランクに分けて項目の番号を振り直した(A-1～A-19、B-1～B-12とした)。

8.2.3 有識者による議論を経たセーフティアセスメントツール最終案

前項では、第7章までの解析結果をもとに、セーフティアセスメント項目を選定したことを説明した。選定された項目を組み入れたツール草案を元に、有識者による検討を重ねた。項目の統合や文言の改定をはじめ、ツールの構造や入力タイミングまで、さまざまな意見が提出された。重篤な事態を網羅しているか、現場の感覚とズレがないか、実際に適切な活用がなされるか、といった議論を経て、最終案が作成された。草案(第1案)から最終案に至るまでの詳しい経過と、有識者検討委員の意見については、巻末資料に掲載したので参照されたい。本事業で作成したセーフティアセスメントツールの最終案は、A4両面1枚のシートとなった。以下では、表面・裏面それぞれを紹介する。

【表面：一時保護(依頼)要検討項目とプロフィール欄】

表面(図8.1)には、重篤虐待を示す56項目を「Sランク・一時保護(依頼)要検討項目」として設定した。1つでも該当する場合には、一時保護または児相への通告/送致を要する項目となる。項目該当の基準は、「①それを引き起こした不適切な行為が確認されている」「②行為が行われた疑いがある」「③状況について合理的な説明がない、または経過不明」のいずれかに当てはまるかどうかである。1. 重篤身体的虐待 2. 重篤ネグレクト 3. 性的虐待の疑い 4. 重篤なその他虐待及びその疑いのそれぞれについて、①②③のチェック欄と、項目番号の記入欄を設けた。なお、性的虐待については、性的虐待対応のガイドラインに基づき、疑いがあった段階で調査保護が必要なため、「性的虐待の疑い」とした。重篤心理的虐待ではなく、その他虐待としているのは、心理的虐待以外の可能性や、種別が複数に併存する場合があるためである。

一時保護の要否判断(市区町村は児童相談所への通告/送致の要否判断)までに、①②③のどれかに当てはまるかをチェックする(複数選択可)ほか、任意で該当する項目番号も記入してもらえよう設計した。1. 重篤身体的虐待 2. 重篤ネグレクト 3. 性的虐待の疑い 4. 重篤なその他虐待及びその疑い のどれかに該当したかどうかだけでなく、どの項目に該当したかのデータを蓄積することができれば、より有意義な検証ができる。

現場運用上の必要性だけでなく、今後のデータ蓄積・検証を前提に、基本情報とアセスメント情報を紐づけられるよう、プロフィール欄を設定した。子ども虐待対応の手引きにある「虐待通告受付票」の付票としても利用可能である。

【裏面：一時保護(依頼)検討項目と意思決定記入欄】

裏面(図8.2)では、重篤かどうかを予測する項目を「一時保護(依頼)検討項目」として設定した。その中でも、予測に強く貢献する項目をAランク(必須入力)とし、次いで貢献する項目をBランク(任意入力)として設定した。ツール表面の「一時保護(依頼)要検討項目」のようにその項目事態が重篤虐待を示すものではないが、該当する場合には一時保護(または児相への通告/送致)を検討されたい項目となる。本項目が示す具体的な状況については、添付資料ガイドブックの巻末に掲載したため、参照されたい。

下部には、一時保護(または児相への通告/送致)の要否判断(意思決定)と、結果として一時保護(または児相への通告/送致)を行ったかどうかを記入する「意思決定と判断理由」欄を設けた。アセスメントを受けて「一時保護を要する(児相へ通告/送致を要する)」と判断しても、結果的に一時保護を行わなかった/できなかった(児相へ通告/送致を行わなかった/できなかった)場合もありうる。そうした判断と実際の対応に違いが見られた事例については、判断基準と対応基準が妥当であるか検証すべきである。そのためには、実際の対応結果をアセスメント項目該当情報と併せて、データを蓄積・検証する必要があるため、この「意思決定欄」を設けた。

本ツールの詳細については、添付資料ガイドブックを参照されたい。

作成日時	〇〇〇〇年〇月〇日(〇)	識別番号	〇〇〇〇〇	児童名	〇〇 〇〇〇
年齢	〇歳	性別	(男)・女・その他	虐待種別	(身)性・心・ネグ
住所	〇〇県〇〇〇市〇〇町〇-〇-〇			受付経路	〇〇〇〇
主訴	〇〇〇				

一時保護(依頼)要検討項目	
1.重篤身体的虐待 ※1つでも該当したら、 いずれか(複数可)に✓ (該当する番号を記入:任意) □①それを引き起こした不適切な行為が確認されている () ☑②行為が行われた疑いがある (5, 11) □③状況について合理的な説明がない、または経過不明 ()	1 頭蓋内損傷・頭蓋内出血がある(不慮の事故によるとの確証がないもの)
	2 眼底出血・網膜剥離・水晶体脱臼などの眼科所見がある(不慮の事故によるとの確証がないもの)
	3 内臓損傷・腫脹・出血がある(不慮の事故によるとの確証がないもの)
	4 毒物・薬物等による中毒症状(飲まされるなどによる)がある
	5 頭部・顔面・胸部・腹部の打撲痕がある
	6 帯状痕や二重条痕などの特徴的な形状の創傷がある
	7 新旧の多数の創傷・骨折痕がある(不慮の事故によるとの確証がないもの)
	8 身体各部に拘束痕を疑う傷がある(不慮の事故によるとの確証がないもの)
	9 熱傷、熱傷痕、高熱の液体がかかったとみられる熱傷、熱傷痕がある(不慮の事故によるとの確証がないもの)
	10 頸部絞扼痕(首絞め)を疑わせる絞扼痕がある
	11 殴る、蹴る、叩く、踏みつけるなどの暴力によって生じる可能性がある重度の傷・あざ、骨折がある
	12 道具による暴力行為によって生じる可能性がある重度の傷・あざ・骨折がある
	13 児童の安全を守れる監督者がいない状態で危険にさらされる戸外にいる(締め出しの疑い)
	14 頸部絞扼(首絞め)の目撃・報告がある
	15 児童を溺れさせる(風呂等に沈める行為を含む)
	16 児童の鼻と口をふさぐ(乳幼児の場合は布を顔にかける行為を含む)
	17 児童を縛りつける、トランク・箱などの閉所に出入りできないようにして閉じ込める、児童を布団蒸しにする
	18 殴る、叩く、蹴る、踏みつける、あるいは道具による暴力行為など、児童がけがを負う危険性がある
	19 乳幼児を立て抱きにして前後に激しく揺さぶる・投げ飛ばす・床に落とす
	20 代理によるムンヒハウゼン症候群(MSBP)
21 他	
22 その他重篤な身体的虐待	
2.重篤ネグレクト ※同上 □①() □②() □③()	23 器質的な理由によらず児童の身長または体重が標準身長・標準体重の-2SDを下回っている
	24 児童が遺棄、置き去り、放置(車内含む)されている。または、監護責任者不在での夜間徘徊がある
	25 児童が疾病などにより衰弱している状態のまま放置されている
	26 養育者の監護なしに、児童だけでは危険な環境におかれている
	27 感染症、乳幼児の下痢、慢性疾患、または重度の外傷等があるが病院を受診させていない
	28 養育放棄がある。または養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して無関心・拒否的「世話をしたくない」等の訴えがある
	29 異物や不適切な薬物を、児童が勝手に飲めようとする環境がある
	30 他
	31 その他重篤と判断するネグレクト
	3.性的虐待の疑い ※同上 □①() □②() □③() ※性的虐待の対応ガイドラインに基づき、疑いがあった段階で調査保護(通告/送致)を検討する
33 児童の具体的で詳細な性暴力被害の訴えがある	
34 被害詳細は不明ながら、児童から、性被害を疑わせる発言がある	
35 児童が、年齢不相应な性的興味、関心および知識を持っている(状況確認の上で保護の要否を判断する)	
36 児童が性的な過剰な表現をする(被害経験の疑い)	
37 性器、口腔、または肛門への侵入を伴う行為がある	
38 直接、もしくは着衣の上から児童の身体に触る、または触らせる	
39 性器や性交を見せる	
40 児童をポルノグラフィーの被写体にする	
41 児童に売春や援助交際を強要する	
42 養育者が着替えを覗いたり、一緒に入浴することを強要するなどの行為がある	
43 性的描写のある物品を児童に見せる状態にしている(状況確認の上で保護の要否を判断する)	
44 児童に対して卑猥な言葉を発する(状況確認の上で保護の要否を判断する)	
45 性的虐待が懸念される環境や状況(加害者が児童に接触できる等)がある	
46 その他、性的虐待(疑い含む)がある	
4.重篤なその他虐待及びその疑い ※同上 ☑①(50, 56) ☑②(54) □③()	47 児童が帰宅を嫌がる、または拒否する
	48 児童自身が保護、または救済を求めている
	49 養育者により、児童に不適切な薬物投与がなされている(意図的かどうかを問わない)
	50 養育者が児童に心中や自殺を強要する行為、もしくは発言がある。または児童に自傷行為や自殺企図があるが、養育者が適切な医療受診をさせていない
	51 養育者が児童の保護、もしくは救済を求めている、または現状解決されていない養育上の課題に対する解決方法を求めている
	52 養育者から、「このままでは何をするかわからない」「児童を殺してしまおう」などの自己制御困難に関する訴えがある
	53 虐待行為の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、養育者が虐待を否定する
	54 養育者の自殺企図、親子心中の未遂、または「死にたい」「殺したい」などのほのめかしがある
	55 世帯がその日の生活に困るような生活困窮状態にある(ライフラインが止まる可能性があるなど)
56 家庭内で、身体暴力によるDV、または暴言が発生している	
57 児童および養育者の居所が不明	
58 養育者や児童が、別の養育者に対して「殺されるかもしれない」「何をかわからない」等の確信めいた不安や恐れを訴える	
59 当該児童の安全が疑われ、かつ、きょうだいに虐待死、死因不明死、または事故死情報のいずれかがある	

図8.1 ツール最終案・表面

一時保護(依頼)検討項目			はい	いいえ	不明	
A ランク・必須入力 一時保護(通告/送致)の 要否判断まで	A-1	外傷	養育者の説明の回避、または説明内容に疑念がある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-2	家庭環境	支援や介入の困難、または支援のための資源が不足している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	A-3		養育負担の偏りがある、または夜間監護がない	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-4		養育環境が不適切である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	A-5		経済不安、または就労の不安定さがある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-6		情緒的な問題、対人距離、または愛着関係に課題がある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-7	児童	養育者を過剰に支持する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	A-8		育てにくさがある児童である	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-9		養育者に対して挑発やエスカレートする行為がある	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-10		摂食や排泄の異常、または喘息やアレルギーがある	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-11	養育者	過剰なしつけ、体罰での暴力、正座等の強制、または暴力のほのめかしがある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-12		養育者の都合が養育より優先している、生活が自己中心的である、態度から事態改善が見込まれない	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-13		育児スキルの不足や育児の不履行がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	A-14		怒りや突発的事態への対処が困難	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-15		支援の拒絶、回避、もしくは無関心さがある、または支援者への態度に一貫性がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	A-16		精神科の通院歴、不安定さ、判断力の減退、または養育困難さがある	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-17		養育者の家庭外ストレスがある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-18	過去	児童に被虐待歴がある	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-19		きょうだいに相談歴、一時保護歴、または措置歴等がある	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B ランク・任意入力 援助方針会議まで	B-1	外傷	噛み傷、わずかな傷、または説明されない傷がある	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-2	家庭	家族構成、または同居人に変化がある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-3	児童	児童の身体に打撲痕や内出血などの外傷がある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-4		学業上での課題を抱えている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	B-5	養育者	通告による傷つきやプレッシャーを感じている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-6		虐待の黙認、擁護、認識欠如がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	B-7		夫婦間葛藤、対立、もしくは話し合いの困難さがある、または夫婦間の立場が対等ではない	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-8		支援者への攻撃性がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	B-9		「若年出産(10代での妊娠・出産)である	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-10		人前での暴言や暴力がある、または泣いてもあやさない様子がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	B-11		物質や行為への依存がある、または発達障害の診断や疑いがある	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-12	他	今までに経験したことがない事例である	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
意思決定と判断理由						
A	一時保護(依頼)に関する 入力時点の意思決定	児童相談所: 市区町村:	<input type="checkbox"/> 在宅支援 <input type="checkbox"/> 要支援	<input type="checkbox"/> 指導あり <input type="checkbox"/> 要保護	<input checked="" type="checkbox"/> 一時保護 <input type="checkbox"/> 児相へ通告/送致	
B	緊急出動を行ったか		<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		
C	一時保護(児相への通告/送致)を行ったか		<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		
D	一時保護(通告/送致)を行わなかった場合の判断理由		<input type="checkbox"/> 泣き声通告 <input type="checkbox"/> 安全が確保 <input type="checkbox"/> 程度が軽度	<input type="checkbox"/> 児童が保護拒否 <input type="checkbox"/> 他機関が 近日訪問予定 <input type="checkbox"/> DV・面前暴力	<input type="checkbox"/> 関係機関の反対 <input type="checkbox"/> 保護(送致) 調整が困難 <input type="checkbox"/> 特定妊婦	
自由記入欄						

図8.2 ツール最終案・裏面

ツール最終案に至る議論でも有識者からも指摘されたように(巻末資料参照)、セーフティアセスメントツールが誤用される危険性もあり、活用にあたって注意すべき点が多い。また、本研究の全国調査でも、回答者から「セーフティアセスメントツールの評価指標を具体的に明示したガイドラインがあるとよい」「人による評価の差を抑えるために研修が必要だ」という意見が得られた(第5章参照)。適切にセーフティアセスメントを行うには、事前知識が必要となる。

こうした背景を踏まえ、ツールだけではなく、活用方法や留意事項をまとめたガイドブックを作成した(本報告書添付資料)。作成にあたっては、有識者検討委員の意見を最大限組み入れ、本ツール活用の助けとなるよう心がけた。本ツールの活用を検討される皆様には、必ずガイドブックをご一読いただきたい。

8.3 課題と展望

8.3.1 今後の課題

セーフティアセスメントの課題として、児童相談所・市区町村によっては、アセスメントを行った上で判断するのではなく、一時保護等の判断後に、事後確認的にアセスメントツールへ記録するケースが多いのではないかと懸念がある。本来、セーフティアセスメントの在り方としては、重篤かどうかを評価した上で、一時保護や児相への通告/送致が必要か検討するという順序になる。後からアセスメント項目を確認しても、既に一時保護するか/しないか(児相に送致するか/しないか)決定している状況では、該当/非該当の判断にも、バイアスが生じてしまう。

今後の理想としては、現地の訪問時にもアセスメント項目を参照しながら、見落としがないか確認し、その場で明らかになった情報をもとに、その都度入力していくような形が望ましい。紙媒体のセーフティアセスメントツールでは随時更新していくことは難しいかもしれないが、少なくとも、一時保護や児相への通告/送致をするかどうかの「判断前に」セーフティアセスメント項目を確認されたい。

また、本研究の限界として、本アセスメント項目は、収集したデータの範囲内で検証できた結果に基づいており、重篤事態の全てを網羅できていないわけではない。本事業および令和元年度の研究や既存アセスメントツールの知見、国内外の先行研究を基に項目を抽出しているが、決して十分ではない。児童相談所の職員や市区町村の担当者が、本ツールの項目では測ることができない情報をもとに、子どもの安全が疑わしいと考えた場合には、ためらわずに一時保護や児相への通告/送致といった対応を講じる必要がある。

今後、引き続きデータの蓄積・検証を行うことで、本事業で作成したアセスメントツールをさらに洗練してゆく必要がある。加えて、子どもの死亡事例検証や子どもを取り巻く環境の変化(COVID-19)、DV家庭における子どもへの影響、ヤングケアラーによる子どもへのストレス影響など、新たな知見についても組入の検討が求められる。アセスメントツールは、継続的な改良・更新が前提となるものである。

本ツールの改良へ繋がる今後の課題として、ニーズアセスメントの可能性に触れておく。本ツールは「セーフティアセスメントツール」のため、「子どもの安全を脅かす観点」に焦点をあてた項目がほとんどだが、「その事象に対し、養育者がどのような態度であるか」と

いった観点も含めて項目を細かく設定すると、ニーズアセスメントへも発展されることができ。例えば、A-4「養育環境が不適切である」という項目があるが、“不適切な養育環境がある”だけでなく「養育者がそれを認めている」「養育者が再発防止策を提案している」場合、それを否認する場合と比べて、改善の見込みがあることも考えられる。このように、事象の有無だけでなく、それを「養育者が認めているかどうか」「それに対し養育者がどのようなことができるのか」なども区別して項目を設定すると、ストレングスや必要と判断される支援を発見できるニーズアセスメントにつながる。本ツールを活用し、データが蓄積されていけば、このような項目設定について検証することもできる。

8.3.2 セーフティアセスメントツール利活用に向けた提案

本セーフティアセスメントツールを活用し、データが蓄積されていけば、より効果的に子どもの支援のあり方を変えていくことにつながる。以下では、①データのデジタル化とツールのアップデート、②データによる検証と判断の質向上、③データを用いた政策や人員配置予算の検討、これら3つの観点から、具体的な今後の展望を述べる。

① データのデジタル化とセーフティアセスメントツールのアップデート

セーフティアセスメントの記録は、初期に活用されるその性質上、予後と比較検討する際の重要なベースライン(指標)となる。そのため、基本情報だけでなく、子どもの安全にどのような問題があったのか、データとして保存することが重要である。これまでは、各自自治体がカスタマイズしたアセスメントツールを紙媒体で使い、公文書記録として保管してきた。しかし、全国的に一時保護が必要となった重篤度のラインを可視化し、共有することができれば、業務が適切であったか検証することができる。また、検証を通して、より適切な形へとアセスメントツールをアップデートしていくことが望ましい。今後は、単なる公文書記録として保管するだけでなく、データとして利活用することが求められる。こういったリスク情報を蓄積し、利活用していくためには、リスク情報そのもの(ある事例の基本情報やアセスメント項目該当状況など)がデジタル化されていることが前提となる。データの蓄積を見据えた情報管理システム等の整備が望まれる。

② データによる検証と判断の質の向上

収集・蓄積されたデータは、それらを集計し、解析することで初めて現場に役立つ知見となる。例えば、どのような事例で保護が必要であったか、または必要でなかったかなどについても、データがデジタル化されていれば、統計的に検証が可能となる。各児童相談所や市区町村において、限られた情報から現場担当者と管理職が見落とすべきでない項目を振り返ったり、業務全体を見直す際の参照資料とすることができる。

データによる検証を行う第一義は、子どもの安全のためである。特に、情報の不足する初動の段階では、蓄積されたデータから導き出された知見が助けになり、リスクの見落とし防止に貢献すると考えられる。データ検証とその知見の活用は、子どもを守る判断の質の向上につながる。そしてそれは、経験の浅い職員へのサポートだけでなく、経験が長い職員にも寄与するものと考えられる。例えば、経験が長い職員ほど「過去に自分が担当した事例と比べて、新しく担当する事例の重篤度は軽い(重い)」などの判断バイアスが強く発生すること

もあると言われている。客観的な数値情報を参照することは、そのような個人的な経験バイアスに気づき、適切なバランスを取ることに貢献するだろう。

データによって、より効果的に子どもの支援のあり方を変えていく、その第一歩がデータを用いた検証である。過去データの解析結果は、今後ICTやAIが導入され、訪問先等の現場でリアルタイムに参照することができれば、実務的な効果を最大限に発揮すると考えられる。データを用いた判断を適切に行うには、必ず練習期間や研修会などのトレーニングが必要となる。現場での確かな判断を行うためには、データ解析情報の参照の仕方を学び、データ解析結果を最大限利用できるようにすることが重要である。このような視点は、人工知能（AI）の効果的な活用とも深く結びついていくと考えられる。データ利活用の効果を最大限発揮するためには、どのように使えばよいのか、事前の知識とトレーニング、およびそのフィードバックを繰り返すことが重要である。そのため、「データの収集→データの解析→研修会による解析結果の解釈→業務をアップデート」といった繰り返しが、判断の質の向上のために求められる。

③ 児童相談所と市区町村の間での連携強化

本ツールでデータを蓄積していくことで、児童相談所と市区町村の連携強化へも新たな可能性を生み出すことができる。児相と市区町村の適切な連携のありかたや業務のバランスについては、既に課題意識が発生していると言われている（厚生労働省、2020b）。

児童相談所と市区町村の両者で共通して本セーフティアセスメントツールを活用し、データを蓄積することで、両者の見解の不一致の改善や、地域・事例の特徴による、通告/送致の傾向などが検証できる。連携には「顔が見える関係」も当然大事だが、それだけに留まらず「データで検証した連携の仕組み化・ルール化」を行うことも重要とされる（厚生労働省、2020b）。連携の仕組み化・ルール化について整備する際に、リスク認識の共有は中核の一部を構成する。本アセスメントツールは、その参照資源として活用できるだろう。

④ データを用いて政策や人員配置予算を検討する

データを用いた検証は、目の前の子どものためだけでなく、必要な人材配置や予算請求の政策決定にも重要な根拠を与えるものである。福祉行政報告例の当該年度の通告件数のみでは、現場の業務量を適切には示すことはできない。虐待通告1件であっても、非常に重篤で長期間対応が求められる事例もあれば、すぐに終結できる事例もあるためである。セーフティアセスメントツールは、そのような1件が重篤かどうかを評価することで、進行管理中の事例の優先順位付けや、所長や課長による業務量の実態に沿った体制管理にも役立つ。即ち、管轄区域の子どもの安全を守るために、どのような政策が必要なのか、それを達成するための人員配置、適切な予算を算出する際にも、セーフティアセスメントのデータは重要な価値を持つ。

本節で述べた考察は、次章以降でも再度詳細を検討していくこととする。

第9章 本ツールと既存ツールの位置づけ

【第9章の概要】

本章では、前章で構成したセーフティアセスメントツールの性質や役割を既存のツールと比較した上で、業務フローにおける本ツールの利用場面や利用方法について説明する。

9.1 本ツールと既存ツールの対象

本セーフティアセスメントツールの対象は「通告からの初期調査において一時保護の要否判断(または児相への通告/送致の要否判断)を経た援助方針会議までの場面」、および「在宅指導継続中のある時点で、現状方針を見直し、一時保護を再度検討する場面」である。これらの状況において、子どもの安全が疑わしい場合に、一時保護(または児相への通告/送致)の必要性を判断するためのツールである。児童相談所の職員と市区町村の職員、両者の利用を想定している。

一方で、同じく一時保護の要否判断を目的としているのが、子ども虐待対応の手引きに掲載されている「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」(厚生労働省, 2013)である。名称の通り、一時保護の要否判断に特化しており、児童相談所職員が利用するものだ。

その他、代表的な既存ツールは、平成29年に厚生労働省から通知があった「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」(厚生労働省, 2017)だろう。こちらが対象とする範囲は広く、通告から終結までの情報収集とリスクの見立てを総括し、主に支援のプランニングを目的としている。

そのため、本セーフティアセスメントツールは、「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」に取って代わり、「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」とは並立共存するものとなる(図9.1、図9.2参照)。

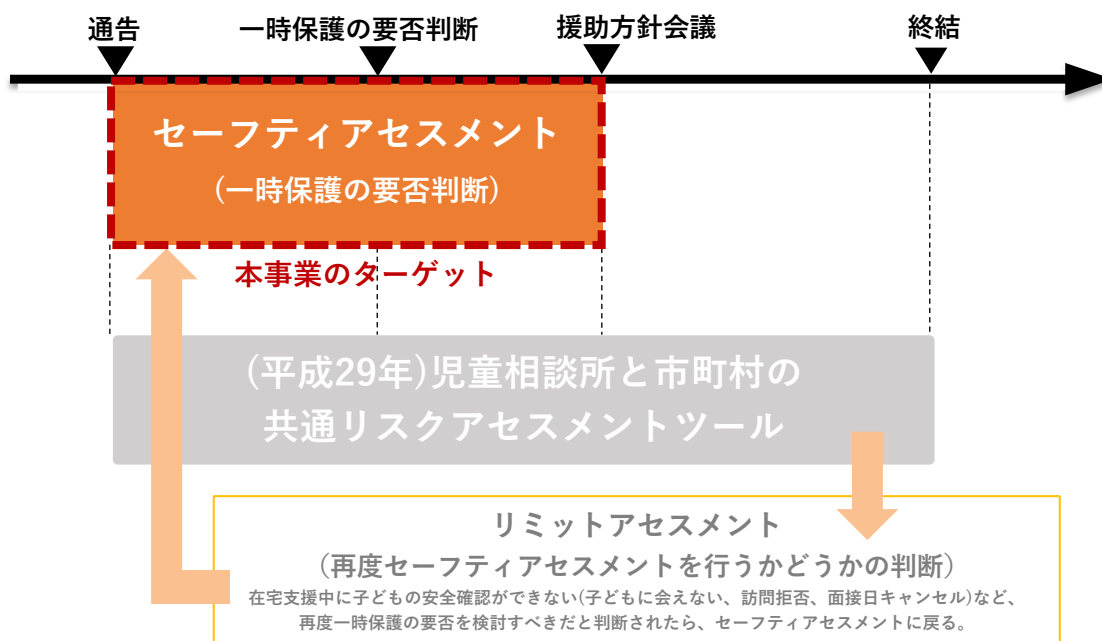


図9.1 共通リスクアセスメントとセーフティアセスメントのターゲット範囲

(児童相談所の場合)

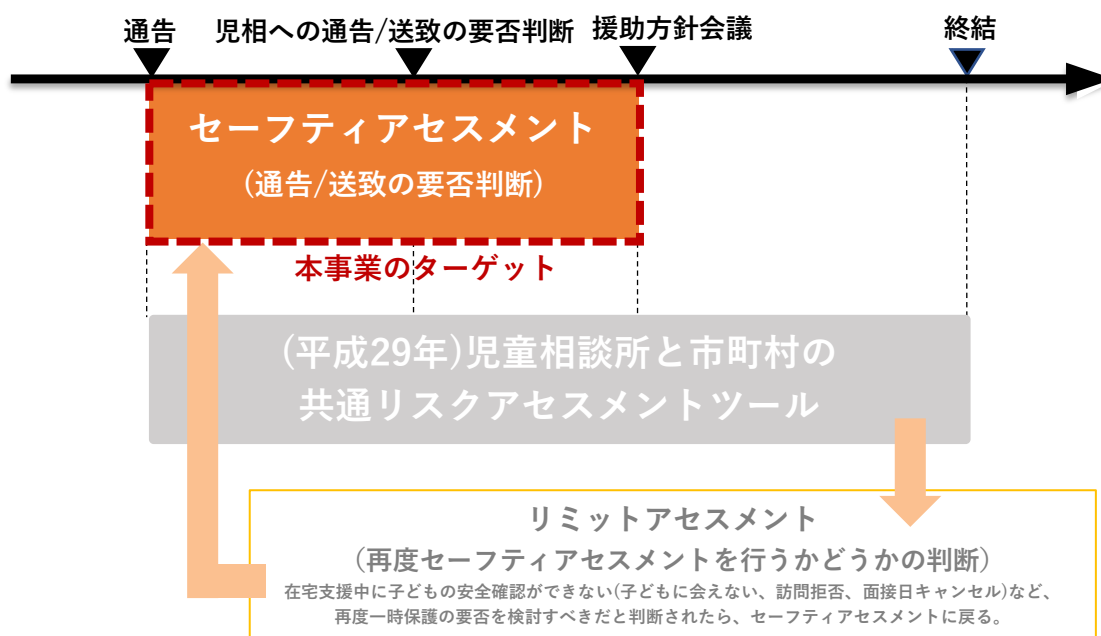


図9.2 共通リスクアセスメントとセーフティアセスメントのターゲット範囲
(市区町村の場合)

図9.1、図9.2に示した通り、本調査事業で作成したツールは、通告から一時保護(または、市区町村から児相への通告/送致)の要否判断を経て、援助方針会議までに使用される。一時保護の要否判断という目的は、「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」とも重なるが、本ツールは、より広い範囲を網羅できるよう改良されたツールといえるだろう。

9.2 本ツールと既存ツールの比較検討

以下では、本ツールと既存ツールの異なる点、および改良された点を比較し説明する。既存ツールについて、「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を①とする。また、平成29年3月31日に厚生労働省より通知(雇児総発0331第10号)があった「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」を②とする。そして、本セーフティアセスメントツールを③とし、以下に記載する。

9.2.1 設計思想の比較

① の設計思想は、(A)一時保護の要否判断は担当児童福祉司個人の判断であってはならず、(B)所内会議等を通じた組織決定は無論のこと、外部との連携も含め、できる限り客観的で合理的な判断をしなければならないという二つの原則事項を達成することを目指している。

- ② の設計思想は、組織決定アセスメントアプローチ(第1章参照)に基づく「アセスメント」の枠組みを規定したものである(厚生労働省, 2017)。他のツールからの知見、臨床的判断やケースワーカーの経験的知識、地域に特有な観点などを組み込むことができる柔軟性や、異なる複数のリスク要因の組み合わせなどから生じる重みを総合的な視点から判断できることを目指している。
- ③ の設計思想は、データ検証という科学的根拠に基づいて選定されたアセスメント項目をもとに、共通の基準で重篤かどうか評価できることを目指した。児童相談所と市区町村が共通して使い、子どもの安全が疑われる場合に児童相談所による一時保護が必要かどうか、または市区町村による児童相談所へ通告/送致が必要かどうかを判断することが目的である。初動段階で情報が集まらない段階でも、重篤と考えられる一定の基準を、データに基づいて示したと言える。

9.2.2 ツールを使用するタイミングの比較

一時保護の要否判断に活用するという点で、①と③の使用するタイミングは重なっているが、③本ツールは、その判断を経た援助方針会議までの使用を想定している。実際の業務フローにおけるツール入力タイミングは、次項で示すが、「一時保護の要否判断まで」に入力する項目と、「その後援助方針会議まで」に任意で入力する項目を設定した。

一方、②と③を使用するタイミングは異なる。②は、情報収集から情報共有、ケースの役割分担とさらにケースプランニングまでと、通告から終結までを網羅的に扱っている。だが③は、その中でも特に初期段階において、見落とすと重篤になる可能性があるアセスメント項目に焦点を絞っている。(図9.1、図9.2参照)。

9.2.3 その他の比較

その他の違いも含めて、3つのツールの特徴について表9.1にまとめた。

表9.1 本ツールと既存ツールの比較

	誰	いつ(タイミング)	目的	普及率	根拠	構成	標準化
①一時保護決定に向けてのアセスメントシート	児相	通告から保護要否判断まで	保護要否判断	全国	現場の知見	選択式	カスタマイズ
②児童虐待に係る児童相談所と市区町村の共通リスクアセスメントツール	児相 市区町村	通告から終結まで	プランニング	全国	現場の知見	記述式	カスタマイズ
③本事業セーフティアセスメント	児相 市区町村	通告から援助方針会議まで	保護要否判断	今年度初出	7000件データ+現場の知見	選択式	統一された項目

一つ目に、現場での普及率が異なる。①②は時間を掛けて全国の現場に広まっており、認知度がとても高い。同一のものがそのまま使われているとは限らず、各自治体でカスタマイズされていることもあるが、広く普及している。

二つ目に、ツール作成の背景が異なる。①②は、現場の経験を定性的にまとめられた項目で構成されており、裏付けとなるデータ等はほとんど公開されていない。一方、③の作成に

おいては、①②の知見をベースに、先行研究からその他アセスメント項目を洗い出した上、全国Web調査のデータに基づいて重篤度を予測する精度が高い項目を選定した。また、現場で児童虐待対応にあたる専門家を含んだ有識者会議での検討を経ている。現場の知見も取り入れた上で、これまでの研究や実際のデータによる科学的なエビデンスに基づいた判断ができるよう、改良されたといえる。

三つ目に、ツールの記入形式が異なる。①は選択肢のみ、②は自由記述がほとんどを占める一方、③は選択肢(アセスメント項目)のみで構成される。児童の基本情報を記入するプロフィール欄と、一時保護を行わなかった場合の理由を記入する欄はあるが、それさえも理由の選択肢から選べる場合には記入を必要としない。5章で明らかになったように、現場は多忙なため、なるべく項目は選択式が好まれていた。そのため、③は自由記述中心の形式より、時間を節約でき、かつ使いやすくなったといえるだろう。

これまで述べたことからわかるように、本事業の「③セーフティアセスメントツール」は、「①一時保護決定に向けてのアセスメントシート」と「②児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」の知見がベースになっており、①に取って代わり、②と共存できる内容と位置づけられる。

①と②については、定性的な利用や研究は進んできたが、定量的なデータを用いた研究はほとんど見当たらない。①②をベースに、かつ現場から得たデータにより項目を選定した本ツールは、科学的なエビデンスに基づいている点で有用といえる。ただし、①と②は時間を掛けて全国の現場に広まっており、認知度がとても高い。本セーフティアセスメントツールは今後試行的な検討が必要である。今後の課題としては、現場と協働し試行を行った上で、現場からのフィードバックを得ながら、本ツールの有用性を検証し、必要に応じて項目の修正や使用方法について合意形成を行っていく必要がある。

9.3 本ツール利用時のフローチャート

本ツールの対象や、その目的については前述した通りだが、本節では、業務で活用する際の具体的なフローについて述べる。まず、使用する場面として、以下に示す通り2つを想定している。

- 1：虐待通告を受理した場合
- 2：在宅支援継続中の事例において、子どもの安全が疑われ、一時保護(または市区町村による児童相談所へ通告/送致)の要否判断が、再度必要な場合

いずれかの場合、セーフティアセスメントツールの入力を開始することになる。これらの状況において、実際にツールへ入力するタイミングは、大きく分けて2段階となる。(図9.3)

1段階目：通告から一時保護の要否判断まで

(市区町村は通告から児童相談所へ通告/送致の要否判断まで)

ここでは、初動の段階で判明した事実(疑いを含む)をセーフティアセスメントツールの項目と照合し、重篤かどうかを評価されたい。その結果、児童相談所は一時保護が必要か、市区町村は児童相談所へ通告/送致を判断することが目的である。重篤かどうかを評価するために、ツール表面・一時保護(依頼)要検討項目(Sランク)と、ツール裏面・一時保護(依頼)

検討項目のAランクを必須で入力されたい。任意入力である一時保護(依頼)検討項目のBランクについても、可能であれば入力されたい。

不確かな情報が多いため、この段階では情報が集まらず、アセスメント項目へも「不明」としか入力できないことも多いと思われるが、その場合には「不明」と入力されたい。

2段階目：1段階目を経て、援助方針会議まで

1段階目で入力した各アセスメント項目の該当状況に変更がないかを確認し、調査の中で新たに判明した情報・修正が必要な項目があれば、更新されたい。特に、1段階目で「不明」であった項目について、新たな情報があれば「はい」か「いいえ」を入力されたい。

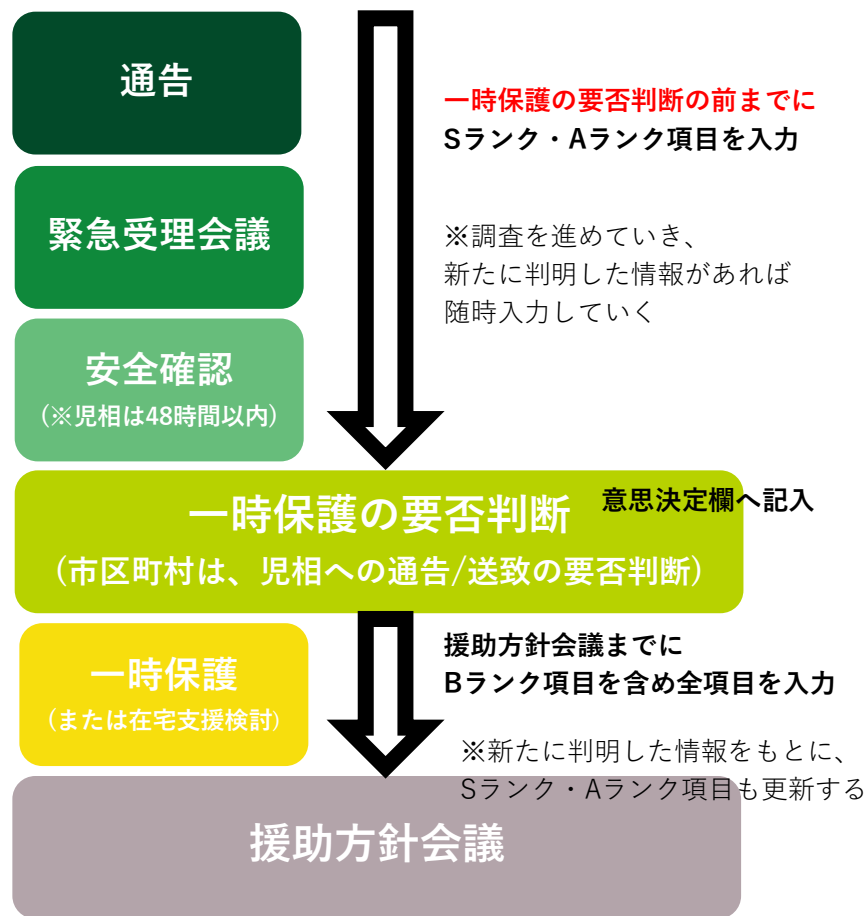


図9.3 通告から援助方針会議までのフローとアセスメントツール入力のタイミング

なお、本ツールへ入力したアセスメント情報をデジタルデータとして保存する場合は、1段階目での入力情報・2段階目での入力情報を、それぞれ(同一児童に紐づいた、2つのデータとして)保存されたい。これは、1段階目：一時保護(または児童への通告/送致)の要否判断までと、2段階目：判断後、援助方針会議までに、それぞれの時点ではどのような情報が把握できていたのかを記録するためである。こういったデータを検証すれば、「この項目は早い段階でも該当/非該当がつけられるようだ」「この項目については、初動では不明でも援助方針会議までには判明するようだ」といった検証につながる。今後、データを利活用していくために、ぜひともご協力いただきたい。

第10章 Webアプリ化したセーフティアセスメントツールの提案

【第10章の概要】

本章では、第8章で構成し第9章でその位置付けを論じた、セーフティアセスメントツールの具体的な実装において、Webアプリが有する利点や課題を整理する。

10.1 紙ベースの限界とWebアプリ導入による効果

本セーフティアセスメントツールは、今後はタブレットPCなどでWebアプリとして使うことを前提として、構成を考えることが必要だと検討委員会でも指摘されている(巻末資料参照)。ただし、全国で使って頂き、データを試行的に集めるためには、紙ベースのツールを想定する必要がある。また、紙であれば、これまでの書面による児童票と同様に管理でき、運用はしやすい。手書きのため記入方法の自由度が高いことも、利点ともいえる。今後のWebアプリ導入にあたっては、厚生労働省や児童相談所所長会、児童相談所や市区町村なども議論が必要だと考えられる。

以下では、紙ベースでの限界と、ツールのwebアプリ化によってそれがどのように解消されるのかを述べる。セーフティアセスメントツールwebアプリ化を検討する上で、ぜひ参考にされたい。

紙での限界1：訪問先では入力しにくい

これまでは、訪問先でのデータ入力や調査記録の入力が認められなかったため、基本的に帰所/帰庁した後に、既存システムに行政文書として保管するものであった。同様に、アセスメントツールへも、現認後に帰所/帰庁した際、事後確認として記録することが多い。しかしながら、本来のアセスメントの目的を考えると、事後ではあまり意味がない。また、その項目に該当するかどうか判断に迷う場合は、いちいちガイドブックを確認するのも手間になってしまう。(本ツールは、添付資料のガイドブックに、各項目について詳細な説明を掲載した。)

↓

Webアプリ化で解決：訪問先でも、いつでも入力できる

セキュリティを担保した上で(10.3を参照)、Webアプリのセーフティアセスメントツールが実装されれば、訪問先でもリアルタイムにセーフティアセスメントツールへ入力できる。最初に入力した段階では「不明」が多くても、調査を進めていく中で、随時「該当」「非該当」へと容易に更新できる。

また、各項目に該当するか迷う場合にも、ガイドを参照することで、即時の入力を可能にする。例えば「育児スキルの不足や育児の不履行がある」という項目のすぐそばの「？」マークボタンを押すと「養育者が児童に必要な食事を与えていない。罰として食事を与えていない。食に対する偏った知識により…(略)」とポップアップ画面で表示するような仕組みが考えられる。

紙での限界2：情報の不完全性

チェックするのも人間である以上、入力項目を飛ばしてしまうなど、ミスは必ず起こり得る。アセスメントとしても正しい評価ができないだけでなく、欠損のあるデータを蓄積しても、正しい検証結果とはならない可能性がある。

↓

Webアプリ化で解決：人間とWebアプリのダブルチェック

Webアプリでは、セーフティアセスメントの入力結果を保存する際に、抜け漏れがないかをWebアプリにチェックさせることができる。例えば、必須の入力項目が入力されていないままに「保存」を押すと、「必須項目が入力されていません」と表示されるようなイメージである。もし入力漏れがあっても、アプリ側が気づいてくれるため、正確なアセスメントにつながり、データの完全性も保たれる。

紙での限界3：データ利活用の難しさ

紙ベースでセーフティアセスメント情報が保存されていた場合、デジタルデータではないため、その後の利活用が難しい。データ検証を見越してデジタルデータを保存する場合には、児童相談所や市区町村で使われている既存システムへ、再度同じ内容を入力するといった手間が生じる。

↓

Webアプリ化で解決：蓄積した情報をデジタルデータとして利活用できる

セーフティアセスメントツールそのものがWebアプリ化されれば、職員が既存システムに入力する二度手間がなくなる。ツールへ入力・保存していく日々の業務そのものが、自動的にデジタルデータの蓄積を意味し、解析・検証といったデータの利活用が容易となる。

紙での限界4：基本情報をふまえたリスク評価の難しさ

例えば、身体的虐待で「噛み傷、わずかな傷、または説明されない傷がある」という項目に該当していた場合、4歳の子どもに傷や痣があるのと14歳の子どもとでは、当然現場感覚としては、重篤かどうかの感覚が異なるだろう。しかし、紙のセーフティアセスメントツールでは、一律に「噛み傷、わずかな傷、または説明されない傷があるかどうか」という項目を示すことしかできず、職員が各自で考慮することになる。

↓

Webアプリ化で解決：基本情報もふまえてリスク評価をサポート

人工知能を搭載したセーフティアセスメントツールのWebアプリの場合、アセスメント情報と、児童の年齢といった基本情報を紐付けることができる。Webアプリの裏側では、過去の大量なデータから学習した人工知能がリスク予測モデリングを行い、年齢による違いを考慮した上で、重篤かどうかの評価をサポートしてくれる。前述した「噛み傷、わずかな傷、または説明されない傷がある」に該当している場合であれば、4歳の児童なら「非常に重篤」とWebアプリで示される一方、14歳の児童なら「重篤でない」と示されるイメージだ。職員によってばらついた評価ではなく、データに裏付けられた「この項目に該当、かつX歳未満であれば非常に重篤」といったリスク評価ができ、判断の質向上につながる。

10.2 Webアプリ実装における課題

実際にWebアプリ化を検討する上で、懸念すべき課題とその対応策について述べる。

課題1：データを扱う上でのセキュリティと個人情報保護

Webアプリ化した場合、最も重要な課題がセキュリティと個人情報保護の観点である。今後、デジタル庁をはじめ、行政のデジタル化が進んでいく(デジタルトランスフォーメーション)ことになり、個人情報保護法や個人情報保護条例についても検討が始まると考えられる。いずれにせよ、各自治体の個人情報保護条例とセキュリティポリシーを遵守した上で、データを扱わなければならない。データの利用には、①児童相談所と市区町村が行政組織として活用するLGWANおよびLGWAN-ASPネットワークの利用(民間や私立の学校・園、医療機関とはデータを共有できない場合がある)、②三重県児童相談所が活用しているインターネットを通さない閉域ネットワークの利用(設定や契約により自治体と民間や私立の学校・園、医療機関もデータを共有できる)、③各事例の基本情報とアセスメント情報を紐付けない場合(アプリに入力した時点でのリスク評価を行うが、児童個人の記録としては残さない)など、様々な可能性が考えられる。いずれにせよ、各自治体のニーズと、法律やセキュリティポリシーに準じた対応が必要となる。

課題2：職員がWebアプリに頼り切りになってしまうのではないかと懸念

Webアプリ化によって、職員が自ら考えることなく、Webアプリに頼り切りになるのではないかと指摘もある。セーフティアセスメントツールを人工知能搭載のWebアプリとして実装したとしても、全てのリスクを網羅できるわけではない。紙のツールでも同様だが、最終的な判断は、必ず「人」がしていくことになる。現在の児童福祉領域においては、セーフティアセスメントをリアルタイムで参照するWebアプリ導入などの試みは、その端緒にすぎたばかりであり、明確なエビデンスは今後公開されていくと考えられる。セーフティアセスメントツールも、それをWebアプリ化した場合も、現場のケースワークにおいては、あくまで判断の補助という位置づけになる。そのような限界と「あくまでも人が判断する」という前提を理解した上で、セーフティアセスメントツールを使用することが、Webアプリ化された場合でも重要である。

課題3：データが示した数値をどのように解釈するのか -研修の必要性-

人工知能搭載のWebアプリを導入した場合、過去のデータから計算された数値をどのように解釈し、判断に活かすのか、事前知識が必要となる。その情報がどのような意味を持ち、解釈が可能かを知らなければ、データに振り回されるだけで、役立てることができない。データからわかることには限界もあるため、注意すべき点もある。

例えば、児童相談所や市区町村で子どもに心理テストを行う場合は、その心理テスト単体で分かることとわからないことの限界を、事前知識として理解していることが重要だろう。知能検査を考えてみると、算出されたIQといった結果は、児童の知能や学習に限定した特性を理解することはできても、発達障害の診断には使えない。知能検査のみでは当該児童の全てを把握することはできない、といった限界や注意点を理解した上で、その他の心理テストを複数組み合わせ(テストバッテリー)ながら、子どもの特性を包括的に把握する。

同様に、セーフティアセスメントツールがWebアプリ化された場合も、算出された数値からどのようなことがわかるのか・わからないのか、把握しておくことが重要である。そのた

めには、現場の業務フローに応じた「数値の読み解き方研修」などを必要に応じて提供していくことが重要だろう。ツールへ入力する現場担当者はもちろんだが、むしろ最終的な決定を行う管理職にこそリテラシーが求められるため、管理職への研修についても、現場担当者と同等レベルで検討を重ねることが必要だと考えられる。

10.3 Webアプリの実際のイメージ

本節では、本セーフティアセスメントツールをWebアプリ化した場合の画面イメージを紹介する。あくまでも、Webアプリ化した場合の実感を得てもらえるよう、一例として作成したイメージ画像となる。実際の導入にあたっては、業務フローやそれぞれの実態に合わせて、使いやすいデザイン・設計(User Interface/User eXperience: UI/UX) の検討を重ねることになるだろう。ここで例示したイメージを以て、その仕様を確定するわけではないため、注意されたい。

Step1. セーフティアセスメントツールの登録

ツールの使用を開始し、児童の基本情報などを入力する。



図10.1 セーフティアセスメントツールの登録画面イメージ

Step2. アセスメント項目の入力

各アセスメント項目について「はい」「いいえ」「不明」をタップしていく。

図Xは、本セーフティアセスメントツール裏面の項目を例示した。

一時保護検討項目 必須

外傷

A-1: 養育者の説明の回避、または説明内容に疑念がある はい いいえ 不明

家庭環境

A-2: 支援や介入の困難、または支援のための資源が不足している はい いいえ 不明

A-3: 養育負担の偏りがある、または夜間監護がない はい いいえ 不明

A-4: 養育環境が不適切である はい いいえ 不明

A-5: 経済不安、または就労の不安定さがある はい いいえ 不明

図10.2 セーフティアセスメントツール裏面の入力イメージ

Step3. 項目の入力によりリアルタイムに算出される予測値

人工知能が、過去の大量なデータをもとに、アセスメント項目の該当状況や基本情報(児童の年齢など)から、リスクを算出する。項目の該当状況が更新されたり、基本情報に変更があった場合にも、随時再計算される(図10.3はあくまでイメージであり、仮に設定した計算された項目である)。

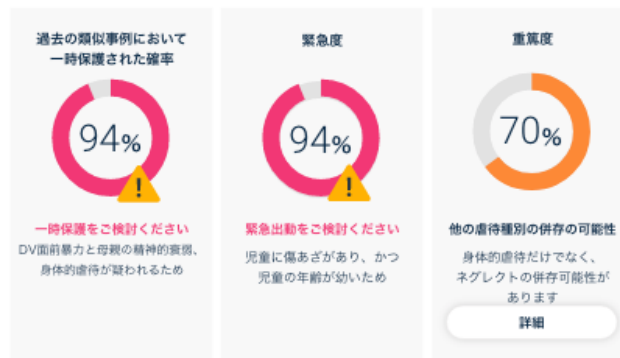


図10.3 リアルタイムに更新されるリスク情報のイメージ

Step4. 意思決定と判断理由を入力する

アセスメント項目を入力後、「一時保護すべきかどうか」の意思決定と判断理由を入力し、「保存」を押すとセーフティアセスメントツールの登録が完了する。保存を押した際に、入力されていない項目があると、「未入力の項目があります」と警告が表示される。

6 意思決定と判断理由

A 一時保護に関する入力時点の意思決定 **必須**

在宅支援 指導あり 一時保護

B 緊急出動をおこなったか **必須** はい いいえ

C 一時保護を行ったか **必須** はい いいえ

D 一時保護を行わなかった場合の判断理由 **必須**

泣き声通告 児童が保護拒否 関係機関の反対 安全が確保

他機関が近日訪問予定 保護調整が困難 程度が軽度 DV・面前暴力 特定妊婦

自由記入欄：母親の祖父母に本児は母親と移動し、加害疑いの父親から離れられたため

キャンセル 下書き保存 **保存**

図10.4 意思決定と判断理由入力欄のイメージ

ここでは、一時保護の要否判断までの段階を大まかなステップで例示したが、実際には、情報が判明したら、随時更新していく形となる。初動ではほとんど「不明」と入力されていても、調査段階で明らかになったことがあれば、その都度入力し、人工知能が再度リスクを算出する。子どもの安全のためには、どのような対応が望ましいのか、経験と感覚に加えて、過去のデータを用いて最終的な判断を行うことができる。

繰り返しになるが、過去のデータがあっても全てのリスクを網羅できるわけではない。紙のツールでも同様だが、最終的な判断は、必ず「人」がしていくことになる。だが、過去のデータから導き出された情報は、その判断の大きな助けとなるだろう。子どもの安全と最大の利益のために、判断の質を向上させるデータの利活用があり、その手段としてWebアプリ導入が有効なのである。

第11章 総合考察

【第11章の概要】

本章では、本事業の成果物であるセーフティアセスメントツールについて総括し、その利活用と今後の可能性、そして研究へのさらなる発展へ向けた提言を行う。

【現場の協力のもと、データから導かれたセーフティアセスメント項目】

本セーフティアセスメントツールの項目は、令和元年度事業で得られた知見と、本事業の調査結果の上に成り立っている。これは一重に、全国の児童相談所と市区町村の皆様からWeb調査へご協力を頂き、現場のデータを反映させることができたおかげである。令和元年度調査の約5000件、本調査の約1500件の実際の事例に対するサンプリング調査は、これまでの児童虐待対応の調査においてもほとんど無かった規模と考えられる。激務の中、ご協力いただいた皆様には、改めて感謝申し上げたい。

【本セーフティアセスメントツールの位置づけ】

本セーフティアセスメントツールは、これまでの「一時保護に向けてのアセスメントシート」と平成29年「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」の知見をベースに、現場のデータから項目を選定し、アップデートしたものである。従来の一時保護のアセスメントシートを本セーフティアセスメントツールに置き換える形が推奨されるが、使用するユーザーは児童相談所職員だけでなく、市区町村職員にも拡大されている。利用範囲拡大の目的は、重篤度が高いケースを見定め、市区町村は児童相談所への送致/通告、児童相談所は一時保護を検討することである。使用するタイミングは、通告・緊急受理会議・現認・一時保護の要否判断を経て、援助方針会議までの間と、在宅支援を見直して再度一時保護を検討する場面(リミットアセスメントを経て、一時保護の要否判断へ戻る場合)である。

また、平成29年の共通アセスメントツールは、本ツールとは異なり、情報収集と情報共有及びケースプランニングを行い、終結まで包括的に活用するものである。この2つは共立併存するものであり、使い方としては、最初に本セーフティアセスメントを行った上で、共通アセスメントツールへ移行する形が望ましい。

本研究の成果として、令和元年度調査研究の知見とあわせて検証した結果、作成したセーフティアセスメントツールには、ある程度の信頼性・妥当性が示された。ただし、信頼性の度合いは項目によって異なっている。理由は、①限られた項目数によるセーフティアセスメント項目だけでは事象を捉えきれないこと、②回答した職員の経験の有無などにより、誰がチェックを付けるのかによって視点が異なり、結果が変わる可能性があること、③調査設計上、仮想事例やアセスメント項目を複数のグループに振り分けて回答を取得しており、サンプリングデータが限られることなどが挙げられる。

今後もさらにデータを集め、検証を重ねることで、項目をアップデートしていく検討は必要であるものの、一定の機能性は有していると考えられる。

【本セーフティアセスメントの価値】

セーフティアセスメントの情報をデータとして蓄積する意義は大きい。「どのような組織と連携すると効果が高いのか」、「どのような連携をすれば効果の高い介入・支援ができる

のか」、「どのような条件が揃えば一時保護解除、措置解除、あるいは終結できるのか」といった現場の課題を解いていく上では、通告時点の初動段階でリスクがどれくらいであったかという情報が、ベースラインとなるからである。初動段階でのリスクレベルがわからなければ、その後の経過でリスクがどう変動していったのか、効果を比較・検証することができない。データを参照して業務に活かしていくためには、ベースラインとなる初動段階のデータを元に、どのような対応をしたら、再発率や一時保護率が上がったのか・下がったのかなどを検討する必要がある。初動段階でのリスク評価を含むセーフティアセスメントの記録情報を蓄積することは、データを用いた各種検討の基盤となるだろう。

【デジタル化の重要性】

デジタル化の目的は、あくまでも、セーフティアセスメントの効率化や機能性の向上を介して、子どもの安全をより一層的確に確保していくことにある。そのためには、現場職員の「判断の質の向上」に貢献できるようなセーフティアセスメントツールが必要である。過去の死亡事例や重篤事例からの学びを活かし、同じ事例を繰り返さないようにするための要素を、全てではないがなるべく網羅できるよう、このセーフティアセスメントに組み込んだ。重篤事例の見過ごしを減らすために、何よりも判断の質を向上することがセーフティアセスメントの第一目的であり、その上で業務の効率化が求められる。

このようなデータの利活用は、紙媒体の記録では難しく、デジタル化しないと実現しない。行政のデジタルトランスフォーメーションにおいても、情報共有や効率化だけでなく、データを利活用・再利用することが求められている。また、セーフティアセスメントは、児童の年齢や家庭に出入りする人間の変化など、基本情報や経過記録と結びついて初めて真価を発揮する。その価値を最大化するための手段として、セーフティアセスメントツールのデジタル化は、重要事項といえる。

【過去のデータから検証された知見を現場で活用する】

セーフティアセスメントのデータを訪問先で参照する仕組みは、児童相談所や市区町村では目新しいものに見えるかもしれない。だが、Webアプリツールへ情報を入力し、リアルタイムにリスク予測モデリングの算出結果を参照することは、日頃現場で判断に迷った時に、課長や所長に電話で対応を相談したり、事例検討会で相談をすることとほぼ同義と言える。なぜなら、経験が豊かな所長や課長、同僚などに相談をすることは、「過去の対応経験からどのような点に気をつけたら良いか」「この対応をしたらどのような予後になるか」といったアドバイスを求める行為であり、そのアドバイスは、過去の経験(担当者にとってのデータ)に基づいた視点であるからだ。つまり、データから算出されたリスクを参照することは、所長や課長、同僚が過去に経験した事例(データ)からの学びや気づきを共有してもらい、それらの視点を参照しながら、担当事例に臨むこととも言える。

一方で、セーフティアセスメントツールがWebアプリとなった際のデータ参照が、所長や課長に相談するのと異なる点もある。所長・課長からのアドバイスは、自分が経験した事例から言えることであるのに対し、データが示すのは、過去のデータを共有する全職員が経験した全て、膨大な事例(全国共通利用であれば、全国の児童相談所と市区町村が対応した全ての事例)から言えることである。

ツールをWebアプリ化することで、より多くの児童相談所と市区町村の職員の経験を共有し、訪問先でも、その知見を容易に参照できるというメリットが期待される。過去からの学びを活かした判断を行えるという点で、大いに子どもの安全に寄与できるだろう。

【データを蓄積し、検証を重ね、業務とツールを更新していくこと】

今回のセーフティアセスメント項目は、全ての重篤事例を網羅しているわけではない。令和元年度事業および本事業の調査で収集した合計7000件程度の全国の事例の中から、共通して高い重篤度に結びつく項目を選定した結果である。繰り返しになるが、セーフティアセスメントの項目に該当がないことは、「一時保護あるいは児童相談所への送致が不要である」ことを意味しない。最終的な判断は現場の「人」が行うものであり、そのために必要な調査観点をセーフティアセスメント項目が提供していることをご理解の上、本セーフティアセスメントツールをご活用いただきたい。

そして何より、データを蓄積したらそれを解析し、業務改善に活かしていく必要がある。これまで、アセスメント系のデータは行政文書としての保管がメインで、利活用されてこなかった。子どもの安全を守るためには、データの利活用を通して、どのような対応が望ましいのかを明確にしていく必要がある。また、セーフティアセスメントツールも、本ツールで完全版というわけではなく、データを集めることで今後も定期的に(理想は1年毎、現実的には2～3年に一度)更新していくことが求められる。

【データを集め、使いこなすための研修】

セーフティアセスメントツールは、その作成と更新ができれば終わりではない。ツールに実効性を持たせるためには、実践場面での利活用に向けた各種取組が必要になる。例えば、そもそものケースワークの基本として、どのような項目が危ないのかなど、活用方法の研修が必要である。その基本がなければ、どんなに良いツールを作成しても、解析された数値の意味や価値が理解されず、現場で“使えない”という烙印を押されてしまう。

心理検査等と同様に研修を前提とし、使うために最低限知っておくべき内容などについても、今後議論や調査を進めていくことが必要となる。

これまで、定量的なデータを用いた児童相談業務の先行事例はほとんど見られなかった。だからこそ、まず使ってみないことには、どのように業務で使うのかイメージが湧きにくいだろう。可能であれば、各自治体あるいは各組織単位で、初動段階(児童相談所であれば、緊急受理会議や一時保護の要否判断時、及び援助方針会議。市区町村であれば、緊急受理会議や初回訪問時・現認時、及び援助方針会議)で、定期的に本セーフティアセスメントツールを活用頂きたい。既存システムに実装し、児童の基本情報と紐付けることが望ましいが、それができなくとも、ExcelやCSVファイルなどのデジタルデータとして残すことを、ぜひ検討頂きたい。そのデータを、大学や国立研究所、または民間企業での研究や評価を通して、子どもの福祉向上を実現することが叶うよう、より良い現場業務や政策決定(予算や人員配置の請求根拠)のために活用することを検討頂きたい。

データ分析は、現場を批判するためのものではなく、良いものは良いと背中を押し、変えるべき点は改善への示唆につなげてくれるものである。それは、業務をアップデートし、さらなる子どもの安全やウェルビーイングへとつながっていく。今後、行政組織にもICTによるデジタルトランスフォーメーション(データのデジタル化と、その利活用)が求められてい

く。その中で、蓄積されたデータに裏付けられた業務判断を行うことが、現場の武器となる。経験によるバイアスは誰しもが持ち得るものだが、データを参照することで、バイアスを補正できる。属人的な経験・感覚のみに頼らず、データに基づいた根拠をもとに、判断の質を維持・向上していくことが期待される。本セーフティアセスメントツールは、その重要な第一歩となる。このツールが試行的に広く活用され、検証を重ねることで、子どもの安全を守るための知見を生み出し、その先の子どもの幸福と最善の利益へとつながっていくことを願っている。

引用文献

畠山由佳子・有村大士・加藤曜子・伊藤徳馬・笹井康治・田代充生・土橋俊彦・吉田恵子・渡邊直・八木安理子・坂清隆(2015). 日本における児童虐待ケースに対する区分対応システムの開発的研究, 平成25年度・26年度 学術研究助成基金助成金(基盤研究C) 助成研究成果報告書【課題番号】25380835.

加藤曜子(2001). 児童虐待リスクアセスメント, 中央法規出版.

厚生労働省(2008). 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」, 平成20年3月14日雇児総発第0314001号.

厚生労働省(2013). 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課『子ども虐待対応の手引き』平成25年8月改訂版.

厚生労働省(2017). 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」, 雇児総発0331第10号, 平成29年3月31日.

厚生労働省(2018). 平成29年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所と市町村の共通アセスメントツール作成に関する調査研究」(代表研究者: 流通科学大学 人間社会学部 教授 加藤曜子) <https://www.umds.ac.jp/180410/>

厚生労働省(2019a). 平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数(速報値). https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000190801_00001.html

厚生労働省(2019b). 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による検証結果より, 児童虐待による死亡事例の推移(児童数)

厚生労働省(2019c). 平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業, 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等に関する調査研究, 事業報告書(受託: PwCコンサルティング合同会社)

厚生労働省(2019d). 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第15次報告)のポイント, retrieved from https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000190801_00001.html

厚生労働省(2019e). 平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「要保護児童等の情報共有システムの構築に関する調査研究 -本編-」(事業主体 株式会社野村総合研究所). retrieved from https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/knowledge/report/cc/social_security/20190426_2_report_1.pdf?la=ja-JP&hash=AF0B09E580ABC37ED6F3A4140CA1A4987609D778

厚生労働省(2019f). 児童虐待防止対策の抜本的強化について. 平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議. retrieved from: <https://www.mhlw.go.jp/content/000496811.pdf>

厚生労働省(2019g). 平成30年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業, 体系的な子ども虐待データベースの構築及びデータに基づくリスクアセスメントの効果に関する調査研究, 事業報告書(受託: 国立研究開発法人 産業技術総合研究所).

厚生労働省(2020a). 令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究」(事業主体 国立研究開発法人産業技術総合研究所).

厚生労働省(2020b). 令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「市町村の体制強化に関する調査研究(市町村支援福祉司、要対協、児童相談所と市町村の通告後の連携方策)」(事業主体 国立研究開発法人産業技術総合研究所).

才村他(2008). 「改正児童虐待防止法の円滑な運用に関する基礎研究」, 『平成19年度児童関連サービス調査研究等事業報告書』(主任研究者: 才村純), (財) こども未来財団.

山本(2011). 『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン(2011年版)』. 厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究(研究代表者 柳沢正義)」・児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究班(研究分担者 山本恒雄), Retrieved http://180.235.242.148/wp-content/uploads/2011/09/sa_guideline.pdf (2020. 08. 01).

山本・高岡・久保・坂本(2017). 平成27年度-28年度 全国児童相談所長会 委託定例調査「虐待通告の実態調査(通告と児童相談所の対応についての実態調査)」

東京都児童相談センター(2016). 平成28年度 東京都児童相談所研修計画. <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/05040.pdf> (Retrieved 2020. 6. 1).

A. Chouldechova, E. Putnam-Hornstein, and D. B. P. O. F. R. Vaithianathan (2018). A case study of algorithm-assisted decision making in child maltreatment hotline screening decisions, *Proceeding of Machine Learning Research*, 81, 1-15.

Australian Institute of Family Studies (2016, June). Risk assessment instruments in child protection. Australian Government, Child Family Community Australia.

Baird, C., Wagner, D., Healy, T., & Johnson, K. (1999). Risk assessment in child protective services: consensus and actuarial model reliability. *Child welfare*, 78 (6), 723-748.

- Baird, C. & Wagner, D. (2000). The relative validity of actuarial and consensus-based risk assessment systems. *Children and Youth Services Review*, 22, 839–871.
- Barber, J., Trocme, N., Goodman, D., Shlonsky, A., Black, T., & Leslie, B. (2007). The reliability and predictive validity of consensus-based risk assessment. Toronto: Centres of Excellence for Child Welfare.
- Baumann, D. J., Law, J. R., Sheets, J., Reid, G., & Graham, J. C. (2005). Evaluating the effectiveness of actuarial risk assessment models. *Children and Youth Services Review*, 27, 465–490.
- C. E. V. Put, J, Hermanns, L. V. R. Gelderen and F. Sondeijker (2016). Detection of unsafety in families with parental and/or child developmental problems at the start of family support, *BMC psychiatry*, 16, 15.
- Chawla, N. V., Bowyer, K. W., Hall, L. O., & Kegelmeyer, W. P. (2002). Smote: Synthetic minority over-sampling technique. *Journal of Artificial Intelligence Research*, 16:321–357.
- Chen, T. & Guestrin, C. (2016). "XGBoost: A Scalable Tree Boosting System", 22nd SIGKDD Conference on Knowledge Discovery and Data Mining. <https://arxiv.org/abs/1603.02754> (Retrieved 2020. 05. 13).
- Cicchinelli, L. and Keller, R. (1990). Comparative analysis of risk assessment models and systems. Washington, DC: National Center on Child Abuse and Neglect.
- Crea, T. M. (2010). Balanced decision making in child welfare: Structured processes informed by multiple perspectives. *Administration in Social Work*, 34, 196–212.
- D' Andrade, A., Benton, A., & Austin, M. J. (2005, July). Risk and safety assessment in child welfare: Instrument Comparisons. Berkeley, California: The Center for Social Services Research, School of Social Welfare, University of California Berkeley.
- Drew A. Linzer, Jeffrey B. Lewis (2011). polCA: An R Package for Polytomous Variable Latent Class Analysis. *Journal of Statistical Software*, 42(10), 1–29. <http://www.jstatsoft.org/v42/i10/>.
- English, D. (2016). The Promise and Reality of Risk Assessment, *Protecting Children*, American Humane Association, 12, 2, 9–13.

Fluke, J., Wells, S., England, P., Walsh, W., English, D., Johnson, W., ... & Woods, L. (1993). Evaluation of the Pennsylvania approach to risk assessment. Seventh national roundtable on CPS risk assessment: Summary of highlights. Washington, DC: American Public Welfare Associations.

Gabriel, K. R., & Lachenbruch, P. A. 1969. 270 Note: Non-Parametric ANOVA in Small Samples: A Monte Carlo Study of the Adequacy of the Asymptotic Approximation. *Biometrics*, 593-596.

Gambrill, E., & Shlonsky, A. (2000). Risk assessment in context. *Children and Youth Services Review*, 22, 813-837.

Gillingham, P., & Humphreys, C. (2010). Child protection practitioners and decision-making tools: Observations and reflections from the front line. *British Journal of Social Work*, 40, 2598-2616.

Guidelines for the Alternative Care of Children, 参照元: <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018h6g-att/2r98520000018hly.pdf> last accessed 2020/02/19)

Hughes, R. C., & Rycus, J. S. (2007). Issues in risk assessment in Child Protective Services. *Journal of Public Child Welfare*, 1, 1, 85-116

Knoke & Trocme (2005). Reviewing the evidence on assessing risk for child abuse and neglect. *Brief Treatment and Crisis Intervention*, 5, 3, 301-327.

Lazarsfeld, P.F. and Henry, N.W. (1968) Latent structure analysis. Boston: Houghton Mifflin.

Loman, L.A., & Siegel, G. (2004). An Evaluation of the Minnesota SDM Family Risk Assessment Final Report. Institute of Applied Research. <http://iarstl.org/papers/FinalFRAResultsReport.pdf> (Last access: 2021年3月25日)

Marshall, D. B., & English, D. J. (2000). Neural network modeling of risk assessment in child protective services. *Psychological Methods*, 5, 102-124.

Mickelson, N., Laliberte, T., & Piesher, K. (2017). Assessing Risk: A Comparison of Tools for Child Welfare Practice with Indigenous Families, Center for Advanced Studies in Child Welfare, University of Minnesota.

National Council on Crime and Delinquency. (2015). Preliminary risk assessment fit analysis of the SDM Family Risk Assessment. Madison, Wisconsin: National Council on Crime and Delinquency Children's Research Center.

National Council on Crime and Delinquency. (2017). The SDM model in child protection. Madison, Wisconsin: National Council on Crime and Delinquency Children's Research Center.

P. Gillingham (2016). Predictive Risk Modeling to Prevent Child Maltreatment and Other Adverse Outcome for Service Users: Inside the 'Black Box' Machine Learning.

Price-Robertson, R., & Bromfield, L. (2011). Risk assessment in child protection. National Child Protection Clearinghouse Resource Sheet. Melbourne: Australian Institute of Family Studies

Russell, J. (2015). Predictive analytics and child protection: Constraints and opportunities. *Child Abuse & Neglect*, 46, 182-189.

Rosenbaum, P. R., & Rubin, D. B. (1983). The central role of the propensity score in observational studies for causal effects. *Biometrika*, 70(1), 41-55

Sakamoto, J., Takaoka, K., Hojo, D., Hashimoto, E. & Furukawa, Y. (2019). Data Driven Effective Case Management Method for Child Maltreatment with Bayesian Statistical Modeling and Machine Learning. ISPCAN INTERNATIONAL CONGRESS, OMAN (IPSCAN 2019), 2019-09-17 (Oral).

Schwarz Gideon (1978). Estimating the Dimension of a Model. *Ann. Statist.* 6 (2) 461-464.

Scott Lundberg and Su-In Lee. A Unified Approach to Interpreting Model Predictions. arXiv:1705.07874 [cs, stat], November 2017. arXiv: 1705.07874.

Sofaer HR, Hoeting JA, Jarnevich CS. (2019). The area under the precision-recall curve as a performance metric for rare binary events. *Methods in Ecology and Evolution* 10: 565-577. doi:10.1111/2041-210X.13140

Shlonsky, A., Wagner, D. (2005). The next step: Integrating actuarial risk assessment and clinical judgment into an evidence-based practice framework in CPS case management, *Children and youth services review*, 27, 409-427.

Takaoka, K., Sakamoto, J., Hashimoto, E., Hojo, D., Furukawa, Y., Suzuki, A., & Yamamoto, T. (2019). Assistant of Intelligence of Child Abuse and Neglect (AiCAN) : Artificial Intelligence for decision making supporting system. ISPCAN INTERNATIONAL CONGRESS, OMAN (IPSCAN 2019), 2019-09-15 (Oral).

Torgo, L. (2010). *Data Mining using R: learning with case studies*, CRC Press (ISBN: 9781439810187). <http://www.dcc.fc.up.pt/~ltorgo/DataMiningWithR> (Retrieved 2020. 05.13).

Vaithianathan, R., Maloney, T., jiang, N., Dare, T., de Haan, I., Dale, C., & Putnam-Hornstein, E. (2012). *Vulnerable children: Can administrative data be used to identify children at risk of adverse outcomes?* Auckland, New Zealand: University of Auckland.

Vaithianathan, R., Putnam-Hornstein, E., Jiang, N., Nand, P., & Maloney, T. (2017, April). *Developing Predictive Models to Support Child Maltreatment Hotline Screening Decisions: Allegheny County Methodology and Implementation.*

Zhang, Z., Kim, H. J., Lonjon, G., & Zhu, Y. (2019). Balance diagnostics after propensity score matching. *Annals of translational medicine*, 7(1).

巻末資料(表・グラフ)

アセスメント項目リスト

ID	区分	項目名	項目詳細内容
1	社会関係	支援/介入の困難/資源不足	親族内に援助や介入の窓口になりそうなキーパーソンがない//関係機関がいざという時に緊急支援できる状況がない//児童の状態や世帯の変化を常日頃モニターできる関係機関/地域社会の資源がない//関係機関の支援/介入が失敗または効果が得られなかった経過が過去にある//世帯内に支援の窓口となるキーパーソンがない//当該事例に必要な支援資源がない、または利用できない//養育者および児童に必要な社会的・情緒的支援が不足状態にある
2	養育者の様子	過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほのめかし	養育者が、児童に対して言葉で暴力行為をほのめかす(「叩くぞ」などの脅し)//児童に対して、しつけ・体罰という理由での身体的暴力がある//養育者のしつけに過剰性、厳格性が感じられる//養育者が、児童に対して、正座や立ち続けることなどの身体的な苦痛を伴う長時間の姿勢の維持を強要している
3	養育者の様子	養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的	児童に必要な養育よりも大人の都合(夜遊びなど)が優先される//養育者に、自己中心的または思い込みの激しい態度が見受けられる//養育者の生活上の関心が、児童ではなく自分中心にある
4	児童の様子	児童の情緒的問題/対人距離/愛着課題がある	児童に、養育者への不自然な身体的・情緒的密着がある//児童が笑わない・表情が乏しい・視線が合いにくいなどの様子が見られる//児童が養育者に懐かない//児童に、周囲の大人に対する馴れ馴れしい態度がある//児童に情緒的/

			愛着課題が見受けられる(無表情、よく泣く、視線が合わない、怯え、不安、暗い、攻撃的、遊べない、感情コントロールができない、誰にでもベタベタ)//児童が激しい痛癢を起こしたり、噛みついたりするなど攻撃的である//児童が養育者以外の大人に過度なスキンシップを求める
5	養育者の様子	態度から事態改善が見込まれない	養育者が、児童に対する態度を改善する意欲が乏しい//関係機関による支援・指導があっても、養育者の対応に変化がない/見込まれない//養育上の課題がある現状に対して、養育者の改善意欲がない
6	養育者の様子	育児スキルの不足/不履行	養育者が児童に必要な食事を与えていない(罰として食事を与えていない・食に対する偏った知識により必要な栄養を与えていない場合を含む)/ /養育者が、児童の食事・衣服・学習用品など、必要な生活環境を整えていない//保健師や市町村等の支援がなければ、養育者は継続的に適切な養育ができない//主たる養育者が、授乳や入浴などの基本的な育児ケアができない//養育者に、育児に関する知識や技術の不足がうかがわれる//児童の食事・衣服・住居・医療的ケアなどが不適切
7	児童の様子	過去の心理的/身体的虐待歴	児童が、過去に繰り返し身体的な暴力を受けていた//児童が過去に、繰り返し心理的な暴力を受けていた
8	児童の様子	養育者を過剰に支持する	児童が養育者を過剰に支持・サポートする様子がある
9	養育者の様子	怒りや突発的事態への対処困難	養育者が自身の怒りをコントロールできない・キレやすい//養育者は、イライラすると児童に手が出てしまう//養育者が突発的な出来事に適切な対処ができない(パニックを起こす場合を含む)

10	養育者の様子	児童の育てにくさ	養育者が児童の育てにくさを感じている
11	児童の様子	養育者に対する挑発/エスカレートする行為	児童に、「大声で喚く、反抗・抵抗する、ものを汚す・壊す」など、養育者を困らせる繰り返しあるいはエスカレートする行為がある//児童が養育者に対して挑発的な行動をとっていることが目につく
12	養育者の様子	支援の拒絶/回避/無関心/支援者への態度に一貫性がない	正当な理由なく、養育者が援助者と児童との面会を拒否する//児童に虐待による外傷や養育上の問題があるにも拘らず、支援機関等の利用/援助に否定的・消極的//支援者に対する養育者の態度や、支援への意欲が頻繁に変わる、あるいは一貫しない//関係機関による援助に対して、拒否や否定はしないが利用には至らない//養育者が、関係機関による援助の申し出やサービス利用に関心を示さない//いずれの支援機関・関係機関も、養育者と連絡を取ることができない(養育者が連絡を取らない)
13	養育者の様子	精神科既往歴/不安定/判断力の減退/養育困難	養育者に入院・加療が必要な精神状態(衝動性が高く極めて不安定な状態など)があり、育児・養育ができる状態ではない//養育者に判断力の著しい減退がある//養育者が、精神的な問題から適切な育児ができない状態が継続している//児童の事故に対する養育者の責任感が薄い//養育者に育児ノイローゼ・子育ての過度な負担がある//養育者に精神科の通院歴・既往歴がある//過去1年間の間に、養育者に精神的な問題による養育の困難が生じている//養育者が服薬の自己管理ができないなど、不安定な状態//養育者にエネルギーが無く、自律的な行動や判断が取れない

14	養育者の様子	養育者の家庭外ストレス	養育者が仕事での過度なストレスを抱えている
15	養育環境/生活状況	養育負担の偏り/夜間監護がない	養育者が夜間勤務等により、夕方以降や夜間に児童を監護する大人がいない状況がある//育児の負担が、母親等一人の養育者に偏っている(パートナー等の同居者の協力が得られない)//養育者のうち少なくとも1人以上が、育児・養育を行う気が全くない
16	養育者の様子	説明の回避/説明内容の疑念	養育者が児童の創傷/癒痕(古傷)について説明できない/説明しようとしめない//虐待行為が疑われる事柄に対して、養育者が説明する内容や証言に疑念が残る//養育者の言動に嘘が多い・疑われる
17	家族(きょうだい)情報/世帯情報	きょうだいの係属歴	きょうだいに虐待以外による相談歴・一時保護歴・措置歴等がある//きょうだいに虐待(疑い含む)による相談歴・一時保護・入院・措置歴がある
18	児童の様子	摂食/排泄の異常/喘息やアレルギー	児童に過食、拒食、異食がある//児童にアトピーや喘息がある//児童に夜尿/遺尿/遺糞がある
19	養育環境/生活状況	不適切な養育環境	養育者や生活環境の様子から、今後、監督不十分により事故が発生する可能性が高いと考えられる//非衛生的など、児童の身体的健康を害する不適切な居住環境がある//生活環境が「ゴミ屋敷」状態、または、養育者に特定のため込み(ホーディング)がある//乳幼児が怪我をする可能性のある状態に置かれている(割れたガラスの放置・口に入れると危険なものが放置)/世帯に、放置された多数の動物が飼育されている
20	家族(きょうだい)情報/世帯情報	経済不安/就労不安定	養育者(生計者)の失業や転職が繰り返されている//いずれかの養育者に、(就労が望まれていても)働く意思がない//世帯に医療費の未払いがある//過去1ヶ月の間に、児童

			の生活する世帯の収入元または収入額に大きな変化があった//世帯(同居人含む)に多額の借金がある//世帯に労働による所得者がいない/不安定な収入により生活が安定しない
21	児童の様子	噛み傷/わずかな傷/説明されない傷	児童に、理由不明または説明のつかない外傷がある//児童に、単発のわずかな怪我または傷が残らない程度の暴力がある//児童に、成人による噛み傷(犬歯間が3cm以上)がある
22	児童の様子	大人への萎縮/自己卑下	児童が養育者や周りの大人の顔色を伺い、言動に過敏に反応する//児童が養育者を嫌がって避けようとする//児童が養育者に対して怯える・怖がる・萎縮する//児童が「暴力を振るわれるのは自分が悪いからだ」という認識を持っている
23	養育者の様子	うつ状態/無気力または妄想幻覚/躁状態がある	養育者に妄想や幻聴幻視、躁状態がある//養育者の無気力感・うつ状態が認められる
24	家族(きょうだい)情報/世帯情報	夫婦間葛藤/対立/話し合い困難/立場が対等ではない	養育者間で、話し合いによる問題解決に困難がある//過去1年間の間に、養育者間(内縁関係の大人も含め)に顕著な対立や葛藤があった//非虐待加害者の立場が虐待加害者より低い、または、対等な意見が言えない//養育者が夫婦不和等の家庭内対人ストレスを抱えている
25	児童の様子	学校/園の不自然な欠席	学校や園による観察または現認時において、児童の機嫌・表情がよくない//休園や学校欠席の後(突然の欠席後や休み明け等)の児童の状態・表情が普段と異なる//児童が保育所等に来なくなった等の変化があった//児童が理由または連絡なく登園・登校しない状態が3日以上続いている//

			園や学校への不自然な遅刻・理由の明確でない欠席が多い
26	家族(きょうだい)情報/世帯情報	家族構成/同居人変化	家族内に入出入りする人間に変化があった(内縁関係者等の出入り・同居開始等の変化)/この数ヶ月で、家族構成(同居人)に変化があった
27	重篤項目	虐待者が、虐待行為を正当化している	虐待者が、虐待行為を正当化している
28	その他	複数種別の虐待が併発/混合	複数種別の虐待が併発・混合
29	養育者の様子	虐待の黙認/擁護/認識欠如	非虐待者に、虐待者をかばう行為が見られる//祖父母やきょうだい、同居人や自宅に入出入りする第三者の虐待行為を黙認・放置する//虐待者以外の養育者に虐待の認識がない、または虐待者側の立場をとる//虐待者以外の大人がいるが、虐待者に同調または黙認している
30	養育者の様子	児童への家事強制/年齢不相応な自立等の要求	養育者が、年齢不相応に、身の自立を児童自身に任せている//養育者が、児童に対して、年齢・発達に明らかにそぐわない要求をする//児童が、家事などの養育者の役割の多くを担っている
31	養育者の様子	養育プレッシャー/育児不安/児童の障害等受容困難	養育者が説明を受けても障害受容や児童の特性を理解する姿勢がない//養育者が、児童を完璧に育てなければというプレッシャーを持っている//養育者に、育児・養育への強い不安がある
32	児童の様子	学業上での課題を抱える	児童が落ち着いて学習に向かうことが出来ない//児童に学校での顕著な学習の遅れがある//児童に多動・衝動性が見られる//児童が学校にて休学、停学、留年などの問題を抱えている
33	児童の様子	暴力を伴う問題行動	児童が、自身のネガティブな感情や、希望が満たされない場面等で、暴力に訴える問題解決行動をとる//児童が、年

			下のきょうだい等、自分より力のないものに対して暴力を振るう//児童が園や学校で友達をいじめる、侮辱する、身体的暴力を振るう//児童が他者と上手く関わらず、些細なことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる//児童に暴力の伴う問題行動がある//児童が園や学校で友達をいじめる・火遊び・家出・深夜徘徊の行動がある
34	養育者の様子	人前での暴言暴力/泣いてもあやさない様子	児童が泣いても養育者があやさない//養育者が、人前で児童を罵ったり、手をあげたりする//目の前で児童に虐待行為を加えているのを通告者/発見者が見ていた
35	養育者の様子	児童への絶え間ない叱責/非難/拒絶/無視	養育者が児童を絶え間なく叱る・罵る//養育者が児童を怒鳴るように叱責することが日常化している//養育者に、児童に対する言葉での強い威嚇、辱め、非難、無視または拒絶的態度がある
36	養育者の様子	世帯内役割への固定観念/特異的育児観/体罰暴力の是認	養育者に、特異的と感じられる育児観や強迫観念に基づく子育てが認められる//体罰容認など、養育者が暴力を是認する価値観を持っている//養育者に、家族内の男女の役割に関するステレオタイプ(固定観念)がある
37	養育者の様子	通告による傷つき/プレッシャー	虐待通告を受けて養育者が傷ついている・プレッシャーを感じる様子がある
38	家族(きょうだい)情報/世帯情報	きょうだい人数/最小児童年齢	世帯に3人以上の児童がいる//世帯における最年少の児童が2歳未満である
39	社会関係	近隣トラブル/養育者社会関係	養育者が他者と安定した人間関係を持ちにくい//世帯に、近隣や他児の親とのトラブルがある
40	養育環境/生活状況	生活環境の違和感	子どもが生活しているにもかかわらず、「子ども用品やおもちゃがない」「部屋が不自然に綺麗」などの違和感がある//生活実態や雰囲気、近

			隣世帯との違いが感じられる (指定日以外にゴミが出ている、玄関先の様子等)
41	家族(きょうだい)情報/世帯情報	内縁関係/ステップファミリー/登録のない大人の出入り	子連れの再婚家庭・ステップファミリー//夫婦が内縁関係にある(同居しているが結婚していない)//世帯内に、登録のない大人の出入り/居住がうかがわれる(母子世帯に成人男性の洗濯物が干されているなど)
42	重篤項目	養育者や児童が、別の養育者に対して「殺されるかもしれない」「何をするかわからない」等の確信めいた不安や恐れを訴える	養育者や児童が、別の養育者に対して「殺されるかもしれない」「何をするかわからない」等の確信めいた不安や恐れを訴える
43	重篤項目	児童が帰宅を嫌がる・拒否する	児童が帰宅を嫌がる・拒否する
44	養育者の様子	物質/行為依存/発達障害の診断/疑い	養育者に発達障害(疑い含む)がある//養育者にアルコール依存の診断または疑いがある//養育者や家庭内同居者にギャンブル依存・買い物依存がある
45	社会関係	地域社会からの孤立	地域社会から孤立した家庭(宗教等から周囲との関係を拒否などを含む)
46	養育者の様子	園や学校への不自然な連絡/無連絡/学校との接触回避	養育者から園や学校への不自然な連絡や、園や学校を欠席する際に無連絡だったことがある//養育者が園や学校の職員との接触または連絡を避ける傾向にある
47	初期情報	生活状況の把握困難	初期調査・訪問調査を経ても、虐待が生じている家庭内の状況が把握できない
48	重篤項目	児童の身体に打撲痕や内出血などの外傷がある	児童の身体に打撲痕や内出血などの外傷がある
49	養育者の様子	支援者への要求が多い	養育者の支援者に対する要求が多い
50	養育者の様子	養育知識/意欲/理解力不足	関係機関の支援者が支援概要等を説明しても、養育者から話の要領を得た受け答えが得

			られない//育児・養育に必要な知識を持っていない・知ろうとしない//同じ質問を何度も繰り返すなど、養育者の理解力の不足がある、または知的に低い印象がある
51	養育者の様子	DVの疑い/過去のDV相談歴	養育者による、配偶者やその他の家族などに対する暴言または暴力が疑われる//当該児童の世帯において、過去1年間の間にDV・面前暴力による通告や相談が2回以上発生している
52	養育者の様子	きょうだいとの差別的扱い	養育者が、対象児童に対して、他のきょうだいと異なる差別的な扱いをしている
53	養育者の様子	調査協力への無理解/非協力	養育者と、児童の安全を目的とした話し合いができない(調査の目的や意図が理解できない、協力が得られない)
54	重篤項目	児童の耳・脇・腹部・下腹部・背中・脂肪部位(内腿・臀部)など、事故で受傷しにくい部位に外傷や内出血がある	児童の耳・脇・腹部・下腹部・背中・脂肪部位(内腿・臀部)など、事故で受傷しにくい部位に外傷や内出血がある
55	養育者の様子	関係機関を非難/脅迫/支援の被害的受け取り	養育者に、学校などへの一方的な非難や脅迫行為がある//養育者が、関係機関による援助の申し出やサービス利用の推奨を被害的に受け取る
56	養育者の様子	児童への生活支配/行動制限/学習の無理強い	養育者による、学業成績や家庭学習・塾の無理強いがある//養育者の養育態度が監視的・干渉的である//児童が、養育者から年齢相応の行動(スポーツやデートなど)をすることを許されない//児童の意思に反して幼稚園・学校等に登園・登校させない//(学齢児に対して)養育者が児童に常識はずれの門限を決めている//養育者が児童の言動の全てに関与したがる
57	養育環境/生活状況	児童/養育者の生活習慣崩れ	児童に昼夜逆転・食事時間の著しい不安定があるなど、基

			本的な生活習慣が崩れている //養育者に、昼夜逆転などの生活リズムの乱れがある
58	重篤項目	養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して無関心	養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して無関心
59	養育者の様子	支援者への攻撃性	養育者が関係機関の支援者に対して攻撃的な言動や暴力を振るう
60	家族(きょうだい)情報/世帯情報	ひとり親家庭/夫婦間年齢差	夫婦間(内縁関係含む)で10歳以上の年齢差がある//未婚を含むひとり親家庭
61	児童の様子	非行/他者を寄せ付けない態度	児童が人を寄せ付けない態度をとる//児童が他者を口汚く罵る、挑発的言動がある//児童に虚言・不登校・万引き・家出・飲酒・喫煙・薬物使用・援助交際等の不良行為や問題となる行動がある
62	児童の様子	見えない箇所の傷	児童に、服などで隠れた部分の怪我がある
63	妊娠/出産	高齢出産	(当該児童に関して)35歳以上の高齢出産
64	重篤項目	養育者が、刃物や武器を使って家族を威嚇する	養育者が、刃物や武器を使って家族を威嚇する
65	児童の様子	教員/保育士の独占	児童が、保育士や学校教職員を独占しようとする
66	児童の様子	異性への恐怖/過剰な接近	児童に異性への恐怖または過剰な接近がある
67	養育者の様子	乳幼児への不自然な関わり方	(乳幼児の場合)児童への声かけが不自然、児童への関わり方が極端な自己流
68	児童の様子	児童の帰宅不安/恐怖	児童が帰宅することに恐怖・不安を感じている様子がある
69	重篤項目	頭部の瘤や抜毛(後頭部まで確認)、上まぶた・顔面に点状の出血や痣、目の血走りなど、児童の頭部・顔面に外傷がある	頭部の瘤や抜毛(後頭部まで確認)、上まぶた・顔面に点状の出血や痣、目の血走りなど、児童の頭部・顔面に外傷がある
70	養育者の様子	医療受診に否定的/回避的	養育者が医療に対して否定的な考えを示す、または、適切な治療を回避する

71	児童の様子	栄養障害/成長障害(疑い含む)	児童に栄養障害・体重増加不良・低身長がある//児童に低身長・低体重が認められる(医師による診断のみならず、疑いも含む)//児童に極端な体重の増減がある
72	養育者の様子	児童の衣食住への極端なこだわり	養育者に、児童の食事や生活習慣等への極端なこだわりや偏った知識がある
73	児童の様子	同じ服装/季節外れの服装	児童が季節にそぐわない服装をしている//児童がいつも同じ服を着用している
74	児童の様子	児童の発達障害(疑い含む)	児童の発達障害(疑い含む)
75	重篤項目	養育者が、現状解決されていない養育上の課題に対する解決方法を求めている	養育者が、現状解決されていない養育上の課題に対する解決方法を求めている
76	重篤項目	虐待行為の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、養育者が虐待を否定する・認めない	虐待行為の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、養育者が虐待を否定する・認めない
77	児童の様子	家庭状況を語らない	友人や関係機関の支援者などが尋ねても、児童が家族や家庭の状況を語りたがらない・隠す
78	重篤項目	児童が泣き止まないことに苛立つての身体的暴力がある	児童が泣き止まないことに苛立つての身体的暴力がある
79	妊娠/出産	予期せぬ妊娠/課題の伴う妊娠・出産	養育者が、過去に妊娠・中絶を繰り返している//出産時に助産制度を利用している//当該児童の出産が、飛び込み出産や適切な医療者がいない環境下での出産だった//児童が、未熟児、低出生体重児、NICU入院歴のいずれかに該当する//母親が妊娠中にアルコールや薬物を摂取していた//妊娠36週以降にも拘らず出産の準備(育児物品の準備等含む)をしていない/していなかった//(当該児童の出産が)育

			児・養育の見通しもないままの妊娠・出産だった
80	家族(きょうだい)情報/世帯情報	長期親子分離	家族内で、一人の児童にのみ施設入所歴や養育者との分離歴がある//経済困窮や養育者の逮捕などによる児童の長期的な施設入所や里親委託歴(レスパイトケア等短期委託を除く)がある//現在の養育者の誰もが、当該児童を継続的に養育していなかった期間がある
81	妊娠/出産	予防接種未受診	1歳児未満の予防接種が未接種(BCG等)//児童に予防接種の記録がない/予防接種を受けさせていない
82	養育者の様子	養育者の非虐待歴/逆境体験	養育者に被虐待歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた等の過去がある
83	児童の様子	養育者への従順な態度	児童が養育者に過度に従順な態度をもつ
84	養育者の様子	訪問時の接触困難	インターフォンを押しても出てこないなど、養育者や児童への接触が困難
85	家族(きょうだい)情報/世帯情報	不自然/複数回の転居/転入出	「不自然」または「複数回」の転居・転入出歴がある
86	養育環境/生活状況	児童に配慮のない喫煙	養育者に、生活空間での児童に配慮のない喫煙がある
87	妊娠/出産	若年出産	妊娠が20歳未満(過去の若年妊娠・出産歴がある場合も含む)
88	重篤項目	養育者に、外出先での児童の置き去り行為がある	養育者に、外出先での児童の置き去り行為がある
89	養育者の様子	児童への口止め	養育者による(虐待行為等に関する)児童への口止めが疑われる
90	養育者の様子	身なりが整っていない/不衛生	養育者の身なりが整っていない・衛生的ではない
91	重篤項目	養育者が児童の身体の複数箇所を殴打している	養育者が児童の身体の複数箇所を殴打している
92	重篤項目	養育者に、道具を用いた体罰・暴力行為がある	養育者に、道具を用いた体罰・暴力行為がある(軽度の外傷や跡がない場合)

		(軽度の外傷や跡がない場合)	
93	重篤項目	児童に、腹部の鈍的外傷(素手や武器で殴る・蹴る等の行為による腹部外傷)がある	児童に、腹部の鈍的外傷(素手や武器で殴る・蹴る等の行為による腹部外傷)がある
94	重篤項目	世帯が生活困窮状態にある(その日の生活に困る)	世帯が生活困窮状態にある(その日の生活に困る)
95	児童の様子	学校/園での心身不調の訴え	学校で、保健室の出入りが頻繁にある、または、病気が疑われないのに体の不調を頻回に訴えている
96	初期情報	受賞起点からの時間経過	通告時点で、すでに受傷起点から時間が経過している
97	重篤項目	児童に新旧の混在した傷痕がある	児童に新旧の混在した傷痕がある
98	重篤項目	児童自身が保護・救済を求めている	児童自身が保護・救済を求めている
99	重篤項目	養育者の自殺企図・親子心中の未遂・ほのめかし(死にたい/殺したい)がある	養育者の自殺企図・親子心中の未遂・ほのめかし(死にたい/殺したい)がある
100	重篤項目	家庭内に、刃物等の武器を用いたDV行為(「殺すぞ」等の脅迫または暴力)が発生している	家庭内に、刃物等の武器を用いたDV行為(「殺すぞ」等の脅迫または暴力)が発生している
101	重篤項目	器質的な理由によらず児童の身長または体重が標準身長・標準体重の-2SDを下回っている	器質的な理由によらず児童の身長または体重が標準身長・標準体重の-2SDを下回っている
102	家族(きょうだい)情報/世帯情報	親族の介護	養育者が、児童の養育に並行して親族の介護を行なっている
103	重篤項目	養育者が、児童の保護・救済を求めている	養育者が、児童の保護・救済を求めている

104	妊娠/出産	乳幼児健診の未受診	乳幼児健診が未受診/未受診歴がある
105	家族(きょうだい)情報/世帯情報	きょうだいの疾患/障害等	きょうだいに重度の疾病・障害等がある
106	重篤項目	児童に自傷行為や自殺企図がある	児童に自傷行為や自殺企図がある
107	重篤項目	養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して拒否的、「世話をしたくない」等の訴えがある	養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して拒否的、「世話をしたくない」等の訴えがある
108	その他	今までに経験したことのない事例	今までに経験したことのない事例
109	重篤項目	養育者から、「このままでは何をするかわからない」「児童を殺してしまいそう」などの自己制御困難に関する訴えがある	養育者から、「このままでは何をするかわからない」「児童を殺してしまいそう」などの自己制御困難に関する訴えがある
110	重篤項目	養育者等世帯内の大人が、「家族に殺されるかもしれない」という恐怖を訴える	養育者等世帯内の大人が、「家族に殺されるかもしれない」という恐怖を訴える
111	児童の様子	身体接触の緊張/服を脱ぐことを嫌がる	児童が服を脱ぐことを極端に嫌がる//児童が、些細な身体接触でも身を固くする
112	養育者の様子	慢性的身体疾患/身体障害	養育者に慢性的な身体疾患/身体障害がある
113	家族(きょうだい)情報/世帯情報	登録外住所の居所/住所不定/放浪	住所不定・放浪・車上生活//児童が実際に生活している場所と、住所が異なる
114	児童の様子	家庭での食事が無い	児童が給食以外の食事を食べていない
115	重篤項目	小型円形熱傷(タバコ熱傷)、手形・つねった痕、ミミズ腫れなど、児童の身体に特徴的な形状の外傷・癒痕(古傷)がある	小型円形熱傷(タバコ熱傷)、手形・つねった痕、ミミズ腫れなど、児童の身体に特徴的な形状の外傷・癒痕(古傷)がある

		状の外傷・瘢痕(古傷)がある	
116	児童の様子	不衛生な身なり	児童に、身体や衣類の汚れ、異臭、シラミの発生、3日以上風呂に入っていない状態のいずれかがある
117	児童の様子	食べ物への執着	児童に食べ物への異常な執着がある
118	妊娠/出産	産後うつ	養育者に産後うつがある/あった
119	重篤項目	(乳児の場合のみ)移動を獲得する前の段階で児童に外傷がある	(乳児の場合のみ)移動を獲得する前の段階で児童に外傷がある
120	児童の様子	乳幼児の頻繁なおむつかぶれ	(乳幼児の場合)乳幼児において、おむつかぶれが(週明け等)頻繁に起こっている
121	児童の様子	睡眠の問題/悪夢の報告	児童が、悪夢を見たり、睡眠障害(入眠困難・中途覚醒等)を訴える
122	児童の様子	児童の収入が徴収される	(高校生以上の児童において)児童がアルバイト代を家に入れさせられている
123	児童の様子	未就学児童の体重減少	(未就学児童において)合理的な理由がなく、3ヶ月以上連続した体重の減少が生じている
124	初期情報	養育者または児童の現認がない	児童または養育者の、どちらか片方の様子が関係機関等によって現認できない
125	妊娠/出産	不妊治療/生殖補助医療	母親に不妊治療歴/複数回の生殖補助医療受診がある
126	重篤項目	家庭内で、首を絞める等の窒息につながるDV行為がある	家庭内で、首を絞める等の窒息につながるDV行為がある
127	重篤項目	児童の耳介や耳穴、または口の周囲(上下唇)や口内の挫傷・裂傷がある	児童の耳介や耳穴、または口の周囲(上下唇)や口内の挫傷・裂傷がある
128	重篤項目	児童および養育者の居所が不明	児童および養育者の居所が不明
129	重篤項目	養育者によって、児童に不適切な薬物投与がなされている	養育者によって、児童に不適切な薬物投与がなされている(意図的かどうかを問わない)

		(意図的かどうかを問わない)	
130	重篤項目	養育者が児童に、心中や自殺を強要する行為・発言がある	養育者が児童に、心中や自殺を強要する行為・発言がある
131	重篤項目	児童に鼓膜破裂・難聴・鼻中隔骨折などの耳鼻科的所見が認められる	児童に鼓膜破裂・難聴・鼻中隔骨折などの耳鼻科的所見が認められる

第7章 各虐待種別の予測におけるGlobal SHAP上位35項目

表 重篤な身体的虐待の予測に係るGlobal SHAP 上位35項目

順位	項目番号	厚労省区分	統合項目名	Global SHAP	Signed Global SHAP
1	2	養育者の様子	過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほのめかし	0.609	0.609
2	16	養育者の様子	説明の回避/説明内容の虚偽	0.242	0.241
3	9	養育者の様子	怒りや突発的事態への対処困難	0.156	0.155
4	48	重篤項目	児童の身体に打撲痕や内出血などの外傷がある	0.152	0.152
5	17	家族(きょうだい)情報/世帯情報	きょうだいの係属履歴	0.118	-0.118
6	19	養育環境/生活状況	不適切な養育環境	0.117	-0.117
7	10	養育者の様子	児童の育てにくさ	0.110	0.093
8	12	養育者の様子	支援の拒絶/回避/無関心/支援者への態度に一貫性がない	0.109	-0.109
9	21	児童の様子	痛み/腫れ/むくみ/発熱/説明されない傷	0.092	0.092
10	3	養育者の様子	養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的	0.075	-0.075
11	15	養育環境/生活状況	養育負担の偏り/夜間監護がない	0.067	-0.067
12	91	重篤項目	養育者が児童の身体の複数箇所を殴打している	0.065	0.064
13	69	重篤項目	頭部の傷や髪の毛(後頭部まで確認)、上まぶた・顔面に点状の出血や痣、目の血走りなど、児童の頭部・顔面に外傷がある	0.064	0.064
14	34	家族(きょうだい)情報/世帯情報	人前での暴言/暴力/泣いてもあやさない様子	0.055	-0.055
15	20	家族(きょうだい)情報/世帯情報	経済不安/就労不安定	0.055	-0.053
16	98	重篤項目	児童自身が保護・救済を求めている	0.042	-0.042
17	121	児童の様子	睡眠の問題/悪夢の報告	0.036	-0.036
18	95	児童の様子	学校/園での心身不調の訴え	0.036	-0.036
19	8	児童の様子	養育者を過剰に支持する	0.028	-0.028
20	92	重篤項目	養育者に、道具を用いた体罰・暴力行為がある(軽度の外傷や跡がない場合)	0.024	0.024
21	115	重篤項目	小型円形熱傷(タバコ熱傷)、手形・つねった痕、ミミズ腫れなど、児童の身体に特徴的な形状の外傷・瘡痕(古傷)がある	0.022	0.022
22	28	その他	虐待種別の虐待が併発/混合	0.021	0.021
23	4	児童の様子	児童の情緒的問題/対人距離/愛着課題がある	0.020	-0.017
24	5	養育者の様子	態度から事態改善が見込まれない	0.019	-0.018
25	32	児童の様子	学業上での課題を抱える	0.019	-0.019
26	1	社会関係	支援/介入の困難/資源不足	0.018	-0.009
27	72	養育者の様子	児童の衣食住への極端なこだわり	0.018	0.018
28	86	養育環境/生活状況	児童に配慮のない喫煙	0.017	-0.017
29	58	重篤項目	養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して無関心	0.014	-0.014
30	26	家族(きょうだい)情報/世帯情報	家族構成/同居人変化	0.014	-0.014
31	27	重篤項目	虐待者が、虐待行為を正当化している	0.014	-0.011
32	6	養育者の様子	育児スキルの不足/不履行	0.013	0.006
33	76	重篤項目	虐待行為の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、養育者が虐待を否定する・認めない	0.013	-0.009
34	64	重篤項目	養育者が、刃物や武器を使って家族を威嚇する	0.012	-0.012
35	7	児童の様子	過去の心理的/身体的虐待歴	0.012	0.010

表 重度ネグレクトの予測に係るGlobal SHAP 上位35項目

順位	項目 番号	厚労省区分	統合項目名	Global.SHAP	Signed.Global. SHAP
1	19	養育環境/生活状況	不適切な養育環境	0.521	0.521
2	3	養育者の様子	養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的	0.333	0.333
3	2	養育者の様子	過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほめかし	0.216	-0.216
4	6	養育者の様子	育児スキルの不足/不履行	0.202	0.202
5	5	養育者の様子	態度から事態改善が見込まれない	0.179	0.178
6	7	児童の様子	過去の心理的/身体的虐待歴	0.139	-0.139
7	15	養育環境/生活状況	養育負担の偏り/夜間監護がない	0.134	0.133
8	9	養育者の様子	怒りや突発的事態への対処困難	0.122	-0.122
9	13	養育者の様子	精神科既往歴/不安定/判断力の減退/養育困難	0.046	0.046
10	12	養育者の様子	支援の拒絶/回避/無関心/支援者への態度に一貫性がない	0.033	0.032
11	27	重篤項目	虐待者が、虐待行為を正当化している	0.031	0.031
12	53	養育者の様子	調査協力への無理解/非協力	0.029	0.029
13	28	その他	複数種別の虐待が併発/混合	0.029	0.029
14	1	社会関係	支援/介入の困難/資源不足	0.024	0.024
15	63	妊娠/出産	高齢出産	0.021	0.021
16	20	家族(きょうだい)情報/世帯情報	経済不安/就労不安定	0.019	0.019
17	74	児童の様子	児童の発達障害(疑い含む)	0.019	-0.019
18	16	養育者の様子	説明の回避/説明内容の疑念	0.016	0.014
19	108	その他	今までに経験したことのない事例	0.016	0.016
20	29	養育者の様子	虐待の黙認/擁護/認識欠如	0.015	0.015
21	52	養育者の様子	きょうだいとの差別的扱い	0.015	0.015
22	8	児童の様子	養育者を過剰に支持する	0.015	0.015
23	116	児童の様子	不衛生な身なり	0.013	0.013
24	10	養育者の様子	児童の育てにくさ	0.013	0.007
25	11	児童の様子	養育者に対する挑発/エスカレートする行為	0.013	-0.003
26	32	児童の様子	学業上での課題を抱える	0.012	-0.012
27	60	家族(きょうだい)情報/世帯情報	ひとり親家庭/夫婦同年齢差	0.012	0.012
28	18	児童の様子	摂食/排泄の異常/喘息やアレルギー	0.011	0.011
29	45	社会関係	地域社会からの孤立	0.011	0.011
30	41	家族(きょうだい)情報/世帯情報	内縁関係/ステップファミリー/登録のない大人の出入り	0.010	0.010
31	4	児童の様子	児童の情緒的問題/対人距離/愛着課題がある	0.010	0.010
32	88	重篤項目	養育者に、外出先での児童の置き去り行為がある	0.010	0.010
33	103	重篤項目	養育者が、児童の保護・救済を求めている	0.009	0.009
34	72	養育者の様子	児童の衣食住への極端なこだわり	0.009	-0.009
35	58	重篤項目	養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して無関心	0.007	0.007

表 性的虐待の予測に係るGlobal SHAP 上位35項目

順位	項目番号	厚労省区分	統合項目名	Global.SHAP	Signed.Global.SHAP
1	2	養育者の様子	過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほめかし	0.339	-0.338
2	10	養育者の様子	児童の育てにくさ	0.225	-0.223
3	6	養育者の様子	育児スキルの不足/不履行	0.217	-0.217
4	9	養育者の様子	怒りや突発的事態への対処困難	0.147	-0.147
5	4	児童の様子	児童の情緒的問題/対人距離/愛着課題がある	0.120	0.116
6	19	養育環境/生活状況	不適切な養育環境	0.101	-0.101
7	8	児童の様子	養育者を過剰に支持する	0.099	0.099
8	35	養育者の様子	児童への絶え間ない叱責/非難/拒絶/無視	0.094	-0.094
9	98	重篤項目	児童自身が保護・救済を求めている	0.088	0.088
10	7	児童の様子	過去の心理的/身体的虐待歴	0.086	-0.072
11	20	家族(きょうだい)情報/世帯情報	経済不安/就労不安定	0.083	-0.079
12	17	家族(きょうだい)情報/世帯情報	きょうだいの係属歴	0.083	0.082
13	76	重篤項目	虐待行為の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、養育者が虐待を否定する・認めない	0.079	0.079
14	16	養育者の様子	説明の回避/説明内容の疑念	0.065	0.065
15	23	養育者の様子	うつ状態/無気力または妄想幻覚/躁状態がある	0.065	-0.065
16	48	重篤項目	児童の身体に打撲痕や内出血などの外傷がある	0.064	-0.064
17	55	養育者の様子	関係機関を非難/脅迫/支援の被害的受け取り	0.050	0.050
18	60	家族(きょうだい)情報/世帯情報	ひとり親家庭/夫婦間年齢差	0.049	-0.049
19	21	児童の様子	痛み傷/わずかな傷/説明されない傷	0.046	-0.046
20	85	家族(きょうだい)情報/世帯情報	不自然/複数回の転居/転入出	0.044	-0.044
21	13	養育者の様子	精神科既往歴/不安定/判断力の減退/養育困難	0.040	-0.033
22	11	児童の様子	養育者に対する挑発/エスカレートする行為	0.040	-0.040
23	28	その他	複数種別の虐待が併発/混合	0.038	0.038
24	49	養育者の様子	支援者への要求が多い	0.035	-0.034
25	108	その他	今までに経験したことのない事例	0.035	0.030
26	24	家族(きょうだい)情報/世帯情報	夫婦間葛藤/対立/話し合い困難/立場が対等ではない	0.033	0.033
27	15	養育環境/生活状況	養育負担の偏り/夜間監護がない	0.031	-0.008
28	1	社会関係	支援/介入の困難/資源不足	0.028	-0.022
29	121	児童の様子	睡眠の問題/悪夢の報告	0.028	0.028
30	96	初期情報	受賞起点からの時間経過	0.024	0.024
31	14	養育者の様子	養育者の家族外ストレス	0.023	-0.018
32	39	社会関係	近隣トラブル/養育者社会関係	0.023	-0.023
33	122	児童の様子	児童の収入が徴収される	0.023	0.023
34	31	養育者の様子	養育プレッシャー/育児不安/児童の障害等受容困難	0.021	-0.021
35	3	養育者の様子	養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的	0.020	0.019

表 その他の重篤項目の予測に係るGlobal SHAP 上位35項目

順位	項目番号	厚労省区分	統合項目名	Global SHAP	Signed Global SHAP
1	7	児童の様子	過去の心理的/身体的虐待歴	0.216	0.216
2	5	養育者の様子	態度から事態改善が見込まれない	0.169	0.169
3	13	養育者の様子	精神科既往歴/不安定/判断力の減退/養育困難	0.164	0.163
4	4	児童の様子	不適切な養育環境	0.127	0.127
5	19	養育環境/生活状況	不適切な養育環境	0.106	-0.106
6	2	養育者の様子	過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほめかし	0.100	0.100
7	15	養育環境/生活状況	養育負担の偏り/夜間監護がない	0.087	0.084
8	43	重篤項目	児童が帰宅を嫌がる・拒否する	0.080	0.080
9	1	社会関係	支援/介入の困難/資源不足	0.076	0.072
10	9	養育者の様子	怒りや突発的事態への対処困難	0.067	0.066
11	68	児童の様子	児童の帰宅不安/恐怖	0.059	0.059
12	16	養育者の様子	説明の回避/説明内容の疑念	0.058	-0.053
13	98	重篤項目	児童自身が保護・救済を求めている	0.055	0.055
14	11	児童の様子	養育者に対する挑発/エスカレートする行為	0.054	0.054
15	20	家族(きょうだい)情報/世帯情報	経済不安/就労不安定	0.038	0.038
16	6	養育者の様子	育戻スキル不足/不履行	0.038	0.025
17	26	家族(きょうだい)情報/世帯情報	家族構成/同居人変化	0.033	-0.033
18	14	養育者の様子	養育者に軽視したことのない事例	0.032	-0.001
19	108	その他	近隣トラブル/養育者社会関係	0.031	0.031
20	39	社会関係	児童の育てにくさ	0.030	0.030
21	10	養育者の様子	支援者への攻撃性	0.029	0.029
22	59	養育者の様子	養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的	0.025	0.025
23	3	養育者の様子	養育ブレッシャー/育児不安/児童の障害等受容困難	0.025	0.025
24	31	養育者の様子	きょうだいの係属歴	0.024	0.023
25	17	家族(きょうだい)情報/世帯情報	養育者が、現状解決されていない養育上の課題に対する解決方法を求めている	0.022	0.022
26	75	重篤項目	DVの疑い/過去のDV相談歴	0.019	0.019
27	51	養育者の様子	養育者や児童が、別の養育者に対して「殺されるかもしれない」「何をするかわからない」等の確信めいた不安や恐れを訴える	0.019	0.019
28	42	重篤項目	生活環境の違和感	0.018	0.018
29	40	養育環境/生活状況	養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して拒否的、「世話をしたくない」等の訴えがある	0.018	0.018
30	107	重篤項目	虐待者が、虐待行為を正当化している	0.017	-0.017
31	27	重篤項目	暴力を伴う問題行動	0.014	-0.014
32	33	児童の様子	ひとり親家庭/夫婦間年齢差	0.014	-0.014
33	60	家族(きょうだい)情報/世帯情報	支援者への要求が多い	0.014	0.014
34	49	養育者の様子	児童の発達障害(疑い含む)	0.013	0.013
35	74	児童の様子			

【調査票A】

パート1: 組織調査

- ・貴組織の基本情報やリスクアセスメントツールの利用状況に関してお尋ねします。
- ・回答困難(件数計上等に過度な負担が生じる場合等)な設問は、未記入・空欄で構いません

Part 1-a. 児童相談所および市区町村の基本情報調査

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません

○ 設問A1_01: 2020年4月時点の管轄人口をご入力ください。

(不明な場合・確認が難しい場合はすぐに入手可能な最新の人口をご入力ください、また、人口規模の区分に用いるため、およその数値でも構いません)

◆ 人数 人 (カンマなし)

○ 設問A1_02: 2019年度の虐待相談対応件数を記入してください

2019年度の福祉行政報告例に計上した数値をご記入ください

◆ 身体的虐待 件 (カンマなし)

◆ 心理的虐待 件 (カンマなし)

▷ 内、DV・面前暴力 件 (カンマなし)

◆ ネグレクト 件 (カンマなし)

◆ 性的虐待 件 (カンマなし)

○ 設問A1_03: 現在対応中の児童虐待相談対応件数(市区町村の場合: 要対協で進行管理中の件数)を記入してください。

2020年11月30日時点(または、最新の進行管理情報)の数値をご記入ください

◆ 件数 件 (カンマなし)

Part 1-b. 児童相談所および市区町村のアセスメントツール利活用・運用実態の調査

※ご回答者様の所属部署におけるリスクアセスメントシート等の、各種関連アセスメントツール(以下、リスクアセスメントツール)についてお尋ねいたします。

○ 設問A2_01: ご回答者様の所属部署ではリスクアセスメントツールの利用をしていますか?

はい

いいえ

○ 設問A2_02: ご回答者様の所属部署ではリスクアセスメントツールを、業務フローのどのタイミングで利用していますか? 利用しているものをすべて選択してください。(A2_01. 「はい」のみ)

- 緊急出動(直ちに行う安全確認)の要否判断
- 一時保護の要否判断
- 事案送致の要否判断
- 一時保護解除時(家庭復帰)の適否判断
- その他

○ 設問A2_03: ご回答者様の所属部署で利用しているリスクアセスメントツールは以下のどれですか? 利用しているものをすべて選択してください。(A2_01. 「はい」のみ)

- 「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」(厚労省)
- 「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」(厚労省)
- 独自に開発したアセスメントシート
- その他

○ 設問A2_04: ご回答者様の所属部署では、リスクアセスメントシートの記入方法や運用についてのルールやガイドラインを設定していますか? (A2_01. 「はい」のみ)

- すべてのリスクアセスメントシートに対して設定
- 一部のリスクアセスメントシートに対して設定
- 設定していない

○ 設問A2_05: ご回答者様の所属部署では、リスクアセスメントのデータを集計・分析、活用していますか? (A2_01. 「はい」のみ)

(例: データから得た知見を支援に活用、予算要求の根拠にする)

- はい
- いいえ

○ 設問A2_06: ご回答者様の所属部署におけるリスクアセスメントシートの利用実態について、最も近いものを次の選択肢から選んでください。(A2_01. 「はい」のみ)

- 厳密に運用し、ルールにあてはまらないものがある場合には、柔軟に対応している
- おおむねルールに沿った意思決定がなされている
- あくまでも「判断の参考」程度に利用している
- ほとんど運用されていない

○ 設問A2_07: 現在利用しているリスクアセスメントシートについて、満足・使いやすい点がありますか?(自由記述)(A2_01. 「はい」のみ)

◆満足している点 (例: 新人職員でも容易に使える)

◆使いやすい点 (例: 必要最小限の項目数である)

○ 設問A2_08: 現在利用しているリスクアセスメントシートについて、課題や不満、不足している点がありますか?(自由記述)(A2_01.「はい」のみ)

◆課題を感じている点(例:類似ケースで、職員によって評価が異なる)

◆不満を感じている点(例:項目数が多すぎる)

◆不足を感じている点(例:こういう評価箇所が足りない)

○ 設問A2_09: ご回答者様の所属部署にて、リスクアセスメントシートを利用していない(できない)理由がある場合、該当する選択肢をすべて選んでください。(A2_01.「いいえ」のみ)

- 使う必要がない
 良い(適切な)リスクアセスメントシートが存在しない
 入力する暇が無い
 以前から利用していない
 システムと連携していないから
 その他

※ご回答者様の所属部署もしくはこれをご回答頂いている回答者様が、リスクアセスメントシート等の、各種関連アセスメントツールについてどのように感じているのか、考えているのかについてお尋ねいたします。

○ 設問A2_10: 「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」(厚労省)に対して、どのように感じていますか?
(ご回答者様の機関が利用か未利用かに応じて次の設問にご回答ください)

◆利用している方にお尋ねいたします。

◆本ツールを活用している・しやすい点についてご回答ください

◆本ツールの活用しづらい・使いにくい点についてご回答ください

◆本ツールの改訂を検討するに際、または、より活用しやすくするために何かご意見等ございましたらご自由にお書きください。

◆利用していない方にお尋ねいたします。

◆本ツールを利用/活用していない・できない点についてご回答ください(すべて選択)
※選択肢に適切なものがない場合及び他に理由がある場合、自由記述欄にご回答ください

- 既存のアセスメントシートを継続して使用しているため
- アセスメントシートを使用していない
- 同ツールについて周知されておらず知らない

◆本ツールを活用していない・できない点についてご回答ください

○ 設問A2_11: リスクアセスメントを行う(リスクアセスメントシートを使用する)上で、特に重要視するものを全てを選択し、そのうち最も重要視するものを選択してください。

◆特に重要視するもの(全て選択)

- 精度(児童虐待を予測・防止できるか)
- スピード(迅速に判断出来るか)
- 感覚(経験や直感にどれだけ合うか)
- コスト(業務量と導入による経済的部分)
- 理由付け(「判断の際にリスクアセスメントシートを利用した」という実績)
- その他

◆最も重要視するもの(一つ選択)

- 精度(児童虐待を予測・防止できるか)
- スピード(迅速に判断出来るか)
- 感覚(経験や直感にどれだけ合うか)
- コスト(業務量と導入による経済的部分)
- 理由付け(「判断の際にリスクアセスメントシートを利用した」という実績)
- その他(上で記述したもの)

○ 設問A2_12: リスクアセスメントシートに関して、感じるところ、思うところ、意見したいところがあれば、何でも構いませんので自由に書いてください。(自由記述)

パート1 組織調査の設問は以上です。
パート2、パート3の事例調査へのご協力をお願いいたします。

パート2: 項目評定用仮想事例調査

【調査概要と回答の留意事項】

・本調査は、児童虐待対応のために使用可能な全国共通リスクアセスメントツール整備のため、昨年度作成された全国共通リスクアセスメントツールから死亡事例や致死的行为を予測可能な特に重要な項目の選抜を行うことを目的とした全国調査です。

・本パートは、関係組織間のリスクアセスメント評価の一致性を検討することを目的としています。本調査回答が、回答組織および回答者の評価に繋がることはありませんので、安心してご回答ください。

・本パートは、3つの大問(項目評定用仮想事例)で構成されていて、各大問が独立構造になっています。各大問ごとに児童虐待に関する項目評定用仮想事例が記載されていますので、この事例を読んだ上で、それに続くリスクアセスメント項目にご回答ください。

・1組織あたり3つの大問(項目評定用仮想事例)回答を募集しますが、3事例に満たなくとも構いません(理由は一切問いません、不利益等もありません)。

・パート2の設問には、実際にリスクアセスメントを担当されている職員様、またはそれを指導・監督されていた職員様等が回答を作成してください。ただし、回答負担を鑑み、全項目評定用仮想事例を1担当者で回答する必要はありません。担当者が項目評定用仮想事例ごとに異なる場合は、それぞれの担当者が各事例について回答し、同一回答者ごとにWebフォームにご入力ください。

・回答の際は、なるべく実際のリスクアセスメントと同様の状況になるようにお答えください(例: 実際のリスクアセスメントの際に職員1名で評価するのであれば、本項目も同様に職員1名で評価を行う)。

・仮想事例から把握できる情報に基づき、推察や経験則での判断は避け、担当者視点からリスク評価を行ってください。判断できない場合、その他回答が困難な場合などは、全て未入力で構いません。

・なお、本仮想事例は、リスク項目評定用に作成された事例であり、一部実際の事例状況と乖離している部分があるかもしれませんが、その点ご了承ください。

○ 設問B1: 次の項目評定用仮想事例をお読み頂いたのち、後続のリスクアセスメント項目に(該当/非該当/不明・情報未取得)のいずれかでご回答ください。項目評定用仮想事例は全3件、各事例においてリスク項目は40項目程度あります。

通告の経緯・現在の状況

●被害児童：通告時5歳男児

●保育園から10月5日15時に貴組織に通告あり。以下概要。

●コロナ禍でつけていたマスクを外したら、左頬に10cm大の青い痣があった。どうしたのか尋ねると、本人は「ママに叩かれた」と言った。おでこも痛いというので確認すると、髪の毛生え際付近にたんこぶが見られた。

●その他にも背中や太もも内側にも保育士の直接目視で傷と古い打撲痕を認め、背中と太ももの傷について尋ねると「パパ(内縁男性)が叩いた」と本児が言った。以上の状況から通告となった。

●貴組織が保育園を訪問し、本児の傷を確認、本児にどうしたのか尋ねたが何も話さなかった。その他の会話には応答するが、キズ・アザについて尋ねると黙ってしまう。

●貴組織の判断で、傷アザ理由についてお迎えにきた母親に尋ねると、母は「どこかで本人が勝手にぶつけてできた傷でしょ。誰も叩いたりはしていません、そもそもこういう傷があればろくに事情も確かめずに虐待を疑うんですか。隣近所も私の家のことをあれこれ言うけど、一体私が何をしたというのよ。誰も私のことを分かってくれる人はいない。そういう風に見られること自体、納得いかない!ずっと頑張ってきたのにひどい」と強く反発。泣きながら興奮して、「そんな風に見られている園にはもうわが子は通わせられない」と言い出す。園長が割って入り母となだめて、「お母さんが頑張ってきたことは良く知っている。何か力になれることが無いか考えてこの話し合いをしている」と言葉をかける中で母は一応落ち着いて、「ご心配をかけました。でも私もギリギリなんです」と言う。

家族構成

●本児(通告時5歳男児)

○3歳の時、家族の話を聞いていないことが多く、耳鼻科に受診したところ難聴の診断がある。普段は、ぼーっとしており「疲れた、何もしたくない」と言うが、時々興奮して、お友達を叩いたり、先生が注意すると物に当たったりする行動がみられ、親にも反抗的な態度をとることがあるらしい。

○入園当初から他児への粗暴な行為が目立っていた。

○養育の絆と愛着の役割逆転からか、母親には「ママ大丈夫?」とか「ママ大好き」と母を励まそうとするような言動もあるらしい。母親が本児にパパと呼ばせている内縁男性について本児から話すことは少なく、パパについての話題を向けると「パパ怖い」と言うことがあった。

●母親(29歳)

○知的に若干低く、友人関係がとても狭い。信頼関係が出来た相手には会話をするが、そうでない相手にはそっけない。現時点では貴組織には拒否的なため、担任の保育士からの情報が重要。

○本児が2歳の頃に離婚(DVらしいが詳細不明)して以来、母子家庭である。

○母親は園のお母さん友達と話す場面はほとんど見られず、園で見かける母親は本児に対してもそっけなく、言葉数が少ない。

○母親と信頼関係のある担任保育士との最近の個人面談で「うちの子、なんか育てにくくて、昔から手がでちゃうときがある」「もう、子育て無理かも。これ以上一人でやってたら、あの子に何をするかわからない・・・」と話してくる。

○母親は非正規職員で、今年度末で契約が切れるようである。生活・経済的にも保育要件の維持のためにも次の仕事を見つけなければというストレスがあるように感じられる。

●内縁男性(31歳)

○最近、内縁男性と思われる男性が本児宅へ出入りするのが目撃されている。

○担任保育士からの貴組織への情報で、男性から母への暴力があるようで、母親の首を絞めたり、「殺すぞ」と脅すこともあるらしい。

●父親(32歳)

○本児が2歳の時に離婚。

健診・関係機関情報・住居の変更など

(B市居住時は予防接種や1歳半健診は受診：1歳半健診で難聴の可能性を指摘あり)

本児2歳時：両親協議離婚(原因：DV?)

本児3歳時：3歳児健診未受診(B市)未受診に対して保健センターからの電話で、母親から「引越前で忙しいので行けない」と連絡あり

本児3歳時：A市に転入

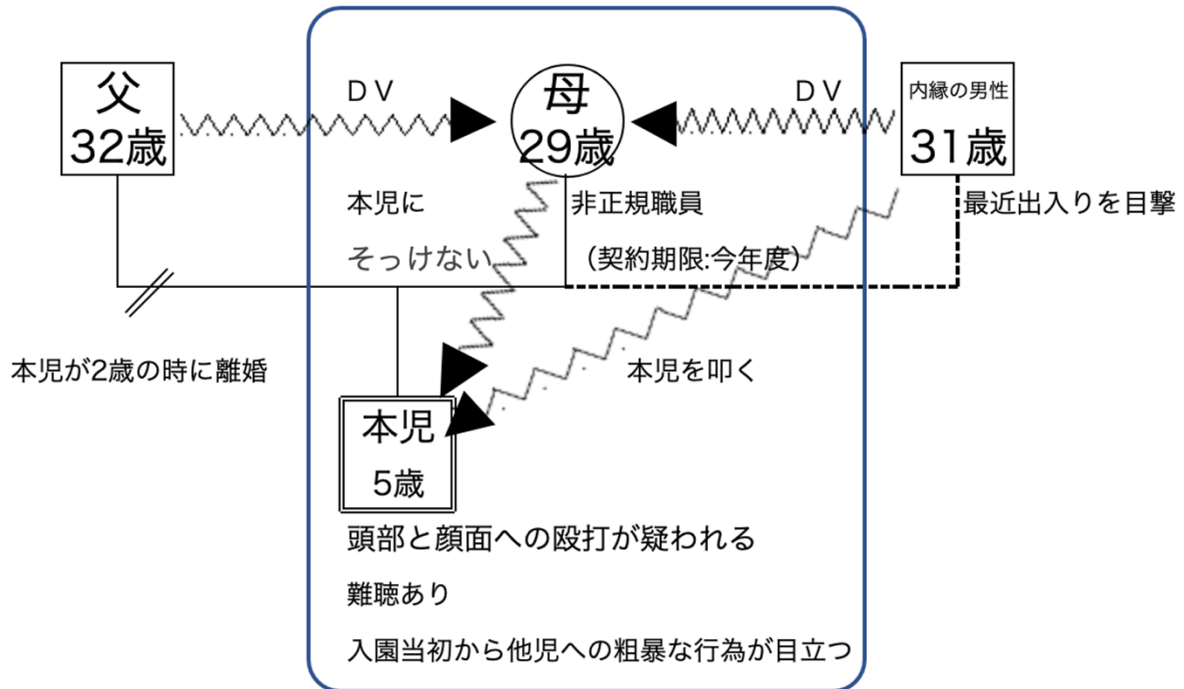
本児：A市より3歳児健診受診推奨をしたところ、半年遅れて受診。

状況を重く見た保健センターが保育園申請を勧める。

本児4歳児：保育園入所

本児5歳時：当該通告

<家族図>



回答者(あなた)自身についてお答えください。

※本調査で収集された回答によって、あなたが評価されるもしくは不利益を被ることは一切ありませんのでご安心ください。

○ 設問B1_1: あなたはこれまでにどれぐらいの期間、児童虐待現場に携わってきましたか? 累計年数をお答えください。

(不明な場合、おおよその数値でも構いません)

◆ 累計年数 年 携わっていない

※累計年数について

- ・ (新卒採用の方) 0年とお答えください
- ・ (児童虐待現場に携わっていない) 未回答もしくは携わっていないをお答えください
- ・ (別の部署在籍した(中抜け)期間がある場合) 児童虐待現場に3年携わったのち、別の部署で2年働いたのち、再び児童虐待現場に戻って5年経過した → 8年とお答えください

上記回答後、
リスクアセスメント項目表を用いて、
本事例のリスク評価をお願いいたします。

○ 設問B2: 次の項目評定用仮想事例をお読み頂いたのち、後続のリスクアセスメント項目に(該当/非該当/不明・情報未取得)のいずれかでご回答ください。項目評定用仮想事例は全3件、各事例においてリスク項目は40項目程度あります。

通告の経緯・現在の状況

- 被害児童：通告時9歳女児（小学校3年生）
- 小学校から7月14日13時に貴組織に通告あり。以下概要。
- 保健室へ養護教諭と話しに来た本児が、お腹や背中など見えにくい部分に新旧の打ち身・あざを養護教諭に見せ、「お父さんから叩かれた。お父さんから包丁をつきつけられたこともある。家に帰るのが怖い」という話があった。
- 子ども同士のうわさ話のもめ事が多く、学校から連絡すると、母は「学校で起きた子どものケンカなんだから学校でなんとかしてもらえないのか」とのこと。
- 本児からの情報で「母は、おばあちゃん（姑）がたまに来ることがストレスで、父とも小さな衝突が多い」という。
- 同日既に学校が母を呼び、母に本児のアザのことを尋ねたら、「この子が悪いから叩かれるのは理由があり仕方ない」、「夫はキレると何をするか分からず、私から何か言ってどうにかなることではない」と話した。
- 貴組織が、母に家庭での子どもの安全・安心についての心配があることを伝えるも、母は学校が福祉機関を呼んだこと自体に強く反発し、「夫の考えを聞くまでは、これ以上話すことは無い、相談する気も無い」と拒否的な構えを示した。
- 本児によると、母は弟には優しいが、本児には厳しく「勉強しないなら、ご飯なし。用もないのに話しかけるな」と母親に無視されることがある。本児が泣いてもまったく無視されるとのこと。

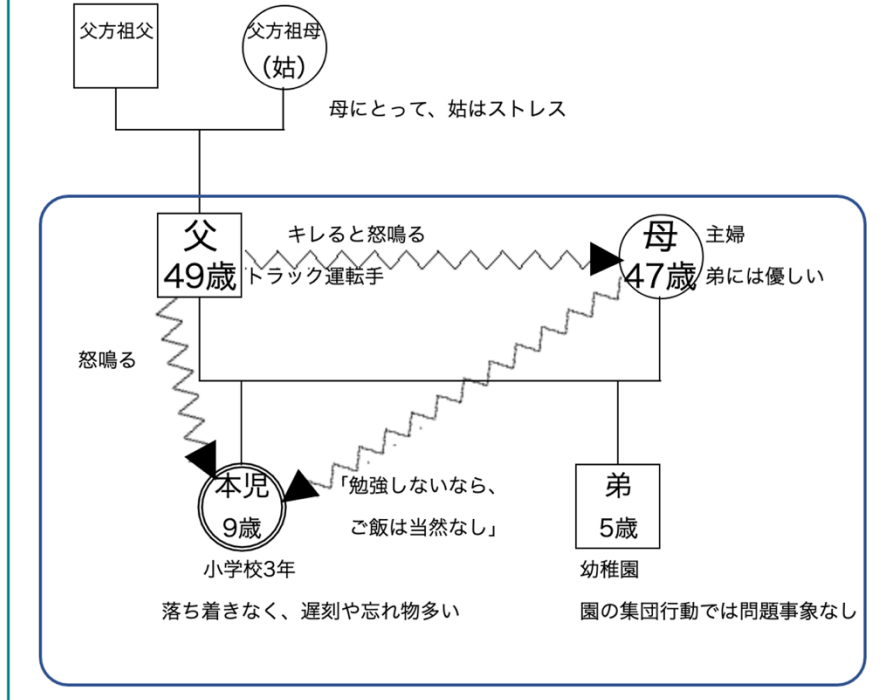
家族構成

- 本児（9歳女児：小学校3年生）
 - 学校では落ち着き無く、友達との噂話に関するもめ事も多い。
 - 成績は中程度。
 - 服装は清潔である。遅刻や忘れ物が多い。
- 母（47歳）
 - 初産が高齢出産で38歳の時に本児出産。出産前はキャリアウーマンだったらしいが、出産後は主婦。
 - 民生委員からの情報で、母親は飲酒癖に問題があり、近隣の居酒屋に本児と弟を深夜まで連れ回しているところを目撃されたことがあるらしい。
 - 本児の話では母は弟には優しいが、本児には冷たく、無視することが多い。
- 父（49歳）
 - 長距離トラックの運転手。
 - 子育てにはあまり協力的でない。在宅時は1人で飲みに出歩き、キレると怒鳴る。包丁を持ち出し、母と本児を脅すことがあった。
- 弟（5歳）
 - 4歳から幼稚園に通っている。運動会などには母のみ参加している。園の集団生活では問題事象などは無い。

健診・関係機関情報・住居の変更など

- 本児、弟ともに、健診時は問題なし。

<家族図>



回答者(あなた)自身についてお答えください。

※本調査で収集された回答によって、あなたが評価されるもしくは不利益を被ることは一切ありませんのでご安心ください。

- 前の模擬事例(B1)の回答者と同じである(該当の場合、累計年数の設問(B2_1)は飛ばしてください)

○ 設問B2_1: あなたはこれまでにどれぐらいの期間、児童虐待現場に携わってきましたか? 累計年数をお答えください。

(不明な場合、およその数値でも構いません)

- ◆ 累計年数 年 携わっていない

※累計年数について

- ・ (新卒採用の方) 0年とお答えください
- ・ (児童虐待現場に携わっていない) 未回答もしくは携わっていないをお答えください
- ・ (別の部署在籍した(中抜け)期間がある場合) 児童虐待現場に3年携わったのち、別の部署で2年働いたのち、再び児童虐待現場に戻って5年経過した → 8年とお答えください

上記回答後、
リスクアセスメント項目表を用いて、
本事例のリスク評価をお願いいたします。

○ 設問B3: 次の項目評定用仮想事例をお読み頂いたのち、後続のリスクアセスメント項目に(該当/非該当/不明・情報未取得)のいずれかでご回答ください。項目評定用仮想事例は全3件、各事例においてリスク項目は40項目程度あります。

通告の経緯・現在の状況

●被害児童：通告時7ヶ月女児

●総合病院救急から12月28日16時に貴組織に通告あり。以下概要。

●左脛骨骨折にて入院(12月25日)。入院時、咳と発熱があったため、医師が別の骨折も疑い、胸部レントゲン撮影をしたところ、左鎖骨にひびがあり、右第6肋骨と第7肋骨前外側部に治癒した陈旧性肋骨骨折が認められた。右耳と両脇周辺にも外傷痕がある。

●両親は「足が腫れてきたので受診した。胸の骨折については思い当たる節が無い。」と言っているが、この年齢では特殊な場合でなければ起こらない骨折。

●病棟看護師の情報では、病棟で見る限り本児・母親に親子関係の異常は感じられないが、時折、姉が母親に話しかけたことを母親が無視したり、「べたべたくっつかないで」と姉の身体的親密性を拒絶する等、行動を制止することがあったようだ。

●貴組織は、主治医の要請を受けて病院で医師からの病状説明を父母と一緒に聴き、その後父母に経緯を確認。母親は「脚の骨折については、5歳の姉がソファの上で本児を抱き上げて立ち上がったところ、足を踏み外し、2人とも床に倒れこんだ。姉はしりもちをついた形になったが本児は前に転がった。激しく泣いて、まもなく脛が腫れてきたので受診した。肋骨の骨折については、具体的に思い当たる出来事が無い。たまに姉が本児を強く押すことはあった」と話している。医師は、「その程度では脛骨の骨折は起こらない」と話す。貴組織の判断で法医へのセカンドオピニオンを検討中。

家族構成

●本児(通告時7ヶ月女児)

○予期せぬ妊娠。帝王切開で出産。

○身長体重は、通常の発達曲線より少し下回る。

●母(27歳)

○主婦、厳格なベジタリアン。

○子どもの服装や子育てには無頓着。

○知的な低さを少し感じる。

●父(33歳)

○保険業サラリーマン。

○子どもを寝かしつけるコツとしてネットに掲載されていた情報を信じ込んだ母親が、本児の顔にガーゼを掛ける時が何度かあり、それは危険だと母親を叱ったことがある。

○育児には協力的。

●姉(5歳)

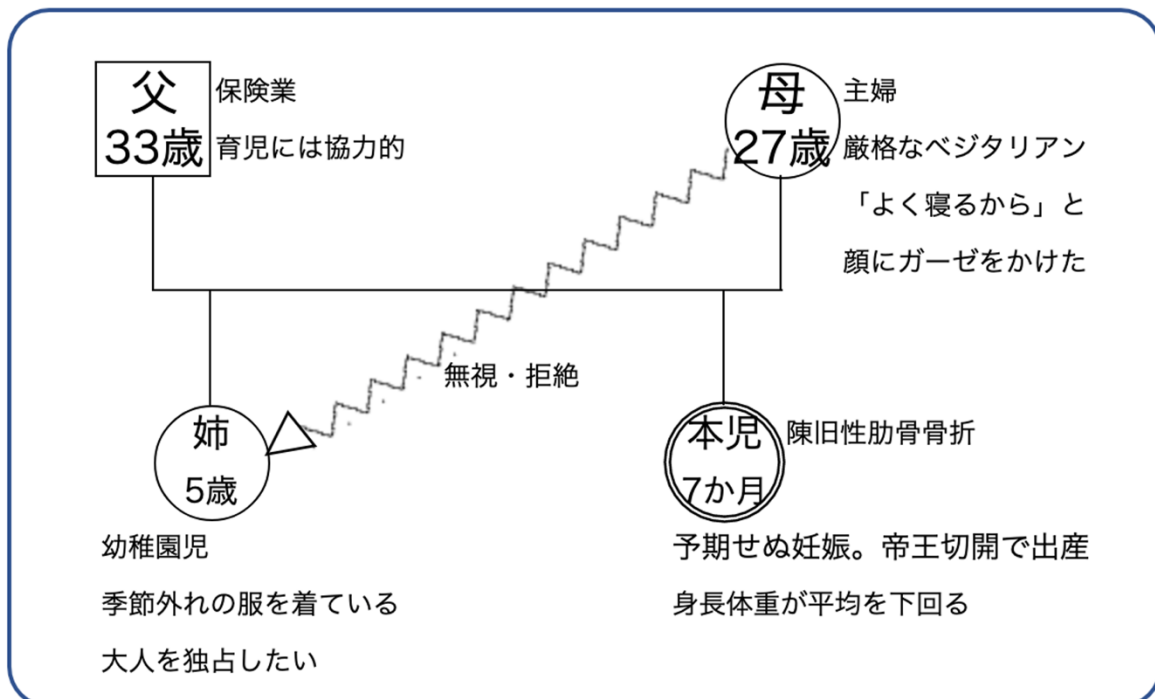
○幼稚園に通園中。季節外れの服を着ていることがある。

○園では大人を独占しようとすることがある。

健診・関係機関情報・住居の変更など

これまで市区町村や保健センターなどの関わりも特にない。

<家族図>



回答者(あなた)自身についてお答えください。

※本調査で収集された回答によって、あなたが評価されるもしくは不利益を被ることは一切ありませんのでご安心ください。

前の模擬事例(B2)の回答者と同一である(該当の場合、累計年数の設問(B3_1)は飛ばしてください)

設問B3_1:あなたはこれまでにどれぐらいの期間、児童虐待現場に携わってきましたか?累計年数をお答えください。

(不明な場合、およその数値でも構いません)

◆ 累計年数 年 携わっていない

※累計年数について

- ・ (新卒採用の方) 0年とお答えください
- ・ (児童虐待現場に携わっていない) 未回答もしくは携わっていないをお答えください
- ・ (別の部署在籍した(中抜け)期間がある場合) 児童虐待現場に3年携わったのち、別の部署で2年働いたのち、再び児童虐待現場に戻って5年経過した → 8年とお答えください

上記回答後、
リスクアセスメント項目表を用いて、
本事例のリスク評価をお願いいたします。

パート3：事例調査

【調査概要と回答の留意事項】

・本調査は、児童虐待対応のために使用可能な全国共通リスクアセスメントツール整備のため、昨年度作成された全国共通リスクアセスメントツールから死亡事例や致命的行動を予測可能な特に重要な項目の選抜を行うことを目的とした全国調査です。

・評価対象となる事例は、2017年度から調査回答時点までにおける、(児童相談所の場合)可能な限り、「一時保護を積極的に検討したが一時保護しなかった事例」と「一時保護を積極的に検討した結果、一時保護した事例」の両方を入れてください。

(市町村の場合)可能な限り、「児童相談所への送致を積極的に検討したが、事案送致しなかった事例」と「児童相談所への送致を積極的に検討したが、事案送致した事例」の両方を入れてください（進行管理中の事例に該当がなければその限りではありません）。

・警察からの身柄付き通告は、本調査の対象事例から除いてください。
(アセスメントの結果に関わらず、ほぼ一時保護することが多いため)

・一通りの情報収集等を終えている事例、情報にアクセスしやすい事例、直近の事例など、回答しやすい(負担のない)事例を選定して回答してください。

・パート3の設問には、回答者の情報と事例に関する情報を入力する設問があるため、通告から児童虐待の保護判断まで担当された職員様、またはそれを指導・監督されていた職員様等が回答を作成してください。ただし、回答負担を鑑み、全事例を1担当者で回答する必要はありません。担当者が事例ごとに異なる場合は、それぞれの担当者が各事例について回答し、同一回答者ごとにWebフォームにご入力ください。

・1組織あたり最大20事例の回答を募集しますが、20事例に満たなくとも構いません(理由は一切問いません、不利益等もありません)。最大20件の児童虐待事例の内訳は、可能な限り心理的虐待・身体的虐待・ネグレクト・性的虐待を網羅的にご回答頂けると幸いです(回答例：心理的虐待 10事例、身体的虐待 5事例、ネグレクト 4事例、性的虐待 1事例等)。

・パート3の設問に回答するにあたり、新たに事例世帯等への調査を行う必要はありません。前担当者様による過去の古い記録を遡って調べ上げるなどの作業も不要となります。

・現在把握されている、アクセスしやすい情報に基づき、担当者視点から「該当する(と思われる)箇所のみ」にチェック等を行なってください。非該当・不明・未確認事項などについては、未記入のまま構いません。その他、回答が困難な設問なども全て未入力で構いません。

貴組織にて継続対応中にある児童虐待事例についてお尋ねいたします。

- 現在継続対応中にある児童虐待事例について、その事例の基本情報について11項目でお尋ねし、その事例に対してリスクアセスメント40項目で該当の有無をご回答ください。
 - 回答者の情報と事例に関する情報を入力する設問があるため、通告から児童虐待の保護判断まで担当された職員様、またはそれを指導・監督されていた職員様等が回答を作成してください。
 - なお、本調査に回答するために、新たに事例に対する調査を実施する必要はありません。現在把握されている情報をもとに、ご回答ください(項目の該当/非該当が分からない場合は、“不明”とご回答ください)。
- ・回答を飛ばす場合は、適宜、空欄のままお進みください。

回答者(あなた)自身についてお答えください。

※本調査で収集された回答によって、あなたが評価されるもしくは不利益を被ることは一切ありませんのでご安心ください。

- パート2の模擬事例(B3)の回答者と同じである(該当の場合、累計年数の設問(B3_1)は飛ばしてください)

○ 設問C01_01: あなたはこれまでにどれぐらいの期間、児童虐待現場に携わってきましたか? 累計年数をお答えください。

(不明な場合、およその数値でも構いません)

- ◆ 累計年数 年 携わっていない

※累計年数について

- ・ (新卒採用の方) 0年とお答えください
- ・ (児童虐待現場に携わっていない) 未回答もしくは携わっていないをお答えください
- ・ (別の部署に在籍した(中抜け)期間がある場合) 児童虐待現場に3年携わったのち、別の部署で2年働き、再び児童虐待現場に戻って5年経過した → 8年とお答えください

事例についてお答えください。

○ 設問C01_02: 【基本設問】最初の相談種別

- ◆ 本事例について、貴組織での最初の相談受理種別を、一つ選択してください。
(被害を受けた児童に複数回・複数種別での受理がある場合は、最も古い種別を選択)

※ 貴組織での受理種別で最も古いもの

- 養護相談(虐待): 性的虐待または(保護者以外による性虐待としての)ネグレクト
- 養護相談(虐待): 身体的虐待
- 養護相談(虐待): 心理的虐待(DV・面前暴力を伴わないもの)
- 養護相談(虐待): 心理的虐待(DV・面前暴力)
- 養護相談(虐待): (性被害関連ではない)ネグレクト
- 非行相談(ぐ犯・触法)
- 障害相談
- 虐待以外の養護相談
- 育成相談
- 性格行動診断
- その他

○ 設問C01_03:【基本設問】主たる被害児童の基礎情報

◆ 本事例の主たる被害児童の性別を選択してください

男 女 その他

◆ 主たる被害児童の、調査回答時点 現在の年齢を回答してください

※ (月数が不明の場合、歳のみでも構いません)

歳 ヶ月

◆ 一時保護 (市町村は児相送致)の要否の判断をした時点、もしくは最も悪い状況と感じていた時点 (特に注意書きがない場合は、以降の設問においても同じ)における児童年齢について記入してください。

※ (月数が不明の場合、歳のみでも構いません)

歳 ヶ月

○ 設問C01_04:【基本設問】随伴する問題

◆ 主たる被害児童に随伴する問題について、当てはまるもの全て選択してください

<input type="checkbox"/> 身体的虐待	<input type="checkbox"/> 性格・行動	<input type="checkbox"/> 障害(視聴覚)
<input type="checkbox"/> ネグレクト	<input type="checkbox"/> 育成(不登校)	<input type="checkbox"/> 障害(重心)
<input type="checkbox"/> 心理的虐待	<input type="checkbox"/> 育成(その他)	<input type="checkbox"/> 障害(発達障害)
<input type="checkbox"/> 性的虐待	<input type="checkbox"/> 非行	<input type="checkbox"/> 障害(自閉)
<input type="checkbox"/> DV・面前暴力	<input type="checkbox"/> 障害(知的)	<input type="checkbox"/> 障害(その他)
<input type="checkbox"/> 養育困難	<input type="checkbox"/> 障害(身体)	

○ 設問C01_05:【基本設問】児童関係者の基礎情報

◆ 本事例における主たる養育者の年齢を記入してください

男性: 歳 女性: 歳 その他: 歳

◆ 本事例における主たる虐待者種別を選択してください

実母 実父 実母以外の母 実父以外の父 その他

○ 設問C01_06:【基本設問】家族構成

◆ 本事例における家族構成について、以下の該当する欄にチェックをしてください。

- ・世帯内に居住や関与が全くない場合、離婚等でいない場合はその箇所のチェック不要
- ・「居住」は住民登録等の有無にかかわらず、実際に被害発生家庭で生活がなされていれば該当とする
- ・「兄は2名いるが、そのうち1名のみ該当」などの場合は、「該当」でチェック

続柄	居住情報 (続柄ごとに一つ選択。 いない/関与がない場合 はチェック不要)	続柄	居住情報 (続柄ごとに一つ選択。 いない/関与がない場合 はチェック不要)
実父	<input type="checkbox"/> 居住	兄	<input type="checkbox"/> 居住
実母	<input type="checkbox"/> 居住	兄(異母)	<input type="checkbox"/> 居住
実父以外の父	<input type="checkbox"/> 居住	姉	<input type="checkbox"/> 居住
実母以外の母	<input type="checkbox"/> 居住	姉(異母)	<input type="checkbox"/> 居住
おじ	<input type="checkbox"/> 居住	弟	<input type="checkbox"/> 居住
おば	<input type="checkbox"/> 居住	弟(異母)	<input type="checkbox"/> 居住
祖父	<input type="checkbox"/> 居住	妹	<input type="checkbox"/> 居住
祖母	<input type="checkbox"/> 居住	妹(異母)	<input type="checkbox"/> 居住
内縁男性 (過去を含む)	<input type="checkbox"/> 居住	その他	<input type="checkbox"/> 居住
内縁女性 (過去を含む)	<input type="checkbox"/> 居住		

○ 設問C01_07: 本事例における通告元（相談経路）について、調査回答時点の現在までに把握している情報に基づき回答してください。

※該当するものを一つ選択

- 児童本人
- 児童相談所（都道府県・指定都市・中核市）
- 福祉事務所（都道府県・指定都市・中核市）
- 保健センター（都道府県・指定都市・中核市）
- 福祉事務所（市町村）
- 児童委員（市町村）
- 保健センター（市町村）
- 保育所（児童福祉施設・指定発達支援医療機関）
- 児童福祉施設（児童福祉施設・指定発達支援医療機関）
- 指定発達支援医療機関（児童福祉施設・指定発達支援医療機関）
- 児童家庭支援センター
- 認定こども園
- 保健所及び医療機関
- 学校等機関関係者
- 里親
- 児童委員（通告の仲介を含む）
- 家族・親戚
- 近隣・知人
- その他

○ 設問C01_08: 本事例に対する一時保護の判断についてお答えください

※該当するものを一つ選択

児相回答者は（児童相談所の回答）、市町村回答者は（市町村の回答）からお選びください。

- （児童相談所の回答）一時保護が必要と判断し、一時保護を行った
- （児童相談所の回答）一時保護が必要と判断し、一時保護を試みたが一時保護に至らなかった
- （児童相談所の回答）一時保護は不要と判断した
- （市町村の回答）一時保護が必要と判断し、児相送致を行い、児童相談所も一時保護が必要と判断し、実際に一時保護に至った
- （市町村の回答）一時保護が必要と判断し、児相送致を行い、児童相談所も一時保護が必要と判断したが、一時保護には至らなかった
- （市町村の回答）一時保護が必要と判断し、児相送致を行ったが、児童相談所は一時保護が不要と判断した
- （市町村の回答）一時保護が不要と判断し、児相送致を行わなかったが、児童相談所は一時保護が必要と判断した

○ 設問C01_09: 本事例に対して緊急出動（直ちに行う安全確認）は行われましたか？

※該当するものを一つ選択

- 実施した 実施していない 非該当

○ 設問C01_10: 本事例において収集したその他の基礎情報 について、あてはまるものすべてを選択してください（複数回答可）

- 過去の係属歴 DV 面前暴力 特定妊婦

4

○ 設問C01_11: 本事例における重篤項目への該当について、あてはまるものすべてを選択してください(複数回答可)

区分	詳細内容 (以下の各項目をチェックする必要はありません。)	該当
重篤な身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ● 熱中症や低体温症など児童が危険にさらされる戸外への意図的な締め出し行為 ● 拘束・縛り付け・逆さ吊り・一室への閉じ込め・長期外出の禁止などの行為 ● 乳幼児を激しく揺さぶる行為(SBS/Abused Head Traumaの疑いを含む) ● 児童を踏みつける・頭部顔面や胸部・腹部を殴る蹴る ● 道具を使った体罰または暴力行為(重篤な外傷を伴う) ● 頭部顔面の外傷や頭蓋内出血 ● 眼底出血・網膜剥離・水晶体脱臼などの眼科所見 ● 内臓損傷または出血 ● 骨折・多発骨折 ● 特徴的な形状の創傷(带状痕、二重条痕等) ● 代理によるミュンヒハウゼン症候群(MSBP)の疑い ● 頸部絞扼または絞扼痕がある ● 溺れさせる(風呂に沈める) ● 鼻と口をふさぐ・乳幼児の場合は顔に布をかける ● 布団蒸し行為がある/疑われる ● 熱湯をかける・広範囲の熱傷がある/疑われる ● 異物や不適切な薬物を飲ませる・中毒症状 ● 受傷状況不明や受傷理由が不明な重度の外傷・骨折 ● 新旧が混在する創傷がある ● その他重篤な身体的虐待 	<input type="checkbox"/>
重度ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症・乳幼児の下痢・慢性疾患・重度の外傷等があっても病院未受診 ● 乳幼児の遺棄・置き去り・放置(車内含む) ● 児童に監護責任者不在での夜間徘徊・放置 ● 脱水症・栄養失調・肺炎・敗血症等による児童の衰弱 ● 養育放棄、養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して無関心・拒否的・「世話をしたくない」等の訴えがある ● その他重篤なネグレクト 	<input type="checkbox"/>
性的虐待(疑い含む)	<ul style="list-style-type: none"> ● 性器・口腔・肛門への侵入を伴う行為 ● 直接または着衣の上から児童の身体に触る・触らせる行為 ● 性器や性交を見せる行為 ● 児童をポルノグラフィーの被写体にする行為 ● 児童に売春や援助交際を強要する行為 ● 養育者が着替えを覗いたり一緒に入浴することを強要するなどの行為 ● 性的描写のある物品を児童の見える状態にしている行為 ● 児童に対して卑猥な言葉を発する行為 ● 児童に性感染症や性器・肛門・下腹部の傷がある ● 被害内容不明であっても性的虐待の示唆がある ● 児童が年齢不相応な性的興味・関心および知識を持っている ● 性的虐待が懸念される環境や状況(加害者が児童に接触できる等)がある ● その他性的虐待(疑い含む) 	<input type="checkbox"/>
その他の重篤項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭内で、首を絞める等の窒息につながるDV 行為、刃物等の武器を用いたDV 行為(「殺すぞ」等の脅迫または暴力)が発生している ● 養育者によって、児童に不適切な薬物投与がなされている(意図的かどうかを問わない) ● 養育者が児童に心中や自殺を強要する行為・発言がある。児童に自傷行為や自殺企図がある。 ● 児童が帰宅を嫌がる・拒否する ● 児童自身が保護・救済を求めている ● 養育者が児童の保護・救済を求めている。現状解決されていない養育上の課題に対する解決方法を求めている。 ● 養育者から、「このままでは何をかわからない」「児童を殺してしまいそう」などの自己制御困難に関する訴えがある ● 虐待行為の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、養育者が虐待を否定する・認めない ● 養育者の自殺企図・親子心中の未遂・ほのめかし(死にたい/殺したい)がある ● 児童および養育者の居所が不明 ● 世帯が生活困窮状態にある(その日の生活に困る) ● 養育者や児童が、別の養育者に対して「殺されるかもしれない」「何をかわからない」等の確信めいた不安や恐れを訴える ● きょうだいに虐待死・死因不明死・事故死情報がある 	<input type="checkbox"/>

● 共通項目表(項目1から20)

事例についてお答えください。

○ 設問 : 事例について、下記項目の該当/非該当/不明・情報未取得を評定してください。

項目名	詳細内容	該当	非該当	不明 情報未取得
支援/介入の困難/ 資源不足	<ul style="list-style-type: none"> ● 親族内に援助や介入の窓口になりそうなキーパーソンがいない ● 関係機関がいざという時に緊急支援できる状況がない ● 児童の状態や世帯の変化を常日頃モニターできる関係機関/地域社会の資源がない ● 関係機関の支援/介入が失敗または効果が得られなかった経過が過去にある ● 世帯内に支援の窓口となるキーパーソンがいない ● 当該事例に必要な支援資源がない、または利用できない ● 養育者および児童に必要な社会的・情緒的支援が不足状態にある 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
過剰なしつけ/ 体罰での暴力/ 正座等の強制/ 暴力のほのめかし	<ul style="list-style-type: none"> ● 養育者が、児童に対して言葉で暴力行為をほのめかす(「叩くぞ」などの脅し) ● 児童に対して、しつけ・体罰という理由での身体的暴力がある ● 養育者のしつけに過剰性、厳格性が感じられる ● 養育者が、児童に対して、正座や立ち続けることなどの身体的な苦痛を伴う長時間の姿勢の維持を強要している 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
養育者の都合が養育 より優先/ 生活が自己中心的	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童に必要な養育よりも大人の都合(夜遊びなど)が優先される ● 養育者に、自己中心的または思い込みの激しい態度が見受けられる ● 養育者の生活上の関心が、児童ではなく自分中心にある 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
児童の情緒的問題/ 対人距離/ 愛着課題がある	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童に、養育者への不自然な身体的・情緒的密着がある ● 児童が笑わない・表情が乏しい・視線が合いにくいなどの様子が見られる ● 児童が養育者に懐かない ● 児童に、周囲の大人に対する馴れ馴れしい態度がある ● 児童に情緒的/愛着課題が見受けられる(無表情、よく泣く、視線が合わない、怯え、不安、暗い、攻撃的、遊べない、感情コントロールができない、誰にでもベタベタ) ● 児童が激しい癩癩を起こしたり、噛みついたりするなど攻撃的である ● 児童が養育者以外の大人に過度なスキンシップを求める 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
態度から事態改善が 見込まれない	<ul style="list-style-type: none"> ● 養育者が、児童に対する態度を改善する意欲が乏しい ● 関係機関による支援・指導があっても、養育者の対応に変化がない/見込まれない ● 養育上の課題がある現状に対して、養育者の改善意欲がない 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
育児スキルの不足/ 不履行	<ul style="list-style-type: none"> ● 養育者が児童に必要な食事を与えていない(罰として食事を与えていない・食に対する偏った知識により必要ような栄養を与えていない場合を含む) ● 養育者が、児童の食事・衣服・学習用品など、必要な生活環境を整えていない ● 保健師や市町村等の支援がなければ、養育者は継続的に適切な養育ができない ● 主たる養育者が、授乳や入浴などの基本的な育児ケアができない ● 養育者に、育児に関する知識や技術の不足がうかがわれる ● 児童の食事・衣服・住居・医療的ケアなどが不適切 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

項目名	詳細内容	該当	非該当	不明 情報未取得
過去の心理的/ 身体的虐待歴	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童が、過去に繰り返し身体的な暴力を受けていた ● 児童が過去に、繰り返し心理的な暴力を受けていた 	○	○	○
養育者を過剰に支持する	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童が養育者を過剰に支持・サポートする様子がある 	○	○	○
怒りや突発的事態への対処困難	<ul style="list-style-type: none"> ● 養育者が自身の怒りをコントロールできない・キレやすい ● 養育者は、イライラすると児童に手が出てしまう ● 養育者が突発的な出来事に適切な対処ができない(パニックを起こす場合を含む) 	○	○	○
児童の育てにくさ	<ul style="list-style-type: none"> ● 養育者が児童の育てにくさを感じている 	○	○	○
養育者に対する挑発/ エスカレートする行為	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童に、「大声で喚く、反抗・抵抗する、ものを汚す・壊す」など、養育者を困らせる繰り返しあるいはエスカレートする行為がある ● 児童が養育者に対して挑発的な行動をとっていることが目につく 	○	○	○
支援の拒絶/ 回避/ 無関心/ 支援者への態度に一貫性がない	<ul style="list-style-type: none"> ● 正当な理由なく、養育者が援助者と児童との面会を拒否する ● 児童に虐待による外傷や養育上の問題があるにも拘らず、支援機関等の利用/援助に否定的・消極的 ● 支援者に対する養育者の態度や、支援への意欲が頻繁に変わる、あるいは一貫しない ● 関係機関による援助に対して、拒否や否定はしないが利用には至らない ● 養育者が、関係機関による援助の申し出やサービス利用に関心を示さない ● いずれの支援機関・関係機関も、養育者と連絡を取ることができない(養育者が連絡を取らない) 	○	○	○
精神科既往歴/ 不安定/ 判断力の減退/ 養育困難	<ul style="list-style-type: none"> ● 養育者に入院・加療が必要な精神状態(衝動性が高く極めて不安定な状態など)があり、育児・養育ができる状態ではない ● 養育者に判断力の著しい減退がある ● 養育者が、精神的な問題から適切な育児ができない状態が継続している ● 児童の事故に対する養育者の責任感が薄い ● 養育者に育児ノイローゼ・子育ての過度な負担がある ● 養育者に精神科の通院歴・既往歴がある ● 過去1年間の間に、養育者に精神的な問題による養育の困難が生じている ● 養育者が服薬の自己管理ができないなど、不安定な状態 ● 養育者にエネルギーが無く、自律的な行動や判断が取れない 	○	○	○

項目名	詳細内容	該当	非該当	不明 情報未取得
養育者の家庭外ストレス	<ul style="list-style-type: none"> ● 養育者が仕事での過度なストレスを抱えている 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
養育負担の偏り/ 夜間監護がない	<ul style="list-style-type: none"> ● 養育者が夜間勤務等により、夕方以降や夜間に児童を監護する大人がいない状況がある ● 育児の負担が、母親等一人の養育者に偏っている(パートナー等の同居者の協力が得られない) ● 養育者のうち少なくとも1人以上が、育児・養育を行う気が全くない 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
説明の回避/ 説明内容の疑念	<ul style="list-style-type: none"> ● 養育者が児童の創傷/癒痕(古傷)について説明できない/説明しようとししない ● 虐待行為が疑われる事柄に対して、養育者が説明する内容や証言に疑念が残る ● 養育者の言動に嘘が多い・疑われる 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
きょうだいの係属歴	<ul style="list-style-type: none"> ● きょうだいに虐待以外による相談歴・一時保護歴・措置歴等がある ● きょうだいに虐待(疑い含む)による相談歴・一時保護・入院・措置歴がある 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
摂食/ 排泄の異常/ 喘息やアレルギー	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童に過食、拒食、異食がある ● 児童にアトピーや喘息がある//児童に夜尿/遺尿/遺糞がある 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
不適切な養育環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 養育者や生活環境の様子から、今後、監督不十分により事故が発生する可能性が高いと考えられる ● 非衛生的など、児童の身体的健康を害する不適切な居住環境がある ● 生活環境が「ゴミ屋敷」状態、または、養育者に特定のため込み(ホーディング)がある ● 乳幼児が怪我をする可能性のある状態に置かれている(割れたガラスの放置・口に入れると危険なものが放置) ● 世帯に、放置された多数の動物が飼育されている 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
経済不安/ 就労不安定	<ul style="list-style-type: none"> ● 養育者(生計者)の失業や転職が繰り返されている ● いずれかの養育者に、(就労が望まれていても)働く意思がない ● 世帯に医療費の未払いがある ● 過去1ヶ月の間に、児童の生活する世帯の収入元または収入額に大きな変化があった ● 世帯(同居人含む)に多額の借金がある ● 世帯に労働による所得者がいない/不安定な収入により生活が安定しない 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

全仮想事例リスト

以下に本事業の調査で用いられた12個の項目評定用事例を記載する。

評価項目用仮想事例1 身体的虐待

通告の経緯・現在の状況

- 被害児童：通告時5歳男児
- 保育園から10月5日15時に貴組織に通告あり。以下概要。
- コロナ禍でつけていたマスクを外したら、左頬に10cm大の青い痣があった。どうしたのか尋ねると、本人は「ママに叩かれた」と言った。おでこも痛いというので確認すると、髪の毛生え際付近にたんこぶが見られた。
- その他にも背中や太もも内側にも保育士の直接目視で傷と古い打撲痕を認め、背中と太ももの傷について尋ねると「パパ（内縁男性）が叩いた」と本児が言った。以上の状況から通告となった。
- 貴組織が保育園を訪問し、本児の傷を確認、本児にどうしたのか尋ねたが何も話さなかった。その他の会話には応答するが、キズ・アザについて尋ねると黙ってしまう。
- 貴組織の判断で、傷アザ理由についてお迎えにきた母親に尋ねると、母は「どこかで本人が勝手にぶつけてできた傷でしょ。誰も叩いたりはしていません、そもそもこういう傷があればろくに事情も確かめずに虐待を疑うんですか。隣近所も私の家のことをあれこれ言うけど、一体私が何をしたというのよ。誰も私のことを分かってくれる人はいない。そういう風に見られること自体、納得いかない！ずっと頑張ってきたのにひどい」と強く反発。泣きながら興奮して、「そんな風に見られている園にはもうわが子は通わせられない」と言いだす。園長が割って入り母となだめて、「お母さんが頑張ってきたことは良く知っている。何か力になれることが無いか考えてこの話し合いをしている」と言葉をかける中で母は一応落ち着いて、「ご心配をかけました。でも私もギリギリなんです」と言う。

家族構成

- 本児（通告時5歳男児）
 - 3歳の時、家族の話を聞いていないことが多く、耳鼻科に受診したところ難聴の診断がある。普段は、ぼーっとしており「疲れた、何もしたくない」と言うが、時々興奮して、お友達を叩いたり、先生が注意すると物に当たったりする行動がみられ、親にも反抗的な態度をとることがあるらしい。
 - 入園当初から他児への粗暴な行為が目立っていた。
 - 養育の絆と愛着の役割逆転からか、母親には「ママ大丈夫？」とか「ママ大好き」と母を励まそうとするような言動もあるらしい。母親が本児にパパと呼ばせている内縁男性について本児から話すことは少なく、パパについての話題を向けると「パパ怖い」と言うことがあった。
- 母親（29歳）

○知的に若干低く、友人関係がとても狭い。信頼関係が出来た相手には会話をするが、そうでない相手にはそっけない。現時点では貴組織には拒否的なため、担任の保育士からの情報が重要。

○本児が2歳の頃に離婚（DVらしいが詳細不明）して以来、母子家庭である。

○母親は園のお母さん友達と話す場面はほとんど見られず、園で見かける母親は本児に対してもそっけなく、言葉数が少ない。

○母親と信頼関係のある担任保育士との最近の個人面談で「うちの子、なんか育てにくくて、昔から手がでちゃうときがある」「もう、子育て無理かも。これ以上一人でやってたら、あの子に何をするかわからない・・・」と話してくる。

○母親は非正規職員で、今年度末で契約が切れるようである。生活・経済的にも保育要件の維持のためにも次の仕事を見つけなければというストレスがあるように感じられる。

●内縁男性（31歳）

○最近、内縁男性と思われる男性が本児宅へ出入りするのを目撃されている。

○担任保育士からの貴組織への情報で、男性から母への暴力があるようで、母親の首を絞めたり、「殺すぞ」と脅すこともあるらしい。

●父親（32歳）

○本児が2歳の時に離婚。

健診・関係機関情報・住居の変更など

（B市居住時は予防接種や1歳半健診は受診：1歳半健診で難聴の可能性を指摘あり）

本児2歳時：両親協議離婚（原因：DV?）

本児3歳時：3歳児健診未受診（B市）未受診に対して保健センターからの電話で、
母親から「引越前で忙しいので行けない」と連絡あり

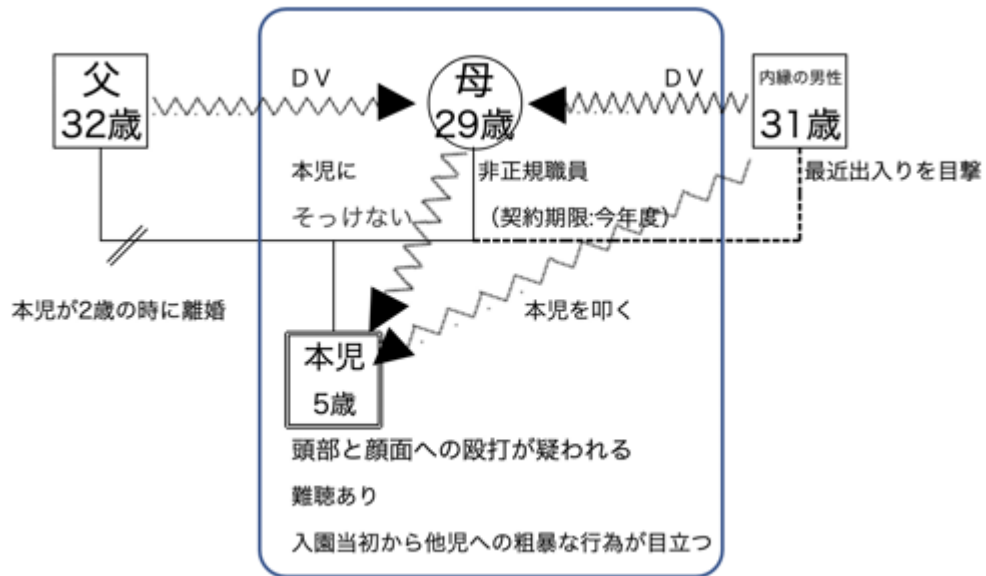
本児3歳時：A市に転入

本児：A市より3歳児健診受診推奨をしたところ、半年遅れて受診。

状況を重く見た保健センターが保育園申請を勧める。

本児4歳時：保育園入所

本児5歳時：当該通告



評価項目用仮想事例2 身体的虐待

通告の経緯・現在の状況

●被害児童：通告時9歳女児（小学校3年生）

●小学校から7月14日13時に貴組織に通告あり。以下概要。

●保健室へ養護教諭と話しに来た本児が、お腹や背中など見えにくい部分に新旧の打ち身・あざを養護教諭に見せ、「お父さんから叩かれた。お父さんから包丁をつきつけられたこともある。家に帰るのが怖い」という話があった。

●子ども同士のうわさ話のもめ事が多く、学校から連絡すると、母は「学校で起きた子どものケンカなんだから学校でなんとかしてもらえないのか」とのこと。

●本児からの情報で「母は、おばあちゃん（姑）がたまに来ることがストレスで、父とも小さな衝突が多い」という。

●同日既に学校が母を呼び、母に本児のアザのことを尋ねたら、「この子が悪いから叩かれるのは理由があり仕方ない」、「夫はキレると何をするか分からず、私から何か言ってどうにかなることではない」と話した。

●貴組織が、母に家庭での子どもの安全・安心についての心配があることを伝えるも、母は学校が福祉機関を呼んだこと自体に強く反発し、「夫の考えを聞くまでは、これ以上話すことは無い、相談する気も無い」と拒否的な構えを示した。

●本児によると、母は弟には優しいが、本児には厳しく「勉強しないなら、ご飯なし。用もないのに話しかけるな」と母親に無視されることがある。本児が泣いてもまったく無視されるとのこと。

家族構成

●本児（9歳女児：小学校3年生）

○学校では落ち着き無く、友達との噂話に関するもめ事も多い。

○成績は中程度。

○服装は清潔である。遅刻や忘れ物が多い。

●母（47歳）

○初産が高齢出産で38歳の時に本児出産。出産前はキャリアウーマンだったが、出産後は主婦。

○民生委員からの情報で、母親は飲酒癖に問題があり、近隣の居酒屋に本児と弟を深夜まで連れ回しているところを目撃されたことがあるらしい。

○本児の話では母は弟には優しいが、本児には冷たく、無視することが多い。

●父（49歳）

○長距離トラックの運転手。

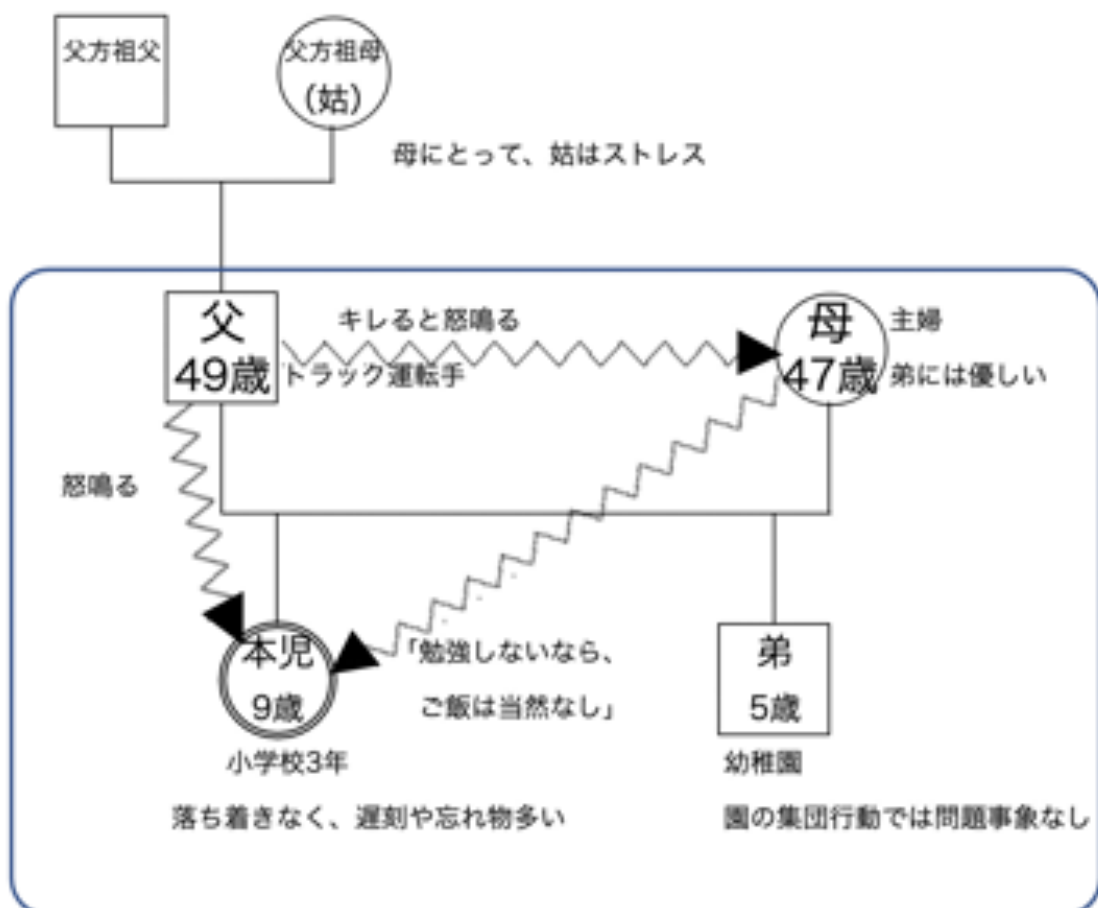
○子育てにはあまり協力的でない。在宅時は1人で飲みに出歩き、キレると怒鳴る。包丁を持ち出し、母と本児を脅すことがあった。

●弟（5歳）

○4歳から幼稚園に通っている。運動会などには母のみ参加している。園の集団生活では問題事象などは無い。

健診・関係機関情報・住居の変更など

●本児、弟ともに、健診時は問題なし。



評価項目用仮想事例3 身体的虐待

通告の経緯・現在の状況

●被害児童：通告時7ヶ月女児

●総合病院救急から12月28日16時に貴組織に通告あり。以下概要。

●左脛骨骨折にて入院（12月25日）。入院時、咳と発熱があったため、医師が別の骨折も疑い、胸部レントゲン撮影をしたところ、左鎖骨にひびがあり、右第6肋骨と第7肋骨前外側部に治癒した陳旧性肋骨骨折が認められた。右耳と両脇周辺にも外傷痕がある。

●両親は「足が腫れてきたので受診した。胸の骨折については思い当たる節が無い。」と言っているが、この年齢では特殊な場合でなければ起こらない骨折。

●病棟看護師の情報では、病棟で見る限り本児・母親に親子関係の異常は感じられないが、時折、姉が母親に話しかけたことを母親が無視したり、「べたべたくっつかないで」と姉の身体的親密性を拒絶する等、行動を制止することがあったようだ。

●貴組織は、主治医の要請を受けて病院で医師からの病状説明を父母と一緒に聴き、その後父母に経緯を確認。母親は「脚の骨折については、5歳の姉がソファの上で本児を抱き上げて立ち上がったところ、足を踏み外し、2人とも床に倒れこんだ。姉はしりもちをついた形になったが本児は前に転がった。激しく泣いて、まもなく脛が腫れてきたので受診した。肋骨の骨折については、具体的に思い当たる出来事が無い。たまたま姉が本児を強く押すことはあった」と話している。医師は、「その程度では脛骨の骨折は起こらない」と話す。貴組織の判断で法医へのセカンドオピニオンを検討中。

家族構成

●本児（通告時7ヶ月女児）

- 予期せぬ妊娠。帝王切開で出産。
- 身長体重は、通常の発達曲線より少し下回る。

●母（27歳）

- 主婦、厳格なベジタリアン。
- 子どもの服装や子育てには無頓着。
- 知的な低さを少し感じる。

●父（33歳）

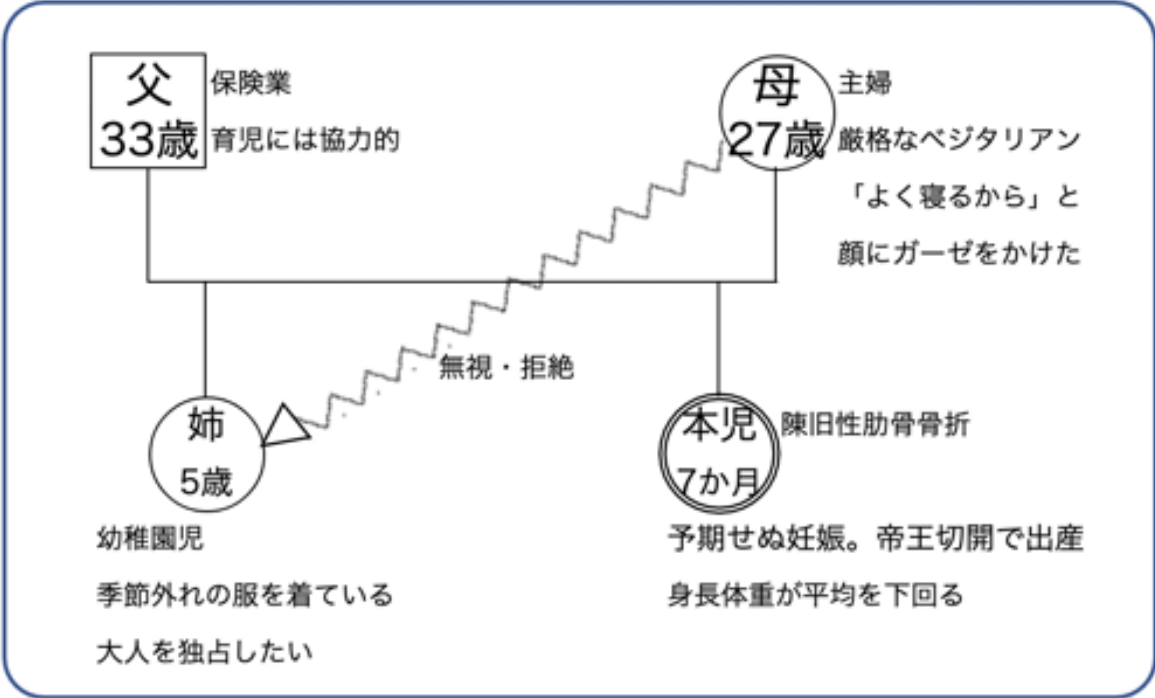
- 保険業サラリーマン。
- 子どもを寝かしつけるコツとしてネットに掲載されていた情報を信じ込んだ母親が、本児の顔にガゼを掛ける時が何度かあり、それは危険だと母親を叱ったことがある。
- 育児には協力的。

●姉（5歳）

- 幼稚園に通園中。季節外れの服を着ていることがある。
- 園では大人を独占しようとすることがある。

健診・関係機関情報・住居の変更など

これまで市区町村や保健センターなどの関わりも特にない。



評価項目用仮想事例4 身体的虐待・ネグレクト

通告の経緯・現在の状況

●被害児童：通告時3歳男児

●市民病院小児科から4月8日10時に貴組織に通告あり。以下概要。

●手首の痛みを訴えて受診。母は「公園の滑り台から落ちた際に手をついた」と話す。右手の手のひらの中（中手骨）の骨折を認める。

●医師は「この部位は、強い力で何かを殴りつけるとか踏みつけられるなど、相当強い圧迫がないと折れない部位」と話す。医師は、母親の受傷状況の説明が気になり貴組織に通告・連絡した。

●両親は医師の所見に不信感や怒りを示し「虐待なんかじゃない」と話す。医師は検査入院とし、退院を待ってもらっている。

●貴組織の聴き取りでは、本児は「手が痛い、滑り台から落ちた」とのみ話す。表情は暗い。滑り台から落ちたのは誰も見ていない。

家族構成

●本児（3歳男児）

○保育園に入園中。担任保育士を独占しようとする傾向あり。

○最近、少し表情が暗い。不衛生で季節外れの服を着ていることがある。

○体重が増加せず、標準体重の-2.0SDを切るレベルの体重。

●母（31歳）

○母はパート就労中。19歳から統合失調症の診断あり。現在も通院・服薬中。夜間、水商売に出ている可能性が疑われていたり、内縁の夫と母が、子どもを自宅に残して夜間飲みに出かけているという情報あり。服装は華美だが汚れていたり、髪がまとまっていなかったりと、どこか不衛生な印象。

○低年齢児から英語に慣れることが大事だと英語のアニメしか本児と弟に見せない制限があったり、3歳からひらがなが書けるべきという思いから、ひらがなドリルを無理強いすることがある。

○母乳の代わりに牛乳を飲ませれば大丈夫という思い込みがあり、弟が1歳になる前から母乳の代わりに牛乳を常温で飲ませるという不自然な関わりがある。このことは、弟の乳幼児健診で指摘されており、保健師からも見守り対象となっている。

●内縁の夫（32歳）

○IT企業エンジニア。

○内縁の夫はリモートワークのため家にいることが多い。ただ、断続的にしか仕事をせず、文句を言った母に数度の暴力をふるった経緯があり、現在もDVが継続していることが疑われている。

●弟（1歳）

○現在の内縁の夫との子。保育園などの所属先なし。

○低体重で出産。弟は体重増加が思わしくなく、4か月で体重低下があり、身長が正常範囲のに体重が-2.0SDを切ったので保健師が強く勧めて病院を受診させ（母親は最初拒否していた）、低栄養状態ということで入院となった経過がある。弟は過去に体重が伸び悩み、乳幼児健診で牛乳を与えられているという情報から、貴組織に情報提供があり一度助言終了となった係属歴あり。

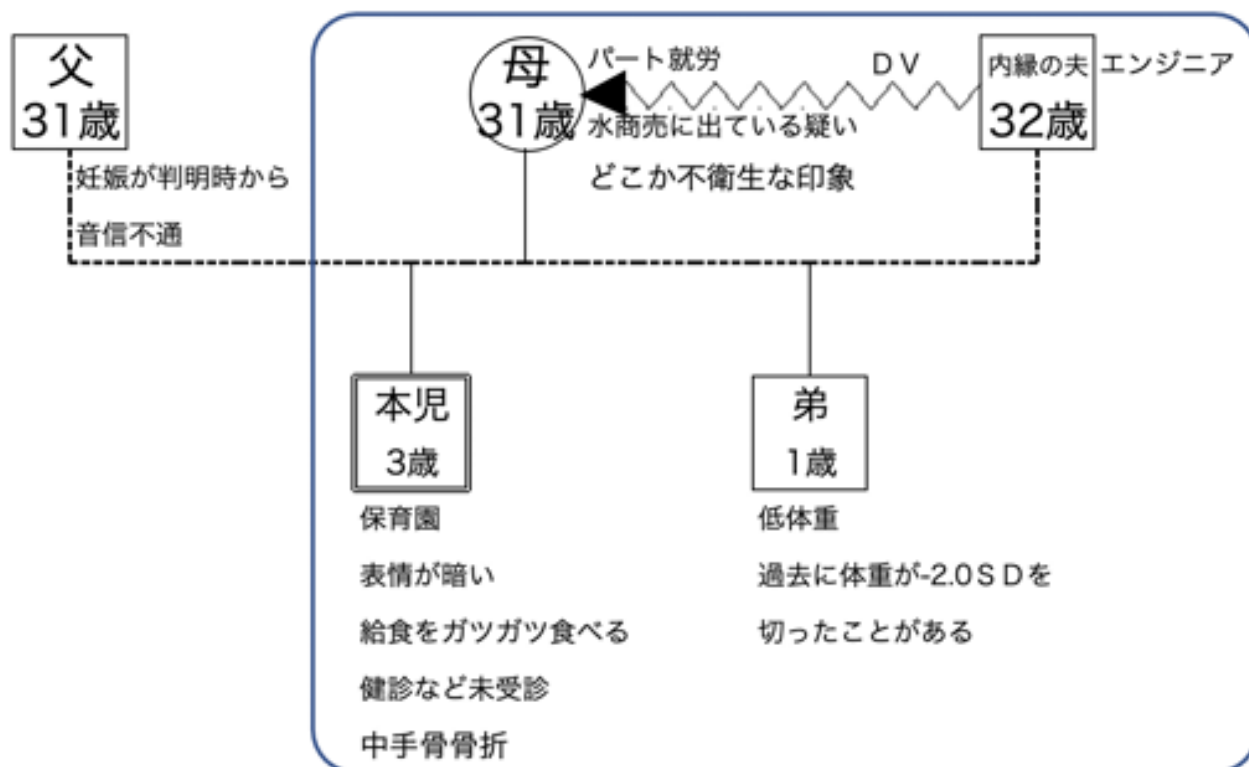
●実父（31歳）

○母が過去に付き合っていた男性。未入籍で、妊娠が分かった時から音信不通。

健診・関係機関情報・住居の変更など

○保健センターの情報では、乳幼児健診が未受診。訪問しても会えないことが多い家庭。

○保育園からの情報では本児は給食をガツガツ食べるという情報あり。自宅はごみ屋敷状態で、生活習慣も乱れが激しい。保育園には、1週間に1、2日程度の理由不明での欠席あり。



評価項目用仮想事例5 ネグレクト

通告の経緯・現在の状況

●被害児童：通告時5歳男児（保育園児）

●総合病院院内虐待対応チームから11月29日午前10時に貴組織に通告あり。以下概要。

●5歳児の喘息発作による低酸素状態で救急搬送。救急処置で回復。医師からの情報では、おそらく喘息の発作による気道閉塞で、手当てが遅れたことによって低酸素状態になったようだ。治療経過として過去に喘息に関する通院歴はあったが、定期受診をキャンセルしがちだった。

●今回は数日前から喘息の発作がみられていた。本日保育園を休ませて本児の様子をみていた。母親は喘息の発作の通常の処置でいけるだろうと思って様子を見ていた。本児の様態が悪化して低酸素状態になりつつあったにもかかわらず、その時点ですぐに受診させず、様態悪化から20分～30分後に救急車を呼んでおり、非常に危険な状況であった。母親は「いつもなら収まるはずなのに、今回はなんでこうなったか分からない」と言っている。今回は、本児の健康管理に関する重度ネグレクトとして通告されたもの。

●本児の3歳上の兄は2歳の時に心不全で不審死している。

●本児3歳時から屋内放置や医療ネグレクトで過去に貴組織で係属歴があったケース。過去の係属では、家で本児を別部屋に閉じ込めたまま母がそのことを忘れて外出してしまったり、39度を超える発熱があってもそのうち治るだろうと様子を見て、医療機関を受診せず、肺炎が重症化してから救急搬送されたことがあった。

●本児が泣き止まない場合に母が叩くこともあり、右頬に4センチくらいの古いアザと、左首部分に5センチ大の火傷のような新しい傷がある。

●母親は、本児が発熱で重症化し入院している際に、病室に寝ている本児の目の前で喫煙をしていたことがあり、看護師や医師が何度注意してもやめなかった。

家族構成

●本児（5歳男児 保育園児）

○父親と母親が不妊治療を長年してきた結果、やっと授かったのが兄だったが不審死。その後、体外受精で生まれたのが本児だった。

○本児は4歳時点で保育園に入所しているが、最近の3か月間は、体調不良を理由にほぼ欠席している状況。欠席に関する連絡がない時もある。

○保育園担当が家庭訪問してきたが、会えるのは3回に1回程度。

○本児の体調が悪いとか、母の体調が悪いなどを理由に保育園担当の訪問をキャンセルされることも多く、訪問しても応答がない場合もある。

○3歳児健診で、2語文があまり出ず、言葉の遅れが指摘されたことがある。体重についても平均体重よりも-1.2SD程度少なかったことが指摘され、経過観察とされた。

●母（45歳）

○近くの介護施設で清掃補助のパート就労（本児の保育要件になっている）をしているが、休みがちでともに働けてはいない様子。

○家はごみ屋敷状態で物が散乱しており、風呂は使えているか不明。身なりは不衛生。食事はコンビニで購入した物が中心で、調理はたまにする程度とみられる。

○コンビニに子どもを置いて、母が先に帰ってしまうことが1度あった。

●父（47歳）

○父は現場労働者で、日雇いに近く不安定な就労形態だが、専門的な資格をもっている。年収は500万円ほどあり、家計は母に任せている。しばしば夜間工事に出ている。

●兄（6年前に2歳で死亡）

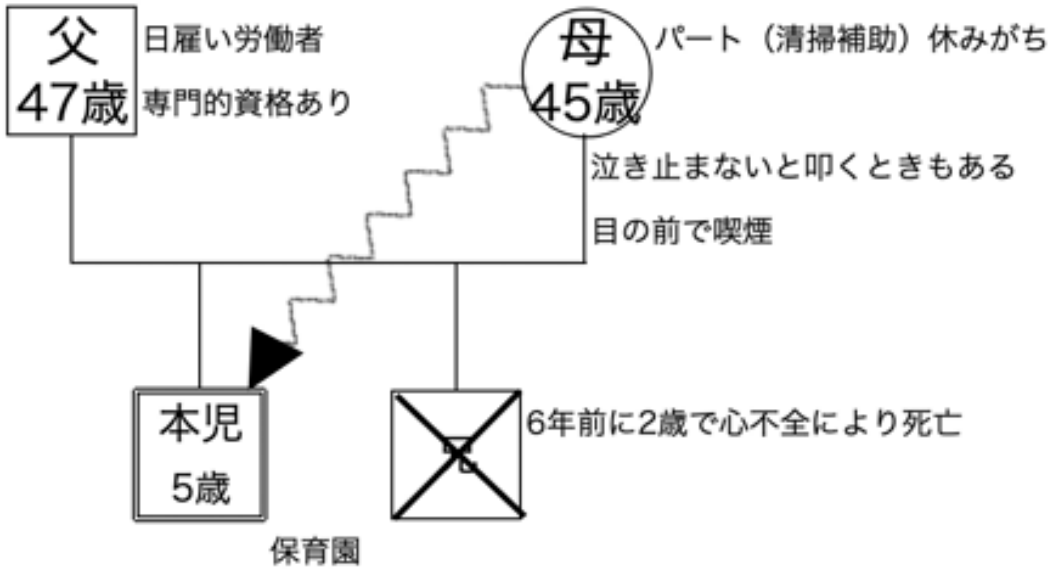
○心不全で死亡。1歳半健診では気になる点などの情報はなかった。

健診・関係機関情報・住居の変更など

●乳幼児健診、予防接種等はすべて受診してきているが、栄養状態や言葉の発達の遅れ、喘息の治療状況等から本児の育てにくさ（養育困難）を母は感じており、養育状況で要経過観察となっている。

●保護者が医療機関の支援を被害的に受け取っており、継続的なかわりが続かずにきた事例。断続的に保健師が訪問して養育状態を観察してきたが、この3ヶ月は、喘息の治療も本児は医療機関に受診しておらず、母が葉だけもらいに一度病院に来たことがあったのみで、本児には会っていない状態であった。

ゴミ屋敷状態



最近3か月は、ほぼ登園せず

意識障害で総合病院に運ばれた

健診で、栄養状態や言葉の遅れ、喘息の状況を経過観察

評価項目用仮想事例6 ネグレクト

通告の経緯・現在の状況

●被害児童：通告時10歳男児（小学4年生）

●小学校から12月14日18時に貴組織に通告あり。以下概要。

●2年前に激しい夫婦喧嘩があり、近隣から110番通報され、その後に警察から面前DVで児相に通告され、きょうだい全員が心理的虐待として受理されたことがある。その時は妹を出産したばかりで、兄と本児は警察から児童相談所に通告された際に「家に帰ることは大丈夫」と答えていたため、助言終了となった。

●本児は小学校4年生の夏休み明けから現在まで、不登校傾向で欠席が多かったが、小学校では兄の担任が中心になり、本児の担任も含め、週1回はどちらかの担任が家庭訪問し、本児と会えれば話をしている。しかし、母や父の家での生活状況は話したがない。

●この3ヶ月、コロナ感染防止を理由に両親から担任の訪問を受け入れてもらえず、本児および兄に会っていない。冬休みに入るにあたり、小学校では安全確認ができていない心配なケースとして貴組織に通告となった。

●貴組織が母と連絡をとるが、訪問拒否が続いた。通告から1ヶ月後の1月15日現在、ようやく貴組織が子どもを家庭訪問で現認できた。その時点では子どもに特に目立った問題は認められず、母子関係にも問題は認められなかった（父は不在）。

家族構成

●本児：小学4年生（10歳男児）

○不登校傾向で、2週間程度連続欠席しては、また数日登校する状態であったが、2学期からは全欠状態になっている。

○同年齢の子どもと比べて、若干発達が遅いように思われる。

○登校時は、同じ服を着続けており、不衛生な状態がみられていた。

●母（37歳）：以下の情報は2年前の警察からの通告受理時の児相の調査情報

○地元企業で事務のパートをしている。お見合いで父と結婚した。

○親族からは、精神障害者とレッテルを貼られ、結婚後はあまりコミュニケーションがない。

○大学生時代に気分の波が激しく、精神科を受診し双極性障害の診断を受けた。服薬をたまに忘れ、躁状態の時はコミュニケーションが苦手。

○子育てが苦手で、夫に命令口調で話す。家事は食事は作るが、掃除洗濯は苦手。

○兄や本児に家族の服を洗濯機を使わず手洗いさせたり、トイレを素手で洗わせるなど、無理に家事をさせることがある。

●父（38歳）

○言葉でコミュニケーションを取るのが苦手なタイプ。

○建築系の自営業。自宅で図面を引いている時間が長い。

○細かな作業が得意。

●兄：小学5年生（11歳）

○小学校4年生の2学期からほぼ欠席していて、不登校となっている。

○服が汚い。

●妹：保育園児（2歳）

○1学期はおおむね出席だったが、最近保育園の欠席が増えている。

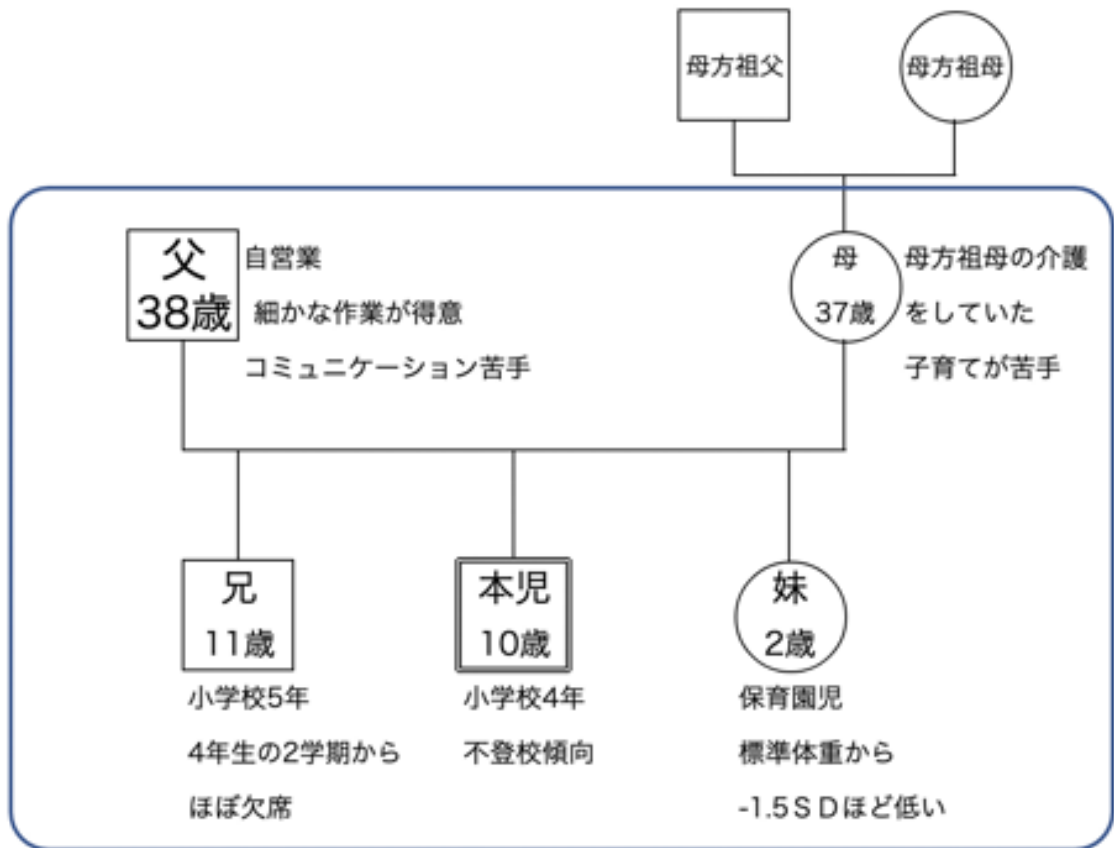
○服の汚さは、兄や本児ほどでもない。

○体重は標準体重よりも-1.5SDほど低い。

健診・関係機関情報・住居の変更など

●健診や予防接種は受診しており、課題は近隣に住む母方祖母の介護と生活困窮状態のことである。

●保健センターからの情報では、父母は世話をしたくないというわけではないが、生活が困窮していて、洗濯や食事が間に合わないことが課題となっている。保健師による指導が母親に理解されにくい。



評価項目用仮想事例7 身体的虐待・心理的虐待・性的虐待疑い

通告の経緯・現在の状況

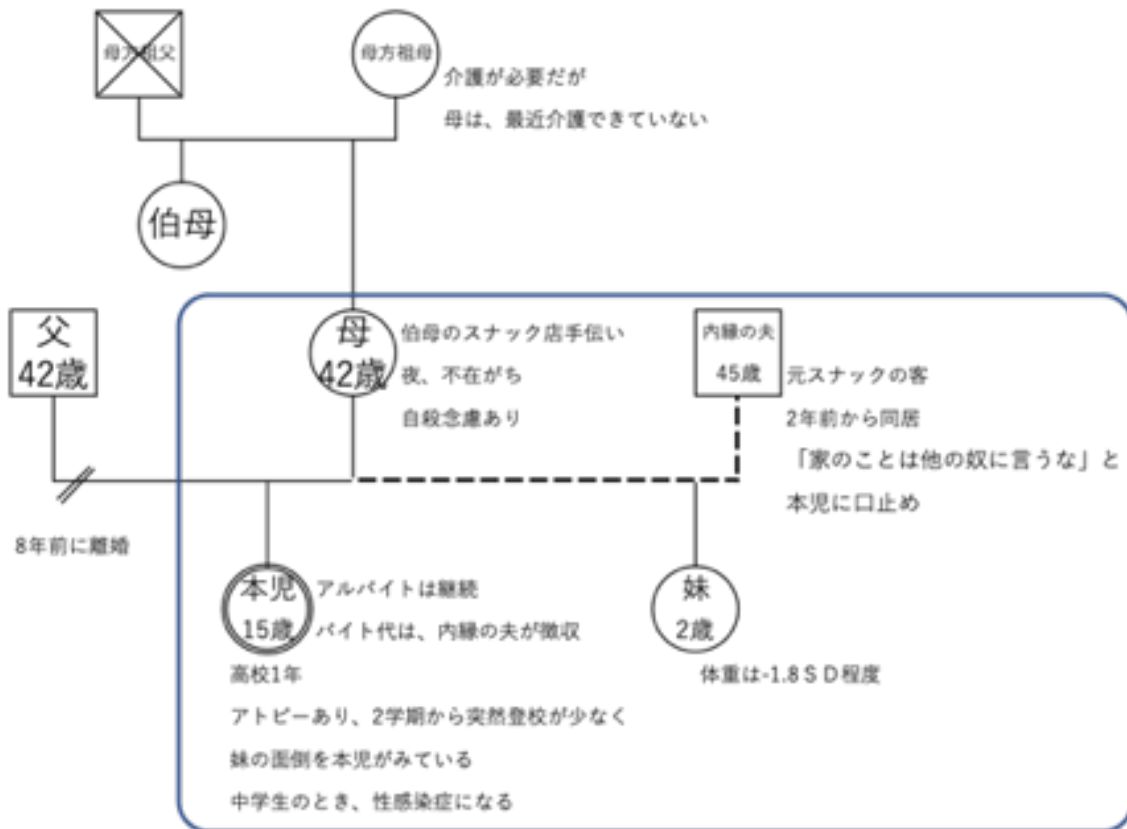
- 被害児童：通告時15歳女児（高校1年生）
- 高校から2月12日15時頃に、貴組織に通告あり。以下概要。
- 2学期が始まった秋口から、家庭生活が困窮しているとのこと。それまで断続的であった登校が突然少なくなり、現在は滅多に登校していない。家庭訪問した担任に生活困窮と両親からの放置を本児が訴えたため、心配した学校から通告となった。
- 家ではずっと妹の世話と家事を担当している様子だが、その他生活状況は詳細不明。アルバイトは続けているとのこと。稼いだ給料は全て内縁の夫に渡している。そこから自分と妹の食費を捻出。
- 本児は「朝になると眠くなり、なかなか登校できない」と言う。「学校にあまり行けていないのは体調のせいもある」と説明。高校の担任から医療機関を勧められるも、現在まで未受診。
- 貴組織が通告後、家庭訪問したところ、本児と妹のみ在宅。母は友人と遊びに行っているとのこと。本児に詳しく話を聞いていくと、母は夜どこかに出かけ、内縁の夫はいつも深夜まで飲み屋に行っている。内縁の夫は、「妹の面倒を見るのは母親の役割だ。母がいないのであればお前が面倒を見ろ。できないなら妹と死ね。」などと本児に発言する。

家族構成

- 本児：15歳女児（高校1年生）
 - アトピー体質。
 - 家事の大半を任されており、2歳の妹の面倒はほとんど本児がみている。
- 母（42歳）
 - 以前からスナックをしている姉（本児の母方のおば）の店を手伝っているとのこと、夜は不在にすることが多い。
 - 母は母方祖母の介護もしてきたが、今は母の心身の調子が良くなり、実母の面倒を見ることができず、母方祖母の担当者だったケアマネージャーから、3ヶ月ほど前に母方祖母のケアプランを話していた際に、母から「もう疲れた。死にたい」「せめて子どもだけでも誰か面倒見てほしい」と吐露されたという情報あり。
- 内縁の夫（45歳）
 - 2年前から母の内縁男性が同居。
 - 母のスナックに来る客で、職業や家庭内生活状況は不明。「家のことは他の奴に言うな」と本児に口止めしている。
- 父（42歳）
 - 本児が小学校低学年時に別居し、8年前に浮気相手と一緒にいるため、母と離婚。その後面会交流は無い。
- 妹（2歳）
 - 妹は内縁男性と母の間の子。現在所属なし。
 - 妹の体重は-1.8SD程度。小児喘息。

健診・関係機関情報・住居の変更など

- 学校情報から、本児が中学時代2年生時に淋菌感染症になったことがあるとの情報がある。学校の養護教諭に本児が「おりものが増えた」と相談したことがきっかけで、養護教諭からの連絡で、母子で病院受診。医師が原因について尋ねたところ、本児は何も答えなかったとのこと。母親は「スーパー銭湯で、うつったのだろう」と学校に話していたとのこと。
- 近隣のトラブルで8年前、7年前、3年前に同一市内で複数回の居所変更がある。



評価項目用仮想事例 8 身体的虐待

通告の経緯・現在の状況

●被害児童：通告時9歳男児（小学4年生）

●小学校から「傷とアザの様子と本児の言動から心配になったので」と1月20日16時に貴組織に通告あり。以下概要。

●本児が3歳の頃に母からの身体的虐待の通告が保育所からあり、児童相談所で一時保護後、保護者同意の上で児童養護施設に措置入所となった。小学校1年生になる際に母と内縁男性（不在がち）の元に家庭復帰。家庭復帰時は、本児は母の元に帰るのをとても喜んでいたが、その後あまり元気がなかったという保育園情報あり。ただ、身体に新たな傷アザは認められず、再統合に慣れるまで半年ほど様子を見ていたが、大きな変化がなかったため、児童相談所で終結となった。

●学校で、本日左肩と左頬にアザがあるのを担任が発見。担任や養護教諭が尋ねたところ、「お母さんが定規で叩いた。でも僕が悪いから」としか言わず、その後は沈黙した。

●他にも3ヶ月前に布団たたきで叩かれたという腹部の古い傷や、背中に根性焼きをされた痕があり。

●本児は「家を離れて他所に行くのはイヤ。学校も変わりたくないが叩かれるのはイヤ」と言っている。

●本日、貴組織が通告受理後に家庭訪問をした際に、母親は「このままでは子どもを殺してしまいかねない」と話しており、助けてほしいと児童の保護を求めている。しかし、再度養護施設に本児を預けることは拒んでいる。

家族構成

●本児：9歳（小学4年男児）

○本児は、担任の若い女性教師と母親には年齢不相応にべたべたまとわりつくような身体的接触が多く、学校生活でも上手いかないと奇声を上げたり、学校の備品を壊すことなどがある。

○授業中は、立ち歩くなど、落ち着いて机に向かうことができず、授業を聞けずにいるので学習面で顕著な遅れがある。小学3年生で、発達障害も疑われ、当時の担任から母親に、専門家受診を勧めたが、今のところ未受診。

○母親に対し反抗的になったり、急に顔色をうかがい従順な態度を示すこともあり、変化が激しい。

●母（27歳）

○母は17歳で若年妊婦として本児を出産。そのときは母方祖母とは連絡が取れず、伯母が母の面倒を一時的に見てくれ、出産費用なども工面してくれた。現在、母子のみで生活し、生活保護を受給中。

○ギャンブルやアルコール依存の疑いがあり、地域で孤立。

○「彼が戻ってきたら…」と恐怖に怯える様子がある。

●内縁男性（31歳）

○母が当時付き合っていた大学生の彼氏。未入籍のまま母が出産。単位不足で退学処分となり、母と同居していたが、腹いせに乳幼児の本児の目の前で母親に対し、刃物を出し、殺すぞと脅すことが日常的にあった。

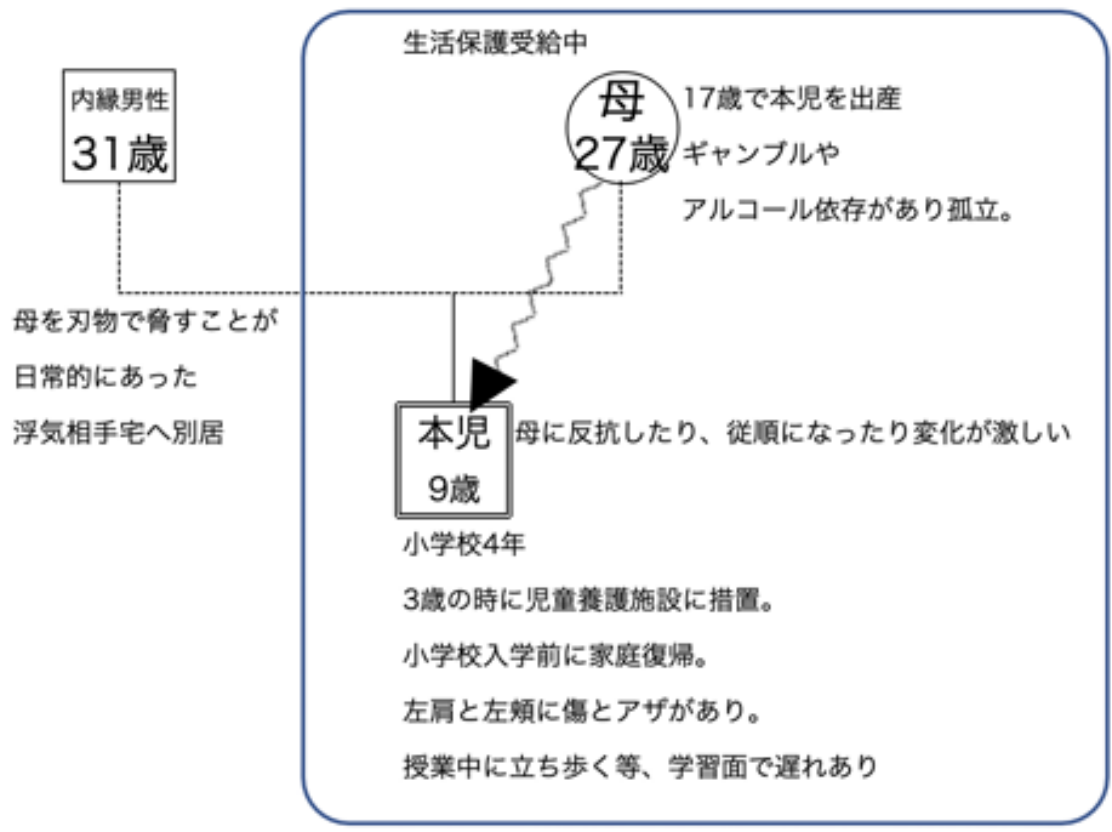
○本児が施設から帰宅した時点では既に家を離れて出入りする程度であったが、小学2年生の時に、結局母とは籍を入れないまま、別の女性宅に転がり込む形で離別している。

健診・関係機関情報・住居の変更など

●1歳半健診は受診したが、予防接種は未接種のものがある。3歳児健診は未受診。

●学校情報では、母親が本児の小学2年時の担任と仲が良く、母親自身が過去に母方祖父に殴られて育ったことや、「不出来な娘」とののしられてきたと不適切な養育の家庭で育ったことなどを、その担任に話したことがあったという。また、別れた父は母に暴力を振るっていた母方祖父に似ていたということもその担任に話していた。

●3歳児健診時に母子生活支援施設への入所を保健センターから提案したことがあるが、母は拒否。



評価項目用仮想事例9 性的虐待

通告の経緯・現在の状況

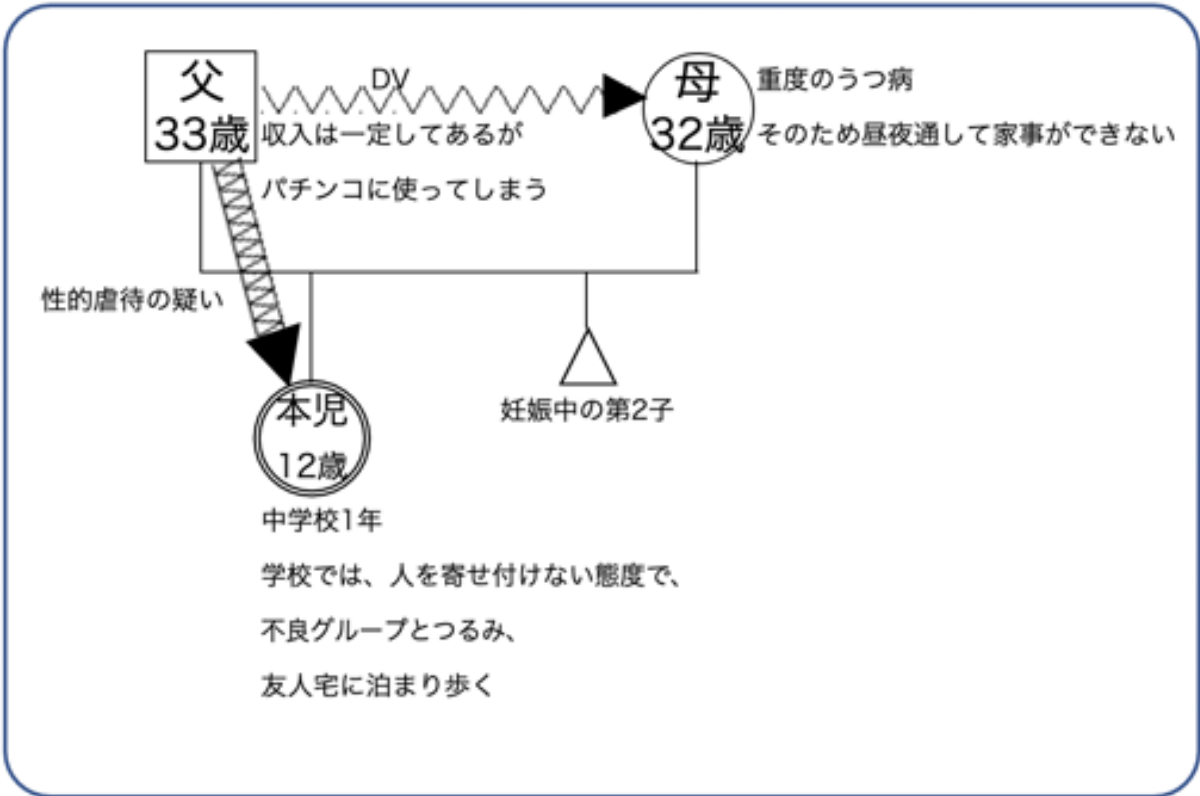
- 被害児童：通告時12歳女児（中学1年生）
- 中学校から9月20日11時に貴組織に通告あり。以下概要
- 本児は中学1年生の女児で、不良グループに入っており、問題行動が度々指摘されてきた。
- 発達障害の疑いもあり、小学4年生の時に学校の担任から発達障害支援センターの情報提供をするも、両親は「忙しい」の一点張りで支援サービス利用を拒否。教員による家庭訪問を玄関先で拒否することもあった。
- 小学校6年生のとき、本児が仲の良い友達に「父親が布団に入って身体を触ってくる」と打ち明けたため、打ち明けられた友達が担任に相談した。担任から本児に確認すると「そんなのあるわけじゃない」と否定したため、小学校は児童相談所への通告をやめたというエピソードがある。
- 中学校入学後、養護教諭と仲良くなり、9月13日に本児から「父親から喋るなど言われてきたが、父親から無理矢理セックスをさせられて、最近、生理がこない」と話したという。
- 学校で妊娠チェックをしたところ、妊娠していないことが分かった。この間校内で対応を協議、本児の問題性も含めて通告することとなった。
- 中学校において6月頃に、本児に心身不調の様子が見られ、「死にたい」「家に帰りたくない」「帰ってもご飯すらない」などと発言することがあった。また、体育の際に服を脱ぐのを嫌がることがあった。今もタバコを押し付けられた痕のような古傷が左腕にある。

家族構成

- 本児：12歳女児（中学1年生）
 - 学校では、友達に対する汚い言葉使いや、人を寄せ付けない態度、教師に対する挑発的な言動がある。
 - 週末も、高校の不良グループと昼から酒を飲み、その後ショッピングモールでの万引きが見つかり、警察に通報される場所だったが、母親が謝罪に来たため事なきを得た。
 - もともと家庭は教育熱心であり、塾に毎日通わせていたが、中学に入学したあたりから本児は勝手に塾通いしなくなっている。友達宅に泊まり歩くこともあり、自宅に帰らないことも多い。学校成績は下がっている。
- 母（32歳）
 - 5年ほど前から重度のうつ状態。精神科受診し現在も通院中であり、昼夜通して最低限の家事しかできない。それ以外の家事は本児がたまに手伝ってくれるが、ごくたまにであり、家は散らかっている。
 - 現在、母親は妊娠中。
 - 母は通院していた精神科のカウンセラーからの情報で、本児が小学6年生の頃、母が「私はダメな母親。娘に恨まれ、殺されてもおかしくない」などと話していたという情報あり。カウンセラーが詳細を聞いてもその時母は何も答えてくれなかったとのこと。
- 父（33歳）
 - 会社員 収入は一定あるが、パチンコに使うため、家庭の生活が安定しない。
 - 学校から電話しても返信がなかなかない。
 - 母親に対するDVがあると近隣で言われてきた。詳細不明。

健診・関係機関情報・住居の変更など

- これまで本家庭は、2、3年に一回は父親の仕事の都合で、都道府県をまたいで引越をしてきた。現在の場所に来たのは、本児が小学4年生の時。



評価項目用仮想事例 10 性的虐待・心理的虐待・ネグレクト

通告の経緯・現在の状況

●被害児童：通告時14歳女児（中学2年生）

●中学から5月15日午前9時に貴組織に通告あり。以下概要

●中学の担任が自宅に行ってみても返事がない。訪問しても家族全員がいないという状況が3ヶ月続き、何度も訪問しても留守になっているようで、3ヶ月間本児の様子を確認できていないために貴組織に通告をした。

●小学校情報で、両親は休日に子どもを家に残してパチンコに行くことがしばしばあり、4ヶ月前に弟が高熱を出したが、医療機関に連れて行くことが出来ず、高熱が出たまま小学校を連日欠席したことがあった。

●中学校情報で、中学1年秋頃に、本児は父親から「弟も育てられないのか、役立たずが」といった理不尽な怒声をしばしば浴びせられる。何度か親戚に助けを求めたことがあったが、本児の相談を受けた親戚が母親を注意したところ、後日母親から本児は「私だって祖母から同じように育てられてきた。女なら当たり前だ。育ててやっているぶんだけ感謝しろ」と怒鳴りつけられたことがあったという。本児はそれ以後、両親のことについて担任から聞かれても以前よりあまり話さなくなってきた。

●4ヶ月前、本児の顔色が暗いことに気がついた担任が本児から話を聞いたところ、

○家庭で両親から拒絶され居場所がないこと

○家に帰りたくないこと

○「米は太るから食べるな」などと十分な食事を与えられていないこと（それにより中学の給食をガツガツ食べていた）

○弟の面倒を一人で見ていること

○といった家庭の様子を話した。

●中学からの情報で、中1の9月頃から本児は異性に対して異常な恐怖感があることや、体育などで着替える際も服を脱ぐのを嫌がるが多かった。また、「お腹が痛い」などの理由で保健室に頻繁に足を運んでいた経過も担任から報告された。

家族構成

●本児：14歳女児（中学2年生）

○本児は常に人の目を気にしており、意見を上手く言えない。親から怒られるのは自分が悪いからだとして認識している。

○遅刻しがちだが、欠席はなかった。

○出生時から右上腕に麻痺がある。手があげにくい。

○中1の9月頃からリストカットや根性焼きの跡を隠すため、必ず服装は長袖。

●母（44歳）

○主婦。弟の育てにくさを小さい頃から感じており、弟が泣いてもあやさず、おむつかぶれがひどく、母は弟を人前で罵ったり手を上げたりする。本児出産時に、自殺をほのめかす発言があった。

○基本的な弟の世話や家事は、本児にさせている。

●父（50歳）

○土木系作業員。

○母親と同様に、弟の育てにくさを感じているものの、療育などには入れたくないという考え方。

○ついカッとなって母親や子どもに手を上げてしまうことが時々ある。

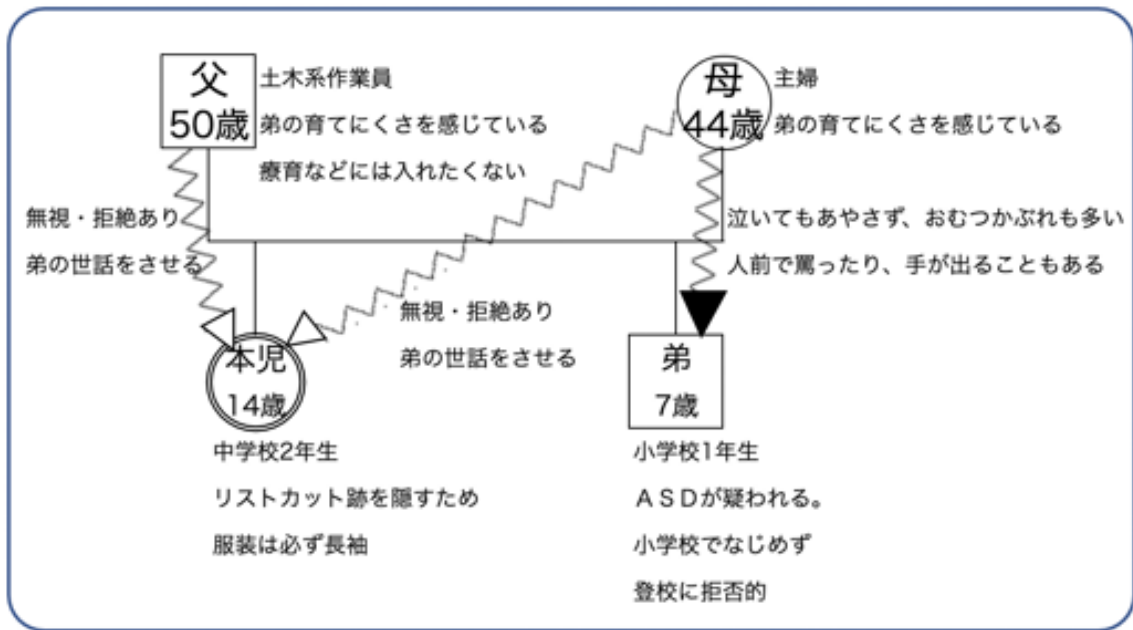
●弟：7歳（小学1年生）

○自閉症スペクトラム症候群が疑われる。

○小学校でもなじめず、入学当初から登校を嫌がる傾向がみられていた。

健診・関係機関情報・住居の変更など

●本児は学校を欠席しがちであり、保護者に連絡を取っても返事がない。



評価項目用仮想事例 1 1 ネグレクト・身体的虐待

通告の経緯・現在の状況

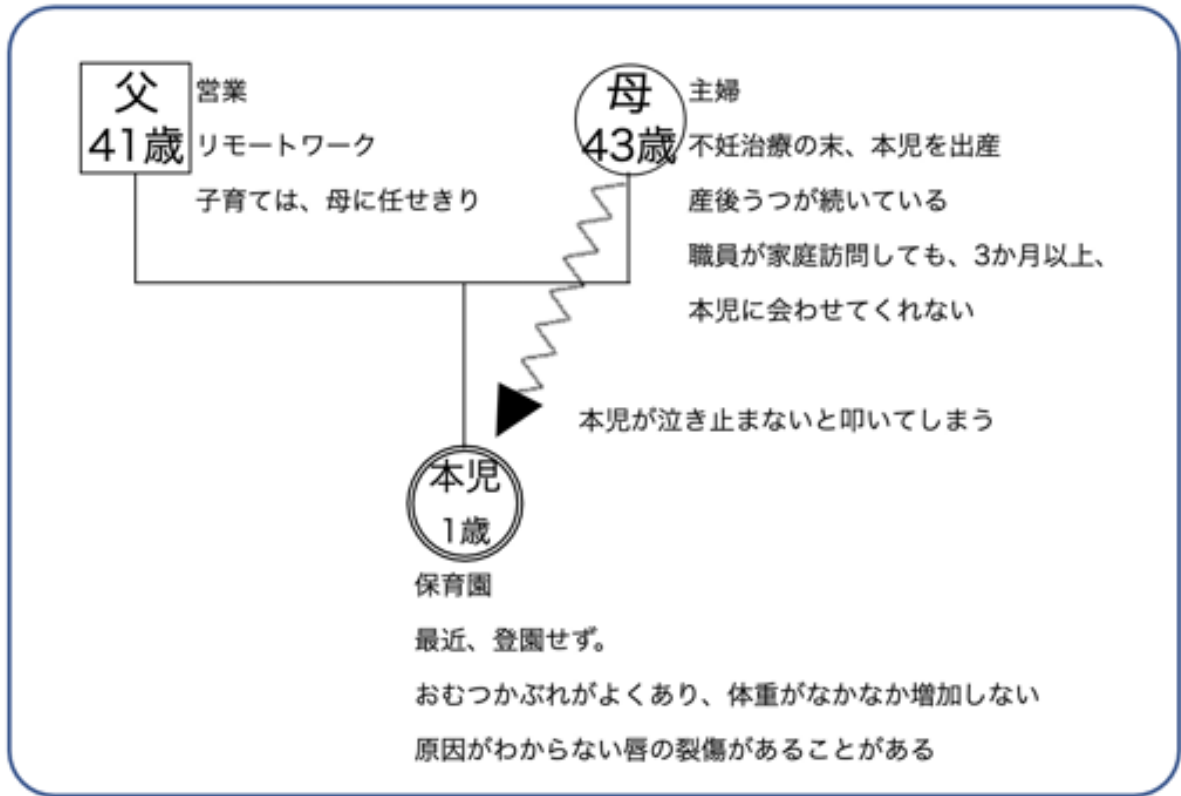
- 被害児童：通告時1歳女児（保育園児）
- 保育園から8月20日13時に貴組織に通告あり。以下概要。
- 本児が登園せず、保育園職員が訪問してもなかなか会えず、たまに出てきた母親とは玄関で会うだけで、本児には3数週間会わせてもらえていない状態が続いたため、貴組織に通告をした。
- 保育園からの情報で、家族全体が寝る時間はいつも遅いらしく睡眠時間も安定していない様子で、園でも朝から眠そうにしていたことがある。
- 保育園で1ヶ月ほど前に、母が「寝かしつけるのが大変なので、自分が処方されている睡眠導入剤を小さく砕いて子どもに飲ませたことがある」という話をしていた。

家族構成

- 本児（1歳女児：保育園児）
 - おむつかぶれがよくあり、体重がなかなか増加せず、週末を挟むと体重が減っていたこともある。身長と体重は徐々に増えているものの、保育園でのチェックでは標準体重-1.8SDから-2.0SDを行ったり来たりしている。
- 母（43歳）
 - 地方から都内に働きに出てきた。親族とは仲が悪く、以前は母が仕送りをしていたらしいが、今は絶縁状態。子どもが出来たことで主婦になった。母親は10年近く不妊治療を続けてきてやっとできた娘。
 - 妊娠期も父にも頼れず母一人に対応し、実家の支援などはなかった。
 - 産後うつが治らず、抑うつ状態が継続中。夜に眠れず昼夜逆転しがちだが、睡眠導入剤でやっと寝られている。「世話ができない」と担任の保育士に話したことがある。
 - 本児が泣き止まない時に叩いてしまうことがある。
- 父（41歳）
 - 地方から大学時代に都内に出てきた。地元IT企業の営業で、仕事時間はあいまいで昼夜逆転のような状態も頻繁にあったようす。出会い系アプリで母と知り合った。実家との関係はほぼ切れている。
 - リモートワークで「自宅では仕事にならない」と数週間前から自宅に帰っておらず、給料は振込で入ってくるが、当人とは連絡が取れず居場所も不明。子育ては母に任せっきり。本児の出産前に、包丁をテーブルに突き立てて母親を怒鳴ったことがあった（飲酒時）。

健診・関係機関情報・住居の変更など

- 保健センターからの情報では、1歳半健診が未受診で、BCGは未接種。
- 保育園情報では、本児は身なりが若干不衛生で、入園時から、おむつかぶれがよくあったという。体重がなかなか増加せず、週末を挟むと体重が減っていたこともある。本児8ヶ月の時点で、原因がわからない唇の裂傷があることもあった。本児は、保育園の給食を夢中になって食べるという。



評価項目用仮想事例 1 2 身体的虐待・心理的虐待

通告の経緯・現在の状況

●被害児童：通告時17歳男児（高校2年生）

●近隣住人から3月3日22時に貴組織に通告あり。以下概要。

●父親は飲むと暴れてしまう性格で、アパートでも隣や下の階から苦情が来る。母は方々に謝りながら収めつつ、なんとかやり過ごしてきた。

●3月3日の夜、父が母と本児に対して「おまえらの面倒は誰が見てると思ってるんだ！役立たずは早く死ね」と怒鳴り声をあげる事態があり、それを聞いた近隣住人が心配になり、貴組織に連絡した。

貴組織が初期対応で得た情報

●翌朝である3月4日、父の反社会性の情報から貴組織が警察と共に家庭訪問をしたところ、ドアを開けた母は疲れ切った顔で「夫は酔っ払ったまま、子どもを無理矢理つれて出て行った。まだ帰ってきていない」と話す。母親も殴られたのか、左ほおが腫れている。

●母の話では、3月3日20時頃、父が母の首を絞めたところを目撃した本児が止めに入り、父が本児の顔を拳で殴ったとのこと。それにより本児は唇と耳に裂傷、出血あり。父はそのことについて「邪魔した本児が悪い」と加害を正当化していたとのこと。

●また、「最近、父親が風邪薬だと言って何か白い粉末状のものを時折摂取している。昨晩も父親は酔っ払って、本児に対しても「おまえも飲め」と飲み物にその粉を入れ、無理矢理飲ませた後、本児は酩酊するような反応を見せていた」という情報が母から語られる。

●3月4日10時現在、父親が車で本児を連れ出し、それ以降誰も父子の所在確認できておらず児の状況を確認できていない。貴組織の職員が、捜索願を警察に出さないのか尋ねたが、母は「これまでもこういうことはあり、そのうち父は帰ってくると思うので、そんなことをして父がどう言うか・・・」とためらっている。

家族構成

●本児：17歳男児（高校2年生）

○おとなしく、穏やかな性格。

○学校は小中高と休みがち。昼夜逆転が常態化し、高校では出席が不足し進級が困難。

○学校では2、3人の友人とは話す程度で、他者に対する基本的信頼感が薄い。

○難聴で4歳ごろから病院に通っており、補聴器をつけている。

○発達に若干の遅れが感じられる。

○母の手伝いと家事をするために、部活などはしていない。

●母（40歳）

○元々水商売をしており、現在主婦（たまに夜のパートあり）。客だった父と交際し、本児を妊娠したことで入籍。

○母本人が、母の父（本児の母方祖父）によく叩かれていた。

○父はどこからか生活費を稼いでくるが、仕事内容は怖くて聞けない。

○難聴によって本児が将来就職できないのではないかと心配しているものの、医療機関の受診には難色を示し、「私が頑張れば」「息子の病気は私のせいだ」としきりに語る。

○母は「息子は、私のことを思って、父親の言ったことをやろうとしてくれる」と本児のことを語っている。

●父（52歳）

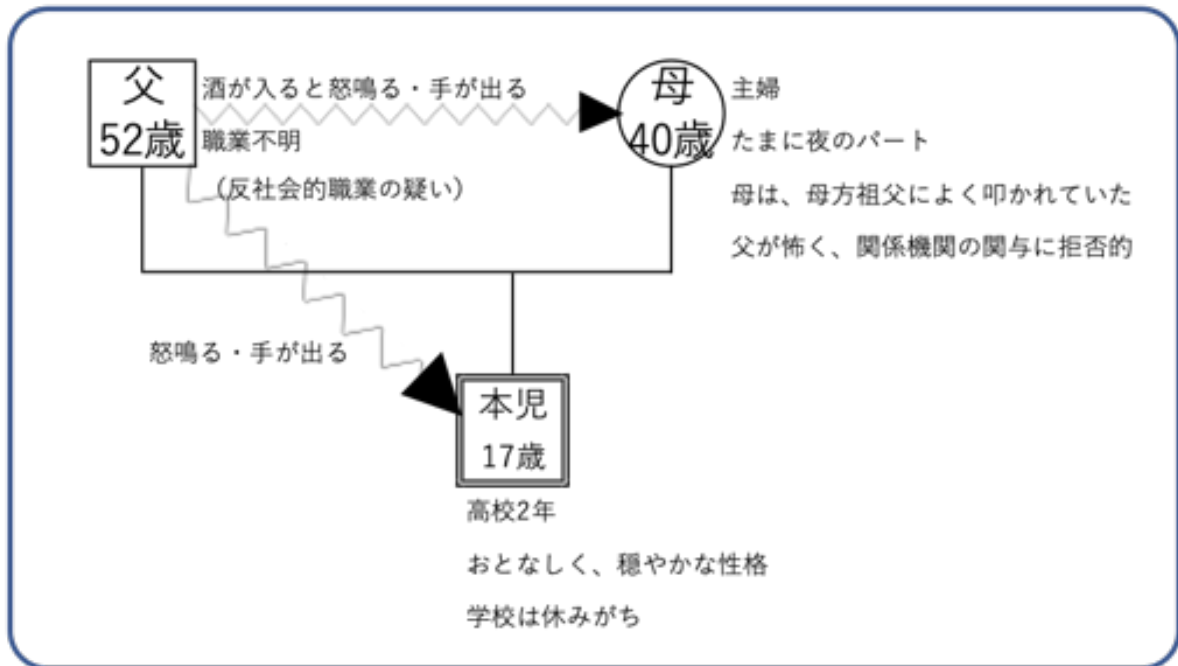
○職業は不明。

○反社会的な仕事をしている可能性あり。

○誰に対してもドスのきいた声で怒鳴り散らすことが多く、特にお酒が入ると本児と母に手がでることがあり。

健診・関係機関情報・住居の変更など

○本児は幼少期から傷とアザが少なからずあったが、父がうまく隠しているからか、児童相談所に通告になったことはなかった。



巻末資料(アセスメントツール構成に係る議論)

X アセスメントツール構成の詳細

第8章では有識者との議論によるセーフティアセスメントツールの構成については簡易に述べるに留めたので、ここにその詳細を記す。

X.1. アセスメントツール構成の流れ

セーフティアセスメントツールの構成を以下の流れで行った。

- ① アセスメント項目の選定 (8.2.1項)
- ② X.2. セーフティアセスメントツール第1案の作成
- ③ X.3. 有識者による議論(1)
- ④ X.4. セーフティアセスメントツール第2案の作成
- ⑤ X.5. 有識者による議論(2)
- ⑥ X.6. セーフティアセスメントツール最終案の作成 (8.2.3. 項に続く)

まず、7章までの解析結果を参考に、セーフティアセスメントツールに組み込む主な項目を選定した(①:8.2.1項)。これら選定された項目を用いて、セーフティアセスメントツールの構成を決め、第1案を作成した(②)。作成された第1案を検討委員会において有識者に評価していただき(③)、その意見をもとにセーフティアセスメントツールの第2案を作成した(④)。最後に、作成された第2案に対して再度検討委員会及びその後の有識者からの意見をいただき(⑤)、最終案を作成した(⑥)。以上①～⑥までの流れの詳細を以下の項で順次解説する。

X.2. セーフティアセスメントツール第1案の作成

前述したプロセスを経て、セーフティアセスメントツール第1案を作成した。本節では、第1案から順に、ツール構成に向けたプロセスと結果を示す。本ツールのアセスメント項目は、データという科学的エビデンスに基づくだけでなく、現場実務者による議論・検討を踏まえたものであることを強調しておく。

(1) 1枚目：一時保護要検討項目(必須入力)

通告受理から現認段階までに観察可能な事象であり、かつ児童相談所であれば一時保護の実施検討、市区町村であれば児童相談所への送致判断に直結すると考えられる重篤項目をリスト化し、評価必須項目として記載した。

この必須項目は、令和元年度の調査研究結果をもとに、「身体的虐待」「ネグレクト」「性的虐待」「その他虐待」それぞれの中で重篤度が高いと現場職員から合意を得られるだろう項目を選定している。これらは、一つでも該当した場合その事例の重篤度が高い可能性が大きく、かつ緊急度も高い可能性が大きいからこそ、児童相談所であれば一時保護、市区町村であれば児童相談所への通告・送致を特に「要検討」すべき項目となる。

No.	一時保護検討項目(カテゴライズVer.)	はい	いいえ	不明
31	外傷/わずかな傷/説明されない傷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33	受傷起点からの時間経過	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	説明の回避/説明内容の疑念	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1	支援/介入の困難/資源不足	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	養育負担の偏り/夜間監視がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	不適切な養育環境	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	経済不安/就労不安定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34	家族構成/同居人変化(35と統合?)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35	内縁関係/ステップファミリー/登録のない大人の出入り(34と統合?)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	児童の情緒的問題/対人距離/愛着課題がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	養育者を過剰に支持する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	児童の育てにくさ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	養育者に対する挑発/エスカレートする行為	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	摂食/排泄の異常/喘息やアレルギー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	児童の帰宅不安/恐怖(30と統合?)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	児童自身が保護・救済を求めている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	児童の身体に打撲痕や内出血などの外傷がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	学業上での課題を抱える	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30	児童が帰宅を嫌がる・拒否する(23と統合?)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほめかし(★経験年数で判断がぶれる項目)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的/態度から事態改善が見込まれない(★経験年数で判断がぶれる項目)(3と5を統合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	育児スキルの不足/不履行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	怒りや突発的事態への対処困難	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	支援の拒絶/回避/無関心/支援者への態度に一貫性がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	精神科既往歴/不安定/判断力の減退/養育困難	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	養育者の家庭外ストレス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21	通告による傷つき/プレッシャー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24	虐待の黙認/用語/認識欠如	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28	夫婦間葛藤/対立/話し合い困難/立場が対等ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29	支援者への攻撃性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32	若年出産	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	過去の心理的/身体的虐待歴	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	きょうだいの係属歴	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	今までに経験したことのない事例(判断がぶれる項目)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

第1案・2枚目 一時保護検討項目

No.	重篤な身体的虐待(オプション項目)	はい	いいえ	不明
身1	養育者が児童の身体の複数箇所を殴打している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
身2	頭部の傷や抜毛(後頭部まで確認)、上まぶた・顔面に点状の出血や痣、目の血走りなど、児童の顔面に外傷がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
身3	人前での暴言暴力/泣いてもあやさない様子	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
身4	学校/園での心身不調の訴え	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
身5	養育者に道具を用いた体罰・暴力行為がある(軽度の外傷や痕がない場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
No.	重篤なネグレクト(オプション項目)	はい	いいえ	不明
ネ1	複数種類の虐待が併発/混合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ネ2	虐待者が虐待行為を正当化している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ネ3	調査協力への無理解/非協力	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ネ4	高齢出産(削除?)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ネ5	児童の発達障害(疑い含む)(削除?)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ネ6	きょうだいの差別的扱い(削除?)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ネ7	地域社会からの孤立(採用?)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
No.	重篤な性的虐待(オプション項目)	はい	いいえ	不明
性1	虐待行為の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、養育者が虐待を否定する・認めない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
性2	児童への絶え間ない叱責/拒絶/無視	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
性3	鬱状態/無気力または妄想幻覚/躁状態がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
性4	関係機関を非難/脅迫/支援の被害的受取	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
性5	不自然/複数回の転居/転入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
No.	重篤なその他虐待(オプション項目)	はい	いいえ	不明
他1	近隣トラブル/養育者社会関係	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他2	養育プレッシャー/育児不安/児童の障害等受容困難	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他3	DVの疑い/過去のDV相談歴	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他4	虐待者が虐待行為を正当化している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
No.	意思決定と判断理由	在宅支援	指導あり	一時保護
A	一時保護に関する入力時点の意思決定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B	緊急出動を行ったか	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
C	一時保護を行ったか	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
D	一時保護しなかった場合の判断理由	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
一時保護しなかった場合の理由について右の選択肢から選択、選択肢がない場合は下記の入力欄に記載してください				
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

第1案・3枚目 意思決定欄とオプション項目

X.3. 有識者による議論(1)

第1案に対して検討委員より、いつ使うツールか、及び他のツールとの違いは何かについて、明確にしたほうが良いという指摘があった。また、誰が使うものなのか・どこで使うのかという点についても、さらに詳細な説明が必要という意見があった。他にも、今後のデジタル化を見据える事を第一としながらも、紙媒体で使用できるツールを作成することを改めて確認した。以下では、検討委員からの意見をまとめる。

・性的虐待の保護判断

性的虐待の項目に、被害事実が明らかになった後でないと判断できない項目がある。現状では性的虐待のガイドラインに基づいた保護判断をしており、調査保護の概念で進めるため、一時保護の判断に役立てることができない。

・選定された項目の前提

今回選抜された項目は令和元年度の知見に引き続き、本調査で集められた1447件の実データから得られた項目である。回答者には、「重篤と考えられる事例」と「重篤ではないと考えられる事例」の両方について回答してもらった。これは、あくまで1447人の回答者が重篤だと考えたということであり、必ずしもそれらが本当に重篤だったのかは別問題となる。

・現状に無い項目で追加検討を行うべき項目

現場の感覚からすると、過去に保護されたことがあるかどうか（保護歴の有無）が、重篤かどうかの重要な分岐点である印象。

・リスクの緩衝要因（Protective Factor）の検討

Differential Responseにおけるリスク項目を緩衝する要因についても検討すべきという指摘があった。しかしながら、今回は緩衝要因については明示的に取得しておらず、項目も多くなり現場の負担が増えることから、今後データ収集をする中でリスクの緩衝要因を評価することを前提にする。

一方で、今回の解析結果で選定された項目のいくつかには「はい」にチェックがついたほうが重篤度の下がる項目があった（8.2.3項参照）。具体的には、重篤度が下がる項目として、「不適切な養育環境」がある。それ自体はむしろ重篤につながる要素でも、その背景に軽度と判断される他の情報（例：不適切な養育環境であることを養育者自身が認めているなど）が取得されたことなどが、原因として考えられる。（詳細は7.4.3項参照）これらの項目については、今後データが溜まってきた段階で追加検討が必要であるが、リスクの緩衝要因に準じた位置づけでセーフティアセスメントの第2案にも残すこととした。

・一時保護しなかった場合の理由をデータ化

一時保護しなかった場合はどのような理由が考えられるのか、現場の実情を反映させるために、データとして蓄積することが重要である。ただし、行政文書として公になるのであれば、率直な理由を述べにくい場合もある。

- ・心理的虐待が入っていないこと

本セーフティアセスメントには、心理的虐待が入っていないという指摘を受けた。心理的虐待は、身体的虐待と同等の脳へのダメージがあることは以前から指摘されており、子どもに対する心理的ダメージは許容できないものと考えられる。しかしながら、本調査研究のセーフティアセスメントのスコップとして、命の安全を守るための一時保護を重要視しているため、心理的虐待に対応することよりも、身体的虐待などに対する児童の命の安全を最優先に一時保護が必要かどうかを判断することが目的であることを説明した。

- ・本セーフティアセスメントに含まれていない項目でも、保護を検討すべき項目がある

本セーフティアセスメントに含まれていないからといって、保護しないでよいわけではないことを、明示的に示す必要があるという指摘を受けた。これは指摘の通りで、最終的には現場の「人」によって保護の要否（市区町村では児相への送致）を判断することが重要である。本アセスメント項目が全てとは限らない点を、明示することとした。

- ・本調査だけではサンプルサイズとして限界があり、網羅性については今後の検証が必要

今回のセーフティアセスメントは、令和元年度調査の事例と本調査の事例からデータを元に選定された項目であるが、そのデータに含まれていない項目はカバーできていない。調査の限界でもあることから、本セーフティアセスメントが全ての事例特徴を網羅しているわけではないという限界を、前提として明示すべき。

- ・セーフティアセスメントは今後もアップデートしていくこと

本セーフティアセスメントは、ある程度、重篤度が高い児童虐待ケースがどのようなものであるかの判断基準と一時保護の必要性について、組織間で合意が取れる点をデータに基づいて明示したものである。しかし、今後データを蓄積していくことで、検証することはもちろん、今後の死亡事例検証の結果や全国児童相談所所長会などの意見、その他調査研究の結果を鑑み、考慮すべき内容を付け足し、アップデートしていくことが前提である。

- ・市区町村が送致するケース

市区町村が送致するケースには2種類ある。一つは緊急保護の依頼であり、もう一つは専門的判断である。後者は保護が要るかどうかも含めた判断を児童相談所にしてほしいという依頼を意味する。つまり、市区町村自身では究明できていないものがあるから、そこについて児童相談所に確認して欲しい場合もあるということである。したがって、市区町村にとって「一時保護をしてくれ」という児童相談所への一時保護の要請ではなく、一時保護の依頼としての児童相談所への通告または送致となるので、その点を明記すべき。

- ・新生児に関するリスク評価が少ないこと

新生児について、子ども側の要素や正解がほとんどないことについて指摘を受けた。これはご指摘の通りであり、今回新生児に関する項目も調査したが、重篤度の予測精度に貢献する項目があまりなかったため、選定項目からは外れている。新生児は死亡事例検証においても重要度が高い項目であり、非常に重要であると認識している。一方で、今回のセーフティアセスメントには、全年齢を対象にあらゆる種別を網羅し、ある一定程度の重篤度の予測精

度を達成するという目的がある。そのため、新生児に関する項目は第2案でのオプション項目、またはガイドラインに検討すべき点をまとめる程度に留めることとする。

- ・補完的な、虐待種別毎の項目について

追加の項目として(オプション項目)、各種重篤な虐待種別のそれぞれを予測するのに貢献する項目を補足的に用意した。しかし、各虐待種別に分けたオプション項目は、データの特性上、他の虐待とも重複する項目があるため、種別毎に分けなくても良いのではという指摘を受けた。第2案では、種別毎のオプションは外し、項目数を検討しなおすこととする。

- ・検討委員による項目の追加・修正

選定された項目を元に、現場実務者と研究者を含んだ有識者検討委員による議論を行った。主に「どのように運用されるか」「現場感覚と合致するか」「文言の意図が伝わるか」といった観点で、様々な意見が出された。特に、現場の視点から、項目の追加・修正・削除が必要なものはないか検討し、現場からも合意が得られるだろう項目を残した。

X. 4. セーフティアセスメントツール第2案の作成

検討委員会の意見を経て、第2案を作成した。主な変更点として、補完的な虐待種別毎の項目を削除し、結合できる項目をまとめ、項目数を減らした。項目の統合と調整については、以下の手順で行った。

- ・項目統合と調整

選定された項目について、相関が高いまたは似たような概念を測定している項目について、統合と削除を行った。また、Signed Global SHAP を用いて、該当することで重篤事態の予測確率が下がる、つまり、より重篤でないことに貢献する項目(緩衝要因)についても検討を行い、それらを明示することとした。Global SHAPが高い項目は、Aランクとし、入力必須項目として設定した。Aランクの次点として、重篤かどうかの予測に寄与する項目をBランクとし、自治体や組織により任意入力として設定した。

最終的に、一時保護検討項目(Bランク)として、33項目が選定された。

表面：一時保護要検討項目

第1案と代わらず、重篤な虐待を示す一時保護要検討項目を明示した。性的虐待については「性的虐待対応のガイドライン(正しい引用を確認)」に準じるよう記載を追記した。

裏面：一時保護検討項目と意思決定項目欄

入力必須のAランクと、入力任意のBランクを分けて記載した。また一時保護の意思決定と結果を2枚目(裏面)に移動し、A4両面1枚で活用頂けるようレイアウトを工夫した。

X. 5. 有識者による議論(2)

ツール第2案に対する検討委員の指摘を、以下に示す。

- ・表面の一時保護要検討項目の文言を、「養育者」「児童」などカテゴリ毎に分類し、各項目について内容に変更がない形で表現などを修正すること。

- ・重篤ネグレクトについては、標準体重・身長に対する-2SD以下のFailure to Thriveの問題を含めること。

- ・「性的描写のある物品を児童の見える状態にしている行為」
「児童に対して卑猥な言葉を発する行為」
「児童が年齢不相応な性的興味・関心および知識を持っている」

について、隠れた性的虐待を見逃さないための情報として重要、かつ虐待行為として保護者指導の対象になりうるが、それ単体のみで実際に調査保護となることは少ないのではないかと考えられる。もちろんその状況次第で「調査保護の要否を検討」しうるが、市区町村において「児童に対して卑猥な言葉を発する行為があるので児相に事案送致する」と軽重を考えずに判断されないかが危惧される。

- ・「児童に性感染症や性器・肛門・下腹部の傷がある」

について、実際には児童に性非行がある場合や、垂直感染の性感染症など、明確な事情もありうる。そのため、それらの事情が含まれてしまうような解釈がなされないよう、「説明のつかない傷がある」という言葉を加えてもよいと考えられる。

- ・「児童に自傷行為や自殺企図がある」

について、虐待以外に児童の精神疾患によるものもあり、その場合一時保護よりは入院対象になることが多いように思われる。「児童に自傷行為や自殺企図があるが、保護者が適切な医療受診をさせていない」と文言を変更してもよいと考えられる。

- ・一時保護検討項目21の「わずかな傷」はどのような趣旨で入っているのか？

わずかな傷だからと言って軽視しないように、というのはわかるが、リスクが高い理由がわかりにくい。

- ・一時保護検討項目43、68、98は必須Aランク「重篤なその他虐待に該当確認」の項目と重複しているので、削除してよいのでは。

- ・項目の表現や表記がわかりにくい。表記が統一されていなかったり、1行に複数項目を含む箇所がある。また、正確な日本語表現を使うべきである。例えば「内臓損傷、または出血」ではなく、「内臓に損傷、または出血がある」としては。

- ・項目の文言が示す意図やツールの使い方について、誤解が生まれないように、しっかりと説明することが大切である。また、留意事項や活用方法を示すガイドブックの存在が非常に重要である。

- ・児童相談所は一時保護の検討、市区町村は「一時保護の依頼」を行うために児相への通告/送致を行う、という表現を含めること。

- ・ガイドブックに、市区町村から児相への一時保護要請（これにチェックがつくから児相で一時保護をすること）ではなく、一時保護の検討を依頼（一時保護が必要か判断頂きたい）する旨を明記する。

- ・意思決定欄については1枚で児童相談所、市区町村が使うものである。市区町村から児相への送致の結果、児相で一時保護しない場合も当然ある。両組織の判断としてすり合わない部分があった場合は、それ自体をデータとして蓄積・評価していくことをガイドブックに明記する。また、児童相談所と市区町村で協力して対応にあたることが重要だ。

X.6. セーフティアセスメントツール最終案の作成

検討委員からの指摘をふまえて、最終案を作成した。各項目の文言は、状況や意図が正確に伝わるように修正し、なるべく表記を統一した。また、「重篤なその他虐待に該当確認」の項目と重複する一時保護検討項目43・68・98を、削除した場合の性能をシミュレーションした。解析の結果、これらの項目を削除しても、重篤であるかどうかの予測性能に大きな影響はなかったため、除外した。

また、利用において懸念される事項については、なるべくガイドブックに明記した。

最終案についての詳細は、8.2.3とガイドブックを参照されたい。